

第1節 防災組織に関する資料

第1 横手市防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 272 号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、横手市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 横手市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市長が指定する国の地方行政機関の職員のうちから、当該地方行政機関の長の承認を得て市長が任命する者
 - (2) 市長が指定する県の地方機関の職員のうちから、県知事の承認を得て市長が任命する者
 - (3) 横手市教育委員会教育長
 - (4) 市の区域を管轄する警察署の職員で、県警察本部長の承認を得て市長が任命する者
 - (5) 横手市消防長及び横手市消防団長
 - (6) 市長が市の職員のうちから指名する者
 - (7) 市長が指定する公共機関の職員のうちから、当該公共機関の長の承認を得て市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 第 1 号委員 5 人以内
 - (2) 第 2 号委員 5 人以内
 - (3) 第 6 号委員 20 人以内
 - (4) 第 7 号委員 10 人以内
 - (5) 第 8 号委員 15 人以内

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部 会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営等に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日条例第38号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日条例第40号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2 横手市防災会議議事運営に関する規定

○横手市防災会議議事運営に関する規定

令和2年8月1日

訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、横手市防災会議条例(平成17年横手市条例第272号)第6条の規定に基づき、横手市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

- 2 防災会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 防災会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 防災会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分等)

第3条 災害その他急を要し、防災会議を開く時間的余裕がないと認められた場合は、次に掲げる事項については、会長がこれを専決処分し、又は回議して決することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか軽易な事項
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第4条 防災会議の庶務は、総務企画部危機対策課において処理する。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

第3 横手市防災会議委員

区 分	数	機 関 名	職 名
会 長	1	横手市	市長
1 号委員	2	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所	所長
		秋田森林管理署湯沢支署	支署長
2 号委員	1	秋田県平鹿地域振興局	局長
3 号委員	1	横手市教育委員会	教育長
4 号委員	1	横手警察署	署長
5 号委員	2	横手市消防本部	消防長
		横手市消防団	消防団長
6 号委員	19	横手市	副市長(2)
			病院事業管理者
			各部長(8)
			各地域局長(8)
7 号委員	8	日本郵便株式会社横手郵便局	局長
		東北電力ネットワーク株式会社横手電力センター	所長
		東日本旅客鉄道株式会社横手駅	駅長
		横手市医師会	会長
		秋田県土地改良事業団体連合会平鹿支部	支部長
		横手LPガス協会協議会	会長
		東日本電信電話株式会社秋田支店	支店長
		株式会社 NTT ドコモ東北支社秋田支店	支店長
8 号委員	15	市民検討部会 火災予防組合	婦人会
		民生児童委員	女性委員
		自主防災組織	代表
		高齢者・障がい者団体	代表
		その他(地域選出)	女性委員
		学識経験者	
		その他	女性代表
計	50		

第4 横手市災害対策本部条例

○横手市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 273 号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第23条の2第8項の規定に基づき、横手市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委 任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 20 日条例第 38 号)

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

第2節 情報の収集及び伝達に関する資料

第1 気象観測施設

1. 消防機関設置雨量観測所

機 関 名	設 置 場 所
横手市消防本部	横手市条里一丁目1-1

2. 気象庁所管雨量観測所

観測所名	所 在 地	観測種別
横 手	横手市横手町字大樋18-4	降水量、気温、風向、風速、日照時間、積雪の深さ

3. 国土交通省所管雨量観測所

観測所名	位 置	河川名
大 柳	雄勝郡東成瀬村大柳	成瀬川

4. 秋田県所管雨量観測所

観測所名	位 置	河川名
平鹿建設	横手市旭川一丁目	—
山 内	横手市山内三又	横手川
南 郷	横手市山内	
外 畑	横手市増田町	
保 呂 羽	横手市大森町	
袴 形	横手市大森町	
武 道	横手市山内	
平 石	横手市山内	
大松川ダム	横手市山内大松川	横手川

5. 国土交通省所管水位観測所

水系名	河川名	観測所	消防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測者
雄物川	雄物川	雄物川橋	2.00	3.00	4.20	4.50	湯沢河川国道事務所
		岩館	2.60	3.10	3.20	3.90	
		柳田橋	1.40	2.00	3.50	4.20	
	皆瀬川	岩崎橋	1.00	1.70	2.40	2.60	
	成瀬川	安養寺	1.50	2.40	3.50	3.80	

※ 消防団待機水位:水防団が水防活動を行うための事前準備の目安となる水位

※ 氾濫注意水位 :水防団が出動し水防活動を行う目安となる水位

※ 避難判断水位 :避難判断の参考のひとつとなる水位

6. 秋田県所管水位観測所

河川名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	観測所名	観測場所	観測者
横手川	1.80	2.50	4.10	4.50	寺 村	黒川字寺村	平鹿地域振 興局建設部
	1.80	2.50	3.90	4.10	朝 倉	朝倉町	
	1.20	2.00	—	—	上の橋	羽黒町	
	2.00	2.50	—	—	岩 瀬	山内土渕	
横手 大戸川	2.10	3.40	—	—	横手大戸	黒川字余目	
成瀬川	1.50	2.50	—	—	安養寺	増田町安養寺	
上溝川	2.00	3.10	4.00	4.40	町 田	大森町町田	
黒沢川	2.00	2.50	—	—	相野々	山内相野々	
松 川	1.25	2.45	—	—	大松川	山内大松川	

7. 秋田県所管雪量観測所

平鹿地域振興局 建設部	横 手	赤坂字仁坂 振興局建設部倉庫 地内
	雄物川	雄物川町字大沢 国道107 簡易パーキング内
	十文字	十文字町梨木 中央団地公園内
	山内	山内小松川 国道107 黒沢トンネル前(横手方面)

第2 災害に関する信号

防災信号(消防法、水防法)

種 別			信 号
火 災	水 防	打 鐘	サ イ レ ン
火災信号	近火信号	●—●—●—●—●— (連 打)	3秒、2秒、3秒、2秒 ○— ○—
	出場信号	●—●—●—●—●— (三 点)	5秒、6秒、5秒、6秒 ○—— ○——
	応援信号	●—●—●—●—●— (二 点)	5秒、6秒、5秒、6秒 ○—— ○——
	報知信号	● ● ● ● (一 点)	
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (一点と二点)	
山林火災信号	出動信号	●—●—●—●—●— (三点と二点)	10秒、2秒、10秒、2秒 ○—— ○——
	応援信号		
火災警報信号	警報発令信号	● ●—●—●—●— (一点と四点)	30秒、6秒、30秒、6秒 ○—— ○——
	警報解除信号	● ● ● ●—● (一点二箇と二点)	10秒、3秒、1分 ○—— ○——
演習招集信号		● ●—●—●— (一点と三点)	15秒、6秒、15秒、6秒 ○—— ○——
※ 参 考 地震防災信号 (大規模地震対策置法)		●—●—●—●—●— (連 打)	45秒、15秒、45秒、15秒 ○—— ○——

第3 被害の認定基準

用語		被害程度の認定基準
死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
負傷者	重症	当該被害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込の者
	軽症	当該被害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満の治療で治癒できる見込の者
住家		現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
全壊、全焼または流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は、住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の構成要素の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊		半壊であっても、構造耐力上主要な部分(建築基準法第1条第3号に規定)の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの。 1. 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2. 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。
半壊または半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格の20%以上50%未満のものとする。
一部破損		全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする。ただし窓ガラスの枚数が破損した程度のごく小さなものを除く。
床上浸水		浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が住居しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
被害の程度		非住家被害は全壊または半壊の被害を受けたものとする。
田畑	流失・埋没	耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不可能となったものとする。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	冠水	

分類	用語	被害程度の確定基準
その他	学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等に上に仮設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設もしくは沿岸を保護するために防護することを必要とす河岸とする。
	港湾	後湾法(昭和27年法律第218号)第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条に規定によって同法が準用される砂防のための施設または、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地	急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、運行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。	

分類	用語	被害程度の確定基準
	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和22年法律第247号)による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第一条に規定する施設とする。
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。	
	農産被害	農林水産業以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業以外の水産被害をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機器器具等とする。

第4 被害報告書の様式

災害概況即報

災害名

(第 報)

()受信者氏名

報告日時	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時		月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住宅被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人	軽症	人		半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人				一部損壊	棟	未分類	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									

(注) 第一報については、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認のとれない事項については、確認がとれない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

市 町 村				区 分				被 害		
災 害 名 ・ 年月日 ・ 即報/確定報		月 日 時		そ の 他	田	流失・埋没	ha			
						冠 水	ha			
						畑	流失・埋没			ha
							冠 水			ha
報 告 者 名					学 校	箇所				
区 分		被 害			病 院	箇所				
人 的 被 害	死 者		人			道 路	箇所			
	うち 災害関連死者		人			橋 り よ う	箇所			
	行方不明者		人			河 川	箇所			
	負傷者	重 傷	人			港 湾	箇所			
		軽 傷	人			砂 防	箇所			
	住 家 被 害	全 壊			棟		清 掃 施 設	箇所		
世帯						鉄 道 不 通	箇所			
人						被 害 船 舶	隻			
半 壊		棟			水 道	戸				
		世帯			電 話	回線				
		人		電 気	戸					
一 部 破 損		棟		ガ ス	戸					
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
		人								
床 上 浸 水		棟								
		世帯		り 災 世 帯 数	世帯					
		人		り 災 者 数	人					
床 下 浸 水		棟		火 災 発 生	建 物	件				
		世帯			危 険 物	件				
		人			そ の 他	件				
非 住 家		公 共 建 物		棟		参 考	一部破損（非住家）		棟	
	全 壊		棟		浸水（非住家）		棟			
	半 壊		棟							

区 分		被 害	災 害 設 置 対 策 状 本 部 況				
公 立 文 教 施 設		千円					
農 林 水 産 業 施 設		千円					
公 共 土 木 施 設		千円					
そ の 他 の 公 共 施 設		千円					
小 計		千円					
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 適 用 救 助 有 法 無	日 時		
	林 産 被 害	千円			備 考		
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円		消防職員出動延人数			
	住 家 被 害	千円			消防団員出動延人数	人	
	非 住 家 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円					
備 考	災害発生場所	大字		以降			
	災害発生年月日						
	災害発生時間						
	災害の概況						
	消防の活動状況						
	その他						

※複数被害を報告する場合、備考欄「その他」に内訳を記入してください。

災害年報(第3号様式)

区 分			災 害 名							計
			発生年月日							
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
		行方不明者	人							
	負傷者	重症	人							
		軽症	人							
住家災害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学 校	箇所								
	病 院	箇所								
	道 路	箇所								
	橋 り よ う	箇所								
	河 川	箇所								
	港 湾	箇所								
	砂 防	箇所								
	清 掃 施 設	箇所								
	鉄 道 不 通	箇所								
	被 害 船 舶	隻								
水 道	戸									

区 分		災 害 名							計
		発生年月日							
その の 他	電話	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀等	箇所							
火災 発生	建物被害	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他公共施設		千円							
小計		千円							
公共施設被害市町村数		団体							
その 他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	その他	千円							
被害総額		千円							
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人	

4号様式

火 災 即 報		受信月日時		発信取扱人																																											
種 別 ()		月	日	時	分																																										
				受信取扱人																																											
1. 出火場所																																															
(火元職業氏名年令)																																															
2. 出火日時																																															
3. 鎮火日時																																															
4. 出火原因																																															
5. 死者数	死 者 名 消防吏員 負傷者 名 消防団員 その他																																														
6. り災世帯数	世帯 名																																														
7. 建物火災	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4">住 家</td> <td>全 焼</td> <td>棟</td> <td>平方米</td> <td>(</td> <td>坪)</td> </tr> <tr> <td>半 焼</td> <td>棟</td> <td>平方米</td> <td>(</td> <td>坪)</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> <td>平方米</td> <td>(</td> <td>坪)</td> </tr> <tr> <td>ぼ や</td> <td>棟</td> <td>平方米</td> <td>(</td> <td>坪)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非住家</td> <td>全 焼</td> <td>棟</td> <td>平方米</td> <td>(</td> <td>坪)</td> </tr> <tr> <td>半 焼</td> <td>棟</td> <td>平方米</td> <td>(</td> <td>坪)</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> <td>平方米</td> <td>(</td> <td>坪)</td> </tr> <tr> <td>ぼ や</td> <td>棟</td> <td>平方米</td> <td>(</td> <td>坪)</td> </tr> </table>					住 家	全 焼	棟	平方米	(	坪)	半 焼	棟	平方米	(	坪)	部分焼	棟	平方米	(	坪)	ぼ や	棟	平方米	(	坪)	非住家	全 焼	棟	平方米	(	坪)	半 焼	棟	平方米	(	坪)	部分焼	棟	平方米	(	坪)	ぼ や	棟	平方米	(	坪)
住 家	全 焼	棟	平方米	(	坪)																																										
	半 焼	棟	平方米	(	坪)																																										
	部分焼	棟	平方米	(	坪)																																										
	ぼ や	棟	平方米	(	坪)																																										
非住家	全 焼	棟	平方米	(	坪)																																										
	半 焼	棟	平方米	(	坪)																																										
	部分焼	棟	平方米	(	坪)																																										
	ぼ や	棟	平方米	(	坪)																																										
8. 林野火災																																															
9. 車両火災																																															
10. その他の火災																																															
備 考																																															

5号様式

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	☐ 1.建物 ☐ 2.林野 ☐ 3.車両 ☐ 4.船舶 ☐ 5.航空機 ☐ 6.その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 (月 日 時	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 (月 日 時			
火元の業態 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由			
焼損程度	全焼 棟 } 焼損 半焼 棟 } 棟数 部分焼 棟 } 計 棟 ぼや 棟 }		焼損面積	建物焼損床面積	m ³	
				建物焼損表面積	m ³	
				林野焼損面積	a	
り災世帯数			気象情報			
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救急・救助 活動状況						
その他参考事項						

(注)この様式は、「国の即報基準」に該当する火災のときに使用する。

6号様式

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 所轄消防本部	
報告者名	

火災種別			
発生日時 (覚知日時)		覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
		不明 人	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の 状 況			
その他参考事項 (注)負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。			

報 第

事故名 { 1.石油コンビナート等
特別防災区域内事故
2.危険物に係る事故
3.原子力災害
4.その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

その他参考事項

第3節 通信に関する資料

第1 市防災行政無線の概要

(1) 無線局の導入年度

地 域	大 森	山 内
導 入 年 度	昭和 55 年度	平成元年度
設 備 の 更 新	有り	無し
設備の更新年度	平成 12 年度	——
納 入 業 者	(株)東芝	富士通(株)

(2) 施設の規模

地 域	大 森	山 内
同 報 系 設 備		
親 局 設 備	1	1
遠隔制御装置	2	1
中継局設備	1	1
子 局 設 備	37	29
戸 別 受 信 機	2,055 (全戸)	1,016 (全戸)
移 動 系 設 備		
基 地 局 設 備	1	1
中継局設備	1	1
移 動 局 設 備	2	14

(3) 無線局の概要

地 域	大 森	山 内
同報系親局設備		
周 波 数	63.68MHz	60.995MHz
送 信 出 力	1W	0.1W
電 波 の 形 式	F2D, F3E	F3E
使 用 空 中 線	3 素子八木型	3 素子八木型
同報系中継局設備		
周 波 数	69.135MHz	68.595MHz
送 信 出 力	5W	10W
電 波 の 形 式	F2D,F3E	F3E
使 用 空 中 線	スリーブ型	スリーブ型
移動系基地局設備		
周 波 数	407.3125MHz	407.25MHz
送 信 出 力	1W	0.1W
電 波 の 形 式	F3E	F3E
使 用 空 中 線	3 素子八木型	3 素子八木型
移動系中継局設備		
周 波 数	-	466.1MHz
送 信 出 力	-	10W
電 波 の 形 式	-	F3E
使 用 空 中 線	-	スリーブ型

子局設置場所

大 森					大 森				
番号	設置場所	空中線	スピーカ		番号	設置場所	空中線	スピーカ	
			レフレックス型	ストレート型				レフレックス型	ストレート型
1	大町	3素子八木	3	1	31	中ノ又	3素子八木	3	1
2	八日町	3素子八木	0	2	32	滝ノ上	3素子八木	2	1
3	本郷	3素子八木	2	2	33	上坂部	3素子八木	2	1
4	菅生田	3素子八木	2	1	34	開	3素子八木	2	1
5	十日町	3素子八木	2	2	35	矢走	3素子八木	1	1
6	二ツ森	3素子八木	3	0	36	保呂羽山	3素子八木	2	0
7	後村	3素子八木	3	1	37	大森	3素子八木	4	0
8	神成	3素子八木	2	2					
9	上村	3素子八木	1	2					
10	松田	3素子八木	2	0					
11	境田	3素子八木	3	0					
12	下田	3素子八木	3	1					
13	板井田	3素子八木	3	1					
14	平野	3素子八木	2	1					
15	昼川	3素子八木	3	0					
16	小詰沢	3素子八木	4	0					
17	知恵ヶ沢	3素子八木	3	0					
18	松原団地	3素子八木	3	0					
19	中野	3素子八木	2	2					
20	松原	3素子八木	3	0					
21	船沢	3素子八木	3	0					
22	末野	3素子八木	3	1					
23	横沢	3素子八木	1	1					
24	極楽寺	3素子八木	3	0					
25	武道	3素子八木	1	1					
26	太田	3素子八木	2	1					
27	寺内	3素子八木	0	2					
28	十二ノ木	3素子八木	2	0					
29	大平	3素子八木	4	0					
30	前田	3素子八木	1	2					

子局設置場所

山 内				
番号	設置場所名	空中線	スピーカ	
			フレックス型	ストレート型
1	大沢	3素子八木	4	0
2	皿木	3素子八木	2	2
3	坂井沢	3素子八木	2	1
4	土渕	3素子八木	4	0
5	岩瀬	3素子八木	2	2
6	平石	3素子八木	3	0
7	軽井沢	3素子八木	2	0
8	相野々	3素子八木	2	2
9	桧沢	3素子八木	3	1
10	平野沢	3素子八木	0	2
11	吉谷地	3素子八木	1	1
12	武道	3素子八木	4	0
13	落合	3素子八木	3	1
14	松川	3素子八木	3	1
15	季原	3素子八木	3	1
16	小松川	3素子八木	3	1
17	下黒沢	3素子八木	3	0
18	田代沢	3素子八木	4	0
19	上黒沢	3素子八木	0	2
20	大畑	3素子八木	2	1
21	新処・久保	3素子八木	2	2
22	沢田	3素子八木	3	1
23	下南郷	3素子八木	2	2
24	中南郷	3素子八木	2	2
25	上南郷	3素子八木	3	0
26	貝沢	3素子八木	2	1
27	下村	3素子八木	3	1
28	松沢	3素子八木	3	1
29	山内地域局	3素子八木	4	0

第2 災害発生時優先電話番号一覧

1. 市災害時優先携帯電話一覧

番号	所 有 課	電 話 番 号	メールアドレス
1	総務企画部秘書広報課	080-6030-1380	0az40f03326500n@ezweb.ne.jp
2	総務企画部危機対策課	090-9634-8841	soumu-bosai@ezweb.ne.jp
3	まちづくり推進部横手地域課地域総務係	090-9634-8840	yokote-bosai@ezweb.ne.jp
4	まちづくり推進部増田地域課地域総務係	090-8923-9970	masuda-bosai@ezweb.ne.jp
5	まちづくり推進部平鹿地域課地域総務係	080-6043-4776	hiraka-bosai@ezweb.ne.jp
6	まちづくり推進部雄物川地域課地域総務係	090-1065-1864	omonogawa-bosai@ezweb.ne.jp
7	まちづくり推進部大森地域課地域総務係	090-9634-8842	oomori-bosai@ezweb.ne.jp
8	まちづくり推進部十文字地域課地域総務係	090-8258-5362	jumonji-bosai@ezweb.ne.jp
9	まちづくり推進部山内地域課地域総務係	080-6043-4777	sannai-bosai@ezweb.ne.jp
10	まちづくり推進部大雄地域課地域総務係	090-7077-9864	taiyu-bosai@ezweb.ne.jp

2. 市孤立集落対策及び市災害関係衛星携帯電話

R6.10.1 現在

番号	配備対象地区		携帯電話設置場所	電 話 番 号
1	横手	沼山	地区住民宅	881623430604
2	雄物川	水沢	地区住民宅	881623430606
3	大森	坂部	地区住民宅	881623410384
4	山内	山内武道	山内支団第2分団第2部	881623410386
5		雄勝川	地区住民宅	881623410387
6		三又	山内支団第4分団第3部	881623412000
7	横手市消防署			881623456467
8	横手市総務企画部危機対策課			881632669965
9	横手市横手地域局			881623410388
10	横手市増田地域局			881623410389
11	横手市平鹿地域局			881623420701
12	横手市雄物川地域局			881623410390
13	横手市大森地域局			881623410391
14	横手市十文字地域局			881623420702
15	横手市山内地域局			881632680473
16	横手市大雄地域局			881623420703

第3 防災関係機関の電話番号一覧

1. 指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	FAX	備 考
東北総合通信局 無線通信部陸上課	022-221-0684	022-221-0607	090-2277-3185(時間外) ※災害時における無線設備貸与
〃 放送部放送課	022-221-0696	—	※臨時コミュニティFM放送設置許可
秋田地方気象台	018-864-3955	018-824-3955	※018-862-5245 (市町村防災担当専用)
東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	0183-73-3174	0183-73-3179	湯沢市関口字上寺沢64-2
成瀬ダム工事事務所	0182-23-8450	0182-23-8449	雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1
秋田森林管理署湯沢支署	050-3160-5835	0183-73-8768	湯沢市田町二丁目6-38

2. 県の機関

機 関 名	NTT回線 電話	衛星 電話	備 考
	NTT回線 FAX	衛星 FAX	
秋田県総合防災課	018-860-4563	100-525	秋田市山王3丁目1-1
	018-824-1190	100-590・591	
消防防災航空隊	018-886-8103	110-59	
	018-886-8105	—	
平鹿地域振興局総務企画部	32-0594	106-59	横手市旭川1丁目3-41
	32-8349	106-50	
平鹿地域振興局福祉環境部	32-4005	—	横手市旭川1丁目3-41
	32-3389	—	
平鹿地域振興局農林部	32-9501	—	横手市旭川1丁目3-41
	33-4395	—	
平鹿地域振興局建設部	32-6205	—	横手市旭川1丁目3-41
	32-0246	—	
南教育事務所	32-1101	—	横手市旭川1丁目3-41
	33-4904	—	
大松川ダム管理事務所	53-3462	—	横手市山内大松川字木戸口60
	53-3248	—	
皆瀬・板戸ダム管理事務所	0183-46-2110	—	湯沢市皆瀬字小貝淵11-2
	0183-46-2549	—	
秋田県警察本部	018-863-1111	100-536	第二警備課
横手警察署	32-2250	—	横手市安田字越廻71
	32-2250	—	

3. 指定公共機関

機 関 名	NTT回線 電話	衛星 電話	備 考
	NTT回線 FAX	衛星 FAX	
横手郵便局	32-3570	—	横手市大町6-13 (総務課)
	32-3934	—	
日本赤十字社秋田県支部	018-864-2731	100-539	※横手地区 (福祉環境部社会福祉課内)
	018-864-6852	—	
NHK秋田放送局	018-824-8102	100-538	※横手報道局 32-2222 FAX 33-4311
	018-824-1191	—	
東日本電信電話株式会社 宮城事業部秋田支店	018-836-8781	—	秋田市中通4丁目4-4 (設備部設備運営担当)
	018-886-8241	—	
株式会社NTTドコモ東北支社 秋田支店	018-864-3423	—	秋田市大町4丁目2-39 (技術サービス担当)
	018-886-8241	—	
東北電力ネットワーク(株) 横手電力センター	33-5697	—	横手市前郷二番町11-24 (総務)
	36-1969	—	
東日本旅客鉄道(株)横手駅	32-4048	—	横手市駅前町5-1
東日本高速道路(株) 秋田管理事務所	018-826-1700	—	秋田市下北手古野字大繁沢30-2
	018-826-1703	—	
日本通運(株)横手支店	32-1001	—	横手市駅前町7-17
	32-1154	—	

4. 指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	FAX	備 考
秋田県土地改良事業団体連合会 平鹿支部	33-1894	33-1896	横手市前郷字下三枚橋247 (秋田県南旭川土地改良区内)
ABS秋田放送	018-826-8520	018-825-2777	報道部
秋田放送県南支局	32-2340	33-6131	横手市平和町1-13
AKT秋田テレビ	018-866-6131	018-888-2252	報道部
秋田テレビ県南総局	33-2521	32-7127	横手市前郷一番町6-26
AAB秋田朝日放送	018-866-5111	018-866-5115	報道製作局
エフエム秋田	018-824-1155	018-824-1194	編成部
秋田県LPガス協会横手支部	42-1455	42-1410	横手市十文字町仁井田 字八萩73-1(株)いっつか 内
羽後交通株式会社	32-4151	32-8146	横手市前郷二番町4-10
横手市医師会	23-7522	36-7150	横手市安田字向田202

5. 国・自衛隊

機 関 名	NTT回線 電話	衛星 電話	備 考
	NTT回線 FAX	衛星 FAX	
消防庁	03-5253-7510	048-500-7526	※震度5強以上30分以内報告
	03-5253-7535	048-500-7536	
消防庁(執務時間外)	03-5253-7777	048-500-7782	
	03-5253-7553	048-500-7789	
陸上自衛隊第21普通科連隊	018-845-0125	197-59	秋田市寺内字將軍野1
	018-845-0125	197-50	
航空自衛隊秋田救難隊	018-886-3320	198-59	秋田市雄和椿川字山籠23-26
	018-886-3320	198-50	
航空自衛隊第33警戒群	0185-33-3030	—	男鹿市男鹿中
	—	—	

6. 主な医療機関

機 関 名	電話番号	FAX	住 所
市立横手病院	32-5001	36-1782	横手市根岸町5-31
市立大森病院	26-2141	26-2974	横手市大森町字菅生田245-205
平鹿総合病院	32-5121	33-3200	横手市前郷字八ツ口3-1
横手興生病院	32-2071	32-1699	横手市根岸町8-21

7. ボランティア連絡組織

機 関 名	電話番号	FAX	住 所
横手市社会福祉協議会本部	36-5377	36-5388	横手市卸町5-10
〃 十文字福祉センター	42-5858	42-4577	横手市十文字町梨木御休ノ上29
〃 山内福祉センター	53-3009	53-3024	横手市山内土淵字鶴ヶ池31-3
〃 大雄福祉センター	52-3311	52-3444	横手市大雄字大関310

8. 主な農林業機関

機 関 名	電話番号	FAX	住 所
秋田ふるさと農業協同組合	32-7983	32-7983	横手市駅前町6-22
平鹿農業共済組合	32-4150	32-4184	横手市横手町字一の口24-1
横手市森林組合	53-2281	53-2283	横手市山内土淵字米倉沢34-8

第4 市職員のアマチュア無線免許所有者数及び無線機配置箇所一覧

R6.10.1 現在

無線機配置箇所別	無線機配置数	アマチュア無線免許 所有者居住地	アマチュア無線 免許所有者数
横手地域局	1基	横手地区	17名
増田地域局	1基	増田地区	0名
平鹿地域局	1基	平鹿地区	4名
雄物川地域局	1基	雄物川地区	4名
大森地域局	1基	大森地区	1名
十文字地域局	1基	十文字地区	2名
山内地域局	1基	山内地区	1名
大雄地域局	1基	大雄地区	0名
本庁北庁舎	1基	横手市以外	0名
計	9基		29名

第4節 災害援護に関する資料

第1 災害救護資金の貸付

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条の災害により、同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条に定めるところにより算定したこれに属するものの所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第5条に定める額に満たないものの世帯主に対し、その生活の立て直しに資するための貸付を行います。

災害による世帯の種類及び程度		金 額 (単位 万円)
療養に要する期間が概ね 1 箇月以上である世帯主の負傷の場合	家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)がない場合及び住居の損害がない場合	150
	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250
	住居が半壊した場合(被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	270 (350)
	住居が全壊した場合	350
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	150
	住居が半壊した場合(被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	170 (250)
	住居が全壊した場合(被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	250 (350)
	住居全体が滅失・流出した場合	350

(2) 生活福祉資金貸付制度要綱

資金種類	貸付限度額	据置機関	償還期間	貸付利子
災害救護資金	1,500,000 円以内	貸付の日から一年以内	7年以内	年3%
低所得者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費				

注 災害弔慰金の支給などに関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として重複貸付はできません。

(3) 母子・寡婦福祉資金

- ① 住宅資金貸付限度額の引き上げ 貸付限度額 200 万円(一般の場合 150 万円)
(住宅の半壊、全壊、半焼、全焼、土砂崩れなど特に必要な場合)
- ② 据置期間の延長(全壊、流出、半壊、床上浸水などの被害を受けた場合)
- ③ 災害のため借受者が支払期限日に著しく償還困難な場合は、支払猶予を行います。

第2 経営資金

(1) 秋田県中小企業災害復旧資金(県単)

市町村から発行される、り災証明書が必要

貸付限度額 3,000 万円

償還期間 10 年以内(うち措置 1 年) 年利:知事が定める利率

(2) 日本政策金融公庫

① 国民生活事業 災害貸付(個人・会社に係る設備資金)

(ア) 貸付限度額

各融資制度に1災害あたり 3,000 万円の上乗せを行います。

(イ) 貸付期間

10 年以内

② 中小企業事業 災害復旧貸付

(ア) 貸付限度額

15,000 万円(別枠)

(イ) 貸付期間

設備資金 15 年以内、運転資金 10 年以内(うち据置期間 2 年)

第3 税の控除・減免等

(1) 国 税

① 所得税法の雑損控除による方法

(災害により資産に損害を受けた場合)

「損害金額－保険金などで補填される金額」(A)の金額を基として計算した、次の(ア)と(イ)のいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除します。

(ア) A の金額 － (総所得金額等の合計額 × 10%)

(イ) A の金額のうち災害関連支出の金額 － 5 万円

② 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法

(ア) 所得税の減免(上記①雑損控除による方法との選択適用)

災害により住宅又は家財について、その価格の半額以上の損害を受けた者で、その年の合計所得額が 1,000 万円以下である者に対し、次により減免を行います。

所得金額が	500 万円以下の場合	全 額
	500 万円超 750 万円以下	2 分の 1
	750 万円超 1,000 万円以下	4 分の 1

(イ) 相続税、贈与税の免除(法 4 条)

相続、遺贈又は贈与により取得した財産について、申告書の提出期限後に甚大な損害を受け

た者に対し、被害を受けた部分に対する税額を免除します。

(2) 地方税

① 県 税

(ア) 個人の県民税

市町村長が個人の市町村税を減免した場合、各市町村税条例による減免額の割合と同じ割合で減免します。

(イ) 個人事業税

- (a) 災害により棚卸資産、事業用固定資産等に被害を受けた場合で、損害の金額がその資産の価格の10分の3以上、かつ、個人の事業所得金額が1,000万円以下のとき、次により減免を行います。

◎ 事業所得金額が 500 万円以下	全 額
500 万円超 750 万円以下	2 分の 1
750 万円超	4 分の 1

- (b) 災害により住宅又は家財に被害を受けた場合で、損害の金額がその資産の価格の総額の10分の3以上、かつ、合計所得金額が1,000万円以下のとき、次により減免を行います。

◎ 合計所得金額が 400 万円以下	2 分の 1
400 万円超	4 分の 1

(ウ) 不動産取得税

- (a) 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得したとき、滅失又は損壊した不動産の固定資産台帳に登録された価格に税率を乗じた額を限度として減額します。

- (b) 取得した不動産が取得してから1年以内に災害により滅失又は損壊したとき、次により減免を行います。

◎ 滅失又は損壊したことにより家屋の全部を取り壊した場合	全額
損壊した家屋を取り壊さなかった場合	損壊の程度に応じて一定額を減免

(エ) 自動車税環境性能割

- (a) 災害により滅失又は損壊した自動車{(b)の適用を受けた自動車を除く。}に代わる自動車を3月以内に取得したとき、滅失又は損壊した自動車の滅失又は損壊した日において課税標準となるべき価格に税率を乗じた額を減額します。

- (b) 取得した自動車が取得してから1月以内に災害により滅失又は損壊したとき、全額を減免します。

(オ) 自動車税種別割

- (a) 災害により損害を受けた自動車の修繕費(保険等で補てんされるべき金額を除く。)が自動車税の年税額を超えると、次により減免を行います。

◎ 修繕費が年税額の2倍を超える場合	税額の2分の1
修繕費が年税額の2倍以下の場合	税額の4分の1

(カ) 徴収の猶予

- (a) 災害により財産に損害を受け、税額を一時に納付することができない場合に、1年以内(事情により最高2年まで)の期間に限り、徴収の猶予を受けられることがあります。

② 市 税

地方税法に基づき横手市市税賦課徴収条例により減免します。

(ア) 個人の市民税

市長が必要と認める者に対し、市長が認める範囲で減免をします。

(イ) 固定資産税

被害の程度により次の区分で、減免します。

区 分	減免の範囲	減免割合
条例第71条第1項第3号 (市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産)	災害(震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害)により損害を受けた固定資産につき、その被害の程度が次の区分によるとき。	
	ア 農地又は宅地	
	(1) 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	10分の10
	(2) 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
	(3) 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
	(4) 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4
	イ 家屋	
	(1) 全壊、全焼、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	10分の10
	(2) 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8
	(3) 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6
	(4) 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき。	10分の4
	ウ 農地又は宅地以外の土地 農地又は宅地に準ずる	農地又は宅地に準ずる
	エ 償却資産 家屋に準ずる	家屋に準ずる

別紙 1

申請番号	
第	号

市民税・県民税減免申請書

横手市長 高橋 大 様

令和 年 月 日

下記の理由により、_____年度の市民税・県民税の減免を申請します。

申請者

住所 横手市

氏名

電話番号

添付書類の有無					
納税通知番号 (または特徴指定番号)			特徴納期	普徴納期	税額
年税額			11月	—	
特徴納期	普徴納期	税額	12月	(4期)	
6月	(1期)		1月	—	
7月	—		2月	—	
8月	(2期)		3月	—	
9月	—		4月	—	
10月	(3期)		5月	(随期)	
※ 備 考					
減免を受けようとする理由					
(1) 生活保護を受けたため (年 月 日から受給)					
(2) 所得が皆無となったことにより生活が著しく困難となったため (内容・・・)					
(3) 学生及び生徒であるため					
(4) 公益法人であるため (民法第34条に規定するもの)					
(5) 地縁団体であるため (地方自治法第260条の2第1項の認可を受けているもの)					
(6) NPO 法人であるため (特定非営利活動促進法第2条第2項に規定するもの)					
(7) 上記以外で特別の理由があるもの (理由・・・)					

※ 備考欄は、税務課、地域局で必要に応じて記入してください。

令和 年 月 日

法人番号

電話番号 _____

年 度	期 別	税 目	納 期	税 額	備 考
	1 期	固定資産税	5月	円	
	2 期	固定資産税	7月	円	
	3 期	固定資産税	9月	円	
	4 期	固定資産税	11月	円	
	5 期	固定資産税	1月	円	
事 由					
減免を受ける期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			

減免を受けようとする固定資産の内訳						
土地						
物件の所在		地目	地積 ㎡	価 格 円		
大 字 小 字	地番					
家屋						
物件の所在		家屋 番号	種 類	構 造	床面積 ㎡	価 格 円
大 字 小 字	地番					
償却資産						
物件の所在		種 類 (資産の名称等)	数 量	価 格 円		
大 字 小 字	地番					

37

第4 災害り災者に対する見舞金給付要綱(秋田県)

(目的)

第1 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害(以下「災害」という。)により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(対象)

第2 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 1 災害により死者又は行方不明者を出した世帯
- 2 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 3 災害により住家を全壊、流出または半壊した世帯
- 4 床上浸水により住家に被害を受けた世帯
- 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの

(見舞金の額)

第3 見舞金の給付は、次の範囲内で行なうものとする。

- 1 前条第1項第1号及び2号 60万円
- 2 前条第1項第3号及び4号
 - (1) 自己所有家屋で現に居住用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失	60万円
半壊、床上浸水	20万円
 - (2) 借家で現に居住している家屋の被災世帯主

全壊、流失	20万円
半壊、床上浸水	6万円

(市町村長の報告)

第4 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合、災害見舞金給付適用報告書(様式第1号)を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

(給付の方法)

- 第5 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。
- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
 - 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書(様式第2号)に様式第1号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

【様式第1号】

様式第1号

災害見舞金給付適用報告書

市町村名：

災害発生の日時	年 月 日 () 時 分		災害の種類							
災害発生の場所										
り 災 の 状 況										
災害り災世帯主氏名	住 所	電話番号	家族数	被災の程度	死者・行方不明氏名	年 令	災害り災世帯との続柄	状 況		
見舞金給付者氏名	見舞金給付者の現居住地及び被災該居住地の世帯主名	電話番号	災害り災世帯主との続柄	死者・行方不明者との続柄	備 考					
				(親等)						
				(親等)						
				(親等)						
				(親等)						
				(親等)						
				(親等)						

注1)「被災の程度」には、死者、行方不明者、障害、全壊、流出、半壊及び床上浸水の別と、自家・借家の別を記入すること。
注2)り災の状況の補助資料として、被災証明書の写し等の被害の状況が確認できる書類を添付すること。

【様式第2号】

見舞金交付調書

被災の程度	見舞金額	氏名	住所	交付月日	交付者名

(注)「被災の程度」は、死者・行方不明者、障害、全壊、流出、半壊及び床上浸水の別を記入すること。

第5 横手市災害見舞金支給条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 114 号

(目 的)

第1条 この条例は、災害により被害を受けた場合、り災者に対し見舞金の支給を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事の類焼等により生ずる被害をいう。
- (2) 住家等 住家又は非住家をいう(小規模な附属建物を除く。)

(支給範囲等)

第3条 災害見舞金の支給の範囲及び額は、次のとおりとする。ただし、第 4 号については、横手市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年横手市条例第 113 号)が適用された場合は、支給しないものとする。

- (1) 住家が全壊、半壊、全焼、又は半焼したとき(1 世帯) 5 万円
- (2) 非住家で同上の場合(1 世帯) 3 万円
- ※ 上記が重複した場合は、5 万円
- (3) 建物が床上浸水したとき(1 世帯) 3 万円
- (4) 死者又は行方不明者(1 人につき) 5 万円

(被害等の判定基準)

第4条 被害等の判定基準は、別表による。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の雄物川町災害見舞金支給条例(平成 3 年雄物川町条例第 19 号)又は十文字町災害見舞金支給規則(昭和 54 年十文字町規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第4条関係)

被害等判定基準

番号	用語	被害の判定基準
(1)	死者	当該災害が原因で、死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。
(2)	行方不明者	当該災害が原因で、所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
(3)	住家	現実に居住のため使用している建物。
(4)	非住家	住家以外の建物。 (人が居住している場合は、当該部分については、住家とする。)
(5)	全焼、全壊	住家等が滅失したもので、具体的には住家等の消失、損壊した部分の床面積が、当該住家等の延床面積の70%以上に達した程以上のもの又は住家等の主要構造部の被害額が、当該住家等の時価の50%以上に達した程度のものであるもの。
(6)	半壊又は半焼	住家等の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、当該住家等の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家等の主要構造部の被害額が、当該住家等の時価の20%以上50%未満に達した程度のものであるもの。
(7)	床上浸水	浸水が、当該住家の床より上に浸水したもの又は半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないもの。

第6 リ災物件の証明に関する要綱

横手市リ災物件の証明に関する要綱

平成 18 年 11 月 1 日

告示第 97 号

(趣 旨)

第1条 この告示は、水災、風災、地震その他の災害(火災を除く。以下「災害」という。)によって被害を受けた物件(以下「リ災物件」という。)の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明の種類)

第2条 証明の種類は、次のとおりとする。

- (1) リ災証明 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 90 条の 2 第 1 項の規定に基づく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明するもの
- (2) リ災届出証明 リ災者又はリ災物件との関係者等から災害による被害の届出がなされた旨を証明するもの

(証明の申請)

第3条 証明の交付を受けようとするリ災者その他市長が適当と認める者(以下「申請者」という。)は、リ災証明願(様式第1号)又はリ災届出証明願(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(証明の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに審査し、事実と相違ないと認めたときは、リ災証明にあつてはリ災証明書(様式第 3 号)を、リ災届出証明にあつてはその旨を証明した当該リ災届出証明願を申請者に交付するものとする。

(様式の特例)

第5条 リ災証明願又はリ災届出証明願の様式がその提出先において特に定めがある場合は、当該様式への証明をもって前条第1項の規定による交付に代えることができる。

(証明事項)

第6条 証明する事項は、災害によるリ災に関する事項とする。

- 2 前項のリ災に関する事項には、被害額に係る事項を含まない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 17 日告示第 22 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

り災証明願

年 月 日

横手市長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日の により、次のとおりり災したことを証明願います。

1 り災物件	
2 り災場所	
3 り災状況	
4 添付書類	写真及び位置図

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

横手市長

印

様式第2号(第3条関係)

り災届出証明願

年 月 日

横手市長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日の により、次のとおりり災したことを証明願います

1 り災物件	
2 り災場所	
3 り災状況	
4 添付書類	位置図

上記のとおりり災の届出があったことを証明します。

年 月 日

横手市長

印

第7 消防本部り災証明事務取扱要綱

○横手市消防本部り災証明事務取扱要綱

平成 17 年 10 月 1 日

消防本部訓令第 13 号

1 証明の根拠

り災証明書は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 3 項を法的根拠とし、条文中のり災証明書が明文化されていないものの、感覚的なものであり、市町村長に与えられた固有の権利であることから、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 31 条の火災原因調査権に基づき、事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により立証できるものに発行するものとする。

2 証明の申請

- (1) 申請者から証明の申出があったときは、り災証明願(別記様式)を提出させるものとする。
- (2) 証明願は、代理人にさせることができる、この場合代理人の身分が証明できるもの(自動車運転免許証等)を確認すること。
- (3) 申請者が申請して、使用者が提出した場合、使用者は申請者の意志表示を伝達するにすぎないので証明して差し支えない。

3 文書の処理

証明願が提出された時は、収発件名簿により処理し、証明するものとする。

4 証明願作成上の留意事項

- (1) 証明願は、当該申請ごとに発行するものとし、提出先ごとの発行とする。
- (2) 証明願は、パソコン等により作成できるものとする。

5 証明の範囲

- (1) 焼損した建物については、焼損部分及び水損等によるり災部分について調査し、確認した範囲で証明すること。
- (2) 建物の収容物その他動産のみが焼損以外の損害を受けた場合にも証明できるものである。
- (3) り災した動産のうち特定なものについて証明を求められた場合は、焼損、水損等のり災事実を確認した結果に基づき、個別に証明することができるものである。
- (4) 火災に対するり災証明は、火災があったことの実事及びその状況について証明するものであるから、放火又は放火の疑いのある火災であっても証明することができるものである。
- (5) 証明にあっては、火元及び類焼の別は、表示しない。

6 証明書の乱用防止

証明するに当たっては、使用目的等に配慮し、乱用防止に努めさせなければならない。

7 証明の訂正

(1)証明願を訂正するときは、訂正部分に 2 本線を引いてその上部に正書し、当該部分の右側欄に○字抹消○字挿入と記載するものとする。この場合において、抹消した文字は、明らかに読めるようにしておくものとする。

(2)証明願を訂正したときは、証明者による場合は公印を押印し、申請者による場合は申請者が署名するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、解散前のり災証明事務取扱要綱(平成 8 年横手平鹿広域市町村圏組合消防本部訓令第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和 3 年 10 月 1 日消本訓令第 2 号)

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式(2 関係)

り災証明願

年 月 日

横手市消防長 様

申請者 住 所
氏 名

り災年月日及び時刻	年 月 日 時 分頃		
り災物件の所在地			
り災種別	建物火災		
り災内容	焼失程度	収容物	その他
提出先			
受付欄			

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

第5節 避難・救出に関する資料

第1 指定避難場所とする判定基準

災害の種類	指定避難場所とする基準
洪水	(1) 洪水時の浸水想定調査において、浸水想定区域にかからない施設
土砂災害	(1) 土砂災害防止法の警戒区域及び特別警戒区域にかからない施設 (2) 土砂災害防止法の区域指定がされていない個所については、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所にかからない施設
地震	(1) 耐震基準を満たしている施設
大規模火災	(1) 防火地域、準防火地域にかからない施設
火山現象 (栗駒山)	(1) 洪水時の浸水想定調査において、浸水想定区域にかからない施設 (融雪型火山泥流発生期)
津波	本市において想定されていないため指定しない

第2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

＊★の屋内施設は指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねます。

＊「洪水・土砂・地震・火災」の欄の○は適。×は不適。△は2階以上に避難してください。

横手地域

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
1	横手南小学校★	羽黒町4-36	32-1051	8,257	9,595	4,128	4,798	△	×	○	○
2	朝倉小学校★	睦成字碓185	32-6070	6,648	8,058	3,324	4,029	△	○	○	○
3	旭小学校★	赤坂字城野岡222	36-1020	5,498	14,111	2,749	7,055	○	○	○	○
4	栄小学校★	大屋寺内字長谷下6-3	33-5210	3,423	11,137	1,711	5,569	○	○	○	○
5	横手北小学校★	八幡字下長田50	23-6543	7,632	15,510	3,816	7,755	△	○	○	○
6	横手南中学校★	赤坂字郷土館32-1	32-3108	9,089	48,849	4,544	24,425	○	○	○	○
7	横手北中学校★	静町字鶴田37	38-8600	11,886	29,600	5,943	14,800	△	○	○	○
8	横手高等学校★	睦成字鶴谷地68	32-3020	12,505	30,803	6,252	15,402	○	○	○	○
9	横手城南高等学校★	根岸町2-14	32-4007	13,344	24,901	6,672	12,450	○	×	○	○
10	横手清陵学院高等学校★	大沢字前田147-1	35-4033	24,046	83,980	12,023	41,990	△	○	○	○
11	横手高等学校青雲館★	前郷二番町10-1	32-2011	3,800	13,474	1,900	6,737	△	○	○	×
12	横手支援学校★	赤坂字仁坂105-1	33-4166	6,252	40,320	3,126	20,160	○	○	○	○
13	横手中央地区交流センター (横手市女性センター)★	本町3-30	32-3137	682	618	341	309	○	○	○	○
14	朝倉地区交流センター(あさくら館)★	朝倉町6-38	35-2138	2,217	3,186	1,108	1,593	△	○	○	○
15	栄地区交流センター(さかえ館)★	大屋新町字堂ノ前32-1	33-5320	1,170	8,553	585	4,276	○	○	○	○
16	旭地区交流センター(旭ふれあい館)★	猪岡字水上91-2	36-1100	687	4,200	343	2,100	○	○	○	○
17	境町地区交流センター(ふるさと館)★	上境字谷地中144-1	36-1200	866	4,253	433	2,126	○	○	○	○
18	黒川地区交流センター(オアシス館)★	黒川字館西619	38-2111	802	1,319	401	659	×	○	○	○
19	金沢地区交流センター(金沢孔城館)★	金沢中野字長持213-1	37-2111	3,226	3,674	1,613	1,837	○	○	×	○
20	横手体育館★	条里二丁目2-40	33-2102	4,520	253	2,260	126	△	○	×	○
21	横手市民会館★	南町13-1	32-3136	3,182	6,306	1,591	3,153	○	○	×	○
22	横手保健センター★	横山町1-1	33-9600	382	11,600	191	5,800	○	○	○	○
23	横手防災センター★	婦気大堤字婦気前197-12	32-5866	499	405	249	203	○	○	○	○
24	Y ² ぶらざ★	横手市駅前町1-21	32-2418	795		397	397	△	○	○	○
25	旧境町小学校グラウンド	上境字谷地中17	-		6,878		3,439	○	○	○	○
26	旧黒川小学校グラウンド	黒川字福島59	-		4,360		2,180	×	○	○	○
27	旧横手西中学校グラウンド	黒川字一本木32	-		9,331		4,665	×	○	○	○
28	旧金沢中学校グラウンド	金沢中野字根小屋84	-		6,800		3,400	○	○	○	○

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
29	立馬郊グラウンド	金沢中野字三貫堰645-1	-		10,400		5,200	○	○	○	○
30	記念公園運動広場	南町13	35-2173		15,000		7,500	○	○	○	○
31	花瑞木児童公園	前郷一番町760	-		2,900		1,450	×	○	○	×
32	三井寺児童公園	南町849	-		3,000		1,500	○	○	○	○
33	横手駅南児童公園	駅南一丁目35	-		3,900		1,950	○	○	○	○
34	本郷第一公園	旭川一丁目6	-		6,000		3,000	×	○	○	○
35	本郷第二公園	旭川二丁目44	-		3,000		1,500	×	○	○	○
36	水上児童公園	平和町485	-		2,100		1,050	×	○	○	×
37	清川児童公園	清川町112	-		1,600		800	×	○	○	×
38	追廻第一児童公園	追廻三丁目27	-		3,500		1,750	○	○	○	○
39	追廻第二児童公園	追廻一丁目56	-		2,400		1,200	○	×	○	○
40	西山児童公園	朝日が丘三丁目423	-		1,500		750	○	○	○	○
41	荒沼児童公園	朝日が丘二丁目422	-		1,000		500	○	○	○	○
42	八王寺公園	安田柳堤3-1	-		18,000		9,000	○	○	○	○
43	大鳥公園	新坂町132-1	35-2173		16,200		8,100	○	○	○	○
44	横手公園	陸成字城付1-4	-		37,000		18,500	○	×	○	○
45	赤坂総合公園	赤坂字大沼沢2-9	35-8989		26,561		13,280	○	○	○	○
46	梅ノ木街区公園	梅の木町711	-		4,200		2,100	×	○	○	○
47	光明寺街区公園	中央町	-		3,900		1,950	×	○	○	×
48	横手駅東口市営駐車場	横手市寿町11	35-2158		9,680		4,840	△	○	○	○

増田地域

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
49	増田地区多目的研修センター★	横手市増田町増田字土肥館173	45-5556	653	0	326	0	○	○	○	○
50	増田小学校★	増田町増田字土肥館141	45-2014	7,007	22,142	3,503	11,071	△	○	○	○
51	増田中学校★	増田町増田字若松27	45-2350	6,203	15,995	3,101	7,998	△	○	○	○
52	増田高等学校★	増田町増田字一本柳137	45-2073	11,634	28,130	5,817	14,065	○	○	○	○
53	増田まんが美術館★	増田町増田字新町285	45-5569	279	13,362	139	6,681	△	○	○	○
54	西成瀬地区交流センター★	増田町荻袋字真当72	45-2657	3,301	7,922	1,650	3,961	○	○	○	○
55	亀田地区交流センター★	増田町亀田字半助村70	45-2321	3,100	6,709	1,550	3,354	○	○	○	○
56	狙半内地区交流センター★	増田町狙半内字七曲下101	45-9020	1,977	9,300	988	4,650	○	×	○	○
57	増田体育館★	増田町増田字若松44-4	45-3978	3,161	11,122	1,580	5,561	△	○	○	○
58	増田野球場	増田町増田字若松106	45-3978		8,500		4,250	×	○	○	○

平鹿地域

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
59	浅舞小学校★	平鹿町浅舞字八幡小路18	24-1140	7,530	13,370	3,765	6,685	△	○	○	○
60	吉田小学校★	平鹿町上吉田字大道88-3	24-1160	4,010	6,384	2,005	3,192	○	○	○	○
61	醍醐小学校★	平鹿町醍醐字大橋7	25-4204	4,255	10,530	2,127	5,265	○	○	○	○
62	平鹿中学校★	平鹿町浅舞字一関向3-1	24-0075	9,478	23,186	4,739	11,593	○	○	○	○
63	平成高等学校★	平鹿町上吉田字角掛60	24-1195	7,837	37,706	3,918	18,853	○	○	○	○
64	浅舞地区交流センター★	平鹿町浅舞字覚町後140	24-1340	725	8,882	362	4,441	○	○	○	○
65	浅舞地区交流センター蛭野分館	平鹿町浅舞字釜池175	24-0027	743	10,411	371	5,206	△	○	○	○
66	醍醐地区交流センター★	平鹿町醍醐字四ツ屋76	25-4001	1,542	24,105	771	12,052	○	○	○	○
67	吉田地区交流センター★	平鹿町上吉田字吉田95-3	24-1131	458	13,458	229	6,729	○	○	○	○
68	吉田地区交流センター分館★	平鹿町上吉田字田ノ植87	-	325	2,790	162	1,395	○	○	×	○
69	平鹿就業改善センター★	平鹿町浅舞字蔭沼313	-	224	828	112	414	○	○	○	○
70	農村体験学習施設「アイリスハウス」★	平鹿町浅舞字蔭沼291	24-3155	755	410	377	205	○	○	○	○
71	福祉保健センター平鹿町 ゆとり館★	平鹿町浅舞字蔭沼289	24-0007	355	2,620	177	1,310	○	○	○	○
72	平鹿防災センター★	平鹿町浅舞字野々助158-3	-	90	440	45	220	×	○	○	○
73	浅舞スポーツセンター★	平鹿町浅舞字野々助80-2	-	907	23,764	453	11,882	×	○	×	○
74	平鹿体育館★	平鹿町浅舞字覚町後131-2	24-3944	1,845	1,897	922	949	○	○	×	○
75	下鍋倉地区農村集落多目的共同利用施設★	平鹿町下鍋倉字下糸畑原229	24-3426	164	94	82	47	×	○	○	○
76	平鹿ときめき交流センター ゆっふる★	平鹿町醍醐字沢口166	25-3801	194	9,030	97	4,515	○	○	○	○
77	樽見内農村公園	平鹿町樽見内字扇田139	-		5,582		1,144	○	○	○	○
78	下醍醐農村公園	平鹿町醍醐字醍醐東66	-		3,349		1,674	○	○	○	○
79	浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南19-1	-		27,732		13,866	○	○	○	○
80	十五野公園(平鹿野球場)	平鹿町浅舞字十六石野61	24-2293		41,559		20,779	○	○	○	○
81	浅舞公園	浅舞字上蔭沼52外	-		48,668		24,334	○	○	○	○

雄物川地域

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
82	雄物川小学校★	雄物川町今宿字鳴田35	22-2800	8,172	9,920	4,086	4,960	△	○	○	○
83	雄物川高等学校★	雄物川町今宿字まみ袋125	22-2103	21,618	27,525	10,809	13,762	○	○	○	○
84	雄物川コミュニティセンター★	雄物川町沼館字高畑338	22-5535	1,957	7,713	978	3,857	△	○	○	○
85	沼館地区交流センター(アスパル おものがわ)★	雄物川町沼館字沼館140-1	22-3606	726	1,920	363	960	×	○	○	○
86	館合地区交流センター★	雄物川町薄井字薄井60	23-1223	534	2,140	267	1,070	△	○	○	○
87	里見地区交流センター★	雄物川町東里字東里173-2	22-3201	519	236	259	118	○	○	○	○
88	福地地区交流センター★	雄物川町柏木字後田7	22-3252	1,131	6,445	565	3,223	×	○	○	○
89	雄物川体育館★	雄物川町今宿字前田面7	22-5644	3,652	4,853	1,826	2,426	×	○	×	○
90	大沢地区交流センター★	雄物川町大沢字大沢182	22-2082	291	1,810	145	905	○	○	○	○
91	二井山地区農村集落多目的共同 利用施設★	雄物川町二井山字二井山153 -4	-	169	200	84	100	○	○	○	○
92	旧つきの木館駐車場	雄物川町薄井字下小出70	22-5535		7,000		3,500	×	○	○	○
93	旧雄物川北小学校グラウンド	雄物川町沼館字沼館182	-		9,600		4,800	×	○	○	○
94	雄物川中央公園	雄物川町沼館字高畑320	-		3,850		1,925	×	○	○	○

大森地域

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
95	大森小学校★	大森町字中田1-4	26-2048	3,101	5,848	1,550	2,924	×	○	○	○
96	保呂羽山少年自然の家★	大森町八沢木字大木屋73	26-6011	800	4,500	400	2,250	○	○	×	○
97	大森地区交流センター★	大森町字大中島276	26-3590	730	270	365	135	×	○	×	○
98	大森地区交流センター分館★	大森町字大森145	26-2342	294	658	147	329	×	○	×	○
99	八沢木地区交流センター★	大森町八沢木字中房29	26-3250	597	1,216	298	608	○	×	×	○
100	ほろわ地区交流センター★	大森町八沢木字前田33-2	26-6040	2,075	8,287	207	4,144	○	○	×	○
101	川西地区交流センター★	大森町袴形字東神成309	26-4150	500	3,000	250	1,500	×	○	○	○
102	坂部多目的集落集会所★	大森町坂部字小屋ノ沢1-1	26-6021	340	4,994	170	2,497	○	○	○	○
103	大森町高齢者等保健福祉センター★	大森町字菅生田245-206	26-4030	1,105	1,750	552	875	○	○	○	○
104	大森体育館★	大森町字持向192	26-4167	2,384	4,648	1,192	2,324	○	○	○	○
105	白山体育館★	大森町上溝字白山下72	-	2,902	13,425	1,451	6,712	○	○	×	○
106	旧大森コミュニティ交流センター 駐車場	大森町字高口下水戸堤1	-		19,404		9,702	○	×	○	○
107	大森町生きがい交流広場	大森町上溝字白山下16-1	-		9,364		4,682	○	○	○	○
108	山村広場(松原団地おまつり広場)	大森町上溝字観音寺361	-		9,831		4,915	○	○	○	○
109	中房農村公園	大森町八沢木字中房29-1	-		2,958		1,479	○	×	○	○
110	横手市大森前田運動場	大森町八沢木字前田100	-		8,287		4,143	○	○	○	○
111	坂部農村公園	大森町坂部字小屋ノ沢1-1	-		2,520		1,260	○	○	○	○
112	板井田農村公園	大森町板井田字沖田24	-		3,613		1,806	×	○	○	○

十文字地域

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
113	十文字地区交流センター★	十文字町海道下12-5	42-2067	731		365		○	○	○	○
114	十文字小学校★	十文字町十五野新田字坊主沢5-1	23-7731	9,990	33,531	4,995	16,765	△	○	○	○
115	十文字中学校★	十文字町十五野新田字梨木境134-1	42-1030	6,717	28,597	3,358	14,299	△	○	○	○
116	三重保育所★	十文字町十五野新田字増田道東93-4	42-1005	846	475	423	237	×	○	×	○
117	十文字西地区交流センター★	十文字町植田字一ト市330	44-3100	1,960	4,624	980	2,312	○	○	○	○
118	十文字防災センター★	十文字町植田字古川端111-2	-	297		148		×	○	○	○
119	道の駅十文字★	十文字町字海道下21-4	23-9320	561	14,520	280	7,260	○	○	○	○
120	三重地区交流センター★	十文字町十五野新田字増田道東19	23-6777	1,720	6,490	860	4,105	△	○	○	○
121	旧十文字第一小学校グラウンド	十文字町字十文字48	-		9,427		4,713	○	○	○	○
122	旧植田小学校グラウンド	十文字町植田字忍ノ沢14-4	-		7,289		3,644	×	○	○	○
123	旧睦合小学校グラウンド	十文字町睦合字宿屋布36	-		4,860		2,430	×	○	○	○
124	十文字西スポーツ交流センターグラウンド	十文字町植田字一ト市127	44-3100		11,796		5,898	○	○	○	○
125	十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢20	-	830	20,970		10,900	×	○	○	○
126	梨木公園	十文字町西原二番町54	-		19,056		9,528	○	○	○	○
127	西原児童公園	十文字町西原二番町55	-		1,600		800	○	○	○	○
128	海蔵院農村公園	十文字町鼎字海蔵院34-1	-		3,000		1,500	×	○	○	○
129	柳原農村公園	十文字町鼎字中川原10	-		1,044		522	×	○	○	○
130	能平喜農村公園	十文字町鼎字能平喜160	-		3,000		1,500	×	○	○	○
131	腕越児童公園	十文字町腕越字山道端105-2	-		1,506		753	○	○	○	○
132	中央団地児童公園	十文字町梨木字羽場下10-24	-		1,988		994	○	○	○	○
133	睦合農村公園	十文字町睦合字乱場115-1	-		2,154		1,077	○	○	○	○
134	木下広域健康広場	十文字町木下字木下167	-		2,303		1,151	○	○	○	○
135	宝竜公園	十文字町宝竜2丁目74	-		2,500		1,250	×	○	○	○

山内地域

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
136	山内小学校★	山内土渚字菅生37-1	53-2207	4,965	20,370	2,482	10,185	○	○	○	○
137	山内地区交流センター(山内庁舎)★	山内土渚字二瀬8-4	53-2111	1,014	5,327	507	2,663	○	○	○	○
138	山内地区交流センター筏分館★	山内筏字久保5	53-2187	214	4,047	107	2,023	○	×	○	○
139	山内三又コミュニティセンター★	山内三又字堂林72	53-2187	214	3,000	107	1,500	○	○	○	○
140	山内南郷コミュニティセンター★	山内南郷字赤渚31	53-2187	639	1,083	319	542	○	○	○	○
141	山内体育館★	山内平野沢字南相野々42-1	53-2188	1,599	9,186	799	4,593	○	○	○	○
142	山内ほっとパレス「ゆうらく館」★	山内土渚字鶴ヶ池31-3	53-3009	583	2,200	291	1,100	○	○	○	○
143	山内農林産物加工交流施設 ふれあい館★	山内土渚字道地59-12	53-2220	237	1,000	118	500	○	○	○	○
144	道の駅さんない★	山内土渚字小目倉沢34	56-1600	501	1,866	250	933	×	○	○	○
145	旧黒沢小学校グラウンド	山内黒沢字田代沢口4-1	-		7,000	0	3,500	×	○	○	○
146	旧松川小学校グラウンド	山内大松川字上台140	-		1,200	0	600	×	○	○	○
147	鶴ヶ池公園	山内土渚字鶴ヶ池地内1-1	-		4,900	0	2,450	○	○	○	○
148	横手市山内陸上競技場、野球場	山内筏字力石126-3	-		12,800	0	6,400	○	○	○	○

大雄地域

番号	施設			避難施設の面積		収容人員		適応			
	名称	所在地	電話	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震	火災
149	大雄小学校★	大雄字田根森50	52-3105	3,454	12,717	1,727	6,358	○	○	○	○
150	横手明峰中学校★	大雄字藤巻西10	38-8500	13,074	37,400	6,537	18,700	○	○	○	○
151	大雄コミュニティ交流センター★	大雄字狐塚262	-	4,757	13,349	2,378	6,675	○	×	○	○
152	大雄地区交流センター★	大雄字本庄道下10	23-7535	634	5,400	317	2,700	○	○	○	○
153	大雄地域福祉センター(ふれあい館)★	大雄字大関310	52-3311	1,281	131	640	66	○	○	○	○
154	大雄こどもセンター★	大雄字田根森50	52-3116	180	8,870	90	4,435	○	○	○	○
155	大雄農業者トレーニングセンター★	大雄字石持前34	52-2106	1,781	2,424	890	1,212	○	×	○	○
156	旧阿気小学校グラウンド	大雄字木戸口西22	-		5,957	0	2,978	○	○	○	○
157	大雄運動公園	大雄字本庄道下20	-		14,289	0	7,144	○	○	○	○

★災害時一時立ち寄り場所(一時避難所)

名称	所在地	避難場所
北都銀行横手支店	横手市大町 7-8	敷地内駐車場及び施設内
北都銀行横手西支店	横手市条里一丁目 13-25	敷地内駐車場及び施設内
北都銀行増田支店	横手市増田町増田字七日町 127	敷地内駐車場及び施設内
北都銀行十文字支店	横手市十文字町字本町 13-3	敷地内駐車場及び施設内
北都銀行浅舞支店	横手市平鹿町浅舞字浅舞 245	敷地内駐車場及び施設内
秋田銀行横手支店	横手市田中町 1-3	敷地内駐車場及び施設内
秋田銀行横手条里支店	横手市条里一丁目 12-21	敷地内駐車場及び施設内
秋田銀行十文字支店	横手市十文字町字本町 9-2	敷地内駐車場及び施設内
秋田県平鹿地域振興局	横手市旭川一丁目 3-41	敷地内駐車場及び施設内
羽後ガス株式会社	横手市朝日ヶ丘三丁目 1-53	敷地内駐車場及び施設内
JA秋田ふるさと金沢支店	横手市金沢本町字本町 26	敷地内駐車場
〃 金沢ライスセンター	美郷町金沢字川原保 143	敷地内駐車場及び施設内
〃 横手ライスセンター	横手市上境字谷地中 262	敷地内駐車場及び施設内
〃 山内野菜集出荷所・低温倉庫	横手市山内土渕字菅生 66-4	敷地内駐車場及び施設内
〃 平鹿カントリーエレベーター	横手市平鹿町浅舞字大東 65	敷地内駐車場及び施設内
〃 雄物川営農センター集出荷所	横手市雄物川町今宿字前田面 1	敷地内駐車場及び施設内
〃 大雄カントリーエレベーター	横手市大雄字三村 13	敷地内駐車場及び施設内
〃 旧八沢木支店	横手市大森町上溝字上野 97-2	敷地内駐車場及び施設内
〃 十文字野菜集出荷所	横手市十文字町植田字大清水 182	敷地内駐車場及び施設内
〃 増田選果場(フルーツセンター)	横手市増田町増田字平鹿 207	敷地内駐車場及び施設内
イオン東北株式会社	横手市安田字中田 4-1	敷地内駐車場
株式会社ダイナム 横手店	横手市婦気大堤字堤下 224-4	敷地内駐車場及び施設内
打川自動車株式会社	横手市駅前町 7-30	敷地内駐車場及び施設内

第3 福祉避難所一覧

令和5年4月1日現在

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	特別養護老人ホームさくら	29	横手市駅前町14番地9
	2	特別養護老人ホームすこやか森の家	30	横手市婦気大堤字婦気前154番地1
	3	特別養護老人ホームすこやか横手	50	横手市横山町1番1号
	4	特別養護老人ホームビハーク横手	30	横手市上境字谷地中139番地
	5	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑	50	横手市山内土渕字鶴ヶ池31番地3
	6	特別養護老人ホームビハーク赤坂	40	横手市赤坂字仁坂105番地2
南部	7	横手市特別養護老人ホームシルバードーム いきいきの郷	50	横手市増田町増田字七日町177番地
	8	特別養護老人ホームあやめ苑	24	横手市平鹿町浅舞字福田207番地4
	9	横手市社会福祉協議会特別養護老人ホーム 平寿苑	50	横手市平鹿町浅舞字館廻353番地
	10	横手市社会福祉協議会特別養護老人ホーム 憩寿園	58	横手市十文字町梨木字御休ノ上108番地
	11	特別養護老人ホーム花むつみ	29	横手市十文字町睦合字川井川47番地
	12	特別養護老人ホーム悠西苑	40	横手市平鹿町浅舞字新堀146
西部	13	横手市社会福祉協議会特別養護老人ホーム 雄水苑	80	横手市雄物川町今宿字末館50
	14	特別養護老人ホームすこやか館合	29	横手市雄物川町薄井字新城7番地2
	15	横手市特別養護老人ホーム白寿園	120	横手市大森町字菅生田245番地27
	16	特別養護老人ホームすこやか大雄	50	横手市大雄字八柏谷地103番地1

■介護老人保健施設

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	介護老人保健施設やすらぎの苑	150	横手市杉沢字中杉沢400
南部	2	介護老人保健施設りんごの里福寿園	100	横手市増田町吉野字梨木塚100番地1
南部	3	医療法人平鹿浩仁会 介護老人保健施設西風 苑	100	横手市平鹿町浅舞字新堀91
西部	4	横手市介護老人保健施設老健おおもり	100	横手市大森町字菅生田245番地207

■通所介護(デイサービス)

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	デイサービスセンターすこやか森の家	25	横手市婦気大堤字婦気前 154 番地 1
	2	デイサービスセンターすこやか横手	30	横手市横山町 1 番 1 号
	3	デイサービスセンターさくら	10	横手市駅前町 14 番地 9
	4	横手市デイサービスセンターふるさと館	30	横手市上境字谷地中 139 番地
	5	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑 老人デイサービスセンター	20	横手市山内土渕字鶴ヶ池 31 番地 3
南部	6	横手市デイサービスセンターシルバードーム いきいきの郷	20	横手市増田町増田字七日町 177 番地
	7	横手市社会福祉協議会平寿苑 指定通所介護事業所	28	横手市平鹿町浅舞字館廻 353 番地
	8	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター 指定通所介護事業所	30	横手市十文字町梨木字御休ノ上 29 番地
西部	9	横手市社会福祉協議会雄風荘 指定通所介護事業所	28	横手市雄物川町今宿字末館 47 番地 2
	10	横手市大森町指定通所介護事業所	30	横手市大森町字菅生田 245 番地 214

■サービス付き高齢者住宅

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	特定施設 さくら	29	横手市駅前町 13 番 22

■障がい児者関係施設

地区	番号	施設名	定員	住所
東部	1	阿桜園	70	横手市赤坂字仁坂 105 番地
	2	地域生活支援センターのぞみ	33	横手市平和町 3-30
	3	地域生活支援センターのぞみ(やまぶき)	-	横手市根岸町 6-43
	4	グループホームつばさ	32	横手市杉沢字谷地中 345 番地
南部	5	生活介護事業所 ブリエ十文字	25	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
	6	ショートステイ ブリエ十文字	-	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
	7	就労継続支援A型事業所 ブリエ十文字	10	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
	8	グループホーム ブリエ十文字	8	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
	9	児童発達支援事業所 ブリエ十文字	5	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 115
西部	10	横手市大和更生園	50	横手市大雄八柏谷地 66 番地
	11	ユニー・ホップハウス	30	横手市大雄八柏谷地 66 番地

第4 避難に関する様式

様式 1 安否確認カード

避難者カード（世帯単位）

記入日： 年 月 日

避難所名：

①	所属自治会					
②	住所・電話	横手市 電話（ ）－				
③	氏名等 *同居家族全員を記入してください。	ふりがな 氏名	年齢	性別	避難の状況等	配慮事項 *病気・障がい・食事制限など特別な配慮が必要な場合
		世帯主		☐ 男 ☐ 女	☐ この避難所に避難 ☐ 自宅に残っている ☐ 他の避難所に避難 ☐ 連絡が取れない	
		ご家族		☐ 男 ☐ 女	☐ この避難所に避難 ☐ 自宅に残っている ☐ 他の避難所に避難 ☐ 連絡が取れない	
				☐ 男 ☐ 女	☐ この避難所に避難 ☐ 自宅に残っている ☐ 他の避難所に避難 ☐ 連絡が取れない	
				☐ 男 ☐ 女	☐ この避難所に避難 ☐ 自宅に残っている ☐ 他の避難所に避難 ☐ 連絡が取れない	
				☐ 男 ☐ 女	☐ この避難所に避難 ☐ 自宅に残っている ☐ 他の避難所に避難 ☐ 連絡が取れない	
				☐ 男 ☐ 女	☐ この避難所に避難 ☐ 自宅に残っている ☐ 他の避難所に避難 ☐ 連絡が取れない	
				☐ 男 ☐ 女	☐ この避難所に避難 ☐ 自宅に残っている ☐ 他の避難所に避難 ☐ 連絡が取れない	
④	緊急連絡先 *親族等	住所 氏名 電話（ ）－				
⑤	家屋被害等 *わかる範囲で	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上床下浸水 ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ 電話不通 ☐ 被害なし				
⑥	特記事項	資格や特技をお持ちで避難所運営にご協力いただけることはあれば、氏名・内容を記入してください。(例：看護師、手話ができる、〇〇語が話せる など) 【氏名】 【内容】				

⑦	安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を公表してもよろしいですか？	☐ はい	☐ いいえ

避難者カードNo.	退出年月日	転出先情報
	年 月 日	住所： 電話：（ ） ー
メモ：		

様式 2 避難者集計表

避難者集計表

第 報

避難場所		記入日時	年 月 日 時	記入者	
		報告日時	年 月 日 時	報告者	

避難者総数 A	傷病者数 B	要援護者数 C	備 考
人	人	人	

集 計 の 方 法	避 難 者 の 動 向	備 考
☐ 町内会長が聞き取りになどにより集計 ☐ 市職員が聞き取りになどにより集計 ☐ 安否確認カードにより集計 ☐ その他()	☐ 増加傾向 ☐ 減少傾向 ☐ 変化なし	

場所別避難者内訳

区 分	避 難 者 数	男	女	備 考
体 育 館	人	人	人	
教 室	人	人	人	
	人	人	人	
合 計	A 人	人	人	

傷病者数

区 分	避 難 者 数	男	女	備 考
重 傷 者	人	人	人	
軽 傷 者	人	人	人	
負 傷 者 小 計	人	人	人	
病 人	人	人	人	
合 計	B 人	人	人	

要援護者数

区 分	避 難 者 数	男	女	備 考
高 齢 者	人	人	人	
障 が い 者	人	人	人	
乳 幼 児	人	人	人	
妊 産 婦	人	人	人	
日本語の不自由な人	人	人	人	
	人	人	人	

第5 福祉施設一覧

1. 認可保育所

令和7年3月31日現在

在

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	横手幼児園	社会福祉法人	本町2-17	32-6025	32-8783	90人
2	横手マリア園	社会福祉法人	寿町7-25	32-5159	32-8059	60人
3	アソカ保育園	社会福祉法人	城西町4-8	33-1978	33-1979	110人
4	明照保育園	社会福祉法人	前郷一番町4-4	32-7388	32-8190	120人
5	白梅保育園	社会福祉法人	大屋新町字中野358-1	33-5924	33-5960	60人
6	常盤保育園	社会福祉法人	黒川字館西661	38-2255	38-2755	65人
7	ときわベビー&キッズ	社会福祉法人	三本柳字寺田123-1	32-1616	23-5220	50人
8	むつみ乳児保育園	社会福祉法人	赤坂字仁坂105-27	38-8020	36-5020	50人
9	旭保育園	社会福祉法人	猪岡字沼下145-2	36-2309	23-8621	130人
10	金沢保育園	社会福祉法人	金沢中野字青葉田18-1	37-2176	37-3456	70人
11	みいりの保育園	社会福祉法人	杉沢字吉沢382-5	33-2522	23-7411	110人
12	ますだ保育園	横手市	増田町増田字七日町66	45-4637	45-2921	190人
13	浅舞感恩講保育園	社会福祉法人	平鹿町浅舞字浅舞221-1	24-1148	24-3745	90人
14	下鍋倉保育所	社会福祉法人	平鹿町下鍋倉字下都43-1	24-0247	24-0900	110人
15	樽見内保育園	社会福祉法人	平鹿町樽見内字扇田65	24-1305	24-3310	60人
16	吉田保育所	社会福祉法人	平鹿町上吉田字田/植88	24-3161	24-3172	110人
17	醍醐保育園	社会福祉法人	平鹿町醍醐字四ツ屋76	56-0155	25-4033	110人
18	雄物川保育園	社会福祉法人	雄物川町柏木字後田7	23-6101	23-6151	80人
19	大森保育園	社会福祉法人	大森町字大森293-1	26-3132	38-8199	110人
20	川西保育所	社会福祉法人	大森町袴形字南越前林1	26-2133	26-2133	50人
21	十文字保育園	社会福祉法人	十文字町梨木字羽場下10-11 3	42-1055	42-2288	120人
22	にしの杜保育園	社会福祉法人	十文字町植田字一ト市127-3	23-7061	23-7062	80人
23	三重保育所	横手市	十文字町十五野新田字増田道 東93-4	42-1005	42-4963	90人
24	さんない保育園	横手市	山内土渕字菅生37-7	53-2172	53-2172	90人
25	たいゆう保育園	社会福祉法人	大雄字田村72	23-7158	23-7159	90人

2. 認定こども園

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	認定こども園 上宮第一幼稚園	学校法人	横手市中央町6-14	32-6075	32-2043	95人
2	認定こども園 上宮第二幼稚園	学校法人	横手市安田字谷地岸17	33-2755	32-8069	105人
3	認定こども園 土屋幼稚園・保育園	学校法人	横手市旭川二丁目2-26	32-8817	32-8847	90人
4	認定こども園こひつじ	学校法人	十文字町字栄町19-1	42-3881	42-3885	110人
5	むつみ幼保連携型認定こども園	社会福祉法人	赤坂字仁坂105-20	33-2777	33-2715	85人
6	幼保連携型認定こども園 沼館 保育園	社会福祉法人	雄物川町沼館字千刈田2	22-4511	22-4517	120人
7	幼保連携型認定こども園 相愛 こども園	社会福祉法人	横手町字五ノ口9	36-1334	36-1826	110人
8	幼保連携型認定こども園 和光 こども園	社会福祉法人	八幡字上長田39-1	36-1221	23-9230	90人

3. 特定地域外保育事業

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	事業所内保育所 あたごキッズ	株式会社	横手市清川町13-16	41-0123	36-1516	12人
2	事業所内託児所 ぽかぽか西風苑	医療法人	平鹿町浅舞字新堀91	24-3033	24-3072	15人

4. 認定外保育施設(事業所内)

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	市立大森病院 森のこハウス	市立大森病院	大森町字菅生田245-205	23-8638	23-8638	15人
2	平鹿総合病院保育所	秋田厚生連	前郷字八ツ口3-1	36-5520	33-3200	休止中
3	みんなのみらい よこて卸町園	協同組合	横手市卸町4-4	23-6860	32-8162	19人
4	きらきら保育園横手	株式会社	横手市駅前町1-13	33-5556	018-803-6065	12人
5	オランジェリー横手保育園	株式会社	横手市柳田4-3	018-888-8696		42人
6	キズナシッター近京子		十文字町植田字植田123	080-6030-0480		

5. 母子生活支援施設

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	横手市サンハイム	横手市	松原町2-13	32-6095	32-6551	16世帯

6. 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	特別養護老人ホームさくら	社会福祉法人 横手福祉会	駅前町14-9	38-8033	38-8035	29人
2	特別養護老人ホーム すこやか森の家	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	婦気大堤字婦気前154-1	35-6025	35-6035	30人
3	特別養護老人ホーム すこやか横手	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	横山町1-1	33-7777	33-7722	50人
4	特別養護老人ホーム ビハーク赤坂	社会福祉法人 相和会	赤坂字仁坂105-2	32-1171	32-1172	40人
5	特別養護老人ホーム ビハーク横手	社会福祉法人 相和会	上境字谷地中139	35-6021	35-6024	30人
6	横手市特別養護老人ホーム シルバードームいきいきの郷	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	増田町増田字七日町177	45-4411	45-4488	50人
7	特別養護老人ホームあやめ苑	社会福祉法人 ひらか福祉会	平鹿町浅舞字福田207-4	56-3002	56-3003	29人
8	特別養護老人ホーム悠西苑	社会福祉法人 悠真会	平鹿町浅舞字新堀146	23-5252	23-5253	40人
9	特別養護老人ホーム平寿苑	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	平鹿町浅舞字館廻353	38-7011	38-7012	50人
10	特別養護老人ホーム すこやか館合	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	雄物川町薄井字新城7-2	56-2800	56-2801	29人
11	特別養護老人ホーム雄水苑	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	雄物川町今宿字末館50	22-4561	22-3607	50人
12	特別養護老人ホーム 雄水苑ユニット	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	雄物川町今宿字末館50	22-4561	22-3607	30人
13	特別養護老人ホーム白寿園	横手市	大森町字菅生田245-27	26-3000	26-3068	100人
14	特別養護老人ホーム 白寿園ユニット	横手市	大森町字菅生田245-27	26-3000	26-3068	20人
15	特別養護老人ホーム花むつみ	社会福祉法人 一真会	十文字町睦合字川井川47	55-3315	55-3316	29人
16	特別養護老人ホーム憩寿園	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	十文字町梨木字御休ノ上108	42-2510	42-2555	58人
17	特別養護老人ホーム鶴寿苑	社会福祉法人 相和会	山内土渕字鶴ヶ池31-3	53-2300	53-2301	50人
18	特別養護老人ホーム すこやか大雄	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	大雄字八柏谷地103-1	56-5055	56-5056	50人

7. 介護老人保健施設

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	介護老人保健施設 やすらぎの苑	社会医療法人 興生会	杉沢字中杉沢400	33-4001	33-6644	150人
2	介護老人保健施設 りんごの里福寿園	社会福祉法人 横手福寿会	増田町吉野字梨木塚100-1	45-3131	45-3300	100人
3	介護老人保健施設西風苑	医療法人平鹿浩仁会	平鹿町浅舞字新堀91	24-3033	24-3072	100人
4	介護老人保健施設 老健おおもり	横手市	大森町字菅生田245-207	26-4021	26-4023	100人

8. 養護老人ホーム

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	養護老人ホーム映月荘	社会福祉法人 相和会	杉沢字中杉沢400	36-1211	36-1235	80人
2	秋田県南部老人福祉総合 エリア養護老人ホーム	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	大森町字菅生田245-34	26-3885	26-3890	50人

9. 軽費老人ホーム(ケアハウス)

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	ケアハウスすこやか横手	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	横山町1-1	33-7777	33-7722	15人
2	ケアハウスビハーク横手	社会福祉法人 相和会	上境字谷地中139	35-6021	35-6024	30人
3	ケアハウスいずみの里	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	平鹿町浅舞字館廻353	38-7011	38-7012	15人
4	秋田県南部老人福祉総合 エリア軽費老人ホーム	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	大森町字菅生田245-34	26-3886	26-3882	50人

10. 生活支援ハウス

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	高齢者生活支援ハウス 森の家	横手市	大森町字菅生田245-214	56-4155	26-4850	15人

11. 老人福祉センター

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	横手市山内ほっとバレス ゆうらく館	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	山内土淵字鶴ヶ池31-3	53-3009	53-3024	
2	横手市平鹿町ゆとり館	横手市	平鹿町浅舞字蔭沼289	24-0007		

12. 老人デイサービスセンター

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	デイサービス雁の郷	株式会社 ツインズ	金沢中野字下矢来沢 389-1	23-8567	23-8568	25人
2	デイサービスセンター すこやか森の家	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	婦気大堤字婦気前154-1	35-6025	35-6035	25人
3	デイスパ清川の里	シャイニングワンスターズ 株式会社	駅前町7-17	23-8445	23-8446	30人
4	悠林の丘	社会福祉法人相和会	赤坂字仁坂105-2	32-2888	32-1172	20人
5	横手市デイサービスセンター ふるさと館	社会福祉法人相和会	上境字谷地中141-1	36-2040	36-2040	25人
6	コンパスウォーク横手	株式会社福分	安田字堰添58番地1	23-9423	23-9424	25人
7	茶話本舗デイサービス 横手マハロ亭	株式会社E・T・C・S	梅の木町5-38	23-5745	23-5746	10人
8	デイサービスセンターさくら	社会福祉法人横手福祉会	駅前町14-9	38-8033	38-8035	18人
9	デイサービスセンターよつ葉	有限会社三葉	梅の木町4-16	36-1410	36-2560	7人

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
10	GENKINEXT 秋田横手	株式会社介護NEXT	赤坂字館ノ下105-6	23-5338	23-5339	18人
11	デイサービスセンターきゅあ	有限会社聡 メディカルサービス	前郷二番町11-15	23-7781	23-7782	18人
12	機能訓練特化型デイサービス健	株式会社 健	横手町字四ノ口84-1	23-9028	23-9029	10人
13	デイサービス ごやさん	合同会社 Goya	杉沢字鶴谷地106-2	32-9372	23-5737	9人
14	デイサービスみなみ	株式会社みなみの風	横手町字三ノ口12-2	38-8797	38-8791	18人
15	歩行と言葉のリハビリ空間 なごみ横手	社会福祉法人あけぼの会	八幡字石町165-1	23-5315	23-5316	18人
16	AKITAトレーニングセンター	社会福祉法人 ひらか福祉会	婦気大堤字婦気前269-1	23-7966	23-7967	18人
17	デイサービスセンターすこやか横手	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	横山町1-1	33-7777	33-7722	18人
18	木立の舎	社会福祉法人相和会	赤坂字仁坂105-2	32-2878	32-1172	10人
19	デイサービス慈照庵	合同会社朝倉慈照会	朝倉町5-19	38-8430	—	12人
20	タカDSTトレーニングジム	株式会社 TAKAフィジカル ステーション	寿町9-16	32-2591	020-4664-2690	8人
21	炭酸浴デイサービスセンター 霞桜の湯	株式会社和幸	増田町熊淵字飯館218	55-1151	55-1152	18人
22	横手市デイサービスセンター シルバードームいきいきの郷	社会福祉法人 ファミリーケアサービス	増田町増田字七日町177	45-4411	45-4488	18人
23	アップルデイサービスセンター	有限会社ヘルシーアップル	平鹿町中吉田字竹原99-1	24-2294	24-1767	32人
24	平寿苑指定通所介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	平鹿町浅舞字館廻353	38-7011	38-7012	28人
25	茶話本舗デイサービス 横手ボヌール	株式会社E・T・C・S	平鹿町中吉田字清水ノ上105	23-5757	23-5714	10人
26	菜康苑デイサービスセンター	有限会社てんぞ	平鹿町醍醐字道中56-2	25-4575	25-4579	18人
27	アイリスデイサービスセンター	有限会社ヘルシーアップル	平鹿町中吉田字竹原100-3	23-6704	23-6705	18人
28	菜康苑デイサービス南館	有限会社てんぞ	平鹿町醍醐字道中56-2	25-4575	25-4579	12人
29	デイサービスセンター沼の柵	有限会社ヘルシーアップル	雄物川町今宿字鳴田136-1	22-2294	38-6738	32人
30	ほのぼのデイサービスセンター	有限会社伊藤製作所	雄物川町造山字十足馬場115-1	22-5504	22-4781	35人
31	雄風荘指定通所介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	雄物川町今宿字末館47-2	22-3400	22-3401	28人
32	デイサービスセンター宏川荘	株式会社リバーサイドビル	雄物川町今宿字末館52-1	23-7766	23-7768	25人
33	デイサービス いきいき横手	株式会社 e-MOTIONs	雄物川町沼館字昼飯塚11 1階	23-7666	23-7667	15人
34	横手市大森町 指定通所介護事業所	横手市	大森町字菅生田245-214	56-4155	26-4850	30人
35	デイサービス ウェスト・リバー	株式会社E・T・C・S	大森町袴形字西神成7-2	23-7027	23-7028	18人
36	デイサービスセンター きゅあ おおもり	有限会社 聡メディカルサービス	大森町字菅生田245-68	23-7025	—	10人

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
37	十文字福祉センター 指定通所介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	十文字町梨木字御休ノ上29	55-2211	42-4577	30人
38	デイサービス アクティブ	株式会社 MITSUHASHI	十文字町十五野新田字十文字下76-6	23-8501	23-8667	10人
39	炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ	社会福祉法人一真会	十文字町睦合字宿屋布14-8	23-5678	23-5678	10人
40	デイサービス風	株式会社E・T・C・S	十文字町上鍋倉字東坊田野13-1	23-7756	23-7785	10人
41	デイサービス寿敬庵・江洋館	株式会社和幸	十文字町腕越字山道端79-3	55-2215	55-2216	3人
42	ひかりサロンラッキー	有限会社 ヘルシーアップル	十文字町仁井田字東22-1 スーパーモールラッキー内	070-8509-8486	—	10人
43	デイサービスセンターなごむ	有限会社共林荘	山内南郷字大弘川139-1	53-2226	53-2230	15人
44	横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑老人デイサービスセンター	社会福祉法人相和会	山内土淵字鶴ヶ池31-3	53-2308	53-2301	18人
45	大雄福祉センター 指定通所介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	大雄字大関310	52-3311	52-3444	28人

13. グループホーム

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	グループホームりんご村	有限会社 秋田しゃぼんサービス	大屋新町字平林46-1	35-6271	35-6272	18人
2	ビハール横手 グループホームぬくもり	社会福祉法人相和会	上境字谷地中136	35-6131	35-6141	18人
3	グループホームひだまりの家	社会福祉法人横手福寿会	増田町吉野字梨木塚101-1	55-1414	45-5577	18人
4	グループホームひなたの家	社会福祉法人横手福寿会	増田町吉野字梨木塚95-2	55-1158	45-2280	9人
5	グループホームきらら浅舞	有限会社わかば会	平鹿町浅舞字道川南77-7	24-0727	24-0533	9人
6	グループホーム康々園	有限会社一輝	平鹿町浅舞字伊勢堂84-1	24-3721	56-3070	18人
7	グループホーム菜康苑	有限会社てんぞ	平鹿町醍醐字道中57-10	25-4575	25-4579	9人
8	グループホームおものがわ	株式会社 清流	雄物川町沼館字佐田10-1	38-6123	38-8282	18人
9	グループホーム おものがわC棟	株式会社 清流	雄物川町沼館字高畑394	38-6015	38-6015	9人
10	樹の里 おおもり	合資会社大森産業	大森町字町田39-1	26-8930	26-8931	18人
11	大森ケア・コミュニティー はる風	有限会社はる風	大森町字菅生田245-226	26-3911	26-3963	18人
12	グループホーム寿敬庵	株式会社和幸	十文字町腕越字山道端79-11	55-2215	55-2216	18人
13	グループホーム ゆつくりゆつくり	特定非営利活動法人 ファミリーユ	十文字町仁井田字杉ノ下176-1	42-5353	42-5353	18人
14	グループホーム 雅	株式会社杉	山内土淵字茂竹97-3	53-3811	53-3810	9人
15	グループホーム大雄	有限会社クリーンマジック	大雄字上田村東38	52-2211	52-2211	18人
16	悠々庵花ごよみ	有限会社 Slow and Slow	大雄字西館合75	56-5855	56-5856	18人

14. ショートステイ

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	指定短期入所生活介護 朝日のあたる家		赤坂字仁坂105-6	38-8311		30人
2	ショートステイえがお		羽黒町11-46	23-5605		30人
3	ショートステイ清川の里		清川町13-16	32-2848		30人
4	ショートステイさくら		駅前町14-9	38-8033		20人
5	ショートステイすこやか森の家		婦気大堤字婦気前154-1	35-6025		20人
6	ショートステイすこやか横手		横山町1-1	33-7777		20人
7	ショートステイたんぽぽ		安田字八王寺106-2	38-8849		38人
8	ショートステイビハーラ横手		上境字谷地中139	35-6021		20人
9	ショートステイいこいの里・増田		増田町増田字上町155-7	55-1717		34人
10	横手市短期入所施設シルバードームいきいきの郷		増田町増田字七日町177	45-4411		11人
11	JA秋田ふるさとショートステイほほえみ醍醐		平鹿町醍醐字道中後28-1	56-0298		30人
12	ショートステイアップル		平鹿町中吉田字竹原100-3	23-6704		23人
13	ショートステイあやめ苑(要介護1以上)		平鹿町浅舞字福田207-4	56-3002		14人
14	ショートステイ悠西苑		平鹿町浅舞字新堀146	23-5252		特養空床利用
15	横手市社会福祉協議会平寿苑指定短期入所生活介護事業所		平鹿町浅舞字館廻353	38-7011		10人
16	指定短期入所生活介護 ショートステイおものがわ		雄物川町今宿字西ノ在家74-1	38-8911		30人
17	ショートステイすこやか館合		雄物川町薄井字新城7-2	56-2800		20人
18	横手市社会福祉協議会雄水苑指定短期入所生活介護事業所		雄物川町今宿字末館50	22-4561		8人
19	横手市社会福祉協議会雄水苑ユニット指定短期入所生活介護事業所		雄物川町今宿字末館50	22-4561		特養空床利用
20	ショートステイくつろぎの里おおもり		大森町板井田字タモノ木148-1	56-4088		24人
21	横手市特別養護老人ホーム白寿園指定短期入所生活介護事業所		大森町字菅生田245-27	26-3000		20人
22	ショートステイ月に咲く花～耀け十文字～		十文字町梨木字羽場下10-115	42-5577		30人
23	横手市社会福祉協議会憩寿園指定短期入所生活介護事業所		十文字町梨木字御休ノ上108	42-2510		10人
24	風薫る宿 花むつみ		十文字町睦合字川井川47	38-8703		28人
25	ショートステイ雅		山内土淵字茂竹94	53-3881		24人
26	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人短期入所施設		山内土淵字鶴ヶ池31-3	53-2300		8人
27	ショートステイすこやか大雄		大雄字八柏谷地103-1	56-5055		10人

15. 老人いこいの家

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	大森町八日町老人憩の家	横手市	大森町字西野321	26-2948		
2	増田町老人憩の家	横手市	増田町増田字七日町71	45-3110		

16. 障がい者支援施設

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105	32-6085	32-7359	170人
2	大和更生園	横手市	大雄字八柏谷地66	52-3661	52-3950	50人

17. 障がい者グループホーム

No.	名 称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	グループホーム希望Ⅰ、Ⅱ	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	安田堂山217-1	33-6651	32-7359	4人
2	グループホームへいわ	社会医療法人 興生会	平和町5-50	35-5781	35-5782	5人
3	グループホームたんぽぽ	社会医療法人 興生会	大水戸町8-3	35-5781	35-5782	4人
4	グループホームみずほ	社会医療法人 興生会	杉沢字谷地中345	35-5781	35-5782	9人
5	グループホームかまくら新生会	NPO法人 ハート・かまくら	安田字ブンナ沢44-4	32-5773	38-8038	7人
6	グループホームやがしわ	横手市	大雄字八柏下村6	52-3661	52-3950	5人
7	グループホームかみたむら	横手市	大雄上田村東169	52-3661	52-3950	5人
8	グループホームすまいる	NPO法人 太陽の園	赤坂字仁坂105-21	36-6600	36-6600	7人
9	グループホーム横手	社会福祉法人 慈泉会	梅の木町8-5	23-8418	23-8628	7人
10	グループホームねぎし	社会医療法人 興生会	根岸町7-33	35-5781	35-5782	7人
11	グループホームはぐろ	社会医療法人 興生会	羽黒町5-32	35-5781	35-5782	7人

18. 障がい福祉サービス事業所(生活介護)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	あざくら園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		40
2	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		60
3	NPO法人「太陽の園」	NPO法人「太陽の園」	赤坂字仁坂105番地1地内	0182-36-6600		12
4	横手市大和更生園	横手市	大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3661		50
5	横手市障害者支援施設 ひまわり社	横手市	横山町3番12号	0182-23-9310		8
6	横手市障害者支援施設 ユウ・ホップハウス	横手市	大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3950		20
7	NPO法人そら	NPO法人 そら	三本柳字寺田131番地1	0182-38-8156		6
8	障害福祉サービス事業所 ウッディいのおか	社会福祉法人 慈泉会	猪岡字中猪岡154番地	0182-38-8434		10
9	生活介護事業所 プリエ十文字	社会福祉法人 アヴェク・トワ	十文字町梨木字羽場下10番地115	0182-23-6300		25
10	十文字福祉センター 指定通所介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	十文字町梨木字御休ノ上29番地	0182-55-2211		(30)
11	デイスパ清川の里	シャイニングワンスターズ 株式会社	駅前町7番17号	0182-23-8445		5
12	横手市社会福祉協議会 雄風荘指定通所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	雄物川町今宿字末館47番地2	0182-22-3400		(28)

19. 障がい福祉サービス事業所(短期入所)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		—
2	横手市大和更生園	横手市	大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3661		—
3	ショートステイ 月に咲く花～耀け十文字～	社会福祉法人 アヴェク・トワ	十文字町梨木字羽場下10番地115	0182-42-5577		—
4	ショートステイ清川の里	シャイニングワンスターズ 株式会社	清川町13番16号	0182-32-2848		—
5	ショートステイ プリエ十文字	社会福祉法人 アヴェク・トワ	十文字町梨木字羽場下10番地115	0182-23-6300		—
6	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		—
7	イオ・ヴィータ赤坂	シャイニングワンスターズ 株式会社	赤坂字後野35番地4	0182-23-8139		—

20. 障がい福祉サービス事業所(施設入所支援)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		40
2	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		60
3	横手市大和更生園	横手市	大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3661		50

21. 障がい福祉サービス事業所(自立訓練)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	生活訓練施設のぞみ	社会医療法人 興生会	上内町4番33号	0182-32-6726		35

22. 障がい福祉サービス事業所(就労移行支援)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	就労支援センター「グリーン」	社会医療法人 興生会	羽黒町3番7号	0182-36-6171		10
2	障害福祉サービス事業所 サンワーク・ネット横手	社会福祉法人 慈泉会	梅の木町8番5号	0182-23-8418		10
3	イオ・グランデ条里	シャイニングワンスターズ 株式会社	条里三丁目2番55号	0182-23-7980		6

23. 障がい福祉サービス事業所(就労継続支援 A 型)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	イノバイト横手事業所	株式会社 イノバイト	平鹿町浅舞字八幡小路235番地	0182-38-8603		20
2	ジョイワーク横手	株式会社 ファン・ワーク	雄物川町南形字下大巻55	0182-23-6663		20
3	就労継続支援A型事業所 プリエ+文字	社会福祉法人 アヴェクト・トワ	十文字町梨木字羽場下10番地115	0182-23-6300		10
4	みらいワーク	株式会社ミライ福祉研究所	大屋新町字中野422番地1	0182-23-7722		20

24. 障がい福祉サービス事業所(就労継続支援B型)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	就労支援センター「グリーン」	社会医療法人 興生会	羽黒町3番7号	0182-36-6171		30
2	NPO法人そら	NPO法人 そら	三本柳字寺田131番地1	0182-38-8156		14
3	NPO法人ハート・かまくら	NPO法人 ハート・かまくら	安田字ブンナ沢44番地1	0182-32-5773		30
4	NPO法人「太陽の園」	NPO法人「太陽の園」	赤坂字仁坂105番地1地内	0182-36-6600		10
5	横手市障害者支援施設 ひまわり社	横手市	横山町3番12号	0182-23-9310		12
6	障害福祉サービス事業所 ウッディいのおか	社会福祉法人 慈泉会	猪岡字中猪岡154番地	0182-38-8434		10
7	ルピナス	社会福祉法人 五輪坂秋峰会	十文字町字栄町17番2	0182-23-5840		20
8	横手市障害者支援施設 ユー・ホップハウス	横手市	大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3950		30
9	イオ・グランデ条里	シャイニングワンスターズ 株式会社	条里三丁目2番55号	0182-23-7980		14
10	アカシア	社会福祉法人 五輪坂秋峰会	十文字町字大道東15番地18	0182-23-7360		(14)
11	フレッシュワーク	株式会社和幸	十文字町腕越字山道端90番地1	0182-42-4620		20
12	就労支援はる風	有限会社 はる風	大森町字菅生田245番地227	0182-23-5405		(20)

25. 障がい福祉サービス事業所(自立訓練)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	障害福祉サービス事業所 サンワーク・ネット横手	社会福祉法人 慈泉会	梅の木町8番5号	0182-23-8418		20

26. 障がい福祉サービス事業所(共同生活援助)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	グループホームかまくら新生会	NPO法人 ハート・かまくら	安田字ブンナ沢44番地4	0182-32-5773		7
2	横手市障害者グループホーム	横手市	大雄字八柏谷地66番地	0182-52-3661		10
3	阿桜園 共同生活援助事業所	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		10
4	グループホームつばさ	社会医療法人 興生会	杉沢字谷地中345番地	0182-23-5820		32
5	すまいる	NPO法人「太陽の園」	赤坂字仁坂105番地21	0182-33-8880		7
6	グループホームブリエ十文字	社会福祉法人 アヴェクト・トワ	十文字町梨木字羽場下10番地115	0182-23-6300		8
7	イオ・ヴィータ赤坂	シャイニングワンスターズ 株式会社	赤坂字後野35番地4	0182-23-8139		10

27. 障がい福祉サービス事業所(福祉型障害児入所施設)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	障害福祉サービス事業所 サンワーク・ネット横手	社会福祉法人 慈泉会	梅の木町8番5号	0182-23-8418		20

28. 障がい福祉サービス事業所(児童発達支援)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		5
2	モモの家	横手市	横山町1番1号	0182-33-7777		10
3	児童発達支援事業所 プリエ十文字	社会福祉法人 アヴェクトワ	十文字町梨木字羽場下10番地115	0182-23-6300		5
4	放課後等デイサービス キッズスポーツ	社会福祉法人 ひらか福祉会	婦気大堤字婦気前269番地1	0182-23-6576		10
5	みらいずジュニア横手	株式会社あけぼのミライズ	朝倉町3番45号	0182-23-7808		10

29. 障がい福祉サービス事業所(放課後等デイサービス)

No.	名称	経営主体	所在地	電話	FAX	定員
1	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		10
2	阿桜園	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	赤坂字仁坂105番地	0182-32-6085		5
3	イオ平和	シャイニングワンスターズ 株式会社	平和町11番5号	0182-23-6585		10
4	イオ平鹿	シャイニングワンスターズ 株式会社	平鹿町中吉田字竹原84番地1	0182-23-7492		10
5	放課後等デイサービス キッズスポーツ	社会福祉法人 ひらか福祉会	婦気大堤字婦気前269番地1	0182-23-6576		10
6	放課後等デイサービス キッズスポーツFine!	社会福祉法人 ひらか福祉会	婦気大堤字婦気前274番地1	0182-23-7577		10
7	みらいずジュニア横手	株式会社あけぼのミライズ	朝倉町3番45号	0182-23-7808		10

第6 要配慮者利用施設一覧

1. 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

令和7年3月31日現在

No	施設名	郵便番号	住所	電話番号
1	横手南小学校	013-0015	羽黒町4-36	32-1051
2	朝倉小学校	013-0008	睦成字碓185	32-6070
3	ショートステイ清川の里	013-0032	清川町13-16	32-2848
4	事業所内保育所あたごキッズ	013-0032	清川町13-16	41-0123
5	常盤保育園	013-0826	黒川字館西661	38-2255
6	土屋幼稚園・保育園	013-0033	旭川二丁目2-26	32-8817
7	学童保育「みなみ」	013-0015	羽黒町4-36	33-4845
8	学童保育「みなみⅡ」	013-0015	羽黒町4-36	36-3466
9	学童保育「みなみⅣ」	013-0015	羽黒町4-36	33-2800
10	学童保育「あさくら」	013-0008	睦成字碓185	36-3715
11	学童保育「あさくらⅢ」	013-0008	睦成字碓185	33-2070
12	横手市児童センター	013-0036	駅前町1-21	32-2426
13	特別養護老人ホームさくら	013-0036	駅前町14-9	38-8033
14	ショートステイさくら	013-0036	駅前町14-9	38-8033
15	デイサービスセンターさくら	013-0036	駅前町14-9	38-8033
16	特定施設さくら	013-0036	駅前町13-22	23-8602
17	さらさ横手	013-0036	駅前町2-35	36-1339
18	さらさ横手別館スパ	013-0036	駅前町7-17	23-8430

No	施設名	郵便番号	住所	電話番号
19	デイスパ清川の里	013-0036	駅前町7-17	23-8445
20	有料老人ホームかまくら	013-0061	横手町字六ノ口5	38-8218
21	有料老人ホームかまくら2号館	013-0061	横手町字三ノ口20-2	33-5280
22	条里みのりホーム	013-0060	条里一丁目15-7	23-5304
23	茶話本舗デイサービス横手マハロ亭	013-0068	梅の木町5-38	23-5745
24	デイサービスセンターよつ葉	013-0068	梅の木町4-16	36-1410
25	デイサービスセンターきゅあ	013-0037	前郷二番町11-15	23-7781
26	機能訓練特化型デイサービス 健(すこやか)	013-0061	横手町字四ノ口84-1	23-9028
27	デイサービス慈照庵	013-0028	朝倉町5-19	38-8430
28	ショートステイえがお	013-0015	羽黒町11-46	23-5605
29	有料老人ホーム凜	013-0071	八幡字上長田146-2	23-6391
30	有料老人ホームあいあい横手	013-0061	横手町大関越42-1	23-8075
31	NPO法人そら	013-0074	三本柳字寺田131-1	38-8156
32	生活訓練施設のぞみ	013-0014	上内町4-33	32-6726
33	生活訓練施設やまぶき	013-0016	根岸町6-43	33-8700
34	就労支援センター「グリーン」	013-0015	羽黒町3-7	36-6171
35	イオ・グランデ条里	013-0060	条里三丁目2-55	23-7980
36	障害福祉サービス事業所 サンワーク・ネット横手	013-0068	梅の木町8-5	23-8418
37	グループホーム横手(サンワークの家)	013-0068	梅の木町8-5	36-6510
38	グループホームへいわ	013-0035	平和町5-50	23-5820
39	グループホームたんぽぽ	013-0026	大水戸町8-3	23-5820

No	施設名	郵便番号	住所	電話番号
40	グループホームねぎし	013-0016	根岸町7-33	23-5820
41	グループホームはぐろ	013-0015	羽黒町5-32	23-5820
42	イオ平和	013-0035	平和町11-5	23-6585
43	市立横手病院	013-8602	根岸町5-31	32-5001
44	横手興生病院	013-0016	根岸町8-21	32-2073
45	学童保育「わんぱく」	013-0014	上内町6-39	32-1622
46	学童保育「あさくらキッズ」	013-0028	朝倉町6-38	32-1130
47	げんキッズよこてきた	013-0071	八幡字下長田52	23-6081
48	横手幼児園	013-0018	本町2-17	32-6025
49	横手マリア園	013-0025	寿町7-25	32-5159
50	アソカ保育園	013-0011	城西町4-8	33-1978
51	明照保育園	013-0038	前郷一番町4-4	32-7388
52	学童保育「てらこや 明照」	013-0038	前郷一番町4-8	35-4127
53	相愛こども園	013-0061	横手町字五ノ口9	36-1334
54	和光保育園	013-0071	八幡字上長田39-1	36-1221
55	ときわベビー&キッズ	013-0074	三本柳字寺田123-1	32-1616
56	認定こども園上宮第一幼稚園	013-0023	中央町6-14	32-6075
57	みんなのみらいよこて卸町園	013-0072	卸町4-4	23-6860
58	きらきら保育園横手	013-0036	駅前町1-13	33-5556
59	高橋耳鼻咽喉科眼科クリニック	013-0037	前郷二番町4-25	32-2275

No	施設名	郵便番号	住所	電話番号
60	山田眼科医院	013-0022	四日町5-25	32-6006
61	放課後等デイサービスさくらっこ	013-0061	横手町字四ノ口51	32-6085
62	みらいずジュニア横手	013-0028	朝倉町3-45	23-7808
63	有料老人ホームみのり悠久庵	013-0060	条里一丁目15-2	23-5302
64	学童保育「卸町よこてきた」	013-0072	卸町9-4	36-0177
65	学童保育「卸センターよこてきた」	013-0072	卸町4-10	090-6229-1075
66	障害福祉サービス事業所 ウッディいのおか	013-0065	猪岡字中猪岡154	38-8434
67	イオ・ヴィータ赤坂	013-0064	赤坂字後野35-4	23-8139
68	放課後等デイサービススキップスポーツ	013-0063	婦気大堤字婦気前269-1	23-6576
69	AKITAトレーニングセンター	013-0063	婦気大堤字婦気前269-1	23-7966
70	放課後等デイサービススキップスポーツFine!	013-0063	婦気大堤字婦気前274-1	23-7577
71	デイサービスセンターすこやか森の家	013-0063	横手市婦気大堤字婦気前154-1	35-6025
72	ショートステイすこやか森の家	013-0063	横手市婦気大堤字婦気前154-1	35-6025
73	特別養護老人ホームすこやか森の家	013-0063	横手市婦気大堤字婦気前154-1	35-6025
74	コンパスワーク横手	013-0043	安田字堰添58-1	23-9423
75	GENKINEXT 秋田横手	013-0064	赤坂字館ノ下105-6	23-5338
76	シルバーピュア横手	013-0064	赤坂字館ノ下136-2	0120-934-741
77	Luminous(ルミナス)横手	013-0063	婦気大堤字婦気前132-1	32-1117
78	平鹿総合病院	013-8610	前郷字八ツ口3-1	32-5121
79	旭保育園	013-0065	猪岡字沼下145-2	36-2309
80	特別養護老人ホームいきいきの郷	019-0701	増田町増田字七日町177	45-4411
81	ますだ保育園	019-0701	増田町増田字七日町66	45-4637

No	施設名	郵便番号	住所	電話番号
82	学童保育「すまいるキッズ」	019-0701	増田町増田字七日町66	45-4788
83	特別養護老人ホーム平寿苑	013-0105	平鹿町浅舞字館廻353	38-7011
84	特別養護老人ホーム悠西苑	013-0105	平鹿町浅舞字新堀146	23-5252
85	グループホーム康々園	013-0105	平鹿町浅舞字伊勢堂84-1	24-3721
86	茶話本舗デイスサービス 横手ボヌール	013-0106	平鹿町中吉田字清水ノ上105	23-5757
87	イノベイト横手事業所	013-0105	平鹿町浅舞字八幡小路235	38-8603
88	浅舞感恩講保育園	013-0105	平鹿町浅舞字浅舞221-1	24-1148
89	特別養護老人ホームすこやか館合	013-0481	雄物川町薄井字新城7-2	56-2800
90	デイスサービスセンター沼の柵	013-0205	雄物川町今宿字鳴田136-1	22-2294
91	ショートステイおものがわ	013-0205	雄物川町今宿字西ノ在家74-1	38-8911
92	グループホームおものがわ	013-0208	雄物川町沼館字佐田10-1	38-6123
93	グループホームおものがわC棟	013-0208	雄物川町沼館字高畑394	38-6015
94	ジョイワーク横手	013-0213	雄物川町南形字下大巻55	23-6663
95	雄物川保育園	013-0214	雄物川町柏木字後田7	23-6101
96	雄物川小学校	013-0205	雄物川町今宿字鳴田35	22-2800
97	にこにこキッズ雄物川	013-0205	雄物川町今宿字鳴田35	22-4511
98	にこにこキッズ雄物川Ⅲ	013-0205	雄物川町今宿字鳴田1	22-4511
99	デイスサービス ウェスト・リバー	013-0502	大森町袴形字西神成7-2	23-7027
100	有料老人ホームやわらぎ	013-0535	大森町字町田34-7	38-8871
101	ショートステイクつろぎの里おおもり	013-0501	大森町板井田字タモノ木148-1	56-4088
102	樹の里 おおもり	013-0535	大森町字町田39-1	26-8930
103	大森保育園	013-0521	大森町字大森293-1	26-3132
104	川西保育園	013-0502	大森町袴形字南越前林1	26-2133

No	施設名	郵便番号	住所	電話番号
105	大森小学校	013-0533	大森町字中田1-4	26-2048
106	学童保育「おおもり」	013-0533	大森町字中田1-4	26-2552
107	特別養護老人ホーム花むつみ	019-0514	十文字町睦合字川井川47	55-3315
108	有料老人ホームいなお	019-0505	十文字町仁井田字八萩73-4	47-7170
109	デイサービス アクティブ	019-0508	十文字町十五野新田字十文字下タ6-6	23-8501
110	炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ	019-0514	十文字町睦合宿屋布14-8	23-5678
111	グループホームゆっくりゆっくり	019-0507	十文字町仁井田字杉ノ下176-1	42-5353
112	三重保育所	019-0508	十文字町十五野新田字増田道東93-4	42-1005
113	ひかりサロンラッキー	019-0505	十文字町仁井田字東22-1	070-8509-8486
114	グループホーム悠々庵花ごよみ	013-0425	大雄字西館合75	56-5855
115	大雄福祉センター指定通所介護事業所	013-0452	大雄字大関310	52-3311
116	たいゆう保育園	013-0306	大雄字田村72	23-7158
117	横手明峰中学校	013-0415	大雄字藤巻西10	38-8500

2. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

令和6年11月1日現在

No	施設名	郵便番号	住所	電話番号
1	横手南小学校	013-0015	羽黒町4-36	32-1051
2	学童保育「みなみ」	013-0015	羽黒町4-36	33-4845
3	学童保育「みなみⅡ」	013-0015	羽黒町4-36	36-3466
4	学童保育「みなみⅣ」	013-0015	羽黒町4-36	33-2800
5	ショートステイえがお	013-0015	羽黒町11-46	23-5605
6	生活訓練施設のぞみ	013-0014	上内町4-33	32-6726
7	生活訓練施設やまぶき	013-0016	根岸町6-43	33-8700
8	就労支援センター「グリーン」	013-0015	羽黒町3-7	36-6171
9	学童保育「わんぱく」	013-0014	上内町6-39	32-1622
10	高橋内科医院	013-0043	安田字ブンナ沢80-45	32-5662
11	ショートステイたんぽぽ	013-0043	安田字八王寺106-2	38-8849
12	住宅型有料老人ホーム クランピア横手	013-0043	安田字八王寺108-3	23-7881

第6節 自主防災組織に関する資料

第1 自主防災組織規約（作成例）

・・町内自主防災組織規約

（目 的）

第1条 本組織は、・・町内の防災活動を行うとともに、地域住民の防災意識の高揚に寄与することを目的とする。

（名称及び所在地）

第2条 本組織は、・・町内会自主防災組織と称し、事務所を横手市・・町・・番・号に置く。

（事 業）

第3条 本組織は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 常に、横手市消防本部並びに横手市消防団の指導を受け、防災活動に努める。
- (2) 会員の訓練と機械器具の整備点検を図り、有事の際の出動に備える。
- (3) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第4条 本組織は、・・町内会幹事、青年部員、及び町内会員有志をもって構成する。

（役 員）

第5条 本組織に、会員の互選による、次の役員を置く。

(1)代 表	1 名	(2)防災部長	1 名	(3)消防部長	1 名
(4)会 計	1 名	(5)監 査	1 名		

2 会員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（任 務）

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、本組織を代表し、会務を総括する。
- (2) 防災部長は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 消防部長は、ポンプ及び付属器具一式の保守管理及び操作を指揮する。
- (4) 会計は、本組織の財政を総括する。
- (5) 監査は、本組織の会計を監査する。

（会 議）

第7条 本組織の会誌は、総会および臨時会とし、代表が招集する。

（会計年度）

第8条 本組織の会計年度は、毎年・・月・・日から翌年・・月・・日とする。

（補 則）

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会議で決定する。

附 則

この規約は、令和・年・・月・・日から施行する。

第2 自主防災組織

自主防災組織の状況

令和6年4月現在

地域名	世帯数	自主防災組織		火災予防組合		その他		計		組織率
		組織数	世帯数	組織数	世帯数	組織数	世帯数	組織数	世帯数	
横 手	15,060	5	568	8	1,392	0	0	13	1,960	13.0%
増 田	2,359	1	267	1	1,641	0	0	2	1,908	80.9%
平 鹿	4,017	0	0	3	4,017	0	0	3	4,017	100.0%
雄物川	2,950	0	0	6	2,950	0	0	6	2,950	100.0%
大 森	2,078	6	(注2) (797)	1	2,078	0	0	7	2,078	100.0%
十文字	4,631	1	375	47	2,187	0	0	48	2,562	55.3%
山 内	1,144	13	1,144	1	(注2) (38)	0	0	14	1,144	100.0%
大 雄	1,547	0	0	22	1,547	2	(注1) (27)	22	1,547	100.0%
計	33,786	26	2,354	89	15,821	2		117	18,166	53.8%

※（注1）大雄地域の「その他」の世帯数は、火災予防組合世帯数に含む

※（注2）大森、山内は、自主防災組織と火災予防組合の重複あり

第7節 救急医療に関する資料

第1 主な医療機関

1. 市内の病院等

病院名	所在地	電話番号	備 考
市立横手病院	根岸町5-31	32-5001	救 急
市立大森病院	大森町菅生田245-205	26-2141	救 急
平鹿総合病院	前郷字八ツ口3-1	32-5121	救 急
横手興生病院	根岸町8-21	32-2071	—

2. 市外の病院等

病院名	所在地	電話番号	備 考
秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2	018-834-1111	救 急
秋田県立循環器・脳脊髄センター	秋田市千秋久保田町6-10	018-833-0115	救 急
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	018-829-5000	救 急
大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町8-65	0187-63-2111	救 急
市立大曲病院	大仙市大曲飯田字堰東210	0187-63-9100	—
市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬3	0187-54-2111	救 急
大曲中通病院	大仙市大曲上栄町6-4	0187-63-2131	救 急
花園病院	大仙市大曲あけぼの町9-26	0187-63-3100	—
市立田沢湖病院	仙北市田沢湖生保内字浮世坂17-1	0187-43-1131	—
雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25	0183-73-5000	救 急
佐藤病院	湯沢市字中屋敷75	0183-73-3195	—
町立羽後病院	羽後町西馬内字大戸道44-5	0183-62-1111	救 急

第2 救急自動車の配置一覧

1. 県南の消防本部が保有する救急自動車

消防本部名	救急指令装置数	高規格救急車数
横手市消防本部	1	8
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	1	7
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	1	11
計	3	26

第3 医療衛生材料調達先一覧

1. 医療品、衛生材料、防疫薬品の調達業者

名称又は氏名	所在地	電話番号	営業品目
いわしや佐東器械店	横手市幸町3番47号	32-2592	医薬品 衛生材料 防疫薬品
かんきょう 横手支店	横手市横手町字上真山32番地1	36-0294	
クロスウィルメディカル 株式会社	横手市安田字越廻37番地	33-4751	
スズケン 横手支店	横手市八幡字八幡79番地	35-4688	
テスコ 横手出張所	横手市三本柳字寺田18番19号	35-5340	
ミドリ安全秋田 横手営業所	横手市三本柳字街道上1番地3	32-7740	
メディセオ 横手支店	横手市杉沢字鶴谷地270	32-6313	
永井歯科商会 横手営業所	横手市松原町2番52号	35-5580	
丸幸	横手市卸町8番4号	32-9582	
後藤歯科商店 横手店	横手市婦気大堤字谷地添99番地2	33-4242	
高速 横手営業所	横手市赤坂字上ノ台19-6	33-5552	
秋田医科器械店 横手営業所	横手市八幡字八幡32-1	32-8311	
東北アルフレッサ 横手支店	横手市婦気大堤字平林1番26	33-5331	

第8節 交通運輸に関する資料

第1 市所有車両一覧

令和6年3月末現在

区分	車 種	保有台数
一般車両	軽乗用車	67
	軽貨物自動車	158
	普通自動車	68
	小型貨物車	23
	バス	32
	マイクロバス	44
小 計		392
運搬車両	トラック	20
	ダンプトラック	11
小 計		31
特殊車両	霊柩車	0
	塵芥車	0
	フォークリフト等	7
	散布車	4
	その他	51
小 計		62
除雪車	グレーダ	29
	ドーザ	82
	ローダ	29
	ロータリ	58
小 計		198
合 計		683

※ 消防本部、消防団及び市立病院の車両は含んでいません。

第2 秋田県トラック協会会員

令和6年8月現在

NO	会 社 名	郵便番号	住 所	電 話
1	(有)浅舞運送	013-0105	横手市平鹿町浅舞字沼下247	24-3048
2	(株)秋田県赤帽横手営業所	013-0008	横手市睦成字七日市4-10	33-6366
3	(株)イワミヤ	013-0061	横手市横手町字五の口30-1	32-1232
4	エコー運輸(株)	019-0701	横手市増田町増田字伊勢堂15	45-2160
5	(株)エル・ピー・ジー	013-0053	横手市外目字三ツ塚山159-1	33-5855
6	(有)小沼運輸	013-0105	横手市平鹿町浅舞字桜森境4番地	24-1437
7	(株)岡部興業	013-0004	横手市杉沢字南杉沢111-1	33-9990
8	(資)柿崎建設	019-0502	横手市十文字町西原二番町20	42-1253
9	(有)川津商事	019-0503	横手市十文字町西原1番地93-5	42-3969
10	(有)菊池興業	013-0065	横手市猪岡字猪岡148-1	32-7766
11	五王興業(有)	019-0504	横手市十文字町字麻当10-1	42-4932
12	(有)佐藤興産	013-0216	横手市雄物川町西野字浄戒塚76-1	22-5863
13	里見運送(有)	013-0203	横手市雄物川町東里字東里北5-1	22-2795
14	(資)塩喜運送	013-0051	横手市大屋新町字法竜290	33-5421
15	株式会社秋南通送	013-0033	横手市旭川町1-6-31	32-1540
16	大東實業(株)秋田営業所	013-0053	横手市外目字三ツ塚山45-1	36-4481
17	武内興業(有)	013-0105	横手市平鹿町浅舞字五味川34	24-1000
18	杉山工業(株)	013-0013	横手市城南町470-6	38-8551
19	(株)藤勝	019-0501	横手市十文字町腕越字石倉103	42-2468
20	東北第一物流(株)秋田県南支店	013-0102	横手市平鹿町醍醐字街道東27-2	25-3796

NO	会 社 名	郵便番号	住 所	電 話
21	羽柴運輸(株)	013-0051	横手市大屋新町字法竜304-1	33-4745
22	宮城光和運輸(株)秋田支店	013-0069	横手市三枚橋1-5-24	38-8184
23	(有)細谷産業	013-0106	横手市平鹿町中吉田字石塚70	24-3838
24	(株)ミタケ	013-0824	横手市下境字日向121-1	33-4433
25	(有)山本建設	012-0004	横手市外ノ目字壇森44-11	33-6462
26	ヨコウン(株)	013-0072	横手市卸町8の14	32-3667
27	(有)和賀	019-0509	横手市十文字町梨木羽場字羽場下10-69	42-3254
28	(有)珍田建設	019-0701	横手市増田町増田字縫殿138-3	45-4350
29	東和流通(株)	013-0107	横手市平鹿町下吉田字下福田街道上102	24-0031
30	日本Wep流通(株)	013-0065	横手市猪岡字皿川西176-1	36-7171
31	洋興業(株)	013-0076	横手市杉目字塚腰78-1	23-5790

第3 通行の禁止又は制限についての標示

◎ 災害対策基本法施行規則別記様式第2（第5条関係）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第4 緊急通行車両の確認事務処理要領及び様式

(1) 秋田県が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

ア 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

イ 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- (イ) 消防・水防その他応急措置に関するもの。
- (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- (ア) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。

上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。

- (イ) ア以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

エ 確認事務処理

(ア) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は別紙様式 1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式 4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

(イ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式 2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式 3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(ウ) 報 告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により、知事(総合防災課危機管理・防災支援班)に報告すること。

オ 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。また保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

(2) 秋田県公安委員会が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両等の確認は次の事務手続により行うものとする。

ア 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めた車両をいう。

イ 確認対象車両(緊急通行車両及び規制除外車両)

災害対策基本法の規定に基づく車両(緊急通行車両)

(ア) 警報の発令及び伝達、並びに避難の勧告、又は指示に従事するもの。

(イ) 消防、水防、その他応急措置に従事するもの。

(ウ) 被害者の救護、救助、その他保護に従事するもの。

(エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に従事するもの。

(オ) 施設及び設備の応急復旧に従事するもの。

(カ) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。

(キ) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。

(ク) 緊急輸送の確保に従事するもの。

(ケ) その他災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に従事するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うことになっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。

エ 確認事務処理

(ア) 事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署の交通課(地域交通課)において行うこと。

(イ) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別添様式第1号「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その際、車両の使用目的、輸送日時、輸送経路等を慎重に審査して確認に努め、別添様式第4号「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは、当該車両の使用者に対し、別添様式第2号「緊急通行車両確認証明書」及び別添様式第3号「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(エ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度様式第4号の「確認申請受理簿」の様式により警備第二課警備実施係に報告すること。

(オ) 留意事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて保管し、いつでも申請を受理できるような適正な保管管理に留意すること。

(カ) その他

緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部においても行うことができる。

(様式1)

年 月 日	
秋田県公安委員会 殿	
緊急通行車両確認申出書	
申出者 住 所	
氏 名	
番号標に表示 されている番 号	
車両の用途（緊 急輸送を行う車 両にあつては、 輸送人員又は品 名）	
活 動 地 域	
車両の 使用者	住 所 () 局 番
	氏名又 は名称
緊 急 連 絡 先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(様式2)

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		
秋 田 県 公安委員会 ㊟		
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は 名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式4)

緊急通行者両確認申請受理簿

受付 年月日	受付 番号	確認 番号	申請者		輸送 目的	車両番号	期 間	輸送経路
			住 所	氏 名				

第9節 派遣応援に関する資料

第1 災害時応援協定一覧

【令和7年3月末日現在】

	締結年月日	相手方	主な内容	備考
【自治体等相互応援協定】 13件				
1	H22.4.1	神奈川県厚木市	災害時相互応援	
2	H24.7.6	茨城県那珂市	災害時相互応援	
3	H18.4.26	秋田県全12市	災害時相互応援	
4	H30.3.16	国土交通省湯沢河川道路事務所	雄物川の画像情報の提供	
5	R1.9.24		道の駅十文字における災害時相互応援	
6	H22.11.29	国土交通省東北地方整備局	災害対策現地情報連絡員の派遣	
7	H24.1.20	秋田県及び全市町村	災害時相互応援	
8	H24.11.1	秋田県平鹿地域振興局	災害発生時の一時立ち寄り所として使用	
9	R4.3.28	秋田県平鹿地域振興局	道の駅さんないにおける災害時相互応援	
10	H24.11.13	岩手県西和賀町	災害時相互応援	
11	H25.5.20	由利本荘市、湯沢市、大仙市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市	災害時相互応援	
12	H26.2.13	全国青年市長会	災害時相互応援	44市
13	R7.1.22	宮城県富谷市	災害時相互応援	
【民間事業者等との応援協定】 39件				
1	R2.5.27	日本郵便株式会社	包括的連携協定	27郵便局
2	H18.11.28	株式会社ヤマザワ (旧よねや商事株式会社)	食料品・日用品の供給	R5.3.1事業継承
3	H18.12.1	NPO法人コメリ災害対応センター	作業用品・日用品の供給	
4	H19.12.27	イオン東北株式会社 (旧イオンスーパーセンター株式会社)	食料品・日用品の供給、避難場所提供	R7.3.1経営統合
5	H20.3.25	横手市建設業協会	応急対策業務の応援	61業者
6	H20.8.25	横手市電気工事業協議会	応急対策業務の応援	20業者
7	H20.9.26	横手市管工事協会	応急対策業務の応援	37業者
8	H21.5.25 R5.4.1	横手市社会福祉協議会・横手福寿会・ファミリーケアサービス・相和会・ひらか福祉会・横手福祉会・一真会・興生会・平鹿浩仁会・平鹿悠真会・アヴェクトワ・秋田県社会福祉事業団・横手市	福祉避難所の設置	43施設
9	H21.6.25	横手市測量協会	応急対策業務の応援	12業者
10	H21.8.3	横手市建築家協会	応急対策業務の応援	12業者
11	H21.8.14	横手アマチュア無線クラブ	アマチュア無線による情報収集・連絡	
12	H23.3.29	横手コミュニティFM放送株式会社	災害時における緊急FM放送	
13	H23.11.14	株式会社テラセキ	災害時における石油燃料の優先供給	
14	H24.10.1	株式会社ウォーターネット秋田(株渡敬)	災害時における飲料水の優先供給	事業引継

	締結年月日	相手方	主な内容	備考
15	H24.7.30	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等	
16	H25.2.23	株式会社北都銀行	災害時相互協力	
17	H25.2.23	株式会社秋田銀行	災害時相互協力	
18	H25.5.10	ヨコウン株式会社	物資等の緊急輸送、倉庫の提供	
19	H25.5.10	公益社団法人隊友会 秋田県隊友会横手支部	自衛隊車両の誘導	
20	H25.7.30	ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店	物資等の緊急輸送、物資拠点の運営	
21	H26.4.23	一般社団法人 秋田県LPガス協会	LPガス及び応急対策用資機材の調達	
22	H26.4.23	株式会社 伊藤園	災害時における飲料の提供	
23	H27.3.26	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合横手支部	災害時における宿泊施設の提供	
24	H27.3.26	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	災害時における救援物資の提供	
25	H29.1.31	横手環境保全振興会、有限会社横手環境管理サービス	災害時におけるし尿等収集運搬	
26	H29.1.31	協同組合横手環境協議会	家庭系一般廃棄物収集運搬	
27	H29.3.16	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の復旧支援	
28	H30.7.10	横手商工会議所青年部・よこて市商工会青年部・JA秋田ふるさと青年部・一般社団法人横手青年会議所	災害時における支援活動	
29	H31.1.23	羽後ガス株式会社	一時避難所の使用	
30	H31.3.19	(一社)秋田県建造物解体業協会	災害時における応援協力	
31	R1.7.4	秋田ふるさと農業協同組合	一時避難所、物資供給等	
32	R2.11.11	株式会社ダスキんよねや ダスキんレントオール横手ステーション	レンタル機材の優先提供等	
33	R3.5.12	(株)シバタ 東北支部 横手出張所	避難所運営資材・水防資材の優先提供等	
34	R3.5.21	三菱自動車工業株式会社 秋田三菱自動車販売株式会社	電動車両等の貸与による電源供給	
35	R4.4.28	株式会社アクティオ	レンタル機材の優先提供等	
36	R4.5.16	佐川急便株式会社 北東北支店	支援物資の荷役作業及び倉庫の提供等	
37	R5.5.19	株式会社ダイナム	一時避難場所、トイレ水道施設の提供	
38	R6.7.11	打川自動車株式会社	一時避難場所、集結場所・資器材の提供等	
39	R6.7.23	横手湯沢フォレストサイクル株式会社	電力提供、支援車両の待機場所等提供	
【指定公共機関、指定地方公共機関との覚書、協定】 3件				
1	H20.12.25	東北電力ネットワーク(株) 横手電力センター	災害対策本部連携、電力設備優先復旧	
2	H21.8.6	東日本電信電話株式会社 秋田支店	災害対策本部連携、通信設備優先復旧	
3	R7.3.17	一般社団法人 横手市医師会	災害時における医療救護活動	
【合 計】 55件				

第2 秋田県内都市相互応援協定

災害時における相互援助に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定書は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市(以下「各都市」という。)の市長の協議により、各都市の全部又は一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市(以下「被災都市」という。)のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、都市間の相互援助又は協力(以下「援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材および物資の提供
- (2) 救援および救助に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認められるもの

(援助要請の手続)

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所およびその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別および人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(調整都市)

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動(以下「援助業務」という。)を行う都市(以下「援助都市」という。)と被災都市との総合的な調整を行うための都市(以下「調整都市」という。)を置く。

- 2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

(経費の負担)

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して定めるものとする。

(賠償責任)

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障がい者となった場合においては、本人又はその遺族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

- 2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に損害を与えた場合(その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。)は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当部課(室)を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

- 2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。
- 3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発生するものとする。

(協 議)

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市
秋田市長

能代市
能代市長

横手市
横手市長

大館市
大館市長

由利本荘市
由利本荘市長

男鹿市
男鹿市長

湯沢市
湯沢市長

大仙市
大仙市長

鹿角市
鹿角市長

潟上市
潟上市長

北秋田市
北秋田市長

仙北市
仙北市長

にかほ市
にかほ市長

様式第1号

号

年 月 日

様

住 所

氏 名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第3条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被害状況	
援助内容の種類	
援助を要する 職種別人員	
援助場所 到達経路	
援助を受ける期間	
その他援助に 必要な事項	

様式第2号

災害時の連絡担当部課室

(市)

連 絡 部 課 室 名				
連絡担当者	責任者	課・室長		
	補助者			
連 絡 先	勤務時間内	責任者		
		TEL		
		FAX		
		補助者		
		TEL		
		FAX		
	勤務時間外	責任者		
		TEL		
		FAX		
		補助者		
		TEL		
		FAX		
備 考				

連絡担当者に変更が生じたときは、すみやかに通知するものとする。

別紙（5条関係）

援 助 調 整 都 市

被災都市	援 助 調 整 都 市 名	
	正	副
秋 田 市	湯 沢 市	大 仙 市
能 代 市	北 秋 田 市	仙 北 市
横 手 市	秋 田 市	男 鹿 市
大 館 市	大 仙 市	横 手 市
由利本荘市	鹿 角 市	大 館 市
男 鹿 市	大 館 市	鹿 角 市
湯 沢 市	能 代 市	に か ほ 市
大 仙 市	男 鹿 市	秋 田 市
鹿 角 市	由利本荘市	潟 上 市
北 秋 田 市	に か ほ 市	由利本荘市
潟 上 市	仙 北 市	湯 沢 市
仙 北 市	潟 上 市	能 代 市
に か ほ 市	横 手 市	北 秋 田 市

第3 秋田県及び県内市町村相互応援協定

災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

等

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請または前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

- 5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

（自主応援）

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

- 2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

（要請等の手段）

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国または県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、県及び市町村がそのつど協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市長 穂 積 志

能代市上町1番3号

能代市長 齊 藤 滋 宣

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城 20 番地
 大館市長 小 畑 元
 由利本荘市尾崎 17 番地
 由利本荘市長 長谷部 誠
 男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1
 男鹿市長 渡 部 幸 男
 湯沢市佐竹町 1 番地 1 号
 湯沢市長 齊 藤 光 喜
 大仙市市花園町 1 番 1 号
 大仙市長 栗 林 次 美
 鹿角市花輪字荒田 4 番地 1
 鹿角市長 児 玉 一
 潟上市天王字上江川 47 番地 100
 潟上市長 石 川 光 男
 北秋田市花園町 19 番 1 号
 北秋田市長 津 谷 永 光
 仙北市田沢湖生保内字宮の後 30 番地
 仙北市長 門 脇 光 浩
 にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地
 にかほ市長 横 山 忠 長
 小坂町小坂鉦山字尾樽部 37 番地 2
 小坂町長 細 越 満
 上小阿仁村小沢田字向川原 118 番地
 上小阿仁村長 中 田 吉 穂
 藤里町藤琴字藤琴 8 番地
 藤里町長 佐々木 文 明
 三種町鶴川字岩谷子 8 番地
 三種町長 三 浦 正 隆
 八峰町峰浜目名潟字目長田 118 番地
 八峰町長 加 藤 和 夫
 五城目町西磯ノ目一丁目 1 番地 1
 五城目町長 渡 邊 彦兵衛
 八郎潟町字大道 8 0 番地
 八郎潟町長 昌 山 菊 夫
 井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78 番地 1
 井川町長 齋 藤 正 寧
 大潟村字中央 1 番地 1
 大潟村長 高 橋 浩 人
 美郷町土崎字上野乙 170 番地 10
 美郷町長 松 田 知 己
 羽後町西馬音内字中野 177 番地
 羽後町長 大 江 尚 征
 東成瀬村田子内字仙人下 30 番地 1
 東成瀬村長 佐々木 哲 男

第4 旧北東北連携軸構想推進協議会市町村災害時相互応援協定

災害時における相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、平成25年3月31日に解散した北東北地域連携軸構想推進協議会の構成自治体が、引き続き災害時における相互応援活動を継続していくため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づく相互協力及び応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は品名、規格、数量等
- (4) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は職種別人員及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第4条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第5条 応援に従事する応援市の職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は関係市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条に定める応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、若しくは負傷し、又は疾病により死亡し、若しくは重度障がい者となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援市が負うものとする。

- 2 応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市との往復途上に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第8条 各市は、相互応援に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

- 2 各市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要に応じ、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成25年5月20日から施行する。

この協定の成立を証するため、各市長記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

平成25年5月20日

大船渡市

大船渡市長 戸 田 公 明

花巻市

花巻市長 大 石 満 雄

北上市

北上市長 高 橋 敏 彦

遠野市

遠野市長 本 田 敏 秋

釜石市

釜石市長 野 田 武 則

奥州市

奥州市長 小 沢 昌 記

横手市

横手市長 五十嵐 忠 悦

湯沢市

湯沢市長 齊 藤 光 喜

由利本荘市

由利本荘市長 長谷部 誠

大仙市

大仙市長 栗 林 次 美

第5 神奈川県厚木市との災害時相互応援協定

「災害時における相互応援に関する協定書」

厚木市と横手市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合、相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災した児童及び生徒の小中学校への一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続き)

第3条 災害が発生し応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の品名等と数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、人数、場所及び期間
- (4) 小中学校への一時的な受入れを希望する人数及び期間
- (5) その他応援を必要とする事項等

(自主的応援)

第4条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援することができるものとする。

- 2 前項の規定による応援は、第2条第1号から第3号までに規定するもののうち、応援しようとする市が必要と認めるものとする。
- 3 第1項の規定による自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費及び前条第1項の自主的応援に要する経費 応援を行う市
- (2) 応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市
- 2 応援を行った市は、応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合は、当該経費を一時的に立て替えて支弁するものとする。

(損害補償)

第6条 第3条の規定により派遣された職員が、応急対策及び復旧等の応援活動中に損害を受けた場

合は、原則として応援を行った市が補償するものとする。

- 2 派遣された職員が当該応援活動中、第三者(被災者を含む。)に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその責任において対処するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(連絡主管課)

第8条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡主管課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に係る疑義が生じたときは、必要に応じて両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

厚木市長 小 林 常 良

横手市長 五十嵐 忠 悦

第6 茨城県那珂市との災害時相互応援協定

「災害時における相互応援に関する協定書」

横手市と那珂市は、友好都市提携協定書を取り交わした都市として、いずれかの市域において災害が発生した場合における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 被災者に対する住宅の斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 被災した市が応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる場合にあっては、職員の職種、人数、業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第3条 災害が発生し、被災した市との連絡が取れない場合で、被災していない市が応援の必要があると認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に応援に出動した市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災した市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、前条の規定により行った被災地の情報収集活動に要した経費は、応援を行った市の負担とする。

- 2 前項の経費負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第5条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合は、本人又は遺族に対する補償は、応援を行った市が負担するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災した市への往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員は、原則として応援を要請した市の長の指揮の下に行動するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害時の連絡体制の強化を図るものとする。

(1) 夜間・休日等の連絡先

(2) 衛星携帯電話等

(3) 所属・担当者氏名等

※年度初めに異動報告を取り交わす事

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、両市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年7月6日

秋田県横手市長 五十嵐 忠 悦

茨城県那珂市長 海野 徹

第7 岩手県西和賀町との災害時相互応援協定

災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 西和賀町と横手市は、北上横手地域開発促進協議会を構成する自治体として、いずれかの市・町域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、相互の援助協力について必要な事項を定めるものとする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供及び斡旋
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災した自治体が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続き)

第3条 援助を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所及びその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、行政職、医療技術職、保健看護職、福祉職、技能労務職、医師職の職種別及び人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市・町域において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自主的判断により緊急援助活動を実施するものとする。

(援助経費の負担)

第5条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた自治体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、双方が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第2条に定める援助活動に従事した職員が、その活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは重度障がい者となった

場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助自治体が負うものとする。

- 2 援助自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災自治体との往復途上に生じたものを除き、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第7条 相互援助に関する連絡担当課(室)を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成24年11月13日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、双方署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年11月13日

西和賀町長 細 井 洋 行

横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

第8 全国青年市長会災害相互応援への加盟

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市(当該会員である市長が 50 歳を超えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。)において、大規模な災害が発生し、被災した会員市(以下「被災会員市」という。)のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市)

第2条 災害応援市は、被災会員市以外の会員市(資格年齢の到達による退会時に、この要綱の趣旨に引き続き賛同する市を含む。)とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連 絡)

第4条 被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

2 会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知をするものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、会長市又は副会長市に対して、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書(別記様式)を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等
- (4) 前条第6号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (5) 応援を受ける場所及びその経路

(6) 応援を受ける期間

(7) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

(1) 第1次体制 同一都道府県内の会員市

(2) 第2次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市

(3) 第3次体制 全会員市

(実 施)

第8条 会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、極力これに応じ、救護に努めるものとする。

2 応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、会長市又は副会長市を通じることなく、被災会員市に対して直接、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、地方自治法、災害救助法その他の法令に基づき行われるものについては、当該法令等に定めるところによる。

2 前項に掲げるもの以外の経費については、相互扶助の精神に基づき、原則として災害応援市が負担するものとする。

3 前項の規定は、双方の事前の合意により、災害応援市が被災会員市に対して、当該経費を求償することを妨げるものではない。

(災害補償等)

第11条 第5条第6号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

2 第1条の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国(外国の地方公共団体を含む。)に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(ブロック別都道府県)

第3条 要綱第7条第2号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

(応 援)

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市(以下「応援会員市」という。)の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

3 被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舍のあっせん、その他の便宜を供与するものとする。

4 応援を要請する被災会員市が要綱第5条に規定する経費を至弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があった場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替至弁することができるものとする。

(経費の額の算出)

第5条 要綱第10条第3項に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

1 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。

2 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。

3 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

(経費の請求方法)

第6条 応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。

2 前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年8月19日から施行する。

第9 宮城県富谷市との災害時相互応援協定

災害時における相互応援に関する協定書

横手市及び富谷市（以下「協定自治体」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において相互に応援して災害に対処するため、次のとおり災害時における相互応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定自治体のいずれかに大規模な災害が発生し、被災自治体独自では十分に応急措置が実施できない場合において、協定自治体相互の応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 救援応急復旧等に必要な物資・資機材等の提供及び応援職員の派遣
- （2） 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- （3） 災害支援ボランティアの斡旋
- （4） 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話等により要請する。この場合において、被災自治体は要請事項を記載した文書の後日、速やかに送付しなければならない。

- （1） 被害の状況
- （2） 必要な物資・資機材等の品目、数量等
- （3） 応援職員の派遣を要請する場合にあっては、職員の職種、人数等
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援のために派遣された職員の指揮）

第4条 応援のために派遣された職員は、原則として被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第5条 第3条の規定にかかわらず、協定自治体は、いずれかの区域において大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき緊急応援活動を実施できるものとする。

2 緊急応援活動を開始しようとする場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、被災自治体が当該費用を支弁することが困難なもの又は適当でないものについては、その都度協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が業務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する自治体の負担とする。

2 応援活動に従事した職員が業務上、故意又は過失なく第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動従事中に生じたものについては応援を受けた被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援する自治体が、それぞれ負担する。

(連絡体制等)

第8条 協定自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当者名簿を作成し、相互に交換して連絡体制を確立するものとする。

2 連絡体制の強化を図るため、毎年度当初に連絡担当者名簿を交換し、内容を変更する必要がある場合は速やかに相手方に通知するものとする。

(資料等情報の交換)

第9条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項が生じた場合は、協定自治体の双方がその都度協議して決定する。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から30日前までに、協定自治体のいずれからも協定解除の申し出がない場合は、更に1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名の上、それぞれその1通を保有する。

令和7年1月22日

秋田県 横手市 市長 高橋 大

宮城県 富谷市 市長 若生 裕俊

第10 国土交通省湯沢河川国道事務所との画像情報提供及び放送に関する協定

画像情報提供及び放送に関する協定書

国土交通省湯沢河川国道事務所長（以下「甲」という。）と横手市長（以下「乙」という。）は、雄物川水系及び一般国道13号における画像情報の提供及び放送に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条

この協定は、甲が防災情報として提供する雄物川水系の河川状況及び一般国道13号の道路状況に関する画像情報を、乙が洪水被害の軽減及び地震等による道路の被災状況確認に役立て、もって甲及び乙による迅速な災害対策の実現に資することを目的とする。

（画像情報の提供）

第2条

甲が提供する画像情報の種類については、甲が整備する湯沢河川国道事務所管内に存する雄物川の河川監視カメラ、一般国道13号の道路監視カメラ及び災害対策用ヘリコプター等からの映像を防災情報に係る画像情報とし、変更がある場合は甲が乙に通知することとする。

2 甲が提供する画像情報の構成については別表-1のとおりとし、河川及び道路管理等の状況により、甲が随時変更することができる。

（利用の条件）

第3条

乙は、第1条に掲げる以外の目的をもって、甲から提供された画像情報を利用しないものとする。

2 甲から提供された画像情報の放送に当たっては、放映機器の設置箇所は別表-2のとおりとし、個人情報保護の観点から、次の取扱いとする。

（1） 災害時以外は、公共の場所での放送を行わない。

3 乙は、提供された画像情報を自ら放送するため利用する以外に、他の者へ提供してはならない。

（画像情報に対する責任等）

第4条

乙は、画像情報の提供を受けるにあたり、つぎの事項に掲げる場合は、その責任を甲に問わないものとする。

（1） 機器の故障による画像情報の送信停止

（2） 保守、点検による画像情報の送信停止

（3） その他、不測の事態による画像情報の送信停止

（画像配信設備の設置及び管理）

第5条

甲の敷地内に設置する画像配信設備の維持管理費用は甲の負担とする。

2 乙の敷地内に設置する画像配信設備の維持管理費用は乙の負担とするが、別表-3に示す部分については、甲の負担とする。

3 乙の敷地内に設置する画像配信設備で、甲が維持管理を行う部分については占用料を無償とし、その設備で使用する電気料については乙が負担とするものとする。

4 乙の敷地内に設置する画像配信設備に重故障、更新及び改変が生じた場合の費用は甲乙別途協議するものとする。

(連絡窓口)

第6条

画像情報の提供を円滑に実施するため、別表-4のとおり責任者をそれぞれ定めるものとする。

2 別表-4の内容に変更が生じたときは、その都度相互に通知するものとする。

(協議事項)

第7条

この協定書に記載のない事項が発生した場合は、甲乙両者協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第8条

この協定の有効期限は、平成31年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの協定の改廃について申し出がないときは、更に1年継続するものとし、当該継続期間が満了した場合も同様とする。また、この協定の有効期限内に組織の改編や名称変更等があった場合でも、本協定は有効とする。

(付則)

1. 本協定は、平成20年10月1日から効力を生ずる。

2. 本変更協定は、平成30年3月20日から効力を生ずる。

この協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 3月16日

甲 湯沢市関口字上寺沢64番地2

国土交通省湯沢河川国道事務所事務所長

岡本弘基



乙 横手市中央町8番2号

横手市長

高橋大



別表－1

画像情報提供地点

河川画像情報						
番号	水系	河川名	位置	km	カメラ名称	住 所
1	雄物川	本川	右岸	84.800	河川公園	秋田県横手市雄物川町今宿地内
2	雄物川	本川	左岸	86.700	雄物川橋水位観測所	秋田県横手市雄物川町深井地内
3	雄物川	本川	右岸	89.900	鶴の巣	秋田県横手市雄物川町西野地内
4	雄物川	皆瀬川	右岸	2.540	十文字防災ＳＴ	秋田県横手市十文字町志摩地先
5	雄物川	本川	左岸	94.000	皆瀬川合流点	秋田県雄勝郡羽後町大久保地内
6	雄物川	本川	左岸	95.600	熊の堂	秋田県雄勝郡羽後町貝沢地内
7	雄物川	本川	左岸	97.000	大久保堰左岸	秋田県雄勝郡羽後町貝沢地内
8	雄物川	本川	右岸	97.000	大久保堰右岸	秋田県湯沢市柳田地内

道路画像情報					
番号	路線	位置	km	カメラ名称	住 所
1	国道13号	上り	218.020	佐賀会	秋田県横手市十文字町佐賀会字下沖田地内
2	国道13号	下り	219.900	十文字ＩＣ	秋田県横手市十文字町梨木字沖野地内
3	国道13号	上り	223.500	金屋跨線橋	秋田県横手市外目字三ツ塚山地内
4	国道13号	下り	229.000	婦気大堤	秋田県横手市大屋新町地内
5	国道13号	上り	232.700	睦成	秋田県横手市睦成字七日市
6	国道13号	下り	235.050	金沢	秋田県横手市杉沢字谷地中地内
7	国道13号	上り	242.600	六郷	秋田県仙北郡美郷町天神堂字赤城

緊急画像情報	
緊急	災害対策用ヘリコプター等

第11 道の駅「十文字」における災害時の相互応援に関する協定

道の駅「十文字」における災害時の相互応援に関する協定書

国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所(以下「事務所」という。)と横手市(以下「市」という。)は、地震、風水害、雪害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又はそのおそれがある場合、道の駅「十文字」における相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、道の駅「十文字」における事務所及び市の相互応援の内容を定め、適切な災害対応に資することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報の収集・提供

ア 事務所、市及び市が指定する道の駅「十文字」の管理者(以下「管理者」という。)は、被害状況等の情報を入手した場合は、情報を共有するものとする。

イ 管理者は、事務所及び市から市民及び利用者への各種情報提供を依頼された場合は、道の駅「十文字」において情報提供するものとする。

(2) 災害への対応

ア 事務所は、市が管理する区域を車両の待機、資機材の一時保管等に使用できるものとする。

イ 市は、事務所が管理する区域を避難場所等として使用できるものとする。

ウ 事務所、市及び管理者は、定期的に防災訓練を実施するものとする。

(3) その他応援に関し必要と認められる事項

(応援の実施)

第3条 事務所又は市は、応援要請を受けた場合は、速やかに応援活動を行うものとする。

2 特に緊急を要すると認められる場合は、事務所又は市は独自の判断により応援できるものとする。

(応援の終了)

第4条 事務所及び市は、現地の状況等を踏まえ、相互に協議のうえ応援を終了するものとする。

(費用負担)

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた者の負担とする。ただし、相互に協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りでない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度相互に協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、事務所及び市が押印の上各自1通を保管する。

令和元年9月24日

国土交通省東北地方整備局

湯沢河川国道事務所長

日下部 隆昭

横手市長

高 橋 大

第12 国土交通省東北地方整備局との災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長(以下「甲」という。)と、横手市長(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 横手市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 横手市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

(災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の受入れ)

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協 議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年11月29日

甲	宮城県仙台市青葉区二日町9番15号
	国土交通省 東北地方整備局長 青 山 俊 行
乙	秋田県横手市条里一丁目1番1号
	横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

第13 秋田県平鹿地域振興局との災害発生時の一時立ち寄り所に関する覚書

平鹿地域振興局庁舎を災害発生時の一時立ち寄り所として
使用することに関する覚書

横手市長（以下「甲」という。）と秋田県平鹿地域振興局長（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の住民の一時立ち寄り所（以下「一時立ち寄り所」という。）として甲が使用するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 災害発生時に甲が甲の所有する庁舎を住民の一時立ち寄り所として利用していることに準拠し、乙の施設のうち甲が占有している部分について、一時立ち寄り所として使用するものである。

（一時立ち寄り所）

第2条 甲は、乙の施設のうち横手市産業経済部の事務室として使用している部分を一時立ち寄り所として使用する。

（期間）

第3条 一時立ち寄り所としての使用期間は7日以内とする。

（避難所への誘導）

第4条 甲は、住民に対し避難の勧告・指示を行った場合、または災害が拡大するおそれがある場合は、一時立ち寄り所に避難した住民を甲が指定する避難所に速やかに誘導するものとする。

（事故等の責任）

第5条 甲は、一時立ち寄り所として使用する場合において、甲若しくは住民が乙の施設を損傷したとき、又は甲が住民に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではない。

（留意事項）

第6条 甲は、乙の施設を一時立ち寄り所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1）善良な管理者の注意をもって使用すること。

（2）一時立ち寄り所を閉鎖するときは、原状に復すること。

（手続）

第7条 甲は、一時立ち寄り所として使用する場合は、乙に口頭で申し出を行い、一時立ち寄り所開設後速やかに行政財産使用許可申請書（秋田県財務規則第329条の2第1項による様式233号）を乙に提出するものとする。

(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、本覚書締結の日から平成25年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了30日前までに、甲又は乙からの意思表示のないときは、本覚書を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定める。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年11月 1日

甲 秋田県横手市条里一丁目1番1号

横 手 市 長

五十嵐

忠 悦



乙 秋田県横手市旭川一丁目3番41号

秋田県平鹿地域振興局長 武 田



第14 「道の駅さんない」における災害時の相互応援に関する協定

「道の駅さんない」における災害時の相互応援に関する協定書

平鹿地域振興局(以下「甲」という。)と横手市(以下「乙」という。)は、地震、風水害、雪害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又はそのおそれがある場合において、「道の駅さんない」における相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「道の駅さんない」における甲及び乙の相互応援の内容を定め、適切な災害対応に資することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況等の情報の収集及び提供
- (2) 非常用発電設備の相互利用
- (3) 避難・救援及び救助活動に必要な施設の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の実施)

第3条 甲又は乙は、応援要請を受けた場合は、速やかに応援活動を行うものとする。

2 特に緊急を要すると認められる場合は、甲又は乙の自主的な判断により応援できるものとする。

(応援の終了)

第4条 甲及び乙は、状況等を踏まえ、相互に協議のうえ応援を終了するものとする。

(費用負担)

第5条 応援に要した費用(非常用発電設備に係る経費を除く)は、応援を受けた者の負担とする。ただし、相互に協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度相互に協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保管する。

令和4年3月28日

甲 横手市旭川一丁目3番41号
平鹿地域振興局長 工 藤 千 里

乙 横手市中央町8番2号
横手市長 高 橋 大

第15 東北電力ネットワーク(株) 横手電力センターとの災害時協力に関する覚書

災害時の協力に関する覚書

横手市(以下「甲」という。)と東北電力株式会社横手営業所(以下「乙」という。)は、横手市地域防災計画に基づき、災害時の協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目 的)

第1条 この覚書は、地震、台風その他の災害(以下「災害等」という。)による大規模な停電等が生じた場合において、甲及び乙が緊密な連携を保ち、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図り、もって住民の生活と安全を確保することを目的とする。

(災害情報の提供)

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

- 2 乙は、大規模な停電等が発生した場合は、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

(横手市災害対策本部等との連携)

第3条 乙は、災害等が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、甲と連携し、必要に応じ当該災害対策本部等に社員を派遣するものとする。

- 2 前項の規定により派遣された社員は、災害情報の収集、伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(電力設備の復旧)

第4条 乙は、災害等の発生による大規模な停電が生じた場合は、総合病院その他の医療機関及び災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力設備の復旧を、可能な限り優先して実施するものとする。この場合において、乙の電力供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断し、優先順位を見極めるものとする。

- 2 前項の電力設備の復旧を実施する場合において、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 甲は、災害等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障がある場合は、当該区間の迅速な復旧作業に努めるものとする。

(資材置場等の確保に対する協力)

第6条 甲は、乙が電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保を必要とする場合は、乙の要請に協力するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲にあつては横手市総務課長、乙にあつては東北電力株式会社横手営業所総務課長とする。

(有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、覚書を交わした日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協 議)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年12月25日

甲 秋田県横手市前郷字下三枚橋269番地
横手市長 五十嵐 忠 悦

乙 秋田県横手市前郷二番町11番24号
東北電力株式会社横手営業所
所 長 小山内 清 和

第16 東日本電信電話秋田営業所との災害復旧時の協力に関する覚書

災害復旧時の協力に関する覚書

横手市(以下「甲」と言う。)と東日本電信電話株式会社秋田支店(以下「乙」と言う。)は、秋田県地域防災計画ならびに横手市地域防災計画に基づき、災害復旧時の協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目 的)

第1条 本覚書は、大規模地震および台風・雪害等の災害発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

(災害情報の提供)

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

- 2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間および復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

(市災害対策本部等への社員の派遣)

第3条 大規模地震および台風・雪害等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員(以下「災害対策連絡員」という。)を派遣できるものとする。

- 2 災害対策連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(通信設備の復旧)

第4条 災害により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら国家機関、公共機関等重要機関に対する緊急通信の確保、ならびに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

- 2 前項の通信設備の復旧にあたり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(準 用)

第7条 乙が、災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行なう場合は、必要に応じこの覚書を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 本覚書に関する連絡責任者は、甲においては横手市総務企画部総務課長、乙においては東日本電信電話株式会社秋田支店設備部設備運営担当課長とする。

- 2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 本覚書の有効期間は、覚書の締結日より平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または継続しない旨の申し出がないときは、本覚書は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協 議)

第10条 本覚書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本覚書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年8月6日

甲 横手市条里一丁目1番1号
横手市長 五十嵐 忠悦 印

乙 秋田市中通四丁目4番4号
東日本電信電話株式会社秋田支店
支店長 小野寺 仁 印

第17 横手市医師会との災害時における医療救護活動に関する協定

災害時における医療救護活動に関する協定書

横手市（以下「市」という。）と一般社団法人横手市医師会（以下「横手市医師会」という。）は、災害時及び平常時の防災活動における相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

- 第1条 この協定は、市において地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合、横手市地域防災計画に基づき市が行う医療救護活動に対する横手市医師会の協力に関する必要事項を定め、相互に連携・協力し災害対応を円滑に遂行することを目的とする。
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令又は平成8年5月31日付けで秋田県と一般社団法人秋田県医師会との間で締結した災害医療救護活動に関する協定書が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

（医療救護班の派遣）

- 第2条 市は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、横手市医師会に対して医療救護活動要請書により医療救護班の編成及び派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。
- 2 横手市医師会は、緊急又はやむを得ない事情により前項の規定による要請を受ける前に医療救護班を編成して派遣した場合は、速やかに市に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、横手市医師会が講じた当該措置に関する取扱いについては、市及び横手市医師会双方が協議して判断するものとし、市の承認を得た当該措置は、市の要請に基づくものとみなす。
- 3 横手市医師会は、医療救護活動を実施するため、あらかじめ災害医療救護計画を策定しておく。

（派遣の終了）

- 第3条 横手市医師会は、前条の規定による医療救護班の派遣を終了する場合は、市にその旨を通知し、併せて医療救護活動終了報告書により報告する。

（医療救護班の業務）

- 第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。
- （1）避難所の巡回及び被災者の健康管理、精神的ケアに関する助言・指導
 - （2）避難所における感染症予防及び衛生対策に関する助言・指導
 - （3）被災者の選別及び傷病者の応急処置
 - （4）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - （5）被災者の死亡の確認及び死体の検案
 - （6）前各号に掲げるもののほか、医療救護活動として必要な業務

- 2 横手市医師会が派遣する医療救護班は、避難所又は災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。
- 3 市は、前項に規定する救護所のほか、必要と認めた場合は、横手市医師会と協議のうえ、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。
- 4 横手市医師会が医療救護活動を実施する上で必要な医薬品、食料品等の準備及び供給並びに救護所等への移動については、可能な範囲において自らこれを行うものとし、市は必要な支援に努める。

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 横手市医師会が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、市が指定する者が行うものとする。

- 2 市が指定する者は、医療救護班に対して指揮命令し、又は医療救護活動に関して連絡調整をする場合は、当該医療救護班の意見を尊重して実施するものとする。

(医療費等)

第6条 救護所等における医療救護活動に要する医療費及び助産費は、原則として無料とする。ただし、医療機関（第4条第3項の規定により救護所が設置された医療機関を除く。以下同じ。）に転送収容し、当該医療機関において生じた医療費及び助産費については、この限りではない。

(実費弁償等)

第7条 市の要請に基づき、横手市医師会が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用に関しては、災害救助法及び災害救助法施行細則（昭和39年秋田県規則第38号）の規定を準用し、市が負担する。

- (1) 医療救護班の日当
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費及び破損した医療器具の修繕等に係る費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づいて医療救護活動に従事した者が業務上死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有する状態となった場合は、災害救助法及び災害救助法施行細則の規定を準用し、市が補償する。

(紛争の処理)

第9条 この協定に基づき実施した医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、市及び横手市医師会の双方が協力して処理及び解決にあたる。

(情報の交換等)

第10条 市及び横手市医師会は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努める。

(連絡体制の整備)

- 第11条 市及び横手市医師会は、医療救護活動に関し、必要に応じ情報交換を行うため、連絡体制を整備する。
- 2 この協定に関する連絡責任者は、市においては危機対策担当課長、横手市医師会においては会長をもって充てる。
- 3 連絡体制の強化を図るため、毎年度当初に緊急時の連絡先電話番号を交換し、内容を変更する必要がある場合は速やかに相手方に通知するものとする。

(秘密の保持)

- 第12条 市及び横手市医師会は、この協定に基づいて提供された情報について、第1条の目的のために使用することとし、他の目的には使用しない。

(協議)

- 第13条 この協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項が生じた場合は、市及び横手市医師会の双方がその都度協議して決定する。

(協定の有効期間)

- 第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から30日前までに、市又は横手市医師会のいずれからも協定解除の申し出がない場合は、更に1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月17日

秋田県横手市中央町8番2号
横手市
市長 高橋 大

秋田県横手市安田字向田202番地
一般社団法人 横手市医師会
会長 高橋 辰

第18 横手市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定

横手市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

横手市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、乙の別紙1に定める郵便局が行う、横手市内における包括的連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する人的・物的資源を有効に活用し、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとし、当該具体的連携項目は、別紙2に定めるところによる。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (2) 住民サービスの向上に関与すること
- (3) 地方創生及び地域活性化に関すること
- (4) その他、第1条の目的達成に資する連携に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に規定する連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、及び漏えいしてはならない。本協定が終了した後も同様とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、令和2年5月27日から効力を発生するものとし、道路の損傷等の情報提供における横手市と横手市内郵便局の協力に関する覚書（平成18年9月28日締結）、災害時における横手市と横手市内郵便局の協力に関する覚書（平成18年9月28日締結）は、令和2年5月26日をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年5月27日

甲 秋田県横手市中央町8番2号

横手市長

高橋 大

乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号

日本郵便株式会社

東北支社長

友屋正昭

第19 災害時における横手市建設業協会との災害時応援活動に関する協定

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と横手市建設業協会(以下「乙」という。)は、横手市内において地震、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)への応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、甲が乙に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、災害発生時等に、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に応援を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

(応援業務)

第3条 甲が乙に対し応援を要請する応急対策業務(以下「応援業務」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機、資機材等の調達
- (4) 応急対策工事の実施
- (5) その他特に必要な業務

(応援業務の実施手続)

第4条 乙は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

- 2 甲は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、乙に加盟する各団体の会員のうち応援業務を実施できると認められる者(以下「応援業務候補者」という。)の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、別表の区分ごとに、応援業務候補者の斡旋を行うものとする。
- 4 甲は、乙の斡旋に基づき応援業務を実施する者(以下「応援業務実施者」という。)を選定したときは、遅滞なくこれを乙及び当該応援業務実施者に通知するものとする。
- 5 応援業務実施者は、甲の指示を受けて、応援業務を行うものとする。
- 6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 第3条第1号に掲げる応援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 第3条第2項から第5項までに掲げる応援業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

(災害補償)

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成21年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも異議又は変更の申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(他の協定の適用)

第9条 この協定に定めるもののほか甲と乙又は乙に加盟する各団体との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を称するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月25日

秋田県横手市前郷字下三枚橋269番地

横 手 市

横手市長 五十嵐 忠 悦

秋田県横手市旭川2丁目4番13号

横手市建設業協会

会 長 齊 藤 實

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目

(趣 旨)

第1 この協定細目は、「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」(以下「協定」という。)第8条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 協会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を横手市総務企画部総務課(以下「総務課」という。)に提出するものとする。

(応援の要請)

第3 本庁北庁舎及び南庁舎以外の庁舎等(以下「本庁以外の庁舎等」という。)は、応援対策業務において協会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請書(様式1)により、総務課に依頼するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、本庁以外の庁舎等は、協会に加盟する団体の地域の責任者に直接要請できるものとし、その後速やかに総務課に報告するものとする。

2 総務課は、本庁以外の庁舎等からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を協会に送付し、応援を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、本庁以外の庁舎等からの要請の依頼及び総務課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等(以下「電話等」という。)により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務候補者の斡旋)

第4 協会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所及び重機、資機材等の保管状況等を勘案し、応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿(様式2)により本庁以外の庁舎等に通知するとともに、総務課に報告するものとする。

2 前項に規定する通知及び報告は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務実施者の選定)

第5 本庁以外の庁舎等は、前条に基づく応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会に通知するとともに、総務課報告するものとする。

(応援業務の実施)

第6 応援業務実施者は、本庁以外の庁舎等の指示に従い、速やかに応援業務に着手するものとする。

2 本庁以外の庁舎等は、協定第3条第2号から第5号までに掲げる応援業務を要請した場合は、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

(完了報告書)

第7 協定第4条第6項に規定する報告書は、作業人員、作業機械、資材等の使用状況を記載し、図面写真、作業日報、資材納入伝票等の資料を添付するものとする。

附 則

この細目は、平成20年3月25日から施行する。

様式1(第3関係)

番 号
平成 年 月 日

横手市建設業協会長 様

(地域局)

応急対策業務の応援協力要請書

「災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定細目」第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援協力を次のとおり要請します。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○ 1 被災情報の収集及び連絡 2 被災状況の調査 3 重機・資機材等の調達 4 応急対策工事の実施 5 その他特に必要な業務	
	※上記の詳細	
担当者	所 属	
	職氏名	
	連絡先	T E L F A X

様式2(第4関係)

番 号
平成 年 月 日

(地域局)

様

横手市建設業協会長 ㊟

応援協力業務候補者名簿について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号により要請のあった応急対策業務の応援協力を実施する候補者は、次のとおりです。

候補者①	住 所	
	氏 名	
	連絡先	T E L F A X
候補者②	住 所	
	氏 名	
	連絡先	T E L F A X
候補者③	住 所	
	氏 名	
	連絡先	T E L F A X

※法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入して下さい。

第20 災害時における横手市電気工事業協議会との災害時応援活動に関する協定

災害時における横手市電気工事業協議会との災害時応援活動に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と横手市電気工事業協議会(以下「乙」という。)は、横手市内において地震、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)への応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、甲が乙に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、災害発生時等に、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に応援を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

(応援業務)

第3条 甲が乙に対し応援を要請する応急対策業務(以下「応援業務」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 東北電力及びNTTとの連絡調整
- (3) 被災状況の調査
- (4) 非常用発電機や照明器具等の資機材の調達
- (5) 応急対策工事の実施
- (6) その他特に必要な業務

(応援業務の実施手続)

第4条 乙は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

- 2 甲は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、乙に加盟する各団体の会員のうち応援業務を実施できると認められる者(以下「応援業務候補者」という。)の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、応援業務候補者の斡旋を行うものとする。
- 4 甲は、乙の斡旋に基づき応援業務を実施する者(以下「応援業務実施者」という。)を選定したときは、遅滞なくこれを乙及び当該応援業務実施者に通知するものとする。
- 5 応援業務実施者は、甲の指示を受けて、応援業務を行うものとする。
- 6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 第3条第1号並びに第2号に掲げる応援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 第3条第3号から第6号までに掲げる応援業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

(災害補償)

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成21年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも異議又は変更の申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(他の協定の適用)

第9条 この協定に定めるもののほか甲と乙又は乙に加盟する各団体との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年8月25日

秋田県横手市前郷字下三枚橋269番地

横 手 市

横手市長 五十嵐 忠 悦

秋田県横手市安田字越廻100番1号

横手市電気工事業協議会

会 長 鈴 木 善 昭

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目

(趣 旨)

- 第1 この協定細目は、「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」(以下「協定」という。)
第8条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

- 第2 協議会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を
明らかにした書面を横手市総務企画部総務課(以下「総務課」という。)に提出するものとする。

(応援の要請)

- 第3 総務課以外の部署は、協議会による応援対策業務が必要と判断した場合は、応急対策業務の
応援要請書(様式1)を、総務課に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、総務課以
外の部署は、協議会に加盟する団体の当該地域の責任者に直接要請できるものとし、その後速や
かに総務課に報告するものとする。
- 2 総務課は、総務課以外の部署から応援要請書を受領したときは、速やかに当該依頼文書を協議
会に送付し、応援を要請するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、総務課以外の部署からの応援要請書の提出及
び総務課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等(以下「電話等」という。)により行い、そ
の後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務候補者の斡旋)

- 第4 協議会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所及び資機材等の保管状況等を勘案し、
応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿(様式2)により総務課以外の部署に通知するとと
もに、総務課に報告するものとする。
- 2 前項に規定する通知及び報告は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書
を送付するものとする。

(応援業務実施者の選定)

- 第5 総務課以外の部署は、前条に基づく応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定する
ものとし、選定した場合は、協議会に通知するとともに、総務課に報告するものとする。

(応援業務の実施)

- 第6 応援業務実施者は、総務課以外の部署の担当者の指示に従い、速やかに応援業務に着手するも
のとする。
- 2 総務課以外の部署は、協定第3条第3号から第6号までに掲げる応援業務を要請した場合は、遅
滞なく請負契約等を締結するものとする。

(完了報告書)

- 第7 協定第4条第6項に規定する報告書は、作業人員、作業機械、資材等の使用状況を記載し、図面、
写真、作業日報、資材納入伝票等の資料を添付するものとする。

附 則

この細目は、平成20年8月25日から施行する。

様式1(第3関係)

番 号
平成 年 月 日

横手市電気工事業協議会長 様

部課名

所属長

⑨

応急対策業務の応援協力要請書

「災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定細目」第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援協力を次のとおり要請します。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当する番号に○印を付けてください。	
	1 被災情報の収集及び連絡 2 東北電力及びN T Tとの連絡調整 3 被災状況の調査 4 非常用発電機並びに照明器具等の資機材の調達 5 応急対策工事の実施 6 その他特に必要な業務	
	※上記の詳細	
担当者	所 属	
	職氏名	
	連絡先	TEL FAX

様式2(第4関係)

番 号
平成 年 月 日

(応援協力要請者)

様

横手市電気工事業協議会長 ㊟

応援協力業務候補者名簿について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号により要請のあった応急対策業務の応援協力を実施する候補者を、次のとおり通知します。

候補者①	住 所	
	事業所名	
	代表者名	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	住 所	
	事業所名	
	代表者名	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	住 所	
	事業所名	
	代表者名	
	連絡先	TEL FAX

※法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入して下さい。

第21 災害時における横手市管工事協会との災害時応援活動に関する協定

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定

横手市(以下「甲」という。)と横手市管工事協会(以下「乙」という。)は、横手市内において地震、洪水、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)への応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、甲が乙に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、災害発生時等に、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に応援を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

(応援業務)

第3条 甲が乙に対し応援を要請する応急対策業務(以下「応援業務」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機、資機材等の調達
- (4) 応急対策工事の実施
- (5) その他特に必要な業務

(応援業務の実施手続)

第4条 乙は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

- 2 甲は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、乙に加盟する者のうち応援業務を実施することができる者と認められる者(以下「応援業務候補者」という。)の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、応援業務の実施箇所ごとに、応援業務候補者の斡旋を行うものとする。
- 4 甲は、乙の斡旋に基づき応援業務を実施する者(以下「応援業務実施者」という。)を選定したときは、遅滞なくこれを乙及び当該応援業務実施者に通知するものとする。
- 5 応援業務実施者は、甲の指示を受けて、応援業務を行うものとする。
- 6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 第3条第1号に掲げる応援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。

2 第3条第2号から第5号までに掲げる応援業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

(災害補償)

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成21年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(他の協定の適用)

第9条 この協定に定めるもののほか甲と乙又は乙に加盟する者との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 20 年 9 月 26 日

横手市前郷字下三枚橋269番地

横 手 市

横手市長 五十嵐 忠 悦

横手市南町26番地1

横手市管工事協会

会 長 大 野 博

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目

(趣 旨)

- 第1 この協定細目は、「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」(以下「協定」という。)
第8条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

- 第2 協会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を横手市水道総務課(以下「水道総務課」という。)に提出するものとする。

(応援の要請)

- 第3 水道総務課は、応急対策業務において協会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請書(様式1)により、協会に依頼するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、協会に加盟する者の地域の責任者に直接要請できるものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、水道総務課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等(以下「電話等」という。)により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務候補者の斡旋)

- 第4 協会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所及び重機、資機材等の保管状況等を勘案し、応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿(様式2)により水道総務課に通知するものとする。
- 2 前項に規定する通知は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務実施者の選定)

- 第5 水道総務課は、応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会に通知するものとする。

(応援業務の実施)

- 第6 応援業務実施者は、水道配水課の指示に従い、速やかに応援業務に着手するものとする。
- 2 水道総務課は、協定第3条第2号から第5号までに掲げる応援業務を要請した場合は、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

(完了報告書)

- 第7 協定第4条第6項に規定する報告書は、作業人員、作業機械、資材等の使用状況を記載し、写真、作業日報、資材納入伝票等の資料を添付するものとする。

附 則

この細目は、平成20年9月26日から施行する。

様式第1(第3関係)

第 号
平成 年 月 日

(横手市管工事協会長) 様

(横手市水道事業管理者)

横手市長 五十嵐 忠 悦 印

応急対策業務の応援要請書

「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目」第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援を次のとおり要請します。

場所	※位置図等を添付してください。	
内容	※該当するものに○ 1 被災情報の収集及び連絡 3 重機、資機材等の調達 5 その他特に必要な業務 2 被災状況の調査 4 応急対策工事の実施	
	※上記の詳細	
担当者	所属	横手市水道配水課
	職氏名	
	連絡先	T E L F A X

様式第2(第4関係)

平成 年 月 日

(横手市水道事業管理者)

横手市長 五十嵐 忠 悦 様

(横手市管工事協会長) 印

応援業務候補者名簿について(通知)

平成 年 月 日付け、第 号により要請のあった応急対策業務の応援を実施する候補者は、次のとおりです。

候補者①	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX

※ 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

第22 災害時における福祉避難所の設置等に関する協定

災害時発生時における福祉避難所の設置等に関する協定

横手市（以下「甲」という。）と※●●（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害による被害（以下「災害等」という。）の発生時における福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合に、乙が管理及び運営する福祉施設等の一部に福祉避難所を設置し、当該避難所へ避難させることにより、支障なく避難生活をおくることができることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において設置する福祉避難所が受け入れる対象者（以下「要配慮者等」という。）は、次に掲げる避難行動要支援者等のうち、一般避難所での生活が困難で特別な配慮を要すると甲が判断した者とする。ただし、社会福祉施設や医療機関等に入所又は入院を要する者は除く。

- (1) 65歳以上の要介護認定者やひとり暮らし高齢者
- (2) 身体障害者手帳所持者（1級・2級）
- (3) 療育手帳所持者（A）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
- (5) 秋田県特定疾患医療給付受給者で重症認定者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

2 要配慮者等の介助が必要と判断される場合、家族等、その介助者についても含むものとする。

（福祉避難所）

第3条 乙は甲の要請に基づき、乙が管理及び運営する別表の施設に福祉避難所を開設するものとする。

（開設の要請及び受諾）

第4条 甲は災害等が発生した場合において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、事態の重要性を考慮の上、乙の運営している施設等の状況に応じて、可能な範囲で受託するよう努めるものとする。

（要配慮者等の移送）

第5条 福祉避難所への要配慮者等の移送については、原則として家族等が行うものとする。ただし、乙は家族等による移送が困難であるなど、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

（物資の調達及び支援人材の確保）

第6条 要配慮者等に係る日常生活用品、食料、医薬材料等必要な物資の調達について

は、必要に応じて両者で協議するものとする。

- 2 甲は、乙が要配慮者等を適切に介助できるようボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所として要配慮者等が利用し、及び要した次の経費を支払うものとする。

- (1) 要配慮者等に要した介助員等の人件費
- (2) 要配慮者等に要した日常生活用品、食料、医薬品等の材料費

- 2 甲及び乙は、前項に掲げるもののほか、要配慮者等に要した経費がある場合は、当該経費の負担について、別途協議を行うものとする。

（受入可能人員等）

第8条 甲及び乙は、福祉避難所の受入可能人員及び必要物資、その他設置運営にあたっての必要事項について、あらかじめ協議を行うものとする。

- 2 前項の協議に際し、町内会を中心とした自主防災組織、民生児童委員等の支援組織から、事前に災害時における要配慮者等の受入を要請された場合は、これに配慮するものとする。

（協力体制）

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡し、甲は乙以外の協定を締結している施設に協力を要請するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（福祉避難所の閉鎖）

第11条 福祉避難所の閉鎖については、災害発生の日から7日以内を原則とする。ただし、甲が必要であると認めるときは、乙と協議のうえ、福祉避難所の設置期間を延長することができるものとする。

（情報の交換）

第12条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 5年 4月 1日

甲 所在地 秋田県横手市中央町8番2号
代表者 横手市長 高橋 大

乙 所在地
名 称
代表者

※●● 協定締結先「乙」一覧

横手市 ・ 社会福祉法人ひらか福祉会 ・ 社会福祉法人ファミリーケアサービス
社会福祉法人一真会 ・ 社会福祉法人横手市社会福祉協議会 ・ 社会福祉法人横手福祉会
社会福祉法人横手福寿会 ・ 社会福祉法人相和会 ・ 社会医療法人興生会
医療法人平鹿浩仁会 ・ 社会福祉法人アヴェク・トワ ・ 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団

別記(第10条関係)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、及び甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの協定による義務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査することができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この協定による義務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

第23 災害時における横手市測量協会との災害時応援活動に関する協定

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定

横手市(以下「甲」という。)と横手市測量協会(以下「乙」という。)は、横手市内において地震、洪水、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)への応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、甲が乙に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、災害発生時に応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に応援を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

(応援業務)

第3条 甲が乙に対し応援を要請する応急対策業務(以下「応援業務」という。)の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 応急対策工法の検討
- (4) その他特に必要な業務

(応援業務の実施手続)

第4条 乙は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

- 2 甲は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、乙に加盟する者のうち応援業務を実施することができる者と認められる者(以下「応援業務候補者」という。)の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、応援業務の実施箇所ごとに、応援業務候補者の斡旋を行うものとする。
- 4 甲は、乙の斡旋に基づき応援業務を実施する者(以下「応援業務実施者」という。)を選定したときは、遅滞なくこれを乙及び当該応援業務実施者に通知するものとする。
- 5 応援業務実施者は、甲の指示を受けて、応援業務を行うものとする。
- 6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 第3条第1号に掲げる応援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 第3条第2号から第4号までに掲げる応援業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

(災害補償)

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(他の協定の適用)

第9条 この協定に定めるもののほか甲と乙又は乙に加盟する者との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年6月25日

横手市条里一丁目1番1号

横手市

横手市長 五十嵐 忠 悦

横手市婦気大堤字谷地添82-3

横手市測量協会

会 長 櫻 田 大二郎

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目

(趣 旨)

- 第1 この協定細目は、「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」(以下「協定」という。)第8条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

- 第2 協会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を横手市総務企画部総務課(以下「総務課」という。)に提出するものとする。

(応援の要請)

- 第3 総務課は、応急対策業務において協会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請書(様式1)により、協会に依頼するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、総務課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等(以下「電話等」という。)により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務候補者の斡旋)

- 第4 協会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所に応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿(様式2)により総務課に通知するものとする。
- 2 前項に規定する通知は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務実施者の選定)

- 第5 総務課は、応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会に通知するものとする。

(応援業務の実施)

- 第6 応援業務実施者は、総務課の指示に従い、速やかに応援業務に着手するものとする。
- 2 総務課は、協定第3条第2号から第4号までに掲げる応援業務を要請した場合は、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

(完了報告書)

- 第7 協定第4条第6項に規定する報告書は、作業人員、作業機械、資材等の使用状況を記載し、写真、作業日報、資材納入伝票等の資料を添付するものとする。

附 則

この細目は、平成21年6月25日から施行する。

様式第1(第3関係)

第 号
平成 年 月 日

横手市測量協会長 様

横 手 市 長 印

応 急 対 策 業 務 の 応 援 要 請 書

「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目」第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援を次のとおり要請します。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○	
	1 被災情報の収集及び連絡	2 被災状況の調査
	3 応急対策工法の検討	4 その他特に必要な業務
	※上記の詳細	
担当者	所 属	
	職氏名	
	連絡先	TEL FAX

様式第2(第4関係)

平成 年 月 日

横手市長様

横手市測量協会長 印

応援業務候補者名簿について（通知）

平成 年 月 日付け、第 号により要請のあった応急対策業務の応援を実施する候補者は、次のとおりです。

候補者①	住 所	
	氏 名	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	住 所	
	氏 名	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	住 所	
	氏 名	
	連絡先	TEL FAX

※法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

第24 災害時における横手市建築家協会との災害時応援活動に関する協定

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定

横手市(以下「甲」という。)と横手市建築家協会(以下「乙」という。)は、横手市内において地震、洪水、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)への応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、甲が乙に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、災害発生時に応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に応援を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

(応援業務)

第3条 甲が乙に対し応援を要請する応急対策業務(以下「応援業務」という。)の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 応急対策工法の検討
- (4) その他特に必要な業務

(応援業務の実施手続)

第4条 乙は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

- 2 甲は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、乙に加盟する者のうち応援業務を実施することができる者と認められる者(以下「応援業務候補者」という。)の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、応援業務の実施箇所ごとに、応援業務候補者の斡旋を行うものとする。
- 4 甲は、乙の斡旋に基づき応援業務を実施する者(以下「応援業務実施者」という。)を選定したときは、遅滞なくこれを乙及び当該応援業務実施者に通知するものとする。
- 5 応援業務実施者は、甲の指示を受けて、応援業務を行うものとする。
- 6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 第3条第1号に掲げる応援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 第3条第2号から第4号までに掲げる応援業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

(災害補償)

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(他の協定の適用)

第9条 この協定に定めるもののほか甲と乙又は乙に加盟する者との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年8月3日

横手市条里一丁目1番1号

横手市

横手市長 五十嵐 忠 悦

横手市平和町6番3号

横手市建築家協会

会 長 久 米 隆 一

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目

(趣 旨)

- 第1 この協定細目は、「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」(以下「協定」という。)第8条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

- 第2 協会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を横手市総務企画部総務課(以下「総務課」という。)に提出するものとする。

(応援の要請)

- 第3 総務課は、応急対策業務において協会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請書(様式1)により、協会に依頼するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、総務課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等(以下「電話等」という。)により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務候補者の斡旋)

- 第4 協会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所に応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿(様式2)により総務課に通知するものとする。
- 2 前項に規定する通知は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(応援業務実施者の選定)

- 第5 総務課は、応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会に通知するものとする。

(応援業務の実施)

- 第6 応援業務実施者は、総務課の指示に従い、速やかに応援業務に着手するものとする。
- 2 総務課は、協定第3条第2号から第4号までに掲げる応援業務を要請した場合は、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

(完了報告書)

- 第7 協定第4条第6項に規定する報告書は、作業人員、作業機械、資材等の使用状況を記載し、写真、作業日報、資材納入伝票等の資料を添付するものとする。

附 則

この細目は、平成21年8月3日から施行する。

様式第1(第3関係)

第 号
平成 年 月 日

横手市建築家協会長 様

横 手 市 長 印

応 急 対 策 業 務 の 応 援 要 請 書

「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目」第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援を次のとおり要請します。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○	
	1 被災情報の収集及び連絡	2 被災状況の調査
	3 応急対策工法の検討	4 その他特に必要な業務
	※上記の詳細	
担当者	所 属	
	職氏名	
	連絡先	TEL FAX

様式第2(第4関係)

平成 年 月 日

横手市長様

横手市建築家協会長 印

応援業務候補者名簿について（通知）

平成 年 月 日付け、第 号により要請のあった応急対策業務の応援を実施する候補者は、次のとおりです。

候補者①	住 所	
	氏 名	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	住 所	
	氏 名	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	住 所	
	氏 名	
	連絡先	TEL FAX

※法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

第25 災害時における横手アマチュア無線クラブとの応援に関する協定

アマチュア無線による災害時応援協定

横手市(以下「甲」という。)と横手アマチュア無線クラブ(以下「乙」という。)とは、災害時における情報の収集及び伝達(以下「情報の収集等」という。)に関して次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、市内において地震、台風等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に協力して情報の収集等を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

(通信活動の性格)

第2条 乙が行う情報の収集等は、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行うものとする。

(構成員)

第3条 この協定において、災害情報の収集等を行う者は、乙の構成員(以下「構成員」という。)とする。

2 乙は構成員名簿を甲に提出するものとし、変更があった場合はその都度提出するものとする。

(協力の要請等)

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線による災害情報の収集等の必要がある時は、乙に対し、災害情報の収集等について協力を要請するものとする。

(要請による活動)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、災害情報の収集等に関して協力するものとする。

2 乙は、甲から協力要請がなくても、必要と思われる災害情報については甲に提供するものとする。

3 乙は、情報の収集のため、必要に応じて構成員又は乙が認めた協力者を災害対策本部に派遣することができる。

(情報の収集等の訓練)

第6条 甲及び乙は、災害時に情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、機会をとらえて訓練を行うものとする。

(連絡担当者)

第7条 甲及び乙は、連絡を円滑にするため連絡担当者を定めると共に、相互に通知するものとする

(補 償)

第8条 乙が、第5条の規定による活動中に負傷した場合等の補償は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の例により、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

2 乙が、第5条の規定による活動中に通信機器等に損傷を受けた場合は、社会通念上補償することが適切と判断される場合は、甲はこれを補償するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない

場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年8月14日

横手市条里一丁目1番1号

横手市

横手市長 五十嵐 忠 悦

横手市八幡字石町294番地

横手アマチュア無線クラブ

会 長 岡 田 允

第26 災害時における横手コミュニティFM放送との緊急放送に関する協定

災害時における緊急放送に関する協定

横手市(以下「甲」という。)と横手コミュニティFM放送株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が横手市内で発生し、又は発生するおそれがある場合に、横手市地域防災計画に基づき、市民への災害情報等の緊急放送について、必要な事項を定めるものとする。

(災害情報等の緊急放送)

第2条 甲は、緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次に掲げる方法により行うものとする。

- 1 乙が、甲の要請により、緊急放送を行う方法。
- 2 甲が、緊急割込装置を使用し、乙の放送に割り込んで行う緊急放送。
- 3 前項に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、甲は予め放送要請書により乙に通知するものとする。ただし、急を要し予め通知する暇がないときは、電話等により要請し、放送実施後速やかに放送要請書をもって処理するものとする。

(連絡責任者)

第3条 甲及び乙は、災害情報等の緊急放送を確実かつ円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくものとする。

(費用負担)

第4条 災害情報等の緊急放送に係る放送料は無料とする。ただし、その放送が長期間に渡る場合及び緊急割込装置の維持管理委託料については別に定める。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成23年3月29日

甲 秋田県横手市条里一丁目1番1号
横手市長 五十嵐 忠 悦

乙 秋田県横手市駅前町1番10号
横手コミュニティFM放送株式会社
代表取締役社長 岩 佐 佳 政

第27 災害時におけるヤフー株式会社との情報発信等に関する協定

災害時に係る情報発信等に関する協定

横手市およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、横手市内の地震、台風、豪雨、洪水、雪害、暴風その他の災害に備え、横手市が横手市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ横手市の行政機能の低下を軽減させるため、横手市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条(本協定における取組み)

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) ヤフーが、横手市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、横手市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 横手市が、横手市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 横手市が、横手市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 横手市が、災害発生時の横手市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 横手市が、横手市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 横手市が、横手市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、横手市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
3. 横手市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、横手市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条(費用)

前条に基づく横手市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条(情報の周知)

ヤフーは、横手市から提供を受ける情報について、横手市が特段の留保を付さない限り、本協定の目

的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、横手市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、横手市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、横手市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年7月30日

横手市:秋田県横手市条里一丁目1番1号

横手市長 五十嵐 忠 悦

ヤフー:東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

第28 災害時における株式会社北都銀行との災害協力に関する協定

横手市における災害協力に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と株式会社北都銀行(以下「乙」という。)は、次のとおり、横手市の被災時並びに平常時の防災活動における相互の協力について、協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、横手市内で発生した、地震、その他の災害時または、甲及び乙が必要と認めた災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災活動に対し、連携・協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために次の事項について連携・協力をする。なお、各号に関する具体的な内容については別途協議のうえ定める。

- (1) 災害発生時における乙の店舗網等のインフラ及び人的資源等の活用による援護並びに復旧支援
- (2) 災害発生時、被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- (3) 乙が所有、または管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供
- (4) 甲が行う防災活動の啓蒙
- (5) 甲の要請による災害対策資金の融資対応及び、災害発生後の復旧融資制度の検討
- (6) 地域住民及び事業所に対する防災意識向上の機会提供
- (7) 地域安全に関する情報の相互提供

(災害情報等の連絡体制の整備)

第3条 甲と乙は、相互の防災計画の状況、協力事項に関し、必要に応じ情報交換を行うものとする。

- (1) この協定に関する連絡責任者は、甲においては、横手市総務企画部危機管理室長、乙においては、北都銀行横手支店長とする。
- (2) 連絡体制の強化を図るため、毎年度はじめに、緊急時の連絡先電話番号などの情報の交換をする。(様式1)

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までの、甲と乙のいずれかからも異議の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(秘密保持)

第5条 甲と乙とは、本協定書に基づき提供された情報については、第1条の目的のために使用することとし、他の目的には使用しない。

但し、ここでいう情報には以下のものは含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときにすでに公知となっていたもの、または、相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。
- (2) 相手方から開示されたときにすでに保有していたもの、または、相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
- (3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。
- (4) 法令による開示を求められたもの。
- (5) 法令上守秘義務を負うもの(官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等)に開示を求められたもの。

(協 議)

第6条 協力の形態、その他本協定に定めない事項または、変更を必要とする事項については、甲及び乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

平成 25 年 2 月 23 日

甲 秋田県横手市条里一丁目1番1号
横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

乙 秋田県秋田市中通三丁目1番41号
株式会社北都銀行
取締役頭取 斉 藤 栄 吉

第29 災害時における株式会社秋田銀行との災害協力に関する協定

横手市における災害協力に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と株式会社秋田銀行(以下「乙」という。)は、次のとおり、横手市の被災時並びに平常時の防災活動における相互の協力について、協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、横手市内で発生した、地震、その他の災害時または、甲及び乙が必要と認めた災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災活動に対し、連携・協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために次の事項について連携・協力をする。なお、各号に関する具体的な内容については別途協議のうえ定める。

- (1) 災害発生時における乙の店舗網等のインフラ及び人的資源等の活用による援護並びに復旧支援
- (2) 災害発生時、被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- (3) 乙が所有、または管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供
- (4) 甲が行う防災活動の啓蒙
- (5) 甲の要請による災害対策資金の融資対応及び、災害発生後の復旧融資制度の検討
- (6) 地域住民及び事業所に対する防災意識向上の機会提供
- (7) 地域安全に関する情報の相互提供

(災害情報等の連絡体制の整備)

第3条 甲と乙は、相互の防災計画の状況、協力事項に関し、必要に応じ情報交換を行うものとする。

- (1) この協定に関する連絡責任者は、甲においては、横手市総務企画部危機管理室長、乙においては、北都銀行横手支店長とする。
- (2) 連絡体制の強化を図るため、毎年度はじめに、緊急時の連絡先電話番号などの情報の交換をする。(様式1)

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までの、甲と乙のいずれかからも異議の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(秘密保持)

第5条 甲と乙とは、本協定書に基づき提供された情報については、第1条の目的のために使用することとし、他の目的には使用しない。

但し、ここでいう情報には以下のものは含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときにすでに公知となっていたもの、または、相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。
- (2) 相手方から開示されたときにすでに保有していたもの、または、相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
- (3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。
- (4) 法令による開示を求められたもの。
- (5) 法令上守秘義務を負うもの(官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等)に開示を求められたもの。

(協 議)

第6条 協力の形態、その他本協定に定めない事項または、変更を必要とする事項については、甲及び乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

平成25年2月23日

甲 秋田県横手市条里一丁目1番1号
横手市長 五十嵐 忠 悦

乙 秋田県秋田市山王三丁目2番1号
株式会社秋田銀行
取締役頭取 藤 原 清 悦

第30 災害時におけるヨコウン株式会社との災害協力に関する協定

災害発生時等における協力に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)とヨコウン株式会社(以下「乙」という。)とは、災害発生時における物資等の緊急輸送等及び安全で安心して暮らせる地域社会づくりのため、相互の協力について次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙に対して、災害発生時における物資等の緊急輸送の業務等に関し協力を求めるとき、及び平常時における地域安全の確保について相互の情報を交換するときに必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害発生時等において、次条に掲げる乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

- 2 物資等の緊急輸送による要請は、様式第1号により災害の状況及び応援を要する事由等を示して文書で行う。ただし、特別の事情により、文書で要請することができないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(協力の内容)

第3条 本協定により、甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物資等の集積・配送場所としての一時的な倉庫の提供
- (3) 地域の安全活動等についての情報の交換

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、災害発生時においては優先的に実施し、平常時には通常業務に影響の及ぼさない範囲で実施するものとする。

(業務の報告)

第5条 乙は、物資等の緊急輸送の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、「一般貨物自動車運送事業 貸切運賃・料金表」を基として定めるものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとし、連絡先の情報を様式第3号により交換するものとする。

甲 横手市 総務企画部危機管理室長
乙 ヨコウン株式会社 管理本部長

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月10日

甲 横手市条里一丁目1番1号
横手市
横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

乙 横手市卸町8番14号
ヨコウン株式会社
代表取締役社長 塩 田 充 弘

第31 災害時における公益社団法人隊友会秋田県隊友会横手支部との災害協力に関する協定

災害時における隊友会の協力に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会秋田県隊友会横手支部(以下「乙」という。)は、大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、横手市内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 災害派遣自衛隊車両等の誘導に関する支援及び補助
- (3) 自主防災活動への参加及び協力
- (4) その他、甲が必要と認める応急対策業務

(協力の要請等)

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後、速やかに当該文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに撤収要請書(様式第2号)により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

(安全の確保)

第4条 甲は、乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

- 2 甲は、乙に対して、協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

(協力のための準備)

第5条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、互いに情報共有に努めるものとする。

- 2 乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が協力した経費については、乙の負担とする。

(第三者に対する損害)

第7条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償等)

第8条 協力の際は、乙はボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等に参加し、平素から防災意識を高めるよう努めるものとする。

3 甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了が通知されないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月10日

甲 横手市条里一丁目1番1号
横手市
横手市長 五十嵐 忠 悦

乙 横手市南町29番5号
公益社団法人隊友会秋田県隊友会横手支部
支部長 友木 廣 志

第32 災害時におけるヤマト運輸株式会社との緊急物資輸送等に関する協定

災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)とヤマト運輸株式会社秋田主管支店(以下「乙」という。)は、災害時において救援・支援物資の避難所等への配送(以下「緊急輸送」という。)及び救援物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫(以下「物資拠点の運営等」という。)の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、地震等による大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援の協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- (3) 甲が管理する支援物資拠点の運営等
- (4) 同条第1号又は第2号の配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙がこの協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

(支援要請の手続き)

第3条 前条の規定による甲の要請は、必要事項を明示して、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(連絡体制の整備)

第4条 災害協力に関する連絡体制を次のとおり定めるものとする。

- (1) この協定に関する連絡責任者は次のとおりとする。

甲	横手市総務企画部 危機管理室長	Tel 090-9634-8841 (災害時優先電話)
乙	ヤマト運輸(株)秋田主管支店 主管支店長	Tel 080-5098-1646 (災害時優先電話)

- (2) この協定を円滑に遂行するため、毎年4月及び担当者交替時に、緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。また、その代金は、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに相手先に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免 除)

第7条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日より平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、この協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成 25 年 7 月 30 日

甲 秋田県横手市条里一丁目1番1号

横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

乙 秋田県秋田市御所野湯本二丁目1番1号
ヤマト運輸株式会社
秋田主管支店

主管支店長 末 次 龍 一

第33 災害時における秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合横手支部との宿泊施設の提供に関する協定

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合横手支部(以下「乙」という。)とは、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)を、大規模災害時において指定避難所での避難生活が困難な者又は横手市へ避難した被災者(以下「避難者等」という。)の一時的な避難所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

(要請及び協力)

第1条 甲は、大規模災害時において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

(避難者等の範囲)

第2条 この協定において、避難者等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 災害時要援護者のうち指定避難所での避難生活が困難な者
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域から横手市へ避難した被災者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める者

(提供されるサービス)

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

(要請の方法等)

第4条 甲が乙に対して第1条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書(第1号様式)により行うものとする。

- (1) 受入要請の人数
 - (2) 給食要請数
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。
- 3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し、速やかに第1項の要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、甲の指示する期間とする。

(報告)

第6条 乙は、第1条第2項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書(第2号様式)により、次の事項を報告するものとする。

- (1) 受入人数
- (2) 給食提供数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

- 2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。
- 3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書を提出するものとする。

(経費の支払)

第7条 乙の組合員が所有する宿泊施設の提供に要した経費(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)は、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(取消料)

第8条 乙は、甲が申込後に当該申込の取消しを行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した宿泊施設の提供に従事した者が当該宿泊施設の提供に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第10条 甲及び乙は、宿泊施設の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成27年3月26日から平成28年3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 横手市中央町8番2号
横手市長 高橋 大

乙 横手市大町7番18号
秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合
横手支部長 尾張 行雄

(第1号様式)

第 号
年 月 日

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合
横手支部長 様

横手市長

災害支援要請書

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 受入要請の人数

2 給食要請数

3 その他

【連絡責任者】

横手市総務企画部危機管理課長

電 話 0182-35-2195

F A X 0182-33-1300

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 横手市長

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合
横手支部長

災害支援報告書

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書に基づき、次のとおり宿泊施設を提供しましたので報告します。

1 受入人数（宿泊施設ごとの避難者等の内訳は、別紙のとおり）

2 給食提供数

3 その他

【連絡責任者】

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合
横手支部長

電 話 0182-32-3250

F A X 0182-32-5713

第34 災害時における横手環境保全振興会とのし尿等収集運搬に関する協定

災害時におけるし尿等収集運搬に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と代表団体横手環境保全振興会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害(以下「災害」という。)が横手市内において発生した際に、し尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の収集運搬業務を円滑に実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速に対応することを目的とする。

(定 義)

第2条 この協定において「し尿等」とは、横手市内において災害が発生した際に、一般世帯及び避難所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥をいう。

- 2 「し尿等収集運搬業務」とは、第1項に規定するし尿等について、この協定に基づき甲が乙に対して協力を要請した場合に、甲が指定する日時及び場所において、乙が保有する車両を用いて実施するし尿等収集運搬業務をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、横手市内において災害が発生し、し尿等収集運搬業務が必要と認められる場合には、乙に対し、し尿等収集運搬業務要請書(様式第1号)により当該業務を要請するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、特に緊急を要すると判断した場合は、口頭又は電話等により乙に対して当該業務を要請し、事後において速やかにし尿等収集運搬業務要請書を乙に対し通知することができる。

(実 施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

(報 告)

第5条 乙は、前条の規定による業務が完了したときは、し尿等収集運搬業務報告書(様式第2号)を作成し、甲に提出するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づき、甲の協力要請に応じて乙が実施した当該業務に要する経費は、甲の負担とする。

- 2 前項に規定する経費の負担額は、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(補 則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 1 月 31 日

甲 横手市中央町8番2号

横手市長 高 橋 大

乙

(代表団体)

横手市平鹿町浅舞字福田399番地1

横手環境保全振興会

会 長 後 藤 薫

(協力企業)

横手市睦成字関根81番地

有限会社 横手環境管理サービス

代表取締役 佐 藤 充 子

し尿等収集運搬業務要請書

平成 年 月 日

様

横手市市民生活部 生活環境課
発信者
TEL 0182-35-2184
FAX 0182-33-7838

災害時におけるし尿等収集運搬業務に関する協定に基づき、次のとおりし尿等収集運搬業務について協力を要請します。

業務を実施する場所の住所	横手市
業務を実施する場所の名称等	
実施する場所の地図	
し尿等の搬入先	
特記事項	
横手市確認欄	
協力要請 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 （要請方法：手渡し・口頭・電話・メール・その他（ ））	

様式第2号（第5条関係）

し尿等収集運搬業務報告書					
平成 年 月 日					
横 手 市 長 会 社 名 担当者名 TEL					
災害時におけるし尿等収集運搬業務に関する協定に基づき、実施したし尿等収集運搬業務について、次のとおり報告します。					
実 施 日 時	業務を実施した 場 所 の 名 称 等	車両 台数	収集量 (kl)	搬 入 先	備 考
平成 年 月 日					
午前・午後 時 分					

横手市確認欄
業務報告 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
特記事項

課 長	課長代理	係 長	担 当

第35 災害時における横手環境協議会との家庭系一般廃棄物収集運搬に関する協定

災害時における家庭系一般廃棄物収集運搬に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と協同組合 横手環境協議会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が横手市内において発生した際に、家庭系一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬業務を円滑に実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速に対応することを目的とする。

(定 義)

第2条 この協定において「廃棄物」とは、横手市内において災害が発生した際に、一般世帯及び避難所等から排出される一般廃棄物のうち、し尿・浄化槽汚泥を除くものをいい、災害により倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

- 2 「廃棄物収集運搬業務」とは、第1項に規定する廃棄物について、この協定に基づき甲が乙に対して協力を要請した場合に、甲が指定する日時及び場所において、乙が保有する車両を用いて実施する廃棄物収集運搬業務をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、横手市内において災害が発生し、廃棄物収集運搬業務が必要と認められる場合には、乙に対し、家庭系一般廃棄物収集運搬業務要請書(様式第1号)により当該業務を要請するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、特に緊急を要すると判断した場合には、口頭又は電話等により乙に対して当該業務を要請し、事後において速やかに家庭系一般廃棄物収集運搬業務要請書を乙に対し通知することができる。

(実 施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

(報 告)

第5条 乙は、前条の規定による業務が完了したときは、家庭系一般廃棄物収集運搬業務報告書(様式第2号)を作成し、甲に提出するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づき、甲の協力要請に応じて乙が実施した当該業務に要する経費は、甲の負担とする。

- 2 前項に規定する経費の負担額は、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(補 則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年1月31日

甲 横手市中央町8番2号

横手市長 高 橋 大

乙 横手市平鹿町浅舞字福田399番地1
協同組合 横手環境協議会
代表理事 後 藤 薫

家庭系一般廃棄物収集運搬業務要請書	
平成 年 月 日	
様	
横手市市民生活部 生活環境課	
発信者	
TEL 0182-35-2184	
FAX 0182-33-7838	
災害時における家庭系一般廃棄物収集運搬業務に関する協定に基づき、次のとおり家庭系一般廃棄物収集運搬業務について協力を要請します。	
業務を実施する場所の住所	横手市
業務を実施する場所の名称等	
実施する場所の地図	
廃棄物の搬入先	
特記事項	
横手市確認欄	
協力要請 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
(要請方法：手渡し・口頭・電話・メール・その他 ()	

様式第2号（第5条関係）

家庭系一般廃棄物収集運搬業務報告書 平成 年 月 日 横 手 市 長 会 社 名 担当者名 TEL 災害時における家庭系一般廃棄物収集運搬業務に関する協定に基づき、実施した家庭系一般廃棄物収集運搬業務について、次のとおり報告します。						
実 施 日 時	業務を実施した 場 所 の 名 称 等	車両 台数	従事 人員	収集量 (kg)	搬 入 先	備 考
平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分						

横手市確認欄
業務報告 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
特記事項

課 長	課長代理	係 長	担 当

第36 日本水道協会東北支部災害時相互応援に関する協定

日本水道協会東北支部内において、大規模な災害が発生した際、災害時の相互応援に関し、東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長、及び福島県支部長は、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常洪水等による水害災害において、日本水道協会東北地方支部(以下「地方部」という。)内の被災事業体が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部会員(以下「会員」という。)が相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内の日本水道協会に属する県支部(以下「県支部」という。)内で対応可能な災害が発生した場合は、地方支部長の要請により、各県支部は被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的協力するものとする。

(連絡担当部課)

第3条 地方支部長都市及び県支部長都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

- 第4条 県支部長は、県内の被災事業体から応援の要請があり、県内での対応が困難と認めたとき又は県支部都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、地方支部長に対して他の県支部長の会員からの応援の要請を行うものとする。
- 2 前項により応援の要請を受けた地方支部長は、必要に応じ、直ちに他の県支部長に対して応援の要請を行うものとする。
 - 3 前項により地方支部長から応援の要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告するものとする。
 - 4 地方支部長は、各県支部長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。
 - 5 地方支部長は、地方支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 全各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 地方支部長都市及び県支部長都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する県支部長都市があたるものとし、対象となる県支部長都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した県支部長都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(地方支部現地救援本部の設置)

第7条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、東北地方支部現地救援本部（以下「地方支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

- 2 地方支部現地救援本部は、地方支部都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた県支部長都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 全各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第9条 第4条に応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の支持に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、地方支部長都市及び各県支部長都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け、毎年定期的に情報の交換を行うものとする。

(会員以外への協力)

第13条 会員は、会員以外の水道事業体が地震、異常渇水等により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力につとめるものとする。

(指 針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、地方支部長が別に定める。

(協 議)

第15条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合は、そのつど協議して定めるものとする。

(その他)

第16条 この協定の成立を証するため、本協定書7通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

(摘 要)

- 1 この協定は、平成9年5月1日から適用する。
(日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画の廃止)
- 2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画(平成3年9月1日改正計画)は、廃止する。

第37 日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱**(目 的)**

第1条 この協定は、日本水道協会秋田県支部(以下「県支部」という。)に所属する正会員(以下「会員」という。)が非常災害等の発生により水道に被害(以下「災害」という。)を受けた場合に給水能力の早期回復ができるようにするため、会員の相互応援活動に必要な事項を定めることを目的とする。

(相互応援体制)

第2条 会員に災害が発生した場合は、県支部長の要請に基づき、各会員は当該被災した会員(以下「被災会員」という。)の水道復旧に全面的に協力するものとする。

- 2 前項の相互応援活動を迅速かつ適切に行うため、県支部を地域別に6地区に分け、各地域に幹事(以下「所属地区幹事」という。)を置く。
- 3 前項の規定に基づく組織及び連絡系統は別表のとおりとする。

(連絡担当課)

第3条 県支部長都市及び所属地区幹事都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

- 2 所属地区幹事都市が被災したときは、近隣の所属地区幹事都市が被災所属幹事都市の被害状況等必要な情報収集に努め、県支部長に連絡するものとする。
- 3 被災会員の地区に属する会員(所属地区幹事都市を除く。)及び被災会員に隣接する会員は、当該被災会員の被害状況等必要な情報の把握に協力し、所属地区幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 所属地区幹事都市は、地区内の被災会員から応援要請があり、地区内での対応が困難と認めたとき又は所属地区幹事都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

- 2 前項により、被災会員から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の所属地区幹事都市に対して応援の要請を行うものとする。
- 3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた所属地区幹事都市は会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。
- 4 県支部長は、所属地区幹事都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。
- 5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 被災会員は、県支部長及び所属地区幹事に対し応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは電話、口頭及び防災無線等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする救援作業の内容等

- (3) 必要とする職種別要人員、機械器具、資材の種類及びその数
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 被災会員の災害対策責任者及び連絡担当者の職、連絡場所、電話番号

(県支部現地救援本部の設置)

第6条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当所属地区幹事都市、応援要請を受けた会員の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が大きく、東北地方支部等による現地救援本部(これに相当する組織を含む)が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第7条 会員が被災会員に対して行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者等の斡旋
- (6) その他必要と認められる応援活動

(応援要員の派遣等)

第8条 第4条の規定により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え、被災会員に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被害状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援要員は、所属会員名を表示した腕章を着用する。

(応援要員の受入れ)

第9条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この要綱に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(指 針)

第11条 この要綱の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月27日から摘要する。

第38 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

秋田県(以下「甲 1」という。)、秋田市(以下「甲 2」という。)、能代市(以下「甲 3」という。)、横手市(以下「甲 4」という。)、大館市(以下「甲 5」という。)、男鹿市(以下「甲 6」という。)、湯沢市(以下「甲 7」という。)、鹿角市(以下「甲 8」という。)、由利本荘市(以下「甲 9」という。)、潟上市(以下「甲 10」という。)、大仙市(以下「甲 11」という。)、北秋田市(以下「甲 12」という。)、にかほ市(以下「甲 13」という。)、仙北市(以下「甲 14」という。)、小坂町(以下「甲 15」という。)、上小阿仁村(以下「甲 16」という。)、藤里町(以下「甲 17」という。)、三種町(以下「甲 18」という。)、八峰町(以下「甲 19」という。)、五城目町(以下「甲 20」という。)、八郎潟町(以下「甲 21」という。)、井川町(以下「甲 22」という。)、大潟村(以下「甲 23」という。)、美郷町(以下「甲 24」という。))及び羽後町(以下「甲 25」という。)(以下甲 1 から甲 25 までを総称して「甲」という。))と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。))とは、甲の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設(以下「下水道管路施設」という。))が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧支援の内容)

第3条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧支援の要請)

第4条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、甲が自ら又は第10条に規定する甲の事務局を介して次条に定める方法により第10条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

(復旧支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(復旧支援の終了報告)

第8条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに甲及び第10条に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、秋田県建設部下水道課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第11条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲25までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

- 2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

- 2 甲又は乙がこの協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定を証するため、本書 26 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 29 年 3 月 16 日

- 甲 1 秋田県秋田市山王4-1-1
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 甲 2 秋田県秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道事業管理者
高 橋 洋 樹
- 甲 3 秋田県能代市上町1-3
能代市下水道事業
能代市長 齊 藤 滋 宣
- 甲 4 秋田県横手市中央町8-2
横手市長 高 橋 大
- 甲 5 秋田県大館市字中城20
大館市長 福 原 淳 嗣
- 甲 6 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1
男鹿市長 渡 部 幸 男
- 甲 7 秋田県湯沢市佐竹町1-1
湯沢市長 齊 藤 光 喜
- 甲 8 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1
鹿角市長 児 玉 一
- 甲 9 秋田県由利本荘市尾崎17
由利本荘市長 長谷部 誠
- 甲 10 秋田県潟上市天王字棒沼台226-1
潟上市長 石 川 光 男
- 甲 11 秋田県大仙市大曲花園町1-1
大仙市長職務代理者
大仙市副市長 久 米 正 雄

- 甲 12 秋田県北秋田市花園町19－1
北秋田市長 津 谷 永 光
- 甲 13 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1
にかほ市長 横 山 忠 長
- 甲 14 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
仙北市長 門 脇 光 浩
- 甲 15 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41－1
小坂町長 細 越 満
- 甲 16 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118
上小阿仁村長 小 林 悦 次
- 甲 17 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8
藤里町長 佐々木 文 明
- 甲 18 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8
三種町長 三 浦 正 隆
- 甲 19 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118
八峰町長 加 藤 和 夫
- 甲 20 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1－1－1
五城目町長 渡 邊 彦兵衛
- 甲 21 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80
八郎潟町長 畠 山 菊 夫
- 甲 22 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78－1
井川町長 齋 藤 多 聞
- 甲 23 秋田県南秋田郡大潟村字中央1－1
大潟村長 高 橋 浩 人
- 甲 24 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170－10
美郷町長 松 田 知 己

甲 25 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177

羽後町長 安 藤 豊

乙 東京都千代田区岩本町2-5-11

公益社団法人

日本下水道管路管理業協会

会 長 長谷川 健 司

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

- 第1 この実施細目は、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定(以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「管路協」という。)から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル(以下「復旧支援マニュアル」という。)を参考とするものとする。

(復旧支援の対象施設)

- 第2 協定による復旧支援は、秋田県内の下水道施設の復旧支援を主とするが、集落排水施設等下水道類似施設の管路施設、水路等の施設が地震等の災害で被害を受け、被災した秋田県及び県内市町村(以下「被災自治体」という。)から復旧支援の要請を管路協が受けた場合は、協定に準じて適用することができるものとする。

(復旧支援の内容)

- 第3 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災自治体から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。

(復旧支援マニュアル参照)

- (1) 緊急調査:地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。
 - (2) 緊急措置:大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。
 - (3) 応急復旧工事:緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。
 - (4) 一次調査:本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
 - (5) 二次調査:本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異状原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。
- 2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、管路協は被災自治体の指示に従うものとする。特に、被災自治体から他の民間コンサルタント等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

(甲の事務局を介して行う復旧支援の要請)

- 第4 被災自治体の下水道管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第3条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第4条、第5条及び第10条の規定により、被災自治体の復旧支援要請窓口(甲の事務局)である秋田県建設部下水道課の課長(以下「下水道課長」という。)に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した

文書(様式第1)により要請することができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき被災自治体の下水道管理者から要請を受けた下水道課長は、管路協の窓口(乙の事務局)である公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会長(以下「秋田県部会長」という。)に対し、文書(様式第2)により速やかに復旧支援を要請するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができない場合等においては、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、その後速やかに文書(様式第2)を提出するものとする。

(被災自治体が自ら行う復旧支援の要請)

- 第5 被災自治体の下水道管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第3条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第4条、第5条及び第10条の規定により、自ら秋田県部会長に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書(様式第3)により要請することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができない場合等においては、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、その後速やかに文書(様式第3)を提出するものとする。
- 3 被災自治体の下水道管理者が前2項の規定により要請したときは、下水道課長に対し、要請の内容を文書(様式第4)により報告するものとする。なお、前項に規定する場合等においては、その後速やかに文書(様式第4)による報告を行うものとする。

(復旧支援に要する費用)

- 第6 被災自治体は、第3の1項の規定に基づく復旧支援の業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の費用については、被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体が支払うものとする。

(労災及び損害補償等)

- 第7 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。
- 2 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体及び管路協の両者協議の上、対処するものとする。
- 3 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

(復旧支援終了報告の内容)

- 第8 協定第8条の規定による乙の復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。
 - (1) 出勤場所及び出勤時間
 - (2) 出勤人員

- (3) 使用した資機材
- (4) その他必要な事項

(連絡窓口)

第9 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

附 則

この実施細目は、平成29年3月16日から施行する。

様式第1(実施細目第4関係)

第 号
平成 年 月 日

秋田県建設部下水道課長
(復旧支援に係る甲の事務局)

〇〇〇市町村(下水道管理者) 印
(甲〇)

復旧支援要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第4の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況(緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動日時(緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動場所(緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先(電話)
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

様式第2(実施細目第4関係)

下水 ー

平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
秋田県部会長 様
(復旧支援に係る乙の事務局)

秋田県建設部下水道課長 印
(復旧支援に係る甲の事務局)

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第4の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 復旧支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者 及び連絡先
秋田県 (甲1)					
〇〇市 (甲〇)					
〇〇市 (甲〇)					

※複数の被災自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局	所属	建設部下水道課	職名		氏名	
担当者	担当名		電話		FAX	

様式第3(実施細目第5関係)

第 号
平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
秋田県部会長 様
(復旧支援に係る乙の事務局)

〇〇〇市町村(下水道管理者) 印
(甲〇)

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況(緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動の日時(緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動の場所(緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先(電話)
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

様式第4(実施細目第5関係)

第 号
平成 年 月 日

秋田県建設部下水道課長
(復旧支援に係る甲の事務局)

〇〇〇市町村 〇〇課(所)長
(甲〇)

復 旧 支 援 の 要 請 報 告 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の3項の規定に基づき、次のとおり乙の事務局へ支援要請したことを報告します。

- 1 災害の状況(緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動の日時(緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動の場所(緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先(電話)
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

別表 連絡窓口(実施細目第9関係)

平成29年3月現在

整理番号	自治体等名	部 等	課 等
甲 1	秋田県	建設部	下水道課
甲 2	秋田市	上下水道局	下水道整備課
甲 3	能代市	都市整備部	上下水道整備課
甲 4	横手市	上下水道部	下水道課
甲 5	大館市	建設部	下水道課
甲 6	男鹿市	企業局	上下水道課
甲 7	湯沢市	上下水道部	下水道課
甲 8	鹿角市	建設部	上下水道課
甲 9	由利本荘市	建設部	上下水道課
甲 10	潟上市	産業建設部	上下水道課
甲 11	大仙市	上下水道部	下水道課
甲 12	北秋田市	建設部	上下水道課
甲 13	にかほ市	農林水産建設部	建設課
甲 14	仙北市	建設部	下水道課
甲 15	小坂町		建設課
甲 16	上小阿仁村		建設課
甲 17	藤里町		生活環境課
甲 18	三種町		上下水道課
甲 19	八峰町		建設課
甲 20	五城目町		建設課
甲 21	八郎潟町		建設課
甲 22	井川町		産業課
甲 23	大潟村		産業建設課
甲 24	美郷町		建設課
甲 25	羽後町		建設課
甲の 事務局	秋田県	建設部	下水道課
乙の 事務局	(公社)日本下水道管 路管理業協会	秋田県部会	事務局:山岡工業株式会社

第39 災害時における一般社団法人横手青年会議所との支援活動に関する協定

災害時における支援活動に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と一般社団法人横手青年会議所(以下「乙」という。)とは、横手市内外において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲の協力要請に基づき、乙が地域貢献活動の一環として協力を
行う際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は前条の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、各種関係団体とのつながり等を最大限に活かし、状況に応じて次に掲げる協力をを行うものとする。

【平常時】

- (1) 市民等に対する防災知識の普及啓発
- (2) 防災訓練等への参加

【災害時】

- (1) 乙及び関係諸団体の持つ情報の開示
 - (2) 給水、炊き出しその他の救護活動の支援
 - (3) 救援物資等の調達、配給活動の支援
 - (4) 清掃及び防疫の支援
 - (5) その他甲乙協議して定めた活動
- 2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整及び広報等の支援を行うものとする。

(事故発生等の責任)

第4条 乙は、この協定に基づく協力を実施するに当たり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定の普及及び啓発)

第6条 乙は、災害時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部危機管理課長、乙においては専務理事とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲乙いずれからも協定を更新しない旨の申し出がない限り、期間満了日の翌日から1年間有効期限を更新するものとし、以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた際は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

平成30年7月10日

横手市中央町8番2号

甲 横手市

横手市長 高 橋 大

横手市大町7番18号 横手商工会議所内

乙 一般社団法人 横手青年会議所

理事長 遠 藤 宗一郎

第40 災害時におけるJA秋田ふるさと青年部支援活動に関する協定

災害時における支援活動に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)&JA秋田ふるさと青年部(以下「乙」という。)&とは、横手市内外において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)&における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲の協力要請に基づき、乙が地域貢献活動の一環として協力を
行う際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に書面によ
り行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日
速やかに書面を提出するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は前条の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、各種関係団体とのつながり等を最大限
に活かし、状況に応じて次に掲げる協力をを行うものとする。

【平常時】

- (1) 市民等に対する防災知識の普及啓発
- (2) 防災訓練等への参加

【災害時】

- (1) 乙及び関係諸団体の持つ情報の開示
 - (2) 給水、炊き出しその他の救護活動の支援
 - (3) 救援物資等の調達、配給活動の支援
 - (4) 清掃及び防疫の支援
 - (5) その他甲乙協議して定めた活動
- 2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整及び
広報等の支援を行うものとする。

(事故発生等の責任)

第4条 乙は、この協定に基づく協力を実施するに当たり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入
するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において対
処するものとする。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害
時に備えるものとする。

(協定の普及及び啓発)

第6条 乙は、災害時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては 総務部危機管理課長、乙においては事務局とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の 30 日前までに甲乙いずれからも協定を更新しない旨の申し出がない限り、期間満了日の翌日から1年間有効期限を更新するものとし、以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた際は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

平成 30 年 7 月 10 日

横手市中央町8番2号

甲 横手市

横手市長 高 橋 大

横手市雄物川町今宿字前田面20番地

乙 JA秋田ふるさと青年部

部 長 佐 藤 保

第41 災害時におけるよこて市商工会青年部との支援活動に関する協定

災害時における支援活動に関する協定書

横手市(以下「甲」という。))とよこて市商工会青年部(以下「乙」という。))とは、横手市内外において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。))における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲の協力要請に基づき、乙が地域貢献活動の一環として協力を
行う際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は前条の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、各種関係団体とのつながり等を最大限に活かし、状況に応じて次に掲げる協力をを行うものとする。

【平常時】

- (1) 市民等に対する防災知識の普及啓発
- (2) 防災訓練等への参加

【災害時】

- (1) 乙及び関係諸団体の持つ情報の開示
 - (2) 給水、炊き出しその他の救護活動の支援
 - (3) 救援物資等の調達、配給活動の支援
 - (4) 清掃及び防疫の支援
 - (5) その他甲乙協議して定めた活動
- 2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整及び広報等の支援を行うものとする。

(事故発生等の責任)

第4条 乙は、この協定に基づく協力を実施するに当たり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定の普及及び啓発)

第6条 乙は、災害時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては 総務部危機管理課長、乙においては事務局とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の 30 日前までに甲乙いずれからも協定を更新しない旨の申し出がない限り、期間満了日の翌日から1年間有効期限を更新するものとし、以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた際は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

平成 30 年 7 月 10 日

横手市中央町8番2号

甲 横手市

横手市長 高 橋 大

横手市十文字町字海道下18番地の3

乙 よこて市商工会青年部

部 長 佐々木 大

第42 災害時における横手商工会議所青年部との支援活動に関する協定

災害時における支援活動に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と横手商工会議所青年部(以下「乙」という。)とは、横手市内外において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲の協力要請に基づき、乙が地域貢献活動の一環として協力を
行う際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は前条の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、各種関係団体とのつながり等を最大限に活かし、状況に応じて次に掲げる協力をを行うものとする。

【平常時】

- (1) 市民等に対する防災知識の普及啓発
- (2) 防災訓練等への参加

【災害時】

- (1) 乙及び関係諸団体の持つ情報の開示
 - (2) 給水、炊き出しその他の救護活動の支援
 - (3) 救援物資等の調達、配給活動の支援
 - (4) 清掃及び防疫の支援
 - (5) その他甲乙協議して定めた活動
- 2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整及び広報等の支援を行うものとする。

(事故発生等の責任)

第4条 乙は、この協定に基づく協力を実施するに当たり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定の普及及び啓発)

第6条 乙は、災害時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては 総務部危機管理課長、乙においては専務理事とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の 30 日前までに甲乙いずれからも協定を更新しない旨の申し出がない限り、期間満了日の翌日から1年間有効期限を更新するものとし、以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた際は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

平成 30 年 7 月 10 日

横手市中央町8番2号

甲 横手市

横手市長 高 橋 大

横手市大町7番18号

乙 横手商工会議所青年部

会 長 鶴 田 典 治

第43 災害時における羽後ガス株式会社との一時避難所としての使用に関する協定

災害時における一時避難所としての使用に関する協定

横手市(以下「甲」という。)と羽後ガス株式会社(以下「乙」という。)は、横手市内で発生した災害時において、一時避難所としての施設使用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を一時避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(一時避難所の指定、周知)

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力の一時避難所として位置付け、市民に周知する。

(使用施設)

第3条 乙は、次に掲げる施設(以下「当該施設」という。)を公共福祉の立場から一時避難所として市民等を使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	羽後ガス株式会社 本社屋
所 在 地	横手市朝日が丘3丁目1番53号
構 造 等	木造2階建

(使用範囲)

第4条 一時避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難スペース	会議室兼食堂(2階)
その他	トイレ(1階、2階)

(施設変更の報告)

第5条 乙は、当該施設の増改築等により、面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により当該施設の使用が不可能になるとときには、甲に連絡するものとする。

(一時避難所の開設)

第6条 甲は、次の場合、乙に対して当該施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大雨により洪水が発生し、又は発生する恐れがあり、周辺住民が緊急に避難を要する場合。
 - (2) 大雨等により土砂災害が発生し、又は発生する恐れがあり、周辺住民が緊急に避難を要する場合。
 - (3) その他、著しく前項住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対して、文書(様式1号)または口頭(電話連絡含む)で行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に当該施設を一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、当該施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 当該施設の使用料は無料とする。

- 2 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた費用、損害については、甲が負担するものとする。

(使用の禁止)

第9条 横手市内において、当該施設に一時避難しているときに震度6弱以上の地震が観測された場合、甲は当該施設の安全が確認されるまでの使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難所の使用期間は、第6条の開設から洪水等にかかる気象警報が解除され、浸水被害、土砂災害の恐れがなくなるまでの間とする。

(一時避難所の閉鎖)

第11条 第9条に基づき一時避難所として使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡し、併せて文書(様式2号)にて通知する。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部危機管理課長、乙においては取締役 子野日 賢とする。

	連 絡 責 任 者	連絡先電話番号	緊急電話番号
甲	総務部 危機管理課長	0182-35-2195	090-9634-8841
乙	取締役 子野日 賢	0182-32-0727	

(使用中の事故等による責任)

第13条 一時避難所開設中に施設内で発生した事故等に対する責任を乙は負わないものとする。

- 2 避難者が故意又は過失により乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が責任を持って乙に対して損害の賠償にあたるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協 議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月23日

甲 横手市中央町8番2号

横手市長 高橋大

乙 横手市朝日が丘3丁目1番53号
羽後ガス株式会社

代表取締役 子野日的

覚 書

横手市(以下「甲」という。)と羽後ガス株式会社(以下「乙」という。)は、甲が災害時に乙の所有施設を一時避難所として使用する協定を締結するにあたり、以下の事項を確認する。

第1条 甲は、横手市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難所として市民を受け入れるものとする。

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力の一時避難所として位置づけ、市民に周知するものとする。

第3条 乙は、次に掲げる施設(以下「当該施設」という。)を公共福祉の立場から一時避難所として市民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	羽後ガス株式会社 本社屋
所 在 地	横手市朝日が丘3丁目95-4、同95-1
備 考	平成31年1月完成予定

第4条 一時避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難スペース	会議室(2階)、食堂(2階)
その他	トイレ(1階、2階)

第5条 当該施設を一時避難所として使用する際の対象となる災害等は、甲、乙協定締結まで協議し、決定するものとする。

第6条 甲が当該施設を一時避難所として使用した場合の使用料は無料とする。

第7条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた費用、損害については、甲が負担するものとする。

第8条 一時避難所開設中に施設内で発生した事故等に対する責任を乙は負わないものとする。

第9条 本覚書に記す協定については、当該施設の完成後に正式に締結するものとする。

以上を確認した証として本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年7月9日

甲 横手市中央町8番2号

横手市長 高橋 大

乙 横手市婦気大堤字平林1番地17
羽後ガス株式会社

代表取締役 子野 日 的

第44 災害時における秋田県建造物解体業協会との応援協力に関する協定

災害時における秋田県建造物解体業協会との応援協力に関する協定

横手市(以下「市」という。)と一般社団法人秋田県建造物解体業協会(以下「協会」という。)は、横手市内における災害及び大規模な事故等における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、地震、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象による大規模災害及び大規模な事故・火災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の市が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)に協会が応援協力することにより、横手市内における被害の拡大防止と市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(応援の要請)

第2条 市は、災害発生時等に、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、協会に応援協力を要請することができるものとする。

2 この協定に定める協力要請は、原則として市が協会に書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

(応援協力の内容)

第3条 市が協会に対し応援を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 人命救助及び被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- (2) 建設機械等の操作及び災害応急活動に必要な技術員の派遣
- (3) 前各号に定めるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる応援協力で市から特に要請のあった事項

(活動の報告)

第4条 協会は、応援活動を実施した場合は、掲げる事項について書面をもって、速やかに市に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 応援活動を実施した会員名、支援場所及び支援活動内容
- (2) 応援活動を実施した会員別人数及び実施時間
- (3) 応援活動に使用した建設機械、車両等の数量及び使用時間
- (4) その他応急活動の報告に必要な事項

(費用負担)

第5条 協力要請に基づき実施した応援活動に要する費用は市が負担するものとし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として、その都度市と協会が協議し決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 応急活動に要した経費は、協会の請求により、その内容を市が確認し、速やかに費用を協会に支払うものとする。

(災害補償)

第7条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、協会の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第8条 市及び協会は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成32年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに双方いずれから異議又は変更の申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定書に定めのない事項については、市と協会が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を称するため、本協定書2通を作成し、市及び協会が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 31 年 3 月 19 日

秋田県横手市中央町8番2号

横 手 市

横手市長 高 橋 大

秋田県秋田市旭北栄町1番49号

一般社団法人 秋田県建造物解体業協会

代表理事 田 村 典 美

第45 災害時における秋田ふるさと農業協同組合との一時避難所の提供及び物資の供給等の協力に関する協定

災害時における一時避難所の提供及び物資の供給等の協力に関する協定

横手市(以下「市」という。)と秋田ふるさと農業協同組合(以下「組合」という。)とは、横手市内外において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時において、市及び組合が相互に協力し、市民の安全安心を確保するため災害対応を円滑に遂行し、また、平常時においても防災意識向上のための活動を連携・協力していくことを目的とする。

(協力要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力要請は、原則として市が災害対策本部を設置した場合において、書面により組合に対して行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協力内容)

第3条 組合は、前条の要請に基づき、組合の持つ施設や人材、組織力等を活かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

- (1) 別表に掲げる施設の一時避難所としての提供及び避難者の誘導、救護
- (2) 可能な範囲での食料品及び応急生活物資等の供給、運搬
- (3) 情報ネットワークを活用した情報提供
- (4) 市と連携した防災意識の啓発活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市又は組合が相互に協力を要請し、協議により対応できると認めたもの

(変更の連絡)

第4条 組合は、前条第1号で定める施設の使用が不可能となるときには、市に連絡するものとする。

(費用の負担及び支払)

第5条 組合が供給した物資、運搬等の費用は、市が負担するものとし、当該負担額については当該災害時直前における適正な価格を基準として、市及び組合が協議の上、決定するものとする。

- 2 市は、前項の費用について、組合から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第6条 この協定に関する連絡体制を次のように定めるものとする。

	連絡責任者	連絡先電話番号	緊急電話番号
市	総務企画部 危機管理課長	0182-35-2195	090-9634-8841
組合	総務企画部 総務課長	0182-35-2634	

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了日の30日前までに市、組合いずれからも別段の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、市及び組合が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及び組合が署名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

令和元年 7月 4日

横手市中央町8番2号

横 手 市 長 高 橋 大

横手市駅前町6番22号

秋田ふるさと農業協同組合

代表理事組合長 小田嶋 契

別表

名称	所在地	避難場所
金沢支店	横手市金沢本町字本町 26	敷地内駐車場
金沢ライスセンター	美郷町金沢字川原保 143	敷地内駐車場及び施設内
横手ライスセンター	横手市上境字谷地中 262	敷地内駐車場及び施設内
山内野菜集出荷所・低温倉庫	横手市山内土渕字菅生 66-4	敷地内駐車場及び低温倉庫 出荷場
平鹿カントリーエレベーター	横手市平鹿町浅舞字大東 65	敷地内駐車場及び施設内
雄物川営農センター集出荷所	横手市雄物川町今宿字前田面 1	敷地内駐車場及び施設内
大雄カントリーエレベーター	横手市大雄字三村 13	敷地内駐車場及び施設内
旧八沢木支店	横手市大森町上溝字上野 97-2	敷地内駐車場及び施設内
十文字野菜集出荷所	横手市十文字町植田字大清水 182 他	敷地内駐車場及び施設内
増田選果場(フルーツセンター)	横手市増田町増田字平鹿 207	敷地内駐車場及び施設内

第46 災害時における株式会社ダスキンよねやとのレンタル機材の提供に関する協定

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

横手市（以下「市」という。）と株式会社ダスキンよねやダスキンレントオール横手ステーション（以下「ダスキンよねや」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横手市内において、地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故により生ずる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市とダスキンよねやが相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 市は、災害時において機材を必要とするときは、ダスキンよねやに対して保有機材の提供について協力を要請するものとする。

2 市のダスキンよねやに対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

3 市及びダスキンよねやは、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（機材の品目）

第3条 ダスキンよねやが提供する機材の品目は、冷暖房機、テーブル、イス、パーテーション等、ダスキンよねやが機材として保有又は調達できるものとする。

2 ダスキンよねやは、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、予め市に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 ダスキンよねやは、第2条の規定により市から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対して積極的に協力するものとする。

2 ダスキンよねやは市の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 ダスキンよねやは、要請を受けたときは市の指定する場所に機材を運搬し、市の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担)

第6条 ダスキンよねやが提供した機材並びに運搬の費用については、市が負担する。

2 費用は災害発生直前における適正価格等を基準として、双方協議の上決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市とダスキンよねやが協議して決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は締結の日から施行し、市又はダスキンよねやが書面をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 2年 11月 11日

横手市中央町8番2号

横 手 市

横手市長 高橋 大

横手市条里三丁目2番62号

株式会社ダスキンよねや

ダスキンレントオール横手ステーション

代表取締役 木村 友光子

別記様式（第2条関係）

株式会社ダスキンよねや
ダスキンレントオール横手ステーション 御中

横手市長

機材提供に関する要請書

電話等連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する機材の 種類・数量	品 目	数 量	単 位
搬 入 先	所 在 地 :		
	名 称 :		
	電 話 :		
	現 地 担 当 者 :		
搬入先希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者職氏名	部 課		
	職: 氏名:		

第47 災害時における株式会社シバタとの物資供給に関する協定

災害時における株式会社シバタとの物資供給に関する協定

横手市(以下「市」という。)と、株式会社シバタ 東北支部 横手出張所(以下「㈱シバタ」という。)は、災害発生時等における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、市と㈱シバタが相互に協力して住民の早期生活安定を図るため、㈱シバタが所有する資器材(以下「物資」という。)の供給等に関して必要な事項を定めるものとする。

(供給等の協力要請)

第2条 市は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、㈱シバタの保有する物資の提供を要請することができる。

(要請に基づく措置)

第3条 ㈱シバタは、市から前条の要請を受けたときは、可能な範囲で速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置事項を市に連絡するものとする。

(調達物資の範囲)

第4条 市が㈱シバタに提供を要請する物資の範囲は、㈱シバタが供給可能なものとする。

2 ㈱シバタは、国内における会社のネットワークを活用し、市が要請する物資の提供に応えるよう努めるものとする。

(要請手続き)

第5条 前条に掲げる要請は、物資提供に関する要請書(別記様式)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(物資の費用負担)

第6条 ㈱シバタが供給した物資の対価及び運搬等の費用については、市が負担するものとし、価格は災害発生前における適正な価格を基準に、市及び㈱シバタが協議の上決定する。

(物資の運搬、引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則 として㈱シバタが行うものとする。ただし、㈱シバタが自ら運搬することができない場合は、市が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 ㈱シバタは、物資の引き渡しを終了した後、その結果を速やかに書面により市に報告するものとする。

(代金の支払い)

- 第8条 市は、引き渡しを受けた物資の代金について、㈱シバタの請求に基づき可能な限り速やかに支払うものとする。ただし、市において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。
- 2 前条に規定する引渡し前に生じた物資の亡失、き損は㈱シバタの負担とする。

(支援体制の整備)

- 第9条 ㈱シバタは、災害時における円滑な協力を図るため、社内の応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(情報交換)

- 第10条 市と㈱シバタは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について、情報交換を行い災害発生時に備えるものとする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、市及び㈱シバタが協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

- 第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市または㈱シバタが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、双方署名のうえ各自一通を保有するものとする。

令和 3年 5月12日

秋田県横手市中央町8番2号
横 手 市

横 手 市 長 高 橋 大

秋田県横手市婦気大堤字谷地添102番地
株式会社シバタ 東北支部 横手出張所

所 長 菅 谷 伸

別記様式（第5条関係）

株式会社 シバタ

東北支部 横手出張所 御中

横手市長

物資提供に関する要請書

連 絡 日 時	年 月 日 時 分		
要 請 する 資 材 の 種 類 ・ 数 量	品 目	数 量	単 位
搬 入 先	所 在 地： 名 称： 電 話： 現地担当者：		
搬入先希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者職氏名	部 課 職： 氏名：		

第48 災害時における秋田三菱自動車販売株式会社との電動車両等の支援に関する協定

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)、秋田三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。)及び三菱自動車工業株式会社(以下「丙」という。)とは、災害時における電動車両等の支援に関し次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、横手市内において災害(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。)の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第 3 条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項後段に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書(様式1号)により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第 2 項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第 2 項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等が生じた損害については、その損害の責めに帰すべき事由のある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(自動車保険の取り扱い)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している自動車保険の適用を受けるものとする。ただし、甲の故意又は重過失により自動車保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として横手市内で使用する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却までの間、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に周知し、その理解醸成に努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年5月21日

甲 秋田県横手市中央町8番2号
横手市長 高橋 大

乙 秋田県秋田市川元開和町4番17号
秋田三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 佐藤 功

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

(様式1号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

秋田三菱自動車販売株式会社

様

横手市長

横手市、秋田三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した協定書第3条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

横手市長 様

秋田三菱自動車販売株式会社

横手市、秋田三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した 協定書第 4 条
第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式3号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

様

横手市、秋田三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した 協定書第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

第49 災害時における株式会社アクティオとのレンタル機材の提供に関する協定

災害時における株式会社アクティオとのレンタル機材の提供に関する協定

横手市(以下「市」という。)と株式会社アクティオ(以下「(株)アクティオ」という。)は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、(株)アクティオが市の要請に応じて行う、(株)アクティオが保有する仮設トイレ、発電機その他のレンタル機材(以下「保有機材」という。)の提供について、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 市は災害時において、(株)アクティオに対し保有機材の優先的な提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による要請ができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

(提供の実施)

第3条 (株)アクティオは、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を可能な範囲で優先的に提供するものとする。

(保有機材の引渡し)

第4条 (株)アクティオは、第2条の規定による要請を受けたときは、市の指定する場所に保有機材を運搬し、市の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

2 (株)アクティオは、保有機材を引渡したときは、速やかに書面により市に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 保有機材の提供に係る費用は市が負担するものとし、当該費用は当該災害時直前における適正な価格を基準として、双方協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第6条 市は前条の費用の支払いに関し、(株)アクティオからの適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に当該費用を支払う。ただし、市が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、市にあつては総務企画部危機対策課長、(株)アクティオにあつては横手営業所長とする。

2 前項の連絡責任者に変更があつた場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第8条 市及び(株)アクティオは、平素から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、双方協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年4月28日

秋田県横手市中央町8番2号

横手市長 高橋 大

東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ

代表取締役 小沼 直人

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

株式会社 アクティオ 御中

横手市長

機 材 等 提 供 要 請 書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(横手市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

横手市長 様

株式会社 アクティオ

物資提供完了報告書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

第50 災害時における佐川急便株式会社との支援物資の受入及び配送等に関する協定

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

横手市(以下「市」という。)と佐川急便株式会社 (以下「佐川急便」という。)は、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、市が佐川急便に対して行う物資の受入及び配送等の要請について、必要な事項を定めるものとする。

(施設の提供、支援物資の受入及び配送等の要請)

第2条 市は災害時において、佐川急便に対し次の各号に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 物資集積・搬送拠点として佐川急便又は佐川急便の関係団体が所有する施設の提供
- (2) 物資集積・搬送拠点として市が指定する施設又は前号に定める施設における荷役作業の実施
- (3) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (4) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送
- (5) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (6) 前各号に掲げるもののほか、双方が災害時における支援物資の受入及び配送等に必要であると認めた事項。

2 市は、支援物資の受入及び配送等を実施する際、佐川急便に対し助言等を行う人員の派遣を要請することができる。

3 前項の規定による要請は書面により行う。ただし、特別な事情がある場合は口頭による要請ができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

(施設の提供、支援物資の受入及び配送等の実施)

第3条 佐川急便は、前条の規定により市の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、佐川急便が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第4条 佐川急便は、第2条の規定による業務を行った場合は、市に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は書面により行う。ただし、特別な事情がある場合は口頭による報告ができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第5条 第2条の規定による業務に要した費用は市が負担するものとし、法令その他に定めがあるものを除き、双方協議の上、代金を決定するものとする。

2 市は、前項の費用の支払いに関し、佐川急便から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、市が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 佐川急便は、第2条の規定による業務において事故等が発生したときは、市に速やかに報告し、双方協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第7条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、双方協議の上決定する。ただし、佐川急便の責に帰する理由により生じた損害の負担は、佐川急便が負うものとする。

(従事者の補償)

第8条 第2条の規定による業務に従事する者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、佐川急便の責任において行うものとする。ただし、市の責に帰すべき理由による場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第9条 市及び佐川急便は、この協定に基づく業務において知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了し、又は解除された後も同様とする。

(連絡責任者)

第10条 市及び佐川急便は、この協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 市及び佐川急便は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、双方協議の上決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、市又は佐川急便が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年5月16日

秋田県横手市中央町8番2号

横手市長 高橋 大

岩手県盛岡市流通センター北1丁目 32-3

佐川急便株式会社 北東北支店

支店長 岩崎 勇人

第51 災害時における株式会社ダイナムとの施設利用の協力に関する協定

災害時における施設利用の協力に関する協定書

横手市(以下「市」という。)と株式会社ダイナム(以下「ダイナム」という。)は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、横手市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合(以下併せて「災害時等」という。)に、自家用車等を利用して避難する市民(以下「避難者」という。)の安全確保並びに、支援部隊の車両等(以下「支援部隊」という。)の集結場所として、市の要請に応じ第2条に定めるダイナムの店舗(以下「ダイナムの施設」という。)提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等にダイナムが自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

(協力内容)

第2条

ダイナムの施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 横手店
所 在 地	秋田県横手市婦気大堤字堤下 224-4
構 造 等	木造構造
店 舗 開 店 日	1997 年 7 月 25 日
施設提供場所	駐車場:店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 市は、次の各号について、ダイナムに協力を要請(以下「協力要請」という。)することができる。

(1)ダイナムの施設の駐車場の一部を、避難者の一時的な避難場所(以下「一時避難場所」という。)並びに、支援部隊の集結場所として市に提供すること。

(2)避難者並びに支援部隊に対し、ダイナムが管理するトイレ及び水道施設(以下「トイレ等」という。)を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、ダイナムは、災害時等におけるダイナムの顧客の安全確保等、施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

(協力要請の方法)

第3条 市は、ダイナムに対して協力要請をするときは、施設利用等要請書(様式第1号)により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 ダイナムは、市から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

のとする。

(施設の利用等)

第5条 ダイナムは、市からの協力要請に対して協力する場合、ダイナムの顧客対応等速やかに準備を整えた上で、市に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 ダイナムは、施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、市に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 ダイナムは、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難者並びに支援部隊が、ダイナムの管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合(原因者が不明なときを含む)には、市が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 市が、ダイナムの施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、市はダイナムの承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 市は、ダイナムの施設利用を終了する際は、ダイナムに対しその旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 ダイナムは、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づきダイナムの施設を使用する避難者、支援部隊、市の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 ダイナムは、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 市及びダイナムは、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市とダイナムが協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、市またはダイナムのいずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和 5 年 5月 19日

秋田県横手市中央町8番2号

横手市

市 長 高橋 大

東京都荒川区西日暮里 2-27-5

株式会社 ダイナム

代表取締役 保坂 明

緊急・重要

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

横手市長

施設利用等要請書

「災害時における施設利用の協力に関する協定書」第2条第2項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	
内 容	・一時避難場所としての施設利用 ・支援部隊車両の集結場所としての施設利用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先 所属：横手市 総務企画部 危機対策課
電話：0182－35－2195

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

横手市長

施設利用等終了連絡書

「災害時における施設利用の協力に関する協定書」第10条の規定により、下記のとおり施設利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	・一時避難場所の閉鎖 ・支援部隊の車両の撤収 ・その他（ ）
そ の 他	

連絡先 所属：横手市 総務企画部 危機対策課

電話：0182-35-2195

様式第3号（第11条関係）

連絡担当者名簿

名 称	株式会社ダイナム		
所在地	東京都荒川区西日暮里2-7-5		
代表者氏名	代表取締役 保 坂 明		
ダイナム担当部署	ダイナム横手店	電話番号	0182-36-5558
		FAX	0182-36-5561
		E-mail	なし
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			
第2順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			
第3順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			

名 称	横手市		
所在地	秋田県横手市中央町8番2号		
代表者氏名	横手市長 高 橋 大		
担当部署名	危機対策課	電話番号	0182-35-2195
		FAX	0182-33-1300
		E-mail	kikitaaisaku@city.yokote.lg.jp
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			
第2順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			
第3順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			

第52 災害時における打川自動車株式会社との協力に関する協定

横手市(以下「市」という。)と打川自動車株式会社(以下「打川自動車」という。))は、災害時並びに平常時の防災活動における相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内において地震、風水害等の災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、市及び打川自動車が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災活動に対し、連携・協力することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 市と打川自動車は、前条の目的を達成するために次の各号について連携・協力をする。なお、具体的な内容については別途協議のうえ定める。

- (1) 打川自動車が所有する資機材及び人的資源等の活用による被災者の援護並びに復旧支援
- (2) 打川自動車が所有又は管理する施設及び用地の一時避難所、物資集積場所及び災害支援車両の集結場所としての提供
- (3) 被災者等の一時避難所及び被災状況に関する情報の相互提供
- (4) 打川自動車が有するネットワークを生かした災害支援車両の手配及び操作員の派遣
- (5) 市が行う防災活動の啓蒙
- (6) 地域住民及び関連企業に対する防災意識向上の機会提供
- (7) 地域安全に関する情報の相互提供

(協力の要請)

第3条 市は、前条に定める協力を要請する際は、原則として協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出する。

(協力の終了)

第4条 市は、前条の協力の要請を終了する際は、打川自動車に対しその旨を連絡し、併せて協力要請終了連絡書(様式第2号)により通知する。

(費用の負担)

第5条 打川自動車が実施する協力を要する経費は、無償とする。ただし、必要と認めた場合は、双方の協議に基づき別途負担割合を定めることができる。

(災害情報等の連絡体制の整備)

第6条 市と打川自動車は、協力事項に関し、必要に応じ情報交換を行うため、連絡体制を整備する。

- 2 この協定に関する連絡責任者は、市においては危機対策担当課長、打川自動車においては打川自動車代表取締役とする。
- 3 連絡体制の強化を図るため、毎年度当初に緊急時の連絡先電話番号を交換する。

(秘密の保持)

第7条 市及び打川自動車は、本協定に基づき提供された情報について、第1条の目的のために使用することとし、他の目的には使用しない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項が生じた場合は、双方協議し決定する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から30日前までに、市又は打川自動車のいずれからでも協定解除の申し出がない場合は、更に1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年 7月11日

秋田県横手市中央町8番2号

横手市

市 長 高 橋 大

秋田県横手市駅前町7番30号

打川自動車株式会社

代表取締役 打 川 敦

様式第1号（第3条関係）

緊急・重要

年 月 日

打川自動車株式会社 御中

横手市長

協 力 要 請 書

「災害時における協力に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	
内 容	
そ の 他	

連絡先／横手市役所 危機対策課 電 話／0182-35-2195

FAX／0182-36-0261

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

打川自動車株式会社 御中

横手市長

協力要請終了連絡書

「災害時おける協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり施設利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	
そ の 他	

連絡先／横手市役所 危機対策課 電 話／0182-35-2195

FAX／0182-36-0261

第53 災害時における横手湯沢フォレストサイクル株式会社との協力に関する協定

横手市(以下「市」という。)と、横手湯沢フォレストサイクル株式会社(以下「横手湯沢フォレストサイクル」という。)は、市内において地震、風水害等の災害が発生した場合(以下、「災害時」という。)の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 横手湯沢フォレストサイクルの発電施設の概要は、次のとおりとする。

発電設備の名称	横手発電所
発電所の所在地	秋田県横手市十文字町梨木字西沢見51
発電設備出力	1,980kW
施設提供場所	・駐車場の一部・事務所棟／会議室、シャワー室、トイレ、給湯スペース、資器材保管室

2 市は、災害時において、横手湯沢フォレストサイクルに対し次の各号に掲げる事項について要請することができる。

- (1) ペレットの提供ならびにペレットストーブの供用
- (2) 横手湯沢フォレストサイクルが運営する横手発電所内で発電した電力の供給
- (3) 災害応援車両の待機場ならびに被災木等の仮置き場として、敷地の一部供用
- (4) 事務所棟の会議室、シャワー室、トイレ等の供用

3 前項第2号に定める電力の供給は、可搬型蓄電池の供用及び配達に加え、横手発電所で発電を行っている場合は、施設内の低圧電源(コンセント)により行うものとする。

4 横手湯沢フォレストサイクルは、災害時への備えとして市が備蓄する物資の保管場所として、事務所棟の一部を供用する。

(協力の要請)

第3条 市は、前条第2項各号で定める災害時の協力要請をする際は、原則として協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協力の期間)

第4条 第2条第2項各号に定める協力を実施する期間は、市からの要請を受けたときから最長1カ月間とする。ただし、市から協力期間延長の要請を受けた場合には都度協議するものとする。

(協力の終了)

第5条 市は、第3条の協力要請を終了する際は、横手湯沢フォレストサイクルに対しその旨を連絡し、併

せて協力要請終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 横手湯沢フォレストサイクルが実施する協力を要する経費は、無償とする。ただし、必要と認めた場合は、双方の協議に基づき別途負担割合を定めることができる。

(情報の提供)

第7条 市は、災害時に横手湯沢フォレストサイクルから円滑な協力が得られるよう、横手市内の被災状況等必要な情報を提供するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、市においては危機対策担当課長、横手湯沢フォレストサイクルにおいては事業部長とし、毎年度当初に緊急時の連絡先電話番号を交換するものとする。

(秘密の保持)

第9条 市及び横手湯沢フォレストサイクルは、本協定に基づき提供された情報について、第1条の目的のために使用することし、他の目的には使用しない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項が生じた場合は、双方協議し決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から30日前までに、市又は横手湯沢フォレストサイクルのいずれからも協定解除の申し出がない場合は、更に1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年 7月23日

秋田県横手市中央町8番2号
横手市

市 長 高 橋 大

宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
横手湯沢フォレストサイクル株式会社

取締役社長 和 田 浩 文

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

緊急・重要

横手湯沢フォレストサイクル株式会社 御中

横手市長

協 力 要 請 書

「災害時における協力に関する協定書」第3条の規程に基づき、下記のとおり協力を要請します。

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
内 容	(1) ペレットの提供、ペレットストーブの供用 (2) 可搬型蓄電池の供用 (3) 敷地の一部の供用 (4) 事務所棟の会議室、シャワー室、トイレ等の供用 (5) その他（ ）
使用場所	(可搬型蓄電池の使用場所などを記載)
そ の 他	

連絡先／横手市役所 危機対策課 電 話／0182-35-2195

FAX／0182-36-0261

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

横手湯沢フォレストサイクル株式会社 御中

横手市長

協 力 要 請 終 了 連 絡 書

「災害時における協力に関する協定書」第5条の規程に基づき、下記のとおり協力要請の終了を連絡します。

終了日時	年 月 日 時 分 終了
内 容	(1) ペレットの提供、ペレットストーブの供用 (2) 可搬型蓄電池の供用 (3) 敷地の一部の供用 (4) 事務所棟の会議室、シャワー室、トイレ等の供用 (5) その他 ()
使用場所	(可搬型蓄電池の使用場所などを記載)
その他	

連絡先／横手市役所 危機対策課 電 話／0182-35-2195

FAX／0182-36-0261

第54 秋田県広域消防相互応援協定

秋田県広域消防相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条第2項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

(大規模災害等)

第2条 この協定において、「大規模災害等」とは、次の各号に「掲げるもののうち応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で、大規模又は特殊なもの
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 全各号に掲げるもの以外の大規模若しくは特殊な災害又は事故

(地域ブロック区分)

第3条 秋田県内を次の地域に区分するものとする。

(1) 県北地域ブロック

能代山本広域市町村圏組合消防本部管内、大館市消防本部管内、鹿角
広域行政組合消防本部管内及び北秋田市消防本部管内

(2) 中央地域ブロック

秋田市消防本部管内、男鹿地区消防一部事務組合消防本部管内、五城目
町消防本部管内及び湖東地区消防本部管内

(3) 県南地域ブロック

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部管内、横手市消防本部管内、由利本
荘市消防本部管内、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部管内及びにかほ
市消防本部管内

(代表消防機関等の設置)

第4条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関(以下「代表消防機関等」という。)を設置する。

- 2 前項の代表消防機関及び代表消防機関代行は、緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画第2によるものとし、代表消防機関等を次のとおり定める。この場合において、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できないときは、当該任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

秋田市消防本部

(2) 代表消防機関代行

(ア) 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

(イ) 能代山本広域市町村圏組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

次のアからウまでに掲げる地域ブロックの区分に応じ、当該アからウまでに定める消防本部

- (ア) 県北地域ブロック 能代山本広域市町村圏組合消防本部
- (イ) 中央地域ブロック 秋田市消防本部
- (ウ) 県南地域ブロック 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 市町等は、応援出動が可能な指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。

(代表消防機関等の任務)

第6条 代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 秋田県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域ブロック代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 秋田県内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における秋田県内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

2 地域ブロック代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

(応援要請)

第7条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長が、次に掲げる区分により、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行うものとする。ただし、代表消防機関等を通じて要請するいとまがない場合は、直接応援側へ要請できるものとする。この場合、当該要請後に代表消防機関等へ報告するものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町等に対する応援要請

2 前項の応援要請は、電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 応援要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

- 4 代表消防機関等は、第1 項に規定する応援要請があった場合には、秋田県に対して必要な事項を報告するとともに、要請側の長又は消防長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認し、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動準備を行うものとする。

(応援隊の派遣等)

第9条 第7条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援側の市町等の消防力に支障が生じる等特別な理由がある場合を除き、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣する場合は、属する地域ブロック代表消防機関を通じ、代表消防機関に対して出動隊数、出動隊員数、無線の呼称その他の必要な事項について報告するものとする。

- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに要請側の長又は消防長に対してその旨を連絡し、併せて秋田県に報告するものとする。

- 4 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣することができない場合は、速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮支援体制)

第11条 応援隊の指揮は、代表消防機関等の職員が行うものとし、原則として被災地消防本部において、要請側の長の指揮の下、応援隊を統して活動の管理を行うものとする。

(応援の中断)

第12条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第13条 応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

ア 旅費及び出動手当等の人件費

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）

エ 車両及び機械器具の修理費

オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）

エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる以外の費用については、当該大規模災害等に関係する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。

(効力の発生等)

第16条 この協定は、平成 29 年4月1日から効力を発生するものとし、秋田県広域消防相互応援協定（平成 22 年 12 月 22 日締結）は、平成 29 年4 月1日をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書 13 通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 27 日

秋田市	市	長
横手市	市	長
大館市	市	長
由利本荘市	市	長
北秋田市	市	長
にかほ市	市	長
五城目町	町	長
湯沢雄勝広域市町村圏組合	管 理 者	
能代山本広域市町村圏組合	理 事 会 代 理 事	
大曲仙北広域市町村圏組合	管 理 者	
鹿角広域行政組合	管 理 者	
男鹿地区消防一部事務組合	管 理 者	
湖東地区行政一部事務組合	管 理 者	

第55 秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合および消防を含む一部事務組合(以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 公 共 性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること
- (2) 緊 急 性 差し迫った必要性があること
- (3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること

第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊(以下「消防防災航空隊」という。)に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

- 2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書(平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

平成11年4月1日

秋田県知事

秋田市長

五城目町長

鹿角広域行政組合

管理者

大館周辺広域市町村圏組合

管理者

鷹巣阿仁広域市町村圏組合

管理者

二ツ井町藤里町消防一部事務組合

管理者

能代地区消防一部事務組合

管理者

山本郡南部地区消防一部事務組合

管理者

湖東地区行政一部事務組合

管理者

男鹿地区消防一部事務組合

管理者

河辺雄和地区消防一部事務組合

管理者

本荘地区消防事務組合

管理者

仁賀保地区消防組合

管理者

矢島地区消防組合

管理者

大曲仙北広域市町村圏組合

管理者

横手平鹿広域市町村圏組合

理事会代表理事 横手市長

湯沢雄勝広域市町村圏組合

理事会代表理事

様式1号

秋田県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話

航空隊受信時間	時	分	現在	FAX
1 要請機関名	☎ 発信者			
2 災害種別	(1)救急 (2) 救助 (3) 火災 (4) 災害応急 (5) その他			
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ()			
4 発生場所	市・町・村			番地
(発生時間)	令和	年	月	日 午前・午後 時 分頃
(事故概要)				
(目標)				
(離着陸場所)				
5 気象条件	視程	m	天候	雲量 (高 m) 風向
(現場)	風速	m/s	気温	℃ (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名			
7 通信手段	無線種別 (全国波・県波・市町村波)			
(現場)	現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)			
8 傷病者等	氏名		年齢	歳 性別 男・女
9 傷病名・症状				
10 傷病者搬送	出動先		出動先	
(離着場所等)	所在地		所在地	
	及び		及び	
	目標		目標	
	(病院名)		(病院名)	
11 要請日時	令和	年	月	日 (曜日) 時 分
12 他の航空機	(有・無) 機関名 機数 機			
の活動要請				

1 航空隊指揮者	指揮者
コールサイン	無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	令和 年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※ その他の特記事項	
航空隊担当者	

様式3号

災害状況報告書

令和 年 月 日

災 害 種 別		(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他		
要 請 者				
発 生 場 所				
日 時 当	発 生 (要 請)	月 日 : (月 日 :)	発 生 時 気 候	天候 気温 °C 風速 m/s その他 ()
	収 束	月 日 :		
災害の概要		(到着時の状況) (収束時の状況・・・死傷者数、焼損程度等)		
活動の概要 (数日に亘る場合 日毎の内容)				
その他特異事項				
報 告 者 氏 名			連 絡 先	

第56 北上地区消防組合との消防相互応援協定

北上地区消防組合との消防相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、北上地区消防組合及び横手市(以下「協定組合等」という。)相互の消防応援体制を確立し、協定組合等の区域内で発生した災害について相互に消防の応援を実施し、被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援の区分)

第2条 災害の応援は次の各号による。

- (1) 災害が協定組合等で発生し、又はこれを覚知し、応援側が必要と認めた場合、被災地の協定組合等の長の要請を待たず即時に実施する応援。
- (2) 災害が協定組合等で発生し、被災地の協定組合等の長の要請に基づき実施する応援。

(応援の要請方法)

第3条 協定組合等の応援要請は、次の各号に掲げる事項を的確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援を必要とする人員並びに車両、資機材等の種類及び数量
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) その他応援に必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 応援側の長が応援要請を受けたときは、特別の理由のない限り応援隊を派遣するものとする。

- 2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側の協定組合等の長が指揮するものとする。

(費用の負担)

第6条 応援に要する費用の負担については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 要請側が負担する費用
 - ア 応援が長時間にわたる場合の食糧及び宿泊に要する経費
 - イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
 - ウ 化学消火薬剤等資機材費
 - エ 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものに限る。)
- (2) 応援側が負担する費用
 - ア 旅費及び出勤手当等の人件費
 - イ 公務上の災害補償費
 - ウ 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
 - エ 車両及び機械器具の修理費
 - オ 応援隊員が要請側への往復途中において第三者に与えた損害の賠償費等

- (3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度、協定組合等の長が協議の上、定めるものとする。

(情報等の交換)

第7条 協定組合等は、この児湯低に基づく相互応援を円滑に行うため、必要に応じて情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定組合等の長が協議の上、決定するものとする。

(委 任)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議し別に定める。

本協定の成立を証するため協定書2通を作成し、協定組合等の長の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年6月26日から施行する。

平成19年6月26日

北上地区消防組合管理者 北上市長

横手市長

北上地区消防組合・横手市消防相互応援協定覚書

平成19年6月26日付で締結した「北上地区消防組合・横手市消防相互応援協定書」(以下「協定書」という。)第9条に基づき、この覚書を交換する。

1. 協定書は消防組織法(昭和22年法律第226号)第43条及び同法第44条に規定する「非常事態」においても適用する。
2. 協定書第6条第1号イに定める「応援中」とは、要請側指揮下において応援活動を実施している間をいい、要請側指揮下内の移動も含むものとする。
3. 協定書第6条第1号イに定める「賠償費等」のうち、交通事故に関する賠償費等についてはその都度、協定組合等の消防長が協議して定める。
4. 協定書第6条害2号エに定める「修理費」は、破損の程度にかかわらず応援側の負担とする。
5. 協定書第6条第2号オに定める「往復途中」とは、要請を受けて要請側指揮下に入るまで、また応援活動を終了して要請側指揮下を離れてからをいう。
6. この覚書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定組合等の消防長が協議し別に定める。

この覚書の証として、覚書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

附 則

この覚書は、平成19年6月26日から施行する。

平成19年6月26日

北上地区消防組合消防長

横手市消防長

第57 秋田自動車道消防相互応援協定

秋田自動車道消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合及び横手市(以下「協定市等」という。)は、秋田自動車道秋田南インターチェンジから横手インターチェンジまでの区間(以下「相互応援区間」という。)における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応 援)

第2条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)の派遣を行うものとする。

(出動消防隊等)

第3条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

(担当区間)

第4条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

(応援に要した経費等の負担)

第5条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

- (1) 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、前記以外の経費は被応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)によるものとする。
- (3) 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を越えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

第6条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

(施行期日)

第7条 この協定は、令和元年8月4日から効力を発生するものとし、秋田自動車道消防相互応援協定書(平成3年7月15日締結)は、令和元年8月3日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月4日

秋 田 市 長

大曲仙北広域市町村圏組合 管理者

横手市長

秋田自動車道消防相互応援協定書の覚書

令和元年8月4日付けをもって秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合、横手市との間に締結した秋田自動車道路内の秋田南インターチェンジから横手インターチェンジ間における秋田自動車道消防相互応援協定に関する協定書(以下「協定書」という。)第6条に基づき、この覚書を交換する。

(消防および救急業務の適用範囲)

第1条 相互応援区間の次の部分において発生した災害に適用する。

- (1) 車両通行路
- (2) インターチェンジ、パーキングエリアおよびサービスエリアの各地内
- (3) 車両通行路の築堤部分

(担当区域)

第2条 前条第一号および第二号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。

- 2 前条第三号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

(災害出動)

第3条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。

- (1) 災害の通報を受けた協定市等の消防長は、直ちに所要の消防隊等を出動させるとともに、関係消防長に通報するものとする。
- (2) 協定市等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみでは対処できない場合は、関係消防長に対し応援を要請するものとする。
- (3) 前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報又は内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

(指 揮)

第4条 応援のため出動した消防隊等は、被応援側の現場にある最高指揮者の指揮に従うものとする。

(現場活動の原則)

第5条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の消防隊等は相互応援区間の側道等を利用し、それを支援するものとする。

- 2 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救急告示医療機関、その他の医療機関(以下「救急病院等」という。)に搬送するものとする。

(消防隊等の留意事項)

第6条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 警察官の行う交通規制状況の確認
- (2) 隊員の危険防止
- (3) 警察官および日本道路公団職員との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定市等の消防長は、消防隊等が出動した場合救急病院等の受入れ状況を確認し連絡するものとする。

(災害の事務処理)

第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定市等の消防長が行うものとする。

- 2 前項の事務処理を行う場合において、協定市等の消防長は行政区域外の災害事務処理につい

て調査協力するものとする。

3 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については、県内共通波とする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、そのつど消防長が協議して定める。

第11条 この覚書は、令和元年8月4日から効力を発生するものとし、覚書(平成3年7月 15 日締結)は、令和元年8月3日をもって廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 8 月 4 日

秋田市消防長

大曲仙北広域市町村圏組合 管理者

横手市長

別 表

インターチェンジ 所在市町(組合)	担当区間
秋田市	秋田南インターチェンジから協和インターチェンジまでの上り線
大曲仙北広域市町村圏組合	協和インターチェンジから横手北スマートインターチェンジまでの上り線
	大曲インターチェンジから秋田南インターチェンジまでの下り線
横手市	横手インターチェンジから大曲インターチェンジまでの下り線
	横手スマートインターチェンジから横手インターチェンジまでの上り線

第58 秋田自動車道北上・横手市間消防相互応援協定**(目 的)**

第1条 この協定は、消防組織法(昭和 22 年法律第226号)第39条の規定に基づき、秋田自動車道湯田インターチェンジから横手インターチェンジの区間(以下「相互応援区間」という。)における区間において、火災、救急その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、北上地区消防組合及び横手市(以下「協定組合等」という。)が相互に消防の応援を実施し、被害の軽減を図ることを目的とする。

(応 援)

第2条 協定組合等は、前条の目的を達成するため、相互の応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)の派遣を行うものとする。

(出動消防隊等)

第3条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

(担当区間)

第4条 協定組合等の担当区間は、別紙のとおりとする。

(応援に要した経費等の負担)

第5条 応援に要する費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

(1) 要請側が負担する費用

- ア 応援が長時間にわたる場合の食糧及び宿泊に要する経費
- イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものに限る。)

(2) 応援側が負担する費用

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務上の災害補償費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 応援隊員が要請側への往復途中において第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度、協定組合等の長が協議の上、定めるものとする。**(委 任)**

第6条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定組合等の消防長が協議の上、定める。

(施行期日)

第7条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書2通を作成し、協定組合等の長の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年6月26日から施行する。

平成19年6月26日

北上地区消防組合管理者 北上市長

横手市長

別 紙

協 定 組 合	担 当 区 間
北上地区消防組合	秋田自動車道下り線のうち、湯田インターチェンジから 横手インターチェンジの間
横手市	秋田自動車道上り線のうち、横手インターチェンジから 湯田インターチェンジの間

秋田自動車道北上・横手市間消防相互応援協定覚書

平成19年6月26日付けをもって北上地区消防組合及び横手市(以下「協定組合等」という。)との間に締結した秋田自動車道湯田インターチェンジから横手インターチェンジまでの区間(以下「相互応援区間」という。)における「秋田自動車道北上・横手市間消防相互応援協定に関する協定書(以下「協定書」という。)」第6条に基づき、この覚書を交換する。

(消防及び救急業務の適用範囲)

第1条 協定書は、相互応援区間の次の部分において発生した火災、救急及びその他の災害(以下「災害」という。)に適用する。

- (1) 車両通行路
- (2) インターチェンジ及びパーキングエリアの各地内
- (3) 車両通行路の築堤部分

(担当区域)

第2条 前条第1号及び第2号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。

- 2 前条第3号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

(災害出動)

第3条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。

- (1) 災害の通報を受けた協定組合等の消防長は、直ちに所要の消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を出動させるとともに、相手消防長に通報するものとする。
- (2) 協定組合等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみでは対処できない場合は、相手消防長に対し応援を要請するものとする。
- (3) 前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報又は内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

(指揮)

第4条 応援のため出動した消防隊等は、被応援側の現場にある最高指揮者の指揮に従うものとする。

(現場活動の原則)

第5条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の消防隊等は相互応援区間の側道等を利用し、それを支援するものとする。

- 2 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救急告示医療機関及びその他の医療機関(以下「救急病院等」という。)に搬送するものとする。

(消防隊等の留意事項)

第6条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 警察官の行う交通規制状況の確認
- (2) 隊員の危険防止
- (3) 警察官及び東日本高速道路株式会社職員との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定組合等の消防長は、消防隊等が出動した場合救急病院等の受入れ状況を確認連絡するものとする。

(災害の事務処理)

第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定組合当の消防長が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合において、協定組合等の消防長は行政区域外の災害事務処理について調査協力するものとする。

3 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定組合等が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については、全国共通波とする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、消防長が協議して定める。

(施行期日)

第11条 この覚書は、相互応援区間供用開始の日から実施する。

この覚書の証として、覚書2通を作成し、各消防本部において各自1通を保有するものとする。

附 則

この覚書は、平成19年6月26日から施行する。

平成19年6月26日

北上地区消防組合消防長

横手市消防長

第59 湯沢横手道路消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、湯沢雄勝広域市町村圏組合と横手市(以下「協定組合」という。)は、湯沢横手道路湯沢インターチェンジから十文字インターチェンジの区間(以下「相互応援区間」という。)における消防及び救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、協定組合が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援)

第2条 協定組合は、前条の目的を達成するため、相互の応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)の派遣を行うものとする。

(出動消防隊等)

第3条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

(担当区間)

第4条 協定組合の担当区間は、別紙のとおりとする。

(応援に要した経費等の負担)

第5条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、前記以外の経費は、この限りでない。
- (2) 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)によるものとする。
- (3) 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるもの及びその他の損害については、被応援側と協議の上決定するものとする。

(委任)

第6条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定組合の消防長が協議のうえ定める。

(施行期日)

第7条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年6月5日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 理事会代表理事湯沢市長

横手市 市長

別紙

協 定 組 合	担 当 区 間
湯沢雄勝広域市町村圏組合	湯沢横手道路下り線のうち、湯沢インターチェンジから 十文字インターチェンジの間
横手市	湯沢横手道路上り線のうち、十文字インターチェンジから 湯沢インターチェンジの間

覚 書

平成9年6月5日付けをもって湯沢雄勝広域市町村圏組合と横手市との間に締結した湯沢横手道路湯沢インターチェンジから十文字インターチェンジ間における湯沢横手道路消防相互応援協定に関する協定書(以下「協定書」という。)第6条に基づき、この覚書を交換する。

(消防及び救急業務の適用範囲)

第1条 相互応援区間の次の部分において発生した災害に適用する。

- (1) 車両通行路
- (2) インターチェンジ地内
- (3) 車両通行路の築堤部分

(担当区域)

第2条 前条第1号及び第2号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。

- 2 前条第3号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

(災害出動)

第3条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。

- (1) 災害の通報を受けた協定組合の消防長は、直ちに所要の消防隊等を出動させるとともに、相手消防長に通報するものとする。
- (2) 協定組合の消防長は、当該災害の自己の消防機関のみでは対処できない場合は、相手消防長に対し応援を要請するものとする。
- (3) 前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報又は内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

(指 揮)

第4条 応援のため出動した消防隊等は、被応援側の現場にある最高指揮者の指揮に従うものとする。

(現場活動の原則)

第5条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の消防隊等は相互応援区間の側道等を利用し、それを支援するものとする。

- 2 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救急告示医療機関及びその他の医療機関(以下「救急病院等」という。)に搬送するものとする。

(消防隊等の留意事項)

第6条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 警察官の行う交通規制状況の確認

(2) 隊員の危険防止

(3) 警察官及び日本道路公団職員との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定組合の消防長は、消防隊等が出動した場合救急病院等の受入れ状況を確認し連絡するものとする。

(災害の事務処理)

第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定組合の消防長が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合において、協定組合の消防長は行政区域外の災害事務処理について調査協力するものとする。

3 火災以外の災害については、その災害を取扱った協定組合が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については、県内共通波とする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、そのつど消防長が協議して定める。

(施行期日)

第11条 この覚書は、相互応援区間供用開始の日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年6月5日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防長

横手市 消防長

第60 災害時における秋田県南地区生コンクリート協同組合との消防用水の確保に関する協定

横手市(以下「市」という。)と秋田県南地区生コンクリート協同組合(以下「組合」という。)は、災害時における必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市が組合に行う消防用水(以下「用水」という。)の供給の協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 市は、災害時に用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、組合に対して用水の供給要請を行うことができる。

- 2 組合は、前項の要請があったときは、指定された場所に出動し、市の指示する用水の供給を行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、組合は市の要請を拒むことができるものとする。

(協力要請手続及び報告)

第3条 市の要請は、指定場所など必要な事項を明らかにして、応急対策活動要請書(別記様式第1号)により行うものとする。

- 2 組合の出動と完了報告は、市に対して応急対策活動報告書(別記様式第2号)により行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、電話、ファクシミリ及び電子メール等で行うことができるものとする。

(費用負担)

第4条 市の要請により組合の組合員が行った協力に要した費用については、市が負担する。

- 2 前項の規定により市が負担する金額は、組合の当該年度の機械借上(オペレーター代及び燃料代を含む。)単価を基準に、市、組合協議のうえ決定するものとする。

(第三者への損害)

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、市、組合協議のうえ処理解決に当たるものとする。

(危険回避)

第6条 組合から連絡を受けた職員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができるものとする。

(訓練)

第7条 用水の確保に係る業務を円滑に実施するため、市、組合協議して訓練を実施するものとする。

- 2 前項の訓練に要する費用については、第4条の規定を適用する。

(連絡責任者)

第8条 市及び組合は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者通知書(別記様式第3-1号)により通知するものとする。

- 2 市及び組合は、連絡責任者に変更があったときは、速やかに連絡責任者変更通知書(別記様式第3-2号)により通知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとし、市又は組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第10条 この協定の内容については、市、組合協議のうえ随時変更することができるものとする。

(補則)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、市、組合協議のうえ別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、市、組合双方が署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年2月27日

市 秋田県横手市中央町8番2号

横手市

横手市長 高橋 大

組合 秋田県横手市横手町字五ノ口17番地1

秋田県南地区生コンクリート協同組合

代表理事 佐々木 光 司

別記様式第1号

応急対策活動要請書

年 月 日

秋田県南地区生コンクリート協同組合

代表理事 佐々木 光 司 様

横 手 市 長

高 橋 大

災害時における消防用水の確保に関する協定書（平成31年2月27日締結）に基づき次のとおり要請します。

業 務 内 容	例) 簡易水槽への給水
場 所	
日 時	年 月 日 時 分
現 場 指 揮 者	
そ の 他	

別記様式第2号

応急対策活動報告書

年 月 日

横手市長

高橋 大 様

秋田県南地区生コンクリート協同組合

代表理事 佐々木 光 司

災害時における消防用水の確保に関する協定書（平成31年2月27日締結）に基づき次のとおり報告します。

業 務 内 容	例) コンクリートミキサー車10t車1台 簡易水槽へ給水
場 所	
日 時	年 月 日 時 分
監督員（運転手）	
そ の 他	

別記様式第3－1号

連絡責任者通知書

年 月 日

(所属)

(役職、氏名)

様

(所属)

(役職、氏名)

災害時における消防水利の確保に関する協定書（平成31年2月27日締結）に基づき次のとおり通知します。

連絡責任者役職氏名	
所 属	
連 絡 方 法	・ 所属先 Tel ・ " Fax ・ 自 宅 Tel ・ 携帯電話 ・ 他 ()
そ の 他	

別記様式第3－2号

連絡責任者変更通知書

年 月 日

(所属)

(役職、氏名)

様

(所属)

(役職、氏名)

災害時における消防用水の確保に関する協定書（平成31年2月27日締結）に基づき次のとおり通知します。

連絡責任者役職氏名	→
所 属	→
連 絡 方 法	・所属先 Tel ・ 〃 Fax ・自 宅 Tel ・携帯電話 ・他 ()
そ の 他	

第61 自衛隊の災害派遣要請・様式

(1) 救援活動の内容（防衛庁防災業務計画より抜すい）

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

ア 被害情報の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索活動

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消火機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の応急啓開

道路若しくは水路が破壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付又は譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

サ 危険物の除去及び保安

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 災害派遣要請文書の様式

ア 市町村長から知事に対する要請

文 書 番 号 令和 年 月 日	
秋田県知事	殿 横手市長
印	
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)	
このことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。	
1. 災害の状況及び派遣要請の理由	
(1) 災 害 の 種 類	水害、地震、津波、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、航空機救難、 船舶救難、その他()
(2) 災害発生の日時	令和 年 月 日 時 分
(3) 場 所	横手市
(4) 派遣要請の事由	
2. 要請の日時	
	令和 年 月 日 時 分
3. 派遣を希望	
	自 令和 年 月 日 時 分 至 令和 年 月 日 時 分
4. 派遣を希望とする区域及び活動内容	
(1) 派遣希望区域	横手市
(2) 活動内容	
5. その他参考事項(判明している事項でよい。)	
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況	
(2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地または宿泊施設の状況	
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法	
・連絡責任者 横手市 職 氏名	電話／FAX番号
・現地対策本部 横手市 職 氏名	電話／FAX番号
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数(明らかにできる場合に記載)	
(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。	

イ 知事から部隊長に対する要請

消 第 号
令和 年 月 日

様

知 事

印

自衛隊の災害派遣について(要請)

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

1. 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災 害 の 種 類

(2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分

(3) 場 所

(4) 派遣要請の事由

2. 要請の日時 令和 年 月 日 時 分

3. 派遣を希望とする機関 自 令和 年 月 日 時 分
至 令和 年 月 日 時 分

4. 派遣を希望とする区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域

(2) 活動内容

5. その他参考事項(判明している事項でよい。)

(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

・連絡責任者 横手市 職 氏名 電話／FAX番号

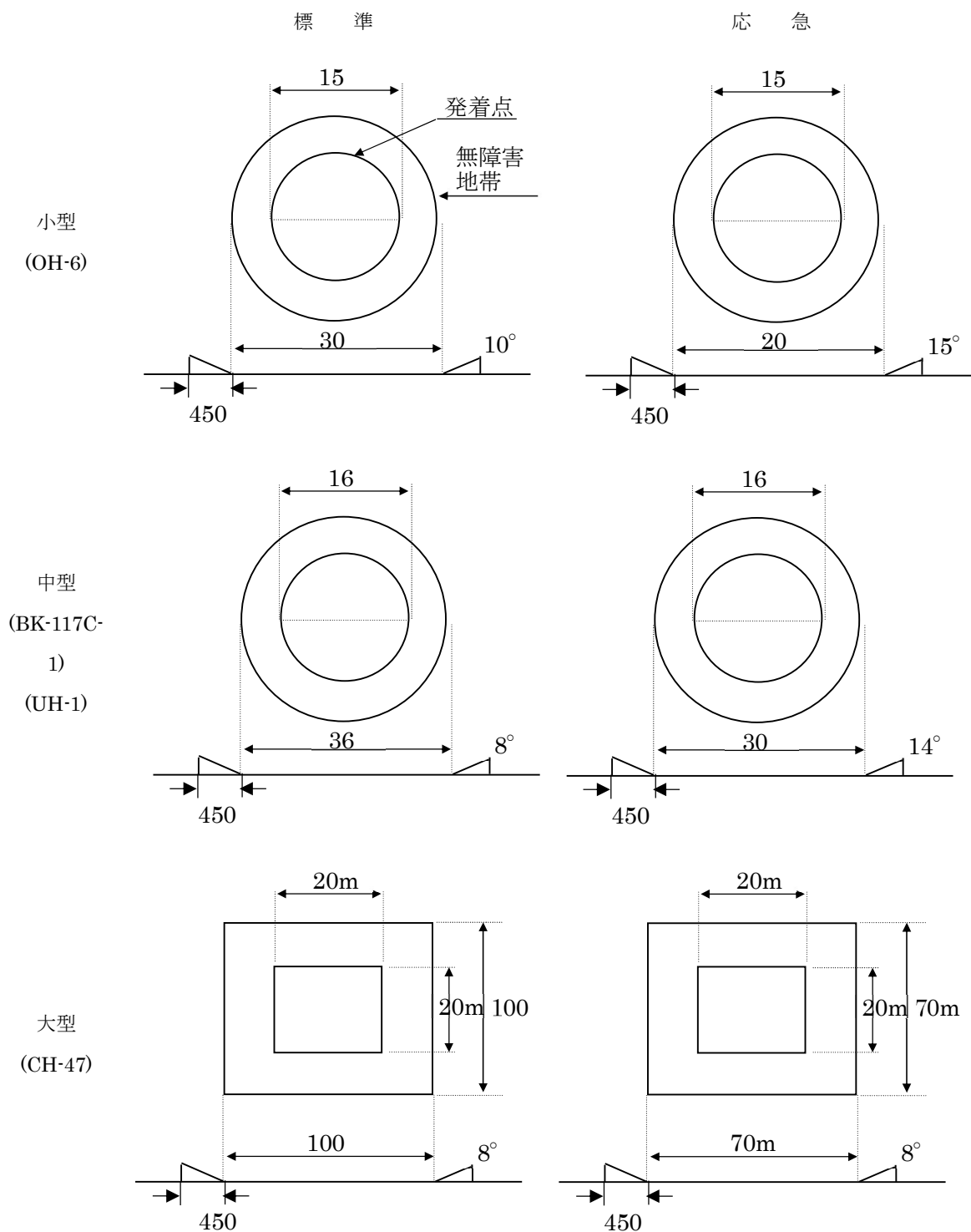
・現地対策本部 横手市 職 氏名 電話／FAX番号

(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数(明らかにできる場合に記載)

(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。

第62 臨時ヘリポート設定基準

ア 離着陸(発着)のための必要最小限の地積



(注)

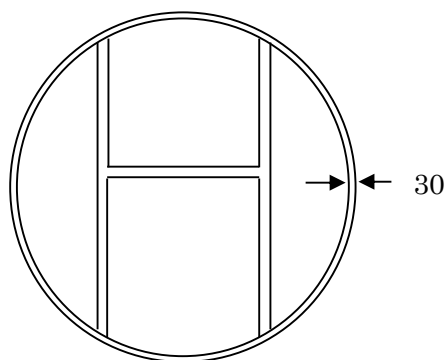
- 1 発着点とは、安全・容易に設置するため準備された地点
- 2 無障害地帯とは、離着に障害とならない地域
- 3 夜間については、発着場に簡易な照明が必要

< 地表面 >

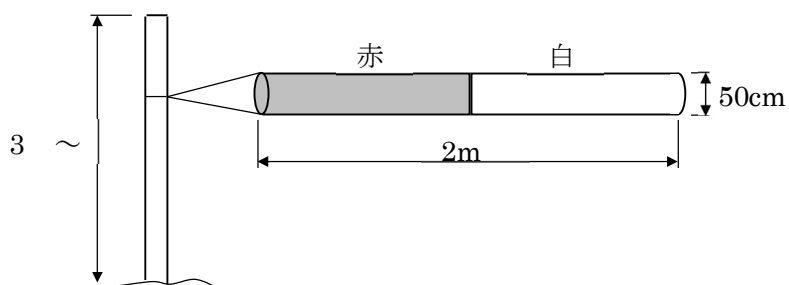
- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

イ 着陸点

着陸点(直径 30m)のほぼ中央に石灰等で直径 4m 以上の正円を描き、中央にH記号を風と平行方向に向けて表示する。



- ウ 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流し、又は旗を立てる。
- (ア) 布製
- (イ) 風速 20m/秒程度に耐えられる強度
- (ウ) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚



- エ 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
- オ 電話等、通信手段の利用が可能であること。

第63 ヘリ臨時離着陸場一覧

県指定

令和5年8月31日現在

番号	臨時離着陸場等の名称	設置場所	緯度	経度
127	平鹿総合病院ヘリポート	横手市前郷字八ツ口3-1	39° 18' 43"	140° 32' 55"
128	横手記念公園多目的運動公園	南町13	39° 18' 20"	140° 34' 08"
129	秋田ふるさと村第2駐車場	赤坂字富ヶ沢	39° 17' 39"	140° 32' 52"
130	秋田ふるさと村第4駐車場	赤坂字富ヶ沢	39° 17' 29"	140° 32' 41"
131	蛇ノ崎橋下流河川敷	蛇ノ崎町地内	39° 19' 02"	140° 33' 43"
132	増田町河川グラウンド	増田町増田字上川原132-1	39° 11' 29"	140° 33' 14"
133	西成瀬地域センターグラウンド	増田町荻袋字真当722	39° 12' 04"	140° 34' 49"
134	大森多目的広場	大森町字持向38-1 他	39° 21' 25"	140° 26' 07"
135	十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢20-1 他	39° 14' 15"	140° 31' 07"
136	山内小学校グラウンド	山内土渕字菅生37-1	39° 17' 04"	140° 37' 18"
137	浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南19-1 他	39° 15' 34"	140° 30' 14"
138	浅舞スポーツセンター駐車場	平鹿町浅舞字野々助80-2	39° 15' 35"	140° 29' 24"
139	雄物川河川公園	雄物川町深井字深井地内	39° 17' 16"	140° 24' 37"
140	赤坂総合公園	横手市赤坂字大沼沢48	39° 17' 55"	140° 32' 38"
141	横手北中学校・北小学校	横手市静町字鶴田37	39° 19' 39"	140° 32' 45"
142	横手防災ステーション	横手市柳田字笹崎220	39° 16' 12"	140° 33' 08"

(注)飛行場外離着陸場：航空法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場
及び同法81条の2の規定に基づく緊急離着陸場をいう。

第64 横手市派遣・援助関係連絡先

1. 県内都市

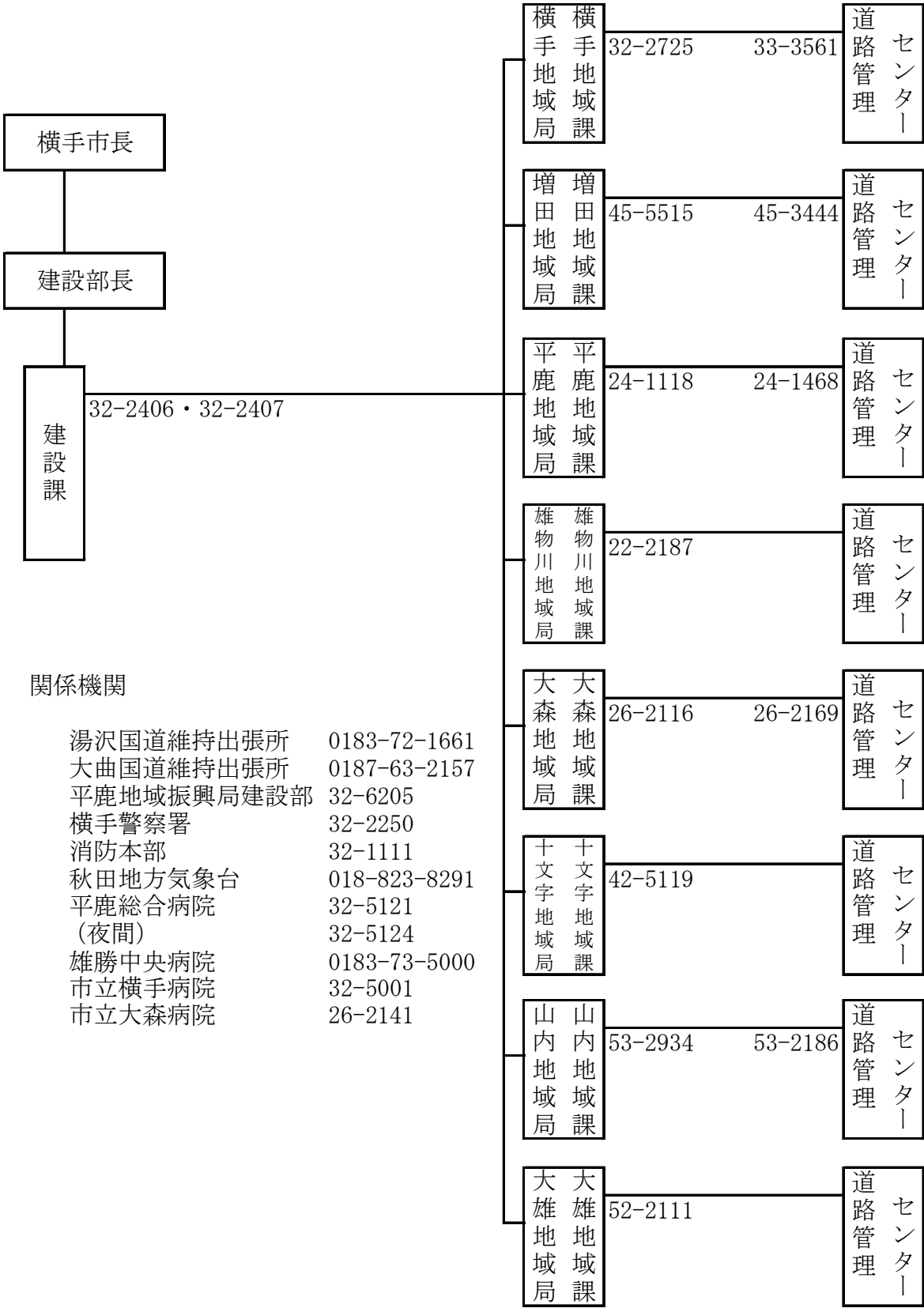
市 名	担 当 部 署	NTT回線 電話	衛星 電話
		NTT回線 FAX	衛星 FAX
秋田市	総務部 防災安全対策課	018-888-5434	201-400
		018-888-5435	201-57
鹿角市	総務部 総務課 (危機管理室)	0186-30-0299	209-59
		0186-30-1122	209-50
大館市	総務部 危機管理課	0186-43-7100	204-59
		0186-49-1198	204-50
北秋田市	総務部 総務課 (危機管理係)	0186-62-6602	321-59
		0186-63-2586	321-50
能代市	総務部 総務課 (防災危機管理室)	0185-89-2115	202-59
		0185-89-1792	202-50
潟上市	市民生活部 総務課 (危機管理班)	018-853-5301	364-59
		018-853-5211	364-50
男鹿市	総務企画部 総務課 (危機管理室)	0185-24-9113	206-59
		0185-23-2424	206-50
由利本荘市	総務部 危機管理課	0184-24-6238	205-59
		0184-23-8191	205-59
にかほ市	総務部 防災課	0184-43-7504	403-59
		0184-43-5707	403-50
大仙市	総務部 総合防災課	0187-63-1111	208-59
		0187-62-9400	208-50
仙北市	総務部 総合防災課	0187-43-1115	426-58
		0187-43-1300	426-50
湯沢市	総務部 総務課 (総合防災室)	0183-55-8250	207-59
		0183-73-2117	207-50

2. 県外都市

市 名	担 当 部 署	NTT回線 電話	衛星 電話
		NTT回線 FAX	衛星 FAX
厚木市	市長室 危機管理課	046-225-2190	－
		046-223-4058	－
那珂市	市民生活部 防災課	029-295-6733	－
		029-298-1357	－
大船渡市	総務部 防災管理室	0192-27-3111	003-551-1
		0192-26-4477	003-551-9
花巻市	総合政策部 防災危機管理課	0198-24-2111	003-491-1
		0198-24-0259	003-491-9
北上市	消防防災部 消防防災課	0197-64-2111	003-501-1
		0197-65-5170	003-501-9
遠野市	総務企画部 防災危機管理課	0198-62-2111	003-561-1
		0198-62-3047	003-561-9
釜石市	危機管理監 防災危機管理課	0193-22-2111	003-451-1
		0193-22-2686	003-451-9
奥州市	市民環境部 危機管理課	0197-34-2236	003-521-1
		0197-51-2374	003-521-9
富谷市	総務部 防災安全課	022-358-3180	080-8203-8328
		022-358-2259	

第10節 雪害予防に関する資料

第1 横手市除雪連絡体制



第2 気象観測地点

1. 横手市

地域局	所 在	名 称	備 考
横 手	条里一丁目1番1号	横手市消防署	降雪量
	横手町字大樋18番地-4	秋田地方気象台横手地域気象観測所	積雪深・気温
増 田	増田町亀田字半助村南135番地	増田地域局道路管理センター	降雪量・積雪深
	増田町増田字一本柳西126番地	横手市消防署 南分署	気温
平 鹿	平鹿町浅舞字覚町後138番地	横手市消防署 平鹿分署	降雪量・積雪深 気温
雄物川	雄物川町薄井字両頭196番地1	横手市消防署 西分署	降雪量・積雪深 気温
大 森	大森町字大中島269番地	大森地域局	降雪量・積雪深
十文字	十文字町字海道下12番地5	十文字地域局	降雪量・積雪深
山 内	山内土渕字二瀬8番地4	横手市消防署 山内分署	降雪量・積雪深
大 雄	大雄字三村東18番地	大雄地域局道路管理センター	降雪量
	大雄字本庄道下10番地	大雄交流研修館 ふれあいホール	積雪深

2. 秋田県

平鹿地域振興局 建設部	横 手	赤坂字仁坂 振興局建設部倉庫 地内
	雄物川	雄物川町字大沢 国道107 簡易パーキング内
	山内	山内字小松川 国道107 黒沢トンネル前(横手方面)

第3 消融雪施設

①横手地域局

流・融雪溝施設

単独（市単独で設置した施設）
 公共（国の補助を受け市町村が整備、もしくは国や県が設置し移管された施設）
 地元（旧市町村の補助金を受け地域が整備した施設）

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設 種別	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	H11	国道13号	単独	2,237.0	流	246,000	金沢		国道・流雪溝
2	S50~60	御所野安田線	公・単	4,047.0	流	167,164	大町他	大町中丁他	県道・流雪溝
3	H6	国道107号・赤坂 峠大橋線	公共	1,638.0	融	204,000	赤坂	赤坂融雪溝利用組合 ・後野融雪溝利用組合	県道・融雪溝
4	H5~10	県道横手大森大内線	公共	1,374.0	融	122,000	赤川他	赤川融雪溝利用組合他	県道・融雪溝
国・県道 小計				9,296.0					
5	S50~56	大町平和町線	公・単	1,655.0	流		大町他	大町上丁他	市道・流雪溝
6	S52~54	鉾倉線	公・単	565.0	流		本町他	本町通り他	市道・流雪溝
7	S52~58	大町平和町線	単独	889.9	流	34,513	鍛冶町他	鍛冶町通り他	市道・流雪溝
8	S53~62	駅東線	公共	991.0	流	51,210	平和町南側他	水上下丁他	市道・流雪溝
9	S50~51	四日町通り線	単独	1,090.0	流	34,984	四日町	四日町上丁：四日町中 丁：四日町下丁	市道・流雪溝
10	S52~56	中の橋通り線	単独	772.0	流	30,110	四日町、大水戸町他	大水戸町：柳町他	市道・流雪溝
11	S53	蛇の崎幸町線	公共	763.0	流	27,000	二葉町	蛇の崎5号線	市道・流雪溝
12	S53~55	平和町本郷線（南側）	公共	1,280.0	流	75,790	平和町南側他	水上上丁他	市道・流雪溝
13	S53~55	あか堰	公共	357.0	流	22,330	平和町		市道・流雪溝
14	S53~55	黒川田ノ樋線	単独	1,076.0	融	8,390	清水町		市道・融雪溝
15	S54~55	金沢中央線	単独	547.0	融	21,807	金沢荒町、本町	本町南水流雪溝利用組合	市道・融雪溝
16	S55	中央通り支線	公共	509.0	流	24,000	中央町		市道・流雪溝
17	S55	大水戸1号線	単独	282.0	流	8,568	大水戸町	新屋敷	市道・流雪溝
18	S56~57	駅北線	公共	819.0	流	90,300	平城町、鉾倉町	鉾倉町開後線：新栄町	市道・流雪溝
19	S56	礼堂	公共	685.0	流	61,500	平和町、前郷二番町	前郷1号線	市道・流雪溝
20	S56	前郷南1号線	単独	474.0	流	25,690	前郷二番町	前郷2号線	市道・流雪溝
21	S57~H11	中央線（東側）	公共	1,217.0	流	91,700	蛇の崎町、二葉町他	かまくら通り他	市道・流雪溝
22	S57	西前郷線（西側）	公共	1,001.0	流	52,500	前郷一番、二番町	前郷4号線：赤門通り	市道・流雪溝
23	S57	平城2号線	単独	252.0	流	14,400	平城町	住吉町三区	市道・流雪溝
24	S58	根岸1号線	公共	472.0	流	28,000	根岸町		市道・流雪溝
25	S58	本町3号線	公共	351.0	流	22,200	根岸町、本町	本町通り	市道・流雪溝
26	S58	清川町1号線	単独	300.0	流	12,000	清川町		市道・流雪溝
27	S59	本町根岸町線	公共	651.0	流	51,000	根岸町	根岸1号線：本町3号	市道・流雪溝
28	S59	追廻中央線	公共	1,895.0	流	56,850	追廻一丁目～三丁目	追廻一部	市道・流雪溝
29	S59	寿町2号線	単独	361.0	流	13,931	寿町	寿町2号線	市道・流雪溝
30	S60	西前郷線	公共	140.0	流	7,614	前郷二番町	前郷3号線	市道・流雪溝
31	S61	西前郷線（東側）	公共	284.0	流	15,336	前郷一番町、田中町	赤門通り	市道・流雪溝
32	S61~H11	中央線（西側）	公・単	563.0	流	21,943	神明町他	中央線：山崎	市道・流雪溝
33	S61	駅前町4号線	単独	135.0	流	6,805	駅前町	前郷6号線	市道・流雪溝
34	S61~62	上内町羽黒線	単独	1,098.0	流	37,469	上内町	上内町：羽黒新町・上 黒新町	市道・流雪溝
35	S62	寿町1号線	単独	356.0	流	12,077	寿町	マリア園通り	市道・流雪溝
36	S63	平城1号線	単独	208.0	流	18,755	平城町	佐吉町一区：佐吉町二 区：平城	市道・流雪溝
37	H1	平和町本郷線（北側）	公共	1,043.0	流	48,000	平和町、本郷町	本郷：水上上丁	市道・流雪溝

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
38	H1	上内町4号線	単独	186.0	流	9,810	上内町	上内町	市道・流雪溝
39	H1	平和町本郷線	単独	67.0	流	1,650	本郷町	本郷	市道・流雪溝
40	H2	駅前町1号線	単独	325.0	流	9,000	駅前町	なべつる	市道・流雪溝
41	H2	西前郷線(橋断)	単独	30.0	流	2,983	前郷二番町	前郷4号線	市道・流雪溝
42	H3	清川町9号線	単独	126.0	流	5,822	清川町	清川9号線	市道・流雪溝
43	H4	寿町5号線	公共	162.0	流	5,061	寿町	ニュー寿	市道・流雪溝
44	H7	田中町1号線	公共	164.0	流	5,300	田中町	両皇神社前	市道・流雪溝
45	H7	羽黒清水沢線	公共	450.0	流		城南町	清水沢流雪溝利用組合	市道・流雪溝
46	H11	橋手環状線(北側)	公共	695.0	流	22,200	四日町、中央町	上辻貫：環状線北	市道・流雪溝
47	H11	橋手環状線(南側)	公共	333.0	流	10,500	田中町、寿町	上辻貫：環状線南	市道・流雪溝
48	H11	寿町上橋山線	公共	183.0	流	6,000	田中町	末広町	市道・流雪溝
49	H12	大水戸4号線	公共	175.0	流	56,000	大水戸町	環状線北	市道・流雪溝
50	H12	猪岡般若寺線	単独	350.0	流		般若寺	般若寺流雪溝組合	市道・流雪溝
51	H13	駅前町神明1号線	単独	130.0	流	7,800	駅前町	駅前町神明1号線	市道・流雪溝
52	H7	銅倉5号線	地元	244.0	融		銅倉町	銅倉町区4班除雪協力会	市道融雪溝
53	H1.2.4	県道橋手停車場線、 大町三股橋線	単独	1,364.0	融	143,317	平城他	富士見融雪溝組合、平 城地区融雪溝利用組合	県道融雪溝
市道 小計				28,065.9					
延長計				37,361.9					

消雪パイプ施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S58	三原3号線	地元	120.2	車		睦成字三原	三原除雪協力会	
2	S58	蛇ノ崎2号線	地元	287.2	車		蛇の崎町		
3	S61	黒落1号線	地元	105.4	車		黒川字落合		
4	S63	黒落2号線	地元	73.9	車		黒川字落合		
5	H3	銅倉3号線	地元	90.0	車		銅倉町		
6	H9	銅倉7号線	地元	111.3	車		銅倉町	銅倉区3班除雪協力会	
延長計				788.6					

無散水消雪施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S63	国道107号	単独	997.0	歩	48,500	婦気大堤	県	地下水
2	H13	県道御所野安田線	公共	200.0	歩		蛇の崎町	県	地下水
3	H16	国道13号	公共	1,049.0	歩		橋手町	国	地下水 534.4 515.6
4	H16	県道橋手東由利線	公共	1,032.0	歩		婦気大堤	県	地下水 754.32.4 528.8
国・県道 小計				3,278.0					
5	H6	幹線橋手環状線	公共	418.0	歩	39,500	中央町	橋手市	電気融雪
6	H6	橋手環状線・中央線	公共	10.0	歩		中央町	橋手市	電気融雪
7	H11	後津路橋線(本道も) 姥山1号線(東道)	公共	47.0 12.4	歩 車	32,500	根岸町	橋手市	電気融雪
8	H22	駅前町1号線	公共	260.0	歩		駅前町	橋手市	電気融雪
9	H22	富士見地下道線	公共	140.0	歩		寿町・三股橋一丁目	橋手市	電気融雪
10	H25	駅西線	公共	618.5	歩		駅西一丁目	橋手市	地下水
11	H30	橋手駅スマートインター線	公共	123.9	歩		猪岡本水壁	橋手市	電気融雪
市道 小計				1,629.8					
延長計				4,907.8					

②増田地域局

流・融雪溝施設

単独（市単独で設置した施設）
 公共（国の補助を受け市町村が整備、もしくは国や県が設置し移管された施設）
 地元（旧市町村の補助金を受け地域が整備した施設）

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S54・58 ・H1・11	県道川連増田平座 線外	公共 (県)	3,229.0	融雪		中町・経殿・福 島地区	増田南地区・福島流 雪溝利用組合	自然水・地下 水(福島)
2	H9	国道342号	公共 (県)	829.0	流		上吉野	上吉野流雪溝利用組合	自然水
国・県道 小計				4,058.0					
3	S60	大橋田町線	公共	349.0	流		田町	田町流雪溝利用組合	自然水
4	S61	吉野中央線	公共	701.0	流		吉野	吉野流雪溝利用組合	自然水
5	S63	真人半助線	公共	1,841.0	流		真人半助	真人半助流雪溝利用 組合	自然水
6	S63・H15	羽場菅生線	公共	1,198.0	流		安養寺・菅生地区	安養寺・菅生流雪溝 利用組合	自然水
7	H5	平真線	公共 (県)	1,624.0	流		平真	平真流雪溝利用組合	自然水
8	H6	萩袋線	公共	475.0	流		萩袋	萩袋流雪溝利用組合	自然水
9	H7	四関線	公共	1,582.0	流		四ッ関	四関流雪溝利用組合	自然水
10	H7	月山西十文字線外	公共	1,436.0	流		本町	本町流雪溝利用組合	自然水
11	H9	本町平座線	公共	647.0	流		新町	新町流雪溝利用組合	自然水
12	H11	八木線	公共	358.0	融		八木	八木融雪溝利用組合	地下水
13	H15	樋場線	公共	1,564.0	流		樋場	樋場流雪溝利用組合	自然水
市道 小計				11,775.0					
延長計				15,833.0					

④平鹿地域局

流・融雪溝施設

単独（市単独で設置した施設）
 公共（国の補助を受け市町村が整備、もしくは国や県が設置し移管された施設）
 地元（旧市町村の補助金を受け地域が整備した施設）

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	H1～6	国道107号	公共	1,679.0		県で整備	中清水・梶見内	中清水・梶見内集落	地下水
2	H11～12	県道横手東由利線	公共	910.0		県で整備	下高口	下高口集落	自然水
3	S60～61	馬道川連増田平蔵線	単独	353.0		県で整備	石成	石成集落	自然水
国・県道 小計				2,942.0					
4	S51	本町六日町線	単独	383.0	流		浅舞	宿館集落	自然水
5	S52	梶新東線	単独	203.0	流		梶見内新処	新処集落	自然水
6	S52、H1	伊勢堂新平川線	単独	708.0	流	県で整備	林崎	林崎集落	自然水
7	S53	旧浅舞停車場線	単独	40.0	流		福田	新町集落	自然水
8	S53～55	スポーツセンター線	単独	259.0	流		浅舞	菊沼集落	自然水
9	S54	107西線	公共	564.0	流		浅舞	本町・四ツ閑集落	自然水
10	S54	高野高野尻線	単独	235.0	流		高野	高野集落	自然水
11	S54	五味川中小路線	単独	89.0	流		五味川	五味川集落	自然水
12	S55	107東線	公共	372.0	流		福田	新町集落	自然水
13	S55	梶見内姪野線	公共	205.0	流		姪野	姪野集落	自然水
14	S55	姪野東村中線	公共	161.0	流		姪野	姪野集落	自然水
15	S55～58	田中本町裏線	単独	347.0	流		田中	田中	自然水
16	S56	穴市線	単独	90.0	流		十五野北	十五野集落	自然水
17	S56	大橋田町線	公共	840.0	流		三島	三島集落	自然水
18	S56	林崎下藤根線	単独	69.0	流		沼下	沼下集落	自然水
19	S57	十五野道川線	単独	262.0	融		道川	道川集落	自然水(湧水)
20	S57	北野釜ノ川線	公共	770.0	流		明沢	明沢集落	自然水
21	S57、58	田ノ植野田線	単独	102.0	流		田ノ植	田ノ植集落	自然水
22	S58	新平川沼館線	単独	788.0	流		新平川	新平川集落	自然水
23	S58	木下根木場線	単独	65.0	流		北沢	北沢集落	自然水
24	S58、59	三島馬鞍線	公共	1,160.0	流		馬鞍	馬鞍集落	自然水(湧水)
25	S60・H5	金屋107線	公共	1,102.0	流		金屋・萩ノ目	金屋・萩ノ目集落	自然水
26	S61	下都木下線	公共	326.0	流		御倉前	御倉前集落	自然水
27	S63	深間内荒処線	公共	406.0	流		深間内	深間内集落	自然水
28	S55、H1	堀田東里線	単独	238.0	流		柄内	柄内集落	自然水
29	H1	深間内西小路線	単独	80.0	流		深間内	深間内集落	自然水
30	H2	高口村中北線	単独	60.0	流		高口東	高口集落	自然水
31	H3	黒川田ノ植線	公共	385.0	流		田ノ植	田ノ植雪溝管理組合	地下水
32	H3、4	川登蟹沢線	公共	639.0	流		田ノ植	田ノ植雪溝管理組合	地下水
33	H4	下醍醐村中線	公共	587.0	流		下醍醐	下醍醐雪溝利用組合	地下水
34	H6、7	川登下醍醐線	公共	582.0	流		沖田	沖田雪溝管理組合	地下水
35	H6	沖田萩ノ目線	単独	522.0	流		沖田・萩ノ目	沖田・萩ノ目集落	地下水・自然水
36	H13	下醍醐南小路線	単独	253.3	融		下醍醐	下醍醐集落	自然水(湧水)
37	H13	金屋107線	県移管	1,180.0	流	県で整備	樋ノ口・荒処	樋ノ口・荒処集落	自然水
38	H16	五十田線	単独	990.0	融	35,230	五十田	五十田雪溝管理組合	自然水(湧水)
39	H17	下福田村中線	公共	394.0	流		下福田	下福田集落	自然水
40	H17	醍醐住宅団地線	公共	500.0	流		上醍醐	醍醐団地	自然水

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
41	H17	四ッ屋村中東線	単独	234.0	流		四ッ屋		地下鉄(今後ポンプ のみ施工予定)
42	H19	大橋田町線	公共	115.0	流		大橋	大橋・金屋流雪組合	自然水
43	H25	明沢村中線	単独	390.1	融	3,000	明沢	明沢流雪融雪管理組合	自然水
44	H27	浅舞柳持線	単独	180.0	融		福田	西部除雪組合1番	自然水
市道 小計				16,875.4					
延長計				19,817.4					

消雪パイプ施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	H1	107東線	公共	702.4	車		浅舞	新町消雪パイプ管理組合	
2	S50	道中線	地元	102.6	車		三島	内村融雪組合	
3	S55～60	伊勢堂新平川線	公共	1,104.0	車	県で整備	浅舞街部	浅舞街部消雪パイプ管理組合	
4	S61	蔦沼線	公共	131.7	車	県で整備	蔦沼	浅舞街部消雪パイプ管理組合	
5	S62	十五野富沢2号線	地元	144.0	車		十五野南	十五野伊勢堂消雪パイプ管理組合	
6	S63	107西線	公共	630.0	車		浅舞	栄町・水町・四ッ屋流雪組合	
7	S58、H2	覚町裏大東線	単独	285.0	車		覚町後	横手市	
8	H6	新平川北小路1号線	単独	239.5	車		新平川	加羽消雪組合	
9	H11	下掬1号線	単独	64.1	車		下掬	下掬団地水道利用組合	
10	H11	下掬2号線	単独	157.1	車		下掬	下掬団地水道利用組合	
市道 小計				3,560.4					
延長計				3,560.4					

④雄物川地域局

流・融雪溝施設

単独（市単独で設置した施設）

公共（国の補助を受け市町村が整備、もしくは国や県が設置し移管された施設）

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S49～ S50	県道湯沢・雄物川・大曲線	公・地	1,720m	融	県で整備	雄南・館合	沼田流雪組合外2団体	地下水
2	S56.60	国道107号線	公・地	1,806m	融・流		東里・大沢	東里第一、二、三、四、 五、 環雪水利組合、大沢環雪 水利組合	地下水・自然 水
国・県道 小計				3,326.0					
1	S57	八卦石神川線	地元	167m	融		八卦	八卦中区環境衛生組合	地下水
2	H5	八卦線	地元	590m	融		八卦		地下水・自然 水
3	S55	宮ノ目線・高畑線・雄物 川中央線	地元	340m	融		高畑下	高畑環雪（融雪）水利組合	地下水
4	H3	雄物川中央線・下川原北 線	地元	212m	融		高畑下	高畑西部融雪（融雪）水利組合	地下水
5	S51	沼館下川原線	地元	370m	融		下川原	下川原第一、二環雪水利組合	地下水
6	S52	沼館下川原線・沼館2号線	地元	293m	融		馬場	馬場融雪組合	地下水
7	H7	沼館線	地元	136m	融		馬場	馬場第二環雪（融雪）水利組合	地下水
8	S51	沼館今宿四郎線・雄物川北 小学校線・雄物川北小学校 北線	地元	295m	融		館小路	館小路環境水利組合	地下水
9	S56	雄物川中央線	地元	2,514m	融		下小路	下小路環雪（融雪）水利組合外2団体	地下水
10	S56	旭町中島線	地元	558m	融		中島	中島融雪組合外2団体	地下水
11	S56	今宿中島線	地元	248m	融		中島	中島番神環境水利組合	地下水
12	S46	沼館今宿東部線	地元	120m	融		旭町	旭町第一環境水利組合	地下水
13	S50	沼館今宿四郎線・今宿中島 線	地元	348m	融		下谷地	下谷地第一、二環雪水利組合	地下水
14	H11	今宿福地中央線	地元	885m	融		今宿上	今宿新道環雪水利組合外2団体	地下水
15	S57	雄物川高枝線・雄物川高枝 高花線	地元	320m	融		里見高花	雄物川高枝北入口融雪組合	地下水
16	H5	新地大塚線	地元	552m	融		又兵衛	又兵衛融雪組合、大塚西環雪水利組合	地下水
17	S56	石塚線	地元	185m	融		石塚西	石塚中環境衛生組合	地下水
18	S53	雄物川東部3号線・下谷地石塚線	地元	523m	融		石塚西	石塚西部融雪組合	地下水
19	H3	石塚東部線	地元	153m	融		石塚東	向井田環境水利組合	地下水
20	S59	細川野東里線・雄物川東部 4号線	地元	150m	融		東里三	東里三環境水利組合	地下水
21	S50	雄物川東部4号線・釘貫 線	地元	317m	融		東里三	東里中島融雪組合	地下水
22	S59	雄物川東部3号線・東里 中線	地元	246m	融		東里四	東里四融雪組合	地下水
23	S53	東里東部3号線	地元	108m	融		里見駅前	東里駅前南側融雪水利組合	地下水
24	S50	東里東部線・東里志戸ヶ池 線	地元	470m	融		東里	東里上環境水利組合	地下水
25	H10	東里志戸ヶ池線	地元	135m	融		東里	東里環境衛生揚水機組合	地下水

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
26	S52	今宿中村線・越前川東第3号線	地元	354m	融		中村	中村環境水利組合	地下水
27	S55	越前川東四線	地元	805m	融		回館	回館融雪組合外2団体	地下水
28	H10	回館東里四線	地元	235m	融		回館	回館(支線)環境水利組合	地下水・自然水
29		今宿中村線	地元	735m	融		下谷地	下谷地中央環境水利組合外2団体	地下水
30	S51	沼田中2号線	地元	258m	融		沼田	沼田上流環境水利組合、沼田第二環境水利組合	地下水
31	H12	沼田中線	地元	202m	融		沼田	沼田第三区消雪組合	地下水
32		柏木常野桑木線・今宿福地中央線・柏木堤防2号線	地元	775m	融		柏木	柏木1、2号環境水利組合	地下水
33	S54	柏木中線	地元	108m	融		柏木	柏木第二環境水利組合	地下水
34	H5	柏木三ツ屋桑木線	地元	290m	融		柏木	柏木福田融雪組合	地下水
35	S50	道地線	地元	602m	融		道地	道地第一、三環境水利組合	地下水
36	S50	道地南部線・道地堤防線	地元	532m	融		道地	道地第二環境水利組合	地下水
37	S53	下西野四部線・下西野堤防線	地元	920m	融		下西野	下西野第一融雪組合	地下水
38	S59	下西野四部線	地元	176m	融		下西野	下西野重戸融雪組合	地下水
39	S52	西野中村線・上西野東部線	地元	614m	融		上西野	上西野第二環境水利組合	地下水
40	S50	越前川東第2号線・俣井東3号線・俣井東線	地元	621m	融		俣井西	俣井環境整備振興会	地下水
41	S52	船沼上俣井線・俣井四部線・俣井四線	地元	250m	融		俣井南	俣井南環境水利組合	地下水
42	S52	上俣井大上線・俣井東線	地元	302m	融		俣井南	上俣井融雪組合	地下水
43	S50	下開線・下開北堤防線	地元	495m	融		下開北	下開南、中央、北環境水利組合	地下水・自然水
46	S50	鳥居橋3号線・下開南部堤防線	地元	203m	融		下開西	下開西部融雪組合	地下水
47	S53	俣井	地元	94m	融		下開西	下開船場融雪組合	地下水
48	S50	手取堤防下開西・下開西手取	地元	184m	融		西手取	手取環境水利組合	地下水
49	S53	船沼東線	地元	229m	融		船沼東	船沼東第一、二環境水利組合	地下水
50	S57	船沼北線・下船沼線	地元	229m	融		船沼東	下船沼環境水利組合	地下水
51	S50	船沼堤防線	地元	95m	融		船沼西	船沼西新開1環境水利組合	地下水
52	H7	越前川東第2号線	地元	253m	融		上大見内	上大見内東融雪組合	地下水
53	H8	上大見内北	地元	163m	融		上大見内	上大見内融雪組合	地下水
54	H14	新堀小出線	地元	30m	融		新堀小出	小出消雪組合	地下水
55	H15	下鶴田線・下鶴田2号線・下鶴田3号線・下鶴田4号線・下鶴田5号線・前田面置ノ尻線	単独	906m	融		下鶴田	下鶴田環境水利組合	地下水
56	H17	下大見内	地元	200m	融		下大見内	下大見内水利組合	地下水
57	H20	石塚北6号線・新平川沼館線・石塚南線	地元	347m	融		石塚	中堀環境(融雪)水利組合	地下水

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設	事業費 (千 円)	設置箇所	管理組織名	備考
58		新平川沼館線、石塚重地線	地元	226m	融		石塚	石塚沼川沼館線(兼雪)水利組合	地下水
59		石塚北第2号線	地元	60m	融		石塚	石塚沼川沼館線(兼雪)水利組合	地下水
市道 小計				21,725.3					
延長計				25,051.3					

消雪パイプ施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千 円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S56	大塚南線	地元	133m	車		大塚	大塚環境水利組合	
2	H6	中島新線	地元	74m	車		中島	中島第二中島五組環境水利組合	
3	H7	今宿東又線	地元	61m	車		東又	今宿新道小塚環境水利組合	
4	H2	沼館5号線	地元	40m	車		荒町	荒町下環境水利組合	
5	S51	新城小出線	地元	80m	車		新城小出	共同融雪	
6	H25	薄井六町線	公共	330m	車		薄井	薄井消雪組合	H25県より移管
7	H25	薄井六町線	公共	526m	車		新城小出	新城小出消雪組合	H25県より移管
延長計				1,244.0					

⑤大森地域局

流・融雪溝施設

単独（市単独で設置した施設）
公共（国の補助を受け市町村が整備、もしくは国や県が設置し移管された施設）

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S48～50	寺内八景田線	公共	1,100.0	流	22,000	太田地区	太田地区流雪溝管理組合	自然流水
2	S50.51. H13.14	湯ノ島寺内線	公・地	2,500.0	融	99,750	大森、菅生田、 昼川地区	大森地区融雪溝維持 管理組合 他3団体	伏流水・地下 水・流水
3	H15.28	大中島大町線	公共	300.0	融	32,070	大森地区	大森地区融雪溝維持 管理組合	地下水
4	H14.15. 28	峠町五日町線	公共	988.0	融	74,686	大森地区	大森地区融雪溝維持 管理組合 他1団体	地下水
延長計				4,888.0					

消雪パイプ施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S50	西山崎下田線、西山崎杉ノ沢線	地元	176.0	車	3,520	西山崎地区	西山崎消雪組合	地下水
2	S56・H16	西野回線	地元	150.0	車	3,000	大森地区	上万小路消雪組合	地下水
3	S57・H16	文天鏡田久保線	地元	200.0	車	4,000	大森地区	横小路消雪運営委員会	地下水
4	H1	五日町線	地元	100.0	車	2,000	大森地区	五日町消雪パイプ組合	地下水
5	H5	本郷南線	地元	50.0	車	1,000	本郷地区	本郷第1消雪施設組合	地下水
6	H6	本郷中央線	地元	200.0	車	4,000	本郷地区	本郷第2消雪施設組合	地下水
7	H6	町田線	地元	50.0	車	1,000	本郷地区	本郷第3消雪施設組合	地下水
8	H6	本郷内回線	地元	280.0	車	5,600	本郷地区	本郷第4消雪施設組合	地下水
9	H6	本郷西線	地元	100.0	車	2,000	本郷地区	本郷第5消雪施設組合	地下水
10	H7	本郷北線	地元	140.0	車	2,800	本郷地区	本郷第6消雪施設組合	地下水
11	H13	上村線	地元	385.0	車	4,645	上村地区	上村消雪管理組合	地下水
12	H16.17	佐渡線、佐渡2号線	地元	220.7	車	4,721	佐渡地区	佐渡線消雪パイプ管理組合 他2団体	地下水
13	H20	前村4号線	地元	120.0	車	3,740	前村地区	八幡小路消雪組合	地下水
14	H3	西中島線	地元	74.5	車	—	西中島地区	西中島消雪ポンプ維持組合	地下水
15	—	西百目木線	地元	80.0	車	—	西百目木地区	西百目木消雪委員会	地下水
16	—	松田南線	地元	48.0	車	—	南松田地区	南松田消雪施設管理組合	地下水
延長計				2,374.2					

無散水消雪施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	H10	菅生田福祉エリア線、白天園東西線	公共	356.0	歩	49,189	菅生田地区	横手市（大森町）	ロードヒーティング （歩道等）
延長計				356.0					

⑥十文字地域局

流・融雪施設

単独（市単独で設置した施設）
 公共（国の補助を受け市町村が整備、もしくは国や県が設置し移管された施設）
 地元（旧市町村の補助金を受け地域が整備した施設）

No.	施行年度	路線名	設置	延長(m)	施設	事業費(千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S52・54・56・H11	荒所川原線 他	地元	1,981.0	流		睦合地区	中島融雪組合	地下水
2	S52・57・63	月山西十文字線	公共	1,305.0	流	県で整備	十文字地区	上仁井田雪害管理組合	地下水
3	S53	別明線	地元	147.0	流	4,000	睦合地区	別明融雪組合	自然水
4	S53・63・H7	睦合東西線	地元	1,075.0	流	7,000	睦合地区	川前第1消防火消雪組合	地下水
5	S55・H6・H7・H8	三重線他	公共	3,452.0	流		十文字・三重地区	三重流雪溝第一・二管理組合	地下水
6	S55	館前線	地元	258.0	流	1,000	睦合地区	館八融雪組合	地下水
7	S56	宿左馬線	地元	334.0	流	5,000	睦合地区	宿融雪組合	地下水
8	S57	中村真角線	地元	693.0	流	10,000	睦合地区	中村融雪組合	地下水
9	S57・H6	沼尻荊島線	公・単・地	1,184.0	流		植田・睦合地区	沼尻・荊島融雪湯水組合	地下水・自然水
10	S62	柳原線	公共	310.0	流	9,000	三重地区	柳原融雪組合	自然水
11	S63	十文字東町通り線	公・単	495.0	流		十文字地区	東町筋融雪組合	地下水
12	H1	新古内新開線	公共	560.0	流	26,000	十文字地区	新開融雪組合	自然水
13	H2・3	本町古内線 他	公共	806.0	流	55,000	十文字地区	古内流雪溝管理組合	自然水
14	H5・6	西野中村線	公・単	799.0	流		睦合地区	下村流雪溝管理組合	地下水
15	H6・7・8	真角南北線	公共	1,928.0	流		睦合地区	真角流雪溝組合	地下水
16	H7・8	木下根木場線	公共	867.0	流		植田地区	源太流雪溝組合	地下水
17	H8・9・10	下今泉線 他	公共	1,168.0	流		睦合地区	下今泉流雪溝管理組合	地下水
18		坂ノ下9号線	公共	361.0	流		十文字地区	東町第二融雪組合	地下水
延長計				17,723.0					

消雪パイプ施設

No.	施行年度	路線名	区分	延長(m)	設置	事業費(千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S49	十文字本町2号線	地元	131.1	車	1,000	十文字地区	本町2号融雪装置運営協議会	
2	S51	坂ノ下2号線	地元	260.0	車	2,000	十文字地区	坂ノ下2号融雪装置組合	
3	S52・H8	本町曙町2号線	地元	276.7	車	2,000	十文字地区	曙町雪と戦う会 本町みどり会融雪会	
4	S53	通町線	地元	128.8	車	2000	十文字地区	通町1号融雪装置事業	
5	S53	西上1号線	地元	144.0	車	2,000	十文字地区	西上町雪害組合5班4組	
6	S53・56・59	三重植田線	公共	2,385.6	車	県で整備	三重・植田地区	三重市雪害対策協議会、植田地区雪害対策協議会、市町村融雪協議会	
7	S55	本町曙町3号線	地元	133.6	車	1,000	十文字地区	本町曙町融雪組合	
8	S55	西原3・6号線	地元	184.7	車	3,000	十文字地区	西原2班融雪組合	
9	S56	西原5号線	地元	109.2	車	2,000	十文字地区	西原5号線消雪組合	
10	S56	佐吉開3号線	地元	210.6	車	3,000	十文字地区	下佐吉開融雪協議会	
11	S56	植田本線	公共	731.7	車	30,000	植田地区	植田本線融雪協議会	
12	S56・57	仁井田西原線3号線	地元	1,042.8	車	10,000	十文字地区	仁井田融雪管理組合	
13	S56・57	曙町西原線	公共	392.0	車	20,000	十文字地区	曙町線通り消雪設備利用組合	
14	S56・57	二本松富沢線	公共	1,425.0	車	県で整備	三重地区	富沢表・中ノ村地区融雪協議会	

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
15	S57	坂ノ下5・6号線	地元	132.9	車	1,000	十文字地区	栄町8班融雪道路管理協議会	
16	S57・58	十三台線(歩道融雪)	公共	721.0	歩	34,000	十文字地区	横手市	北220m、南401m
17	S57・H7	海道下1・2・3号線	地元	205.9	車	7,000	十文字地区	海道下27/28番地通り融雪組合	
18	S57・H8	本町曙町1号線	地元	125.6	車	1000	十文字地区	曙町第一消雪組合	
19	S58・H8	曙町1号線	地元	114.2	車	2,000	十文字地区	曙町七班消雪組合	
20	S58	西上町10号線	地元	96.0	車	1,000	十文字地区	西上4-1消雪組合	
21	S58	栄町1号線	単独	250.0	車	3,000	十文字地区	横手市	
22	S58・59・63	梨木古内線	公共	2,050.0	車	県で整備	十文字地区	十文字地区通商貿易組合、本町通商管理組合、西上・西原消雪・パイプ融雪組合、坂ノ下消雪組合	
23	S59	麻当1号線	地元	116.0	車	1,000	十文字地区	麻当1号線消雪組合	
24	S59	植田中線	単独	84.7	車	1,000	植田地区	植田本線融雪協議会	
25	S60	木下本線	公共	523.0	車	県で整備	植田地区	木下地区融雪協議会	
26	S60・H1・H9	中村表線他2路線	地元	469.7	車	6,000	陸合地区	中村消雪組合	
27	S63	十文字駅東3号線 他	地元	130.7	車	2,000	十文字地区	通町5班融雪組合	
28	H7	羽場線	単独	60.9	車	5,000	植田地区	羽場地区融雪協議会	
29	H8	植田中1号線	単独	200.3	車	1,000	植田地区	植田本線融雪協議会	
30	H8	上仁井田2号線	単独	206.8	車	15,000	十文字地区	上仁井田消雪管理組合消雪雪操作業部会	
31	H16	植田北線	単独	399.9	車	県で整備	植田地区	植田地区通商道路協議会	
32	H20	十文字本町1号線	地元	81.9	車	3,045	十文字地区	曙町5班(本町1号線)融雪組合雪んこ	
33	H26	けやき通り5号線	地元	169.2	車	3,532	十文字地区	中央町第1消雪組合	
34	H26	けやき通り2号線 他	地元	213.5	車	5,173	十文字地区	中央町第2消雪組合	
35	H26	けやき通り線 他	地元	156.9	車	4,644	十文字地区	中央町第3消雪組合	
36	H26	けやき通り1号線 他	地元	192.3	車	3,510	十文字地区	中央町第4消雪組合	
37	H27	位置特定道路	地元	49.0	車	2,800	十文字地区	本町会館前道路融雪装置運営協議会	
38	R2	曙町2号線	地元	160.0	車	6,800	十文字地区	西原消雪設備組合	
39	R6	西上12号線	地元	143.9	車	5,200	十文字地区	十文字町西上分譲地消雪組合	
延長計				14,610.1					

無散水消雪施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	H2	坂ノ下3号線	単独	50.0	車	18,000	十文字地区	横手市	地下水
延長計				50.0					

⑦山内地域局

流・融雪溝施設

単独（市単独で設置した施設）
 公共（国の補助を受け市町村が整備、もしくは国や県が設置し移管された施設）
 地元（旧市町村の補助金を受け地域が整備した施設）

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S52～ S54 S63・H13	県道横手東成瀬線	公共	3,074.1	流		相野々・三又地区	駅前・相野々・南相 野々・北相野々パイパ ス・三又流雪溝組合	自然流水 (三又)
2	H7・H14	国道107号線	公共	1,110.2	流		土淵・小松川地区	土淵・小松川地区流 雪溝組合	
国・県道 小計				4,184.3					
3	S53～54	相野々駅前線	公・単	690.6	流		相野々地区	相野々駅前流雪溝組合	
4	H8	土淵線・下村線	公共	781.9	流		土淵地区	土淵流雪溝組合	
市道 小計				1,472.5					
延長計				5,656.8					

無散水消雪施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	設置	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S57	駅前鶴ヶ池線	単独	51.7	車		土淵字中島	横手市	電気融雪
2	H11	駅前鶴ヶ池線 鶴ヶ池池畔線	単独	103.7	車		土淵字鶴ヶ池	横手市	電気融雪
3	H27	茂竹線	単独	28.1	車		土淵字茂竹	横手市	電気融雪
4	H17	小松川線	単独	17.4	車		小松川字小松川	横手市	電気融雪
延長計				200.9					

④大雄地域局

流・融雪溝施設

単独（市単独で設置した施設）

公共（国の補助を受け市町村が整備、もしくは国や県が設置し移管された施設）

地元（旧市町村の補助金を受け地域が整備した施設）

No.	施行 年度	路線名	設置	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S57	県道湯沢線新川大曲線	公共	1,485.0	融	県で整備	宮丁地区他	宮丁流雪溝第1管理会他	地下水
2	S62	県道野崎十文字線	公・単	2,080.0	流	県・市 で整備	新町地区他	新町集落排水管理会他	地下水
国・県道 小計				3,565.0					
3	S55	津井六町線	単独	500.0	流		田町地区	田町平砂消雪施設管理会	地下水
4	S58	乗阿気線	単独	390.0	融		乗阿気地区	乗阿気集落消融雪施設管理会	地下水
5	S63	一ノ関北線 一ノ関南線	単独	470.0	融		一ノ関地区		自然水
6	S63	耳取八柏線	単独	2,286.0	融		四ッ屋他	四ッ屋集落排水施設管理会他	地下水
7	H2	八柏線～八柏中道線	単独	1,300.0	融		八柏地区		自然水
8	H5	根田谷地耳取線	単独	482.0	流		根田谷地	根田谷地消雪溝管理組合	地下水
9	H6	根田谷地阿気線	公共	774.0	流	県で整備	根田地区	根田集落消雪溝管理組合	地下水
10	H6	根田谷地中線	単独	68.0	流		根田地区		地下水
11	H7	新城上根田線	単独	223.0	融		四津屋地区	東四津屋地区流雪溝管理組合	地下水
12	H7	根田谷地阿気線	公共	341.0	流	県で整備	猪兵村根田谷地地区	猪兵村根田谷地消融雪溝管理会	地下水
13	H7	福島村中線	単独	209.0	流		福島地区	福島流雪溝管理組合	地下水
14	H15	根田谷地阿気線	公共	750.0	流	県で整備	猪兵村	猪兵村中央融雪管理会	地下水
市道 小計				7,793.0					
延長計				11,358.0					

消雪パイプ施設

No.	施行 年度	路線名	区分	延長 (m)	施設	事業費 (千円)	設置箇所	管理組織名	備考
1	S55	四津屋東2号線	単独	308.0	車		四津屋地区	四津屋集落消雪施設管理会	地下水
2	S60	阿気東2号線 上丁宮丁線	単独	240.0	車		宮丁地区	宮丁消融雪パイプ施設維持管理会	地下水
3	H6	四津屋東3号線	単独	80.0	車		四津屋地区	四津屋東消雪施設管理会	地下水
4	H6	四津屋西1号線 四津屋西2号線	単独	172.0	車		四津屋地区	西四津屋地区消雪施設管理会	地下水
5	H11	八柏中道2号支線	単独	131.2	車		八柏地区	八柏下地区消雪施設管理組合	地下水
6	H16	根田谷地阿気線	公共	800.0	車	県で整備	三村地区	三村消雪施設管理会	地下水
7	H15	機の木田地7号線 機の木田地8号線	単独	190.0	車		機の木田地地区	機の木田消雪会	地下水
8	H23	上田村中道線	単独	66.0	車	1,250	上田村地区	上田村地区消雪施設管理組合	地下水
延長計				1,987.2					

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

第 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(令和 4 年 7 月 12 日現在)

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
15	土石流	I-0803	441-I-025	小沢	平鹿郡増田町吉野字村ノ後	H17. 2. 15	139	
16	土石流	I-0808	441-I-030	長太壁(㊥長太壁沢)	横手市増田町戸波字鳥屋森及び羽場	H17. 12. 13	1043	
	土石流	I-0809	441-I-031	甚内沢	横手市増田町亀田字亀田	H17. 12. 13	1043	
	土石流	II-0612	441-II-019	真人沢	横手市増田町増田字真人山下、平鹿向及び上掬	H17. 12. 13	1043	
	土石流	I-0814	442-I-004	兎沢	横手市平鹿町醍醐字城廻及び馬鞍	H17. 12. 13	1043	
17	土石流	I-0761	203-I-001	回立沢	横手市大沢字回立	H18. 12. 26	838	
	土石流	I-0770	203-I-010	寺内沢	横手市大屋寺内字漆原	H18. 12. 26	838	
	土石流	II-0571	203-II-001	回立沢 2 号	横手市大沢字回立	H18. 12. 26	838	
	土石流	II-0584	203-II-014	漆原沢 1 号	横手市大屋寺内字漆原	H18. 12. 26	838	
	土石流	II-0585	203-II-015	漆原沢 2 号	横手市大屋寺内字漆原	H18. 12. 26	838	
18	急傾斜	I-870		諸子沢	横手市上内町	H20. 3. 28	149	○
	急傾斜	I-874		松原	横手市安田字ブンナ沢	H20. 3. 28	149	○
	急傾斜	I-911		矢櫃	横手市山内大沢字矢櫃	H20. 3. 28	149	○
	急傾斜	II-1336		牛首戸	横手市大屋新町字牛首戸	H20. 3. 28	149	○
	急傾斜	I-905		滝ノ沢	横手市大森町八沢木字窪田及び山ノ根	H20. 3. 28	149	○
	土石流	I-0769	203-I-009	熊の堂沢(㊥熊ノ堂沢)	横手市城山町、明永町及び幸町	H20. 3. 28	149	○
	土石流	II-0572	203-II-002	嶽鼻沢(㊥羽根山沢)	横手市大沢字上庭当田及び字嶽鼻	H20. 3. 28	149	○
	土石流	II-0578	203-II-008	城付沢	横手市上内町及び前郷字諸子沢	H20. 3. 28	150	
	土石流	II-0579	203-II-009	諸子沢	横手市上内町及び前郷字諸子沢	H20. 3. 28	150	
	土石流	II-0588	203-II-018	平林沢	横手市大屋新町字平林及び婦気大堤字平林	H20. 3. 28	149	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
18	土石流	I -0825	444- I -002	水上沢	横手市大森町八沢木字中房	H20. 3. 28	149	○
	土石流	I -0826	444- I -003	中房沢 1	横手市大森町八沢木字中房	H20. 3. 28	149	○
	土石流	I -0827	444- I -004	中房沢 3	横手市大森町上溝字寺内	H20. 3. 28	149	○
	土石流	I -0828	444- I -005	ミズカミ沢	横手市大森町上溝字寺内	H20. 3. 28	149	○
	土石流	I -0829	444- I -006	中房沢 5	横手市大森町上溝字寺内	H20. 3. 28	150	
	土石流	I -0830	444- I -007	観音寺沢 1	横手市大森町上溝字観音寺	H20. 3. 28	150	
	土石流	I -0831	444- I -008	観音寺沢 2	横手市大森町上溝字観音寺	H20. 3. 28	150	
	土石流	II -0636	444- II -013	元ノ下沢	横手市大森町八沢木字元ノ下 及び窪田	H20. 3. 28	149	○
	土石流	II -0637	444- II -014	滝ノ沢	横手市大森町八沢木字元ノ下 及び窪田	H20. 3. 28	149	○
	土石流	II -0638	444- II -015	殿通沢 (⊕太 田沢)	横手市大森町八沢木字八景田	H20. 3. 28	149	○
	土石流	II -0649	444- II -026	観音寺沢 3	横手市大森町上溝字観音寺	H20. 3. 28	150	
	土石流	II -0656	444- II -033	上松原沢	横手市大森町上溝字観音寺	H20. 3. 28	149	○
	土石流	II -0657	444- II -034	下松原沢	横手市大森町上溝字観音寺	H20. 3. 28	150	
19	急傾斜	I -876		中里	横手市大屋新町字中里	H21. 3. 27	135	○
	急傾斜	I -917		馬鞍	横手市平鹿町醍醐字馬鞍及び 亀井沢	H21. 3. 27	135	○
	急傾斜	I -906		本木	横手市大森町八沢木字本木及 び樋下	H21. 3. 27	135	○
	土石流	I -0807	441- I -029	上羽場沢	横手市増田町戸波字吉ヶ沢口 及び林子	H21. 3. 27	135	○
	土石流	I -0812	442- I -002	明沢	横手市平鹿町醍醐字明沢及び 沢口	H21. 3. 27	136	
	土石流	I -0813	442- I -003	北野沢	横手市平鹿町醍醐字北野、沢 口及び沢口館宮	H21. 3. 27	135	○
	土石流	I -0841	444- I -018	前田沢 1	横手市大森町八沢木字前田及 び屋布下	H21. 3. 27	135	○
	土石流	I -0843	444- I -020	上北野沢	横手市大森町八沢木字前田及 び本木	H21. 3. 27	136	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
20	急傾斜	I -886		荻袋	横手市増田町荻袋字荻袋及び 真当	H22. 3. 26	149	○
	急傾斜	I -888		湯野沢	横手市増田町湯野沢字大柳、 山岸及び村周	H22. 3. 26	149	○
	急傾斜	I -889		川口	横手市増田町狙半内字岩ノ目	H22. 3. 26	149	○
	急傾斜	II -人 164		本堂山	横手市平鹿町醍醐字本堂山及 び沼入	H22. 3. 26	149	○
	急傾斜	I -912		中島	横手市山内土洸字中島	H22. 3. 26	149	○
	急傾斜	II -1360		虫内 1 号	横手市山内土洸字虫内及び小 田	H22. 3. 26	149	○
	急傾斜	II -1361		虫内 2 号	横手市山内土洸字虫内及び小 田	H22. 3. 26	149	○
	土石流	I -0793	441- I -015	味ヶ沢川	横手市増田町狙半内字山崎及 びあじノ沢	H22. 3. 26	150	
	土石流	I -0795	441- I -017	鍋ヶ沢川 1	横手市増田町荻袋字鍋ヶ沢	H22. 3. 26	150	○
	土石流	I -0796	441- I -018	鍋ヶ沢川 2	横手市増田町荻袋字鍋ヶ沢	H22. 3. 26	150	
	土石流	I -0805	441- I -027	神子沢	横手市増田町荻袋字鍋ヶ沢	H22. 3. 26	150	
	土石流	II -0606	441- II -013	鹿ノ沢	横手市増田町狙半内字鹿ノ沢 口、山崎及び小栗山	H22. 3. 26	150	○
	土石流	II -0608	441- II -015	戸平沢	横手市増田町荻袋字萱刈場	H22. 3. 26	150	
21	急傾斜	II -1337		下檜沢	横手市大屋寺内字上檜沢	H23. 1. 14	18	○
	急傾斜	II -1359		劔花	横手市大森町十日町字劔花	H23. 1. 14	18	○
	急傾斜	III -261		高口下 1 号	横手市大森町字高口下水戸堤	H23. 1. 14	18	○
	土石流	II -0582	203- II -012	長谷山乙沢	横手市外目字大谷地	H23. 1. 14	19	
	土石流	II -0583	203- II -013	後村沢	横手市外目字後村、前村及び 菖蒲谷地	H23. 1. 14	19	
	土石流	III -0119	203- III -005	熊の沢	横手市大屋寺内字上檜沢	H23. 1. 14	18	○
	土石流	I -0837	444- I -014	大森沢	横手市大森町字高口下水戸堤	H23. 1. 14	19	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
21	土石流	I -0838	444- I -015	森沢	横手市大森町十日町字西二ツ 森及び東二ツ森	H23. 1. 14	19	
	土石流	I -0839	444- I -016	境田沢	横手市大森町板井田字境田	H23. 1. 14	18	○
	土石流	II -0668	444- II -045	金池沢	横手市大森町猿田字行拝沢及 び中村古猿田	H23. 1. 14	18	○
	土石流	II -0672	444- II -049	南鳥居沢	横手市大森町猿田字鳥居沢	H23. 1. 14	18	○
	土石流	II -0678	444- II -055	鰯花沢	横手市大森町十日町字鰯花、 餅田及び西十日町	H23. 1. 14	18	○
	土石流	II -0680	444- II -057	西境田沢	横手市大森町板井田字境田	H23. 1. 14	18	○
22	急傾斜	II -1350		本木 2 号	横手市大森町八沢木字本木	H23. 11. 22	493	○
	土石流	II -0639	444- II -016	八景田沢	横手市大森町八沢木字大日、 中房、太田、八景田及び山ノ 根	H23. 11. 22	493	○
	土石流	II -0641	444- II -018	葛沢	横手市大森町八沢木字葛ヶ 沢、神宮沢、高宮及び寺沢	H23. 11. 22	494	
	土石流	II -0642	444- II -019	東葛ヶ沢	横手市大森町八沢木字葛ヶ沢 及び初沢	H23. 11. 22	493	○
	土石流	II -0643	444- II -020	西葛ヶ沢	横手市大森町八沢木字葛ヶ沢 及び初沢	H23. 11. 22	494	
	土石流	II -0645	444- II -022	ウバ沢	横手市大森町八沢木字白幡及 び塚須沢	H23. 11. 22	493	○
	土石流	II -0646	444- II -023	塚須沢 2	横手市大森町八沢木字白幡及 び塚須沢	H23. 11. 22	493	○
	土石流	II -0647	444- II -024	北塚須沢	横手市大森町八沢木字白幡及 び塚須沢	H23. 11. 22	493	○
	土石流	II -0648	444- II -025	中房沢 2	横手市大森町上溝字寺内及び 同町八沢木字中房	H23. 11. 22	493	○
	土石流	II -0651	444- II -028	船沢 2	横手市大森町上溝字船沢及び 山田	H23. 11. 22	493	○
	土石流	II -0652	444- II -029	船沢	横手市大森町上溝字船沢及び 山田	H23. 11. 22	494	
	土石流	II -0653	444- II -030	船沢 3	横手市大森町上溝字船沢	H23. 11. 22	493	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
22	土石流	Ⅱ-0654	444-Ⅱ-031	下船沢	横手市大森町上溝字船沢	H23. 11. 22	493	○
	土石流	Ⅱ-0655	444-Ⅱ-032	船沢 4	横手市大森町上溝字杉平及び 船沢	H23. 11. 22	493	○
	土石流	Ⅱ-0691	444-Ⅱ-068	東本木沢	横手市大森町八沢木字本木及 び樋下	H23. 11. 22	494	
	土石流	Ⅱ-0692	444-Ⅱ-069	西本木沢	横手市大森町八沢木字本木及 び樋下	H23. 11. 22	494	
23	急傾斜	Ⅰ-891		小栗山 1 号	横手市増田町狙半内字小栗山	H25. 3. 29	141	○
	急傾斜	Ⅰ-892		中村	横手市増田町狙半内字中村、 水上及び白沢口	H25. 3. 29	141	○
	急傾斜	Ⅰ-893		中村 2 号	横手市増田町狙半内字兵部谷 地	H25. 3. 29	141	○
	急傾斜	Ⅱ-1340		湯野沢 2 号	横手市増田町湯野沢字大柳及 び村周並びに雄勝群東成瀬村 田子内字菅生田掬	H25. 3. 29	141	○
	急傾斜	Ⅱ-1341		川口 2 号	横手市増田町狙半内字川口及 び滝坊	H25. 3. 29	141	○
	急傾斜	Ⅱ-1342		川口 3 号	横手市増田町狙半内字川口及 び滝坊	H25. 3. 29	141	○
	急傾斜	Ⅱ-1343		中村 3 号	横手市増田町狙半内字中村、 白沢口及び山神沢	H25. 3. 29	141	○
	土石流	Ⅰ-0786	441-Ⅰ-008	化物沢	横手市増田町狙半内字兵部谷 地	H25. 3. 29	141	○
	土石流	Ⅰ-0789	441-Ⅰ-011	天下森沢	横手市増田町狙半内字天下森 沢、中村及び兵部谷地	H25. 3. 29	141	○
	土石流	Ⅰ-0791	441-Ⅰ-013	味ヶ沢	横手市増田町狙半内字七曲下	H25. 3. 29	141	○
	土石流	Ⅰ-0792	441-Ⅰ-014	小栗山沢	横手市増田町狙半内字小栗山	H25. 3. 29	141	○
	土石流	Ⅱ-0603	441-Ⅱ-010	洞沢	横手市増田町狙半内字床並、 梁場及び稲上沢	H25. 3. 29	142	
	土石流	Ⅱ-0604	441-Ⅱ-011	白沢 2 号	横手市増田町狙半内字中村	H25. 3. 29	142	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
23	土石流	Ⅱ-0605	441-Ⅱ-012	大足沢	横手市増田町狙半内字山崎及び七曲下	H25. 3. 29	141	○
	土石流	Ⅱ-0607	444-Ⅱ-014	坊滝沢	横手市増田町狙半内字川口及び坊滝	H25. 3. 29	141	○
	土石流	Ⅱ-0611	444-Ⅱ-018	栃ノ木沢川	横手市増田町荻袋字菅生及び千把ヶ台	H25. 3. 29	142	
24	急傾斜	Ⅰ-899		金井神	横手市大森町坂部字金井神	H25. 12. 27	604	○
	急傾斜	Ⅰ-907		中ノ又	横手市大森町八沢木字中ノ又及び棚木沢	H25. 12. 27	604	○
	急傾斜	Ⅱ-1358		上坂部	横手市大森町坂部字上坂部、金井神、金井神沢及び向田	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅰ-0846	444-Ⅰ-023	1350 金井神 沢 1	横手市大森町坂部字金井神	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅰ-0847	444-Ⅰ-024	1351 中矢走 沢	横手市大森町坂部字矢走	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅱ-0709	444-Ⅱ-086	1352 東上坂 部沢	横手市大森町坂部字上坂部及び白沢	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅱ-0710	444-Ⅱ-087	1353 西上坂 部沢	横手市大森町坂部字上坂部及び向田	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅱ-0711	444-Ⅱ-088	1354 東金井 神沢	横手市大森町坂部字金井神及び中山	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅱ-0712	444-Ⅱ-089	1355 下金井 神沢	横手市大森町坂部字金井神、小屋ノ沢及び中山	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅱ-0713	444-Ⅱ-090	1356 西金井 神沢	横手市大森町坂部字小屋ノ沢及び中山	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅱ-0714	444-Ⅱ-091	1357 開沢	横手市大森町坂部字開、山根及び堤ノ下	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅱ-0715	444-Ⅱ-092	1358 東矢走 沢	横手市大森町坂部字矢走	H25. 12. 27	604	○
	土石流	Ⅱ-0707	444-Ⅱ-084	1394 かゝに沢	横手市大森町八沢木字大平及び大仙市南外字大平	H25. 12. 27	605	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
24	土石流	Ⅱ-0708	444-Ⅱ-085	1395 北大平 沢	横手市大森町八沢木字大平及 び大仙市南外字大平	H25. 12. 27	605	
	土石流	Ⅱ-0716	444-Ⅱ-093	1396 上矢走 沢	横手市大森町坂部字矢走	H25. 12. 27	605	
	土石流	Ⅱ-0717	444-Ⅱ-094	1397 矢走沢	横手市大森町坂部字矢走	H25. 12. 27	605	
	土石流	Ⅱ-0718	444-Ⅱ-095	1398 西矢走 沢	横手市大森町坂部字矢走	H25. 12. 27	605	
25	急傾斜	Ⅱ-1362		中島 2 号	横手市山内平野沢字上へ村	H27. 3. 31	142	○
	土石流	Ⅰ-0858	446-Ⅰ-011	ニガ木沢	横手市山内平野沢字田野沢	H27. 3. 31	142	
	土石流	Ⅰ-0859	446-Ⅰ-012	平野沢	横手市山内平野沢字上へ村	H27. 3. 31	142	○
	土石流	Ⅰ-0861	446-Ⅰ-014	下水上沢	横手市山内平野沢字桧沢及び 字上三明岡	H27. 3. 31	142	○
	土石流	Ⅱ-0754	446-Ⅱ-036	同ヶ沢	横手市山内平野沢字小安沢	H27. 3. 31	142	○
	土石流	Ⅱ-0755	446-Ⅱ-037	武道沢	横手市山内平野沢字下夕村	H27. 3. 31	142	○
	土石流	Ⅱ-0756	446-Ⅱ-038	狼坂沢	横手市山内平野沢字狼坂	H27. 3. 31	142	
	土石流	Ⅱ-0757	446-Ⅱ-039	田野沢沢	横手市山内平野沢字田野沢	H27. 3. 31	142	○
	土石流	Ⅱ-0758	446-Ⅱ-040	沢口の沢	横手市山内平野沢字吉谷地	H27. 3. 31	142	
	土石流	Ⅱ-0759	446-Ⅱ-041	頭無沢	横手市山内平野沢字上へ村	H27. 3. 31	142	○
	土石流	Ⅱ-0760	446-Ⅱ-042	中島沢	横手市山内平野沢字上八村	H27. 3. 31	142	○
26	急傾斜	Ⅱ-1348		船沢	横手市大森町上溝字杉平	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅰ-0818	443-Ⅰ-01	折橋沢	横手市雄物川町大沢字岩瀬及 び折橋沢	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅰ-0819	443-Ⅰ-02	雄風荘南沢	横手市雄物川町今宿字末館	H27. 5. 15	221	
	土石流	Ⅱ-0613	443-Ⅱ-01	坂ノ下沢	横手市雄物川町大沢字坂ノ下 及び壇ノ沢	H27. 5. 15	221	
	土石流	Ⅱ-0614	443-Ⅱ-02	北金峰上沢 1	横手市雄物川町大沢字岩ノ 沢、大持沢、上法寺及び長持	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅱ-0615	443-Ⅱ-03	北金峰下沢 2	横手市雄物川町大沢字岩ノ 沢、大持沢、上法寺及び長持	H27. 5. 15	221	
	土石流	Ⅱ-0616	443-Ⅱ-04	南金峰沢	横手市雄物川町大沢字長持	H27. 5. 15	221	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
26	土石流	Ⅱ-0617	443-Ⅱ-05	北野沢	横手市雄物川町大沢字北野	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅱ-0618	443-Ⅱ-06	北上法寺沢	横手市雄物川町大沢字岩瀬、 折橋沢及び上法寺	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅱ-0619	443-Ⅱ-07	上法寺沢	横手市雄物川町大沢字岩瀬及 び折橋沢	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅱ-0620	443-Ⅱ-08	ハアカ坂沢	横手市雄物川町今宿字ハアカ 坂	H27. 5. 15	220	○
	土石流	I-0832	444-I-09	水神沢 1	横手市大森町上溝字極楽寺	H27. 5. 15	220	○
	土石流	I-0833	444-I-10	極楽寺沢	横手市大森町上溝字極楽寺	H27. 5. 15	221	
	土石流	Ⅱ-0650	444-Ⅱ-27	山田沢	横手市大森町上溝字山田	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅱ-0662	444-Ⅱ-39	ヒロコ沢	横手市大森町上溝字極楽寺及 び同市雄物川町二井山字細越	H27. 5. 15	221	
	土石流	Ⅱ-0663	444-Ⅱ-40	横沢	横手市大森町上溝字堂田及び 横沢	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅱ-0664	444-Ⅱ-41	堂田沢	横手市大森町上溝字堂田及び 横沢	H27. 5. 15	221	
	土石流	Ⅱ-0665	444-Ⅱ-42	北横沢	横手市大森町上溝字堂田	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅱ-0675	444-Ⅱ-52	北白山下沢	横手市大森町上溝字小詰沢及 び白山下	H27. 5. 15	221	
	土石流	Ⅱ-0676	444-Ⅱ-53	岩清水	横手市大森町上溝字岩清水、 岩瀬及び小詰沢	H27. 5. 15	220	○
	土石流	Ⅱ-0677	444-Ⅱ-54	南白山下沢	横手市大森町上溝字岩清水、 岩瀬及び小詰沢	H27. 5. 15	221	
26(補 正)	急傾斜	I-913		上の台	横手市山内大松川字上松川	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	I-914		上台	横手市山内大松川字上台	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	I-915		小松川	横手市山内小松川字小松川	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	I-916		田代沢口	横手市山内黒沢字田代沢口及 び丸志田	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	I-1672		蒲坂 2 号	横手市山内黒沢字蒲坂及び瀬 野ケ台	H28. 2. 19	113	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
26(補 正)	急傾斜	Ⅱ-1363		下垂	横手市山内大松川字下垂	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	Ⅱ-1364		蒲坂 1 号	横手市山内黒沢字蒲坂及び瀬 野ヶ台	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	Ⅱ-1366		下黒沢	横手市山内黒沢字下黒沢	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	Ⅱ-1367		大場沢	横手市山内筏字大場沢及び小 野	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	Ⅱ-1368		塩貝 1 号	横手市山内南郷字塩貝及び若 荷坂	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	Ⅱ-1369		塩貝 2 号	横手市山内南郷字塩貝	H28. 2. 19	113	○
	急傾斜	Ⅱ-1370		二タ瀬	横手市山内三又字二タ瀬	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0851	446- I -004	寒沢川	横手市山内南郷字寒沢奥及び 寒沢口	H28. 2. 19	114	
	土石流	I-0852	446- I -005	赤淵沢	横手市山内南郷字三ツ屋、赤 淵、大面及び畑南郷	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0853	446- I -006	下南郷沢	横手市山内南郷字下南郷及び 高畑	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0854	446- I -007	シゲ沢	横手市山内筏字沢田及び植田 野	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0855	446- I -008	沢田沢	横手市山内筏字沢田及び植田 野	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0856	446- I -009	水神沢 2	横手市山内筏字大場沢	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0857	446- I -010	大畑沢	横手市山内筏字大場沢	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0860	446- I -013	桧沢	横手市山内平野沢字桧沢	H28. 2. 19	114	
	土石流	I-0862	446- I -015	黒沢 1	横手市山内黒沢字田代沢口	H28. 2. 19	114	
	土石流	I-0863	446- I -016	小松沢	横手市山内小松川字小松川	H28. 2. 19	114	
	土石流	I-0864	446- I -017	水上沢	横手市山内大松川字松川及び 不動水上	H28. 2. 19	114	
	土石流	I-0865	446- I -018	不動水上沢	横手市山内大松川字不動水 上、上松川及び上台	H28. 2. 19	114	
	土石流	I-0866	446- I -019	平石沢	横手市山内土淵字平石上段及 び同市山内大松川字落合	H28. 2. 19	113	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
26(補 正)	土石流	I-0867	446-I-020	相野沢 1	横手市山内平野沢字北相野々	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0868	446-I-021	相野沢 2	横手市山内平野沢字相野々及 び北相野々	H28. 2. 19	113	○
	土石流	I-0871	446-I-024	小目倉沢	横手市山内土淵字平石上段、 平石下段及び小目倉	H28. 2. 19	114	
	土石流	II-0724	446-II-006	南粕子瀬沢	横手市山内三又字二タ瀬	H28. 2. 19	114	
	土石流	II-0725	446-II-007	粕子瀬沢 2	横手市山内南郷字粕子瀬	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0726	446-II-008	スギ沢	横手市山内南郷字粕子瀬	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0727	446-II-009	北粕子瀬沢	横手市山内南郷字粕子瀬	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0728	446-II-010	丸志田水神 沢	横手市山内南郷字丸志田及び 赤平	H28. 2. 19	114	
	土石流	II-0729	446-II-011	小丸志田沢	横手市山内南郷字丸志田	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0730	446-II-012	塩貝沢	横手市山内南郷字茗荷坂及び 塩貝	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0731	446-II-013	北塩貝沢	横手市山内南郷字塩貝	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0732	446-II-014	南寒沢口沢	横手市山内南郷字寒沢口	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0733	446-II-015	中寒沢口沢	横手市山内南郷字寒沢口	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0734	446-II-016	北寒沢口沢	横手市山内南郷字寒沢口及び 畑南郷	H28. 2. 19	114	
	土石流	II-0735	446-II-017	大石沢	横手市山内南郷字畑南郷	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0736	446-II-018	タノ沢	横手市山内南郷字畑南郷	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0737	446-II-019	中雄勝川沢	横手市山内南郷字中雄勝川	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0738	446-II-020	女中メキ沢	横手市山内南郷字雄勝川及び 下雄勝川	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0739	446-II-021	水上沢	横手市山内南郷字中南郷及び 下雄勝川	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0740	446-II-022	南中南郷沢	横手市山内南郷字中南郷	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0741	446-II-023	北中南郷沢	横手市山内南郷字中南郷	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0742	446-II-024	除キ沢	横手市山内南郷字除キ	H28. 2. 19	113	○
	土石流	II-0743	446-II-025	東沢田沢	横手市山内筏字沢田及び同市 山内南郷字毛抜平	H28. 2. 19	113	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
26(補 正)	土石流	Ⅱ-0744	446-Ⅱ-026	上沢田沢	横手市山内筏字沢田及び同市 山内南郷字毛抜平	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0745	446-Ⅱ-027	上シゲ沢	横手市山内筏字沢田	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0746	446-Ⅱ-028	西沢田沢	横手市山内筏字沢田及び植田 野	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0747	446-Ⅱ-029	植田野沢	横手市山内筏字植田野及び大 穴	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0748	446-Ⅱ-030	東伯耆沢	横手市山内筏字伯耆沢	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0749	446-Ⅱ-031	伯耆沢	横手市山内筏字伯耆沢及び九 合取	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0750	446-Ⅱ-032	水上沢 8	横手市山内筏字水上及び穴渕	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0751	446-Ⅱ-033	水神沢 5	横手市山内筏字山神及び天狗 沢	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0752	446-Ⅱ-034	大場沢	横手市山内筏字小野及び大場 沢	H28. 2. 19	114	
	土石流	Ⅱ-0753	446-Ⅱ-035	小野沢	横手市山内筏字大場沢及び小 野	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0761	446-Ⅱ-043	堂の上沢	横手市山内黒沢字堂の上	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0762	446-Ⅱ-044	黒沢 2	横手市山内黒沢字蒲坂	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0763	446-Ⅱ-045	八掛沢支川	横手市山内黒沢字下黒沢	H28. 2. 19	114	
	土石流	Ⅱ-0764	446-Ⅱ-046	女取沢	横手市山内小松川字女取	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0765	446-Ⅱ-047	小松川沢	横手市山内小松川字小松川	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0766	446-Ⅱ-048	下垂沢	横手市山内大松川字下垂及び 袖浦	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0767	446-Ⅱ-049	上松川沢	横手市山内大松川字上松川、 錦沢、日影及び不動水上	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0768	446-Ⅱ-050	不動水神沢	横手市山内大松川字上松川及 び不動水上	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0769	446-Ⅱ-051	落合沢	横手市山内大松川字落合	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0770	446-Ⅱ-052	南落合沢	横手市山内大松川字落合	H28. 2. 19	113	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
26(補 正)	土石流	Ⅱ-0771	446-Ⅱ-053	高根子沢	横手市山内大松川字霜焼野及び高根子	H28. 2. 19	113	○
	土石流	Ⅱ-0772	446-Ⅱ-054	内湧沢	横手市山内土湧字内湧及び下内湧	H28. 2. 19	113	○
27	急傾斜	Ⅰ-860		根小屋	横手市金沢中野字根小屋及び権五郎塚	H28. 5. 10	332	○
	急傾斜	Ⅰ-918		金沢	横手市金沢本町字立石及び岩瀬沢並びに同市金沢字館石	H28. 5. 10	332	○
	急傾斜	Ⅱ-1347		水沢	横手市雄物川町仁井山字水沢	H28. 5. 10	332	○
	急傾斜	Ⅱ-人 165		南ヶ沢	横手市雄物川町矢神字南ヶ沢	H28. 5. 10	332	○
	急傾斜	Ⅰ-909		武道	横手市大森町上溝字武道及び花立	H28. 5. 10	332	○
	急傾斜	Ⅰ-910		横沢	横手市大森町上溝字横沢及び堂田	H28. 5. 10	332	○
	急傾斜	Ⅱ-1349		武道 2 号	横手市大森町上溝字花立	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0774	203-Ⅰ-014	金洗沢	横手市金沢字寺ノ沢、上寺ノ沢及び館石並びに同市金沢中野字金洗沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0775	203-Ⅰ-015	根小屋沢 2	横手市金沢中野字根小屋	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅰ-0776	203-Ⅰ-016	根小屋沢 1	横手市金沢中野字根小屋及び権五郎塚	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0777	203-Ⅰ-017	化石沢	横手市金沢中野字根小屋、岩瀬沢、権五郎塚、天井ヶ沢及び長持	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0778	203-Ⅰ-018	沢子止り	横手市金沢中野字長持及び天井ヶ沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0573	203-Ⅱ-003	真木沢 1 号	横手市大沢字真木、沼山及び沼山山神沢	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅱ-0574	203-Ⅱ-004	真木沢 2 号	横手市大沢字真木及び沼山	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅱ-0575	203-Ⅱ-005	沼山沢 1 号	横手市大沢字沼山及び真木	H28. 5. 10	332	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
27	土石流	Ⅱ-0576	203-Ⅱ-006	沼山沢 2 号	横手市大沢字沼山、真木及び 沼山山神沢	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅲ-0115	203-Ⅲ-001	上片倉沢 1 号	横手市大沢字真木、沼山、桑 木沢及び上片倉	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0820	443-Ⅰ-03	狼沢	横手市雄物川町矢神字狼沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0821	443-Ⅰ-04	狼沢 2 号	横手市雄物川町矢神字狼沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0822	443-Ⅰ-05	南ヶ沢	横手市雄物川町矢神字南ヶ 沢、矢神及び鶴ヶ沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0823	443-Ⅰ-06	水上沢川	横手市雄物川町矢神字堂ノ下	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅱ-0621	443-Ⅱ-09	矢神沢 2	横手市雄物川町矢神字矢神、 堂ノ下及び鶴ヶ沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0622	443-Ⅱ-10	水沢沢	横手市雄物川町仁井山字水沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0623	443-Ⅱ-11	笹の沢沢	横手市雄物川町仁井山及び字 笹の沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0834	444-Ⅰ-11	中村古猿田 沢	横手市大森町猿田字中村古猿 田	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅰ-0835	444-Ⅰ-12	文天鏡田沢	横手市大森町字文天鏡田及び 持向	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅰ-0836	444-Ⅰ-13	阿美多地沢	横手市大森町猿田字阿美多地	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0658	444-Ⅱ-35	水神沢 4	横手市大森町上溝字花立	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0659	444-Ⅱ-36	武道沢 1	横手市大森町上溝字花立	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0660	444-Ⅱ-37	伝説沢	横手市大森町上溝字釣瓶沢、 武道及び花立	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0661	444-Ⅱ-38	水神沢 5	横手市大森町上溝字武道	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅱ-0666	444-Ⅱ-43	鉢山沢	横手市大森町猿田字鉢山下り	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0667	444-Ⅱ-44	呂土沢	横手市大森町猿田字山崎、土 助沢及び粧坂下り	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅱ-0669	444-Ⅱ-46	フカ沢	横手市大森町猿田字中山及び 中村古猿田	H28. 5. 10	332	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
27	土石流	Ⅱ-0670	444-Ⅱ-47	中山沢	横手市大森町猿田字中山、中 村古猿田及び太田街道東	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0671	444-Ⅱ-48	北鳥井沢	横手市大森町猿田字上知恵ヶ 沢及び鳥井沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0673	444-Ⅱ-50	知恵ヶ沢	横手市大森町猿田字御嶽沢、 西知恵ヶ沢及び東知恵ヶ沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0674	444-Ⅱ-51	六盃沢	横手市大森町猿田字六盃沢	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0693	444-Ⅱ-70	中北野沢	横手市大森町八沢木字北野及 び繋	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0694	444-Ⅱ-71	北野沢 2	横手市大森町八沢木字繋及び 北野	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0695	444-Ⅱ-72	下北野沢	横手市大森町八沢木字繋	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅱ-0696	444-Ⅱ-73	山繋沢	横手市大森町八沢木字繋	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0697	444-Ⅱ-74	東木ノ根坂 沢	横手市大森町八沢木字木ノ根 坂	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0698	444-Ⅱ-75	中木ノ根坂 沢	横手市大森町八沢木字木ノ根 坂	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0699	444-Ⅱ-76	寺沢	横手市大森町八沢木字木ノ根 坂	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0700	444-Ⅱ-77	木ノ根坂沢	横手市大森町八沢木字木ノ根 坂	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0702	444-Ⅱ-79	南大向野沢	横手市大森町八沢木字大向野	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0703	444-Ⅱ-80	北大向野沢	横手市大森町八沢木字大向野	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0704	444-Ⅱ-81	南十二ノ木 沢	横手市大森町八沢木字十二ノ 木	H28. 5. 10	332	○
	土石流	Ⅱ-0705	444-Ⅱ-82	北十二ノ木 沢	横手市大森町八沢木字十二ノ 木	H28. 5. 10	332	
	土石流	Ⅱ-0706	444-Ⅱ-83	熊ノ堂沢	横手市大森町八沢木字熊ノ堂 及び大平	H28. 5. 10	332	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
28	急傾 斜	Ⅱ-1351		山崎 1 号	横手市大森町八沢木字宮脇及 び繋	H29. 3. 24	154	○
	急傾斜	Ⅱ-1352		山崎 2 号	横手市大森町八沢木字相杉沢	H29. 3. 24	154	○
	急傾斜	Ⅱ-1353		中ノ又 1 号	横手市大森町八沢木字中ノ又	H29. 3. 24	154	○
	急傾斜	Ⅱ-1354		中ノ又 2 号	横手市大森町八沢木字善知鳥 蓋及び棚木沢	H29. 3. 24	154	○
	急傾斜	Ⅱ-1355		中ノ又 3 号	横手市大森町八沢木字善知鳥 蓋	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅰ-0845	444-Ⅰ-022	南波字志別 沢	横手市大森町八沢木字宮脇	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0624	444-Ⅱ-001	上大館沢	横手市大森町八沢木字大館、 長橋沢及び松山下	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0625	444-Ⅱ-002	下大館沢	横手市大森町八沢木字大館、 長橋沢及び松山下	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0626	444-Ⅱ-003	小山沢	横手市大森町八沢木字小山	H29. 3. 24	154	
	土石流	Ⅱ-0627	444-Ⅱ-004	上滝ノ上沢	横手市大森町八沢木字滝ノ上	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0628	444-Ⅱ-005	下滝ノ上沢	横手市大森町八沢木字滝ノ上	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0629	444-Ⅱ-006	一枚田沢	横手市大森町八沢木字一枚田 沢	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0630	444-Ⅱ-007	東一枚田沢	横手市大森町八沢木字柴橋及 び一枚田沢	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0631	444-Ⅱ-008	柴橋沢	横手市大森町八沢木字柴橋	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0632	444-Ⅱ-009	下柴橋沢	横手市大森町八沢木字柴橋	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0633	444-Ⅱ-010	学校道沢	横手市大森町八沢木字柴橋	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0634	444-Ⅱ-011	東柴橋沢	横手市大森町八沢木字柴橋	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0635	444-Ⅱ-012	滝ノ下沢	横手市大森町八沢木字滝ノ沢	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0640	444-Ⅱ-017	坂ノ下沢	横手市大森町八沢木字坂ノ下	H29. 3. 24	154	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
28	土石流	Ⅱ-0687	444-Ⅱ-064	南善知鳥蓋 沢	横手市大森町八沢木字善知鳥 蓋	H29. 3. 24	154	
	土石流	Ⅱ-0688	444-Ⅱ-065	北善知鳥蓋 沢	横手市大森町八沢木字善知鳥 蓋、榎木沢及び中ノ又	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0689	444-Ⅱ-066	ソダケ沢	横手市大森町八沢木字中ノ又	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0690	444-Ⅱ-067	中ノ又沢	横手市大森町八沢木字中ノ又	H29. 3. 24	154	○
	土石流	Ⅱ-0701	444-Ⅱ-078	北波字志別 沢	横手市大森町八沢木字宮脇及 び挙割崎	H29. 3. 24	154	○
	急傾斜	I-862		追廻	横手市追廻 1 丁目、杉沢字吉 沢及び台所町	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	I-863		本町	横手市本町	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	I-864		根岸	横手市根岸町、城山町及び睦 成字田ノ沢	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	I-866		城南町	横手市城南町、城山町、根岸 町及び睦成字田ノ沢	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	I-868		愛宕 1 号	横手市城南町、根岸町、睦成 字清水沢及び前郷字城付	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	I-871		南町	横手市南町及び神明町	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	I-873		大乘院塚	横手市前郷字大乘院塚及び三 井寺	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	I-1028		上台	横手市杉沢字上台及び金沢中 野字鞍石沢	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	I-1029		台所町	横手市台所町及び杉沢字吉沢	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	Ⅱ-人 161		市の沢	横手市金沢中野字鞍石山、杉 沢字市の沢及びみたけ字杉沢	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	Ⅱ-1331		川原保	横手市金沢中野字川原保、湯 森及び金沢	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	Ⅱ-1332		一ノ坂	横手市睦成字一ノ坂	H29. 5. 2	240	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
28	急傾斜	Ⅱ-1333		糠塚	横手市睦成字糠塚及び鶴ヶ道	H29. 5. 2	240	○
	急傾斜	Ⅱ-1334		長坂	横手市睦成字長坂、杉沢字中 杉沢及び杉目字七日市	H29. 5. 2	240	○
	土石流	Ⅰ-0767	203-Ⅰ-007	袋沢川	横手市城南町、根岸町及び睦 成字清水沢	H29. 5. 2	241	
	土石流	Ⅱ-0580	203-Ⅱ-010	下櫓沢 1 号	横手市大屋寺内字下櫓沢	H29. 5. 2	241	
	土石流	Ⅱ-0581	203-Ⅱ-011	下櫓沢 2 号	横手市大屋寺内字下櫓沢	H29. 5. 2	241	
	土石流	Ⅱ-0589	203-Ⅱ-019	一ノ坂沢	横手市睦成字一ノ坂	H29. 5. 2	241	
	土石流	Ⅱ-0590	203-Ⅱ-020	糠塚沢	横手市杉沢字糠塚及び狼ヶ沢 並びにみたけ字杉沢	H29. 5. 2	241	
	土石流	Ⅱ-0591	203-Ⅱ-021	角代沢	横手市杉沢字角代沢及び内清 水ヶ台	H29. 5. 2	240	○
	土石流	Ⅱ-0592	203-Ⅱ-022	オの神沢	横手市杉沢字オノ神、市ノ 沢、弥勒及び角代沢	H29. 5. 2	240	○
	土石流	Ⅱ-0593	203-Ⅱ-023	弥勒沢	横手市杉沢字弥勒及び角代沢	H29. 5. 2	240	○
	土石流	Ⅲ-0120	203-Ⅲ-006	狼ヶ沢	横手市杉沢字鶴ヶ首及び狼ヶ 沢並びに睦成字鶴ヶ首及び長 者森	H29. 5. 2	240	○
	土石流	Ⅲ-0121	203-Ⅲ-007	中島沢	横手市杉沢字中島及びみたけ 字杉沢	H29. 5. 2	240	○
	土石流	Ⅲ-0122	203-Ⅲ-008	市の沢	横手市金沢中野字鞍石山、杉 沢字ガケ下及び館泉並びにみ たけ字杉沢	H29. 5. 2	241	
29	急傾斜	Ⅰ-877		柳田 1 号	秋田県横手市柳田字柳田	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	Ⅰ-878		堂ノ前	秋田県横手市大屋新町字堂ノ 前及び小松原	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	Ⅰ-879		柳田	秋田県横手市柳田字柳田及び 持田 並びに同市大屋新町字小松原	H30. 4. 13	240	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
29	急傾斜	I-885		熊渕	秋田県横手市増田町熊渕字掬下、掬上、飯館及び大川端	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	I-895		滝ノ下	秋田県横手市増田町狙半内字滝ノ下	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	I-896		上畑	秋田県横手市増田町狙半内字上エの山及び熊平	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	I-898		大沢	秋田県横手市雄物川町大沢字大沢及び林ノ下	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	Ⅱ-1344		滝ノ下 2 号	秋田県横手市増田町狙半内字滝ノ下	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	Ⅱ-1346		大沢 2 号	秋田県横手市雄物川町大沢字大沢及び清水出	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	Ⅱ-人 163		西ヶ沢前森	秋田県横手市平鹿町醍醐字吉田境及び西ヶ沢	H30. 4. 13	240	○
	急傾斜	Ⅱ-1345		大沢 1 号	秋田県横手市雄物川町大沢字大沢、林ノ下及び清水出	H30. 4. 13	241	
	土石流	I -0782	441-I-004	高根沢 1	秋田県横手市増田町狙半内字鳥屋沢及び城ノ下	H30. 4. 13	240	○
	土石流	I -0783	441-I-005	中沢	秋田県横手市増田町狙半内字火石田、高根、梁場及び広野	H30. 4. 13	240	○
	土石流	Ⅱ-0595	441-Ⅱ-002	水上沢 5	秋田県横手市増田町狙半内字新処	H30. 4. 13	240	○
	土石流	Ⅱ-0598	441-Ⅱ-005	中ノ沢	秋田県横手市増田町狙半内字上エノ山及び熊平	H30. 4. 13	240	○
	土石流	Ⅱ-0599	441-Ⅱ-006	熊沢	秋田県横手市増田町狙半内字大畑、大岡台、上畑及び上エノ山	H30. 4. 13	240	○
	土石流	Ⅱ-0600	441-Ⅱ-007	段ノ沢	秋田県横手市増田町狙半内字小岡台、大岡台、城ノ下及び上畑	H30. 4. 13	240	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
29	土石流	Ⅱ-0602	441-Ⅱ-009	高根沢 2	秋田県横手市増田町狙半内字 火石田、大槻沢、高根、梁場 及び広野	H30. 4. 13	240	○
	土石流	Ⅱ-0679	444-Ⅱ-56	砂間内沢	秋田県横手市大森町袴形字鳥 屋場及び砂間内	H30. 4. 13	240	○
	土石流	Ⅱ-0681	444-Ⅱ-58	平野沢	秋田県横手市大森町坂井田字 上小佐田	H30. 4. 13	240	○
	土石流	Ⅲ-0116	203-Ⅲ-002	滝ノ沢	秋田県横手市大沢字沼山入 口、内山出口及び下片倉	H30. 4. 13	240	○
	土石流	Ⅲ-0117	203-Ⅲ-003	上片倉沢 2 号	秋田県横手市大沢字沼山道 端、内山出口及び下片倉	H30. 4. 13	240	○
	土石流	I-0764	203-I-004	庭当田沢	秋田県横手市大沢字上庭当 田、下庭当田及び西野	H30. 4. 13	241	
	土石流	I-0779	441-I-001	小岡台沢	秋田県横手市増田町狙半内字 小岡台、城ノ下及び上畑	H30. 4. 13	241	
	土石流	I-0780	441-I-002	水上沢川	秋田県横手市増田町狙半内字 水上沢、鳥屋沢及び城ノ下	H30. 4. 13	241	
	土石流	I-0781	441-I-003	鳥谷沢	秋田県横手市増田町狙半内字 鳥屋沢、城ノ下、中ノ沢口及 び高根	H30. 4. 13	241	
	土石流	I-0784	441-I-006	二階沢川	秋田県横手市増田町狙半内字 床並及び火石田	H30. 4. 13	241	
	土石流	I-0785	441-I-007	山神沢川	秋田県横手市増田町狙半内字 山神沢、山神及び中村	H30. 4. 13	241	
	土石流	I-0787	441-I-009	白沢	秋田県横手市増田町狙半内字 白沢口及び中村	H30. 4. 13	241	
	土石流	I-0788	441-I-010	水神沢	秋田県横手市増田町狙半内字 水上、中村及び兵部谷地	H30. 4. 13	241	
	土石流	I-0790	441-I-012	夏虫沢	秋田県横手市増田町狙半内字 夏虫沢、天下森及び七曲下	H30. 4. 13	241	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
29	土石流	Ⅱ-0594	441-Ⅱ-001	真木沢	秋田県横手市増田町狙半内字 滝ノ下	H30. 4. 13	241	
	土石流	Ⅱ-0596	441-Ⅱ-003	小黒沢	秋田県横手市増田町狙半内字 新処及び小黒沢	H30. 4. 13	241	
	土石流	Ⅱ-0597	441-Ⅱ-004	千田山沢	秋田県横手市増田町狙半内字 上エノ山及び熊平	H30. 4. 13	241	
	土石流	Ⅱ-0601	441-Ⅱ-008	大槻川	秋田県横手市増田町狙半内字 大槻沢、高根及び広野	H30. 4. 13	241	
	土石流	Ⅱ-0609	441-Ⅱ-016	小鍋ヶ沢	秋田県横手市増田町荻袋字小 鍋ヶ沢、鍋ヶ沢、百合山、倉 下及び道下	H30. 4. 13	241	
	土石流	Ⅱ-0682	444-Ⅱ-59	西水沢	秋田県横手市大森町板井田字 岩ノ台、中水沢及び西水沢	H30. 4. 13	241	
	土石流	Ⅱ-0683	444-Ⅱ-60	東水沢	秋田県横手市大森町板井田字 岩ノ台及び中水沢	H30. 4. 13	241	
	地滑り	194		上畑	秋田県横手市増田町狙半内字 熊平、上エノ山、城ノ下、大 岡台及び上畑	H30. 4. 13	241	
	地滑り	195-1		狙半内大黒 沢 1	秋田県横手市増田町狙半内字 滝ノ下	H30. 4. 13	241	
	地滑り	195-2		狙半内大黒 沢 2	秋田県横手市増田町狙半内字 滝ノ下	H30. 4. 13	241	
	地滑り	195-3		狙半内大黒 沢 3	秋田県横手市増田町狙半内字 滝ノ下、段森、椿沢及び大黒 沢	H30. 4. 13	241	
	地滑り	196		火石田	秋田県横手市増田町狙半内字 熊平、上桑原、広野、梁場、 火石田、高根、大槻沢、鳥屋 沢及び中ノ沢口	H30. 4. 13	241	
	地滑り	197-1		中村 1	秋田県横手市増田町狙半内字 上爺山、兵部谷地及び山神	H30. 4. 13	241	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
29	地滑り	197-2		中村 2	秋田県横手市増田町狙半内字 兵部谷地	H30. 4. 13	241	
	地滑り	198		小栗山	秋田県横手市増田町狙半内字 小栗山、下作平、鹿ノ沢口、 長瀬立山、鹿ノ沢、味ヶ沢及 び山崎	H30. 4. 13	241	
	地滑り	199-1		菅生 1	秋田県横手市増田町荻袋字菅 生沢、川原毛山、千把ヶ台及 び菅生並びに同市増田町吉野 字中嶋、村下及び下夕掬	H30. 4. 13	241	
	地滑り	199-2		菅生 2	秋田県横手市増田町荻袋字千 把ヶ台、川原毛及び菅生並び に同市増田町吉野字中嶋、中 嶋ノ上及び村下	H30. 4. 13	241	
	地滑り	200		真人	秋田県横手市増田町増田真人 山並びに同市増田町亀田字女 亀森及び沢口	H30. 4. 13	241	
	地滑り	216		水沢	秋田県横手市雄物川町二井山 字七滝及び姥懐	H30. 4. 13	241	
	地滑り	217		沼山	秋田県横手市大沢字沼山、男 鹿野、炭釜、芦谷地及び冷水 並びに同市山内大松川字落合 並びに同市山内土渕字袖浦	H30. 4. 13	241	
	地滑り	218		回立	秋田県横手市大沢字回立並び に同市山内大沢字上長瀬及び 下長瀬	H30. 4. 13	241	
	地滑り	219-1		大沢 1	秋田県横手市大沢字附子沢、 羽根山道上、羽根山、嶽鼻、 上庭当田及び高寺	H30. 4. 13	241	
	地滑り	219-2		大沢 2	秋田県横手市大沢字高寺及び 附子沢	H30. 4. 13	241	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
29	地滑り	219-3		大沢 3	秋田県横手市大沢字高寺、大沢及び上庭当田	H30. 4. 13	241	
	地滑り	219-4		大沢 4	秋田県横手市大沢字高寺、大沢及び上庭当田	H30. 4. 13	241	
30	急傾斜	Ⅱ-1356		屋敷台	秋田県横手市大森町八沢木字屋敷台	R1. 5. 21	30	○
	急傾斜	Ⅱ-1357		大木屋	秋田県横手市大森町八沢木字大木屋	R1. 5. 21	30	○
	急傾斜	Ⅱ-1371		落合	秋田県横手市山内三又字落合及び二タ瀬	R1. 5. 21	30	○
	急傾斜	Ⅱ-1372		貝沢	秋田県横手市山内三又字貝沢及び貝沢台	R1. 5. 21	30	○
	急傾斜	Ⅱ-1373		男鹿野	秋田県横手市山内三又字男鹿野及び落合	R1. 5. 21	30	○
	土石流		444-I-17	大木屋沢	秋田県横手市大森町八沢木字上石高及下石高	R1. 5. 21	30	○
	土石流		444-Ⅱ-61	大小屋沢	秋田県横手市大森町八沢木字大木屋	R1. 5. 21	31	
	土石流		444-Ⅱ-62	屋敷台沢	秋田県横手市大森町八沢木字屋敷台及び南野	R1. 5. 21	30	○
	土石流		444-Ⅱ-63	上八沢木沢	秋田県横手市大森町八沢木字沢田、上八沢木及び南野	R1. 5. 21	30	○
	土石流		446-I-001	甲沢	秋田県横手市山内三又字甲、高手沢及び堂林	R1. 5. 21	31	
	土石流		446-I-002	桂沢	秋田県横手市山内三又字桂沢、本田、蒲田、野田、堂林、甲下村及び男鹿野	R1. 5. 21	31	
	土石流		446-I-003	甲下村沢	秋田県横手市山内三又字貝沢台、貝沢及び鷹ノ巣	R1. 5. 21	30	○
	土石流		446-I-022	板井沢	秋田県横手市山内土淵字熊野沢、若林、板屋沢、板井沢及び野中	R1. 5. 21	31	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
30	土石流		446-I-023	コツカ沢滝 ノ沢	秋田県横手市市内土渕字熊野 沢、若林、板井沢、小坂及び 野中	R1.5.21	30	○
	土石流		446-II-001	東甲沢	秋田県横手市市内三又字堂林 及び甲	R1.5.21	30	○
	土石流		446-II-002	西甲沢	秋田県横手市市内三又字堂 林、甲下村及び甲	R1.5.21	30	○
	土石流		446-II-003	松沢支川	秋田県横手市市内三又字松沢 及び大野	R1.5.21	31	
	土石流		446-II-004	松沢	秋田県横手市市内三又字松沢 及び大野	R1.5.21	31	
	土石流		446-II-005	貝沢	秋田県横手市市内三又字貝沢 台、貝沢及び落合	R1.5.21	30	○
	地滑り	201-1		粕子瀬 1	秋田県横手市市内南郷字赤平 及び粕子瀬並びに同市市内三 又字二タ瀬	R1.5.21	31	
	地滑り	201-2		粕子瀬 2	秋田県横手市市内三又字二タ 瀬	R1.5.21	31	
	地滑り	202-1		甲下 1	秋田県横手市市内三又字貝沢 台、貝沢、鷹ノ巣及び上野	R1.5.21	31	
	地滑り	202-2		甲下 2	秋田県横手市市内三又字貝沢 台、貝沢、鷹ノ巣及び上野	R1.5.21	31	
	地滑り	203-1		武道 1	秋田県横手市市内平野沢字武 道、元屋敷、小安沢、下夕村 及び菅野沢	R1.5.21	31	
	地滑り	203-2		武道 2	秋田県横手市市内平野沢字小 安沢	R1.5.21	31	
	地滑り	204-1		上南郷 1	秋田県横手市市内南郷字寒沢 口、寒沢奥、丸志田、茗荷坂 及び塩貝	R1.5.21	31	
	地滑り	204-2		上南郷 2	秋田県横手市市内南郷字塩貝	R1.5.21	31	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
30	地滑り	204-3		上南郷 3	秋田県横手市山内南郷字塩貝	R1. 5. 21	31	
	地滑り	205-1		吉谷地 1	秋田県横手市山内平野沢字下 夕村、武道、元屋敷、脇野沢 及び上蔵台	R1. 5. 21	31	
	地滑り	205-2		吉谷地 2	秋田県横手市山内平野沢字元 屋敷、日陰平、上蔵台、姥石 及び蔵台	R1. 5. 21	31	
	地滑り	205-3		吉谷地 3	秋田県横手市山内平野沢字日 陰平、姥石及蔵台	R1. 5. 21	31	
	地滑り	206-1		平野沢 1	秋田県横手市山内平野沢字上 へ村及び中島	R1. 5. 21	31	
	地滑り	206-2		平野沢 2	秋田県横手市山内平野沢字中 島	R1. 5. 21	31	
	地滑り	206-3		平野沢 3	秋田県横手市山内平野沢字上 へ村及び中島	R1. 5. 21	31	
	地滑り	206-4		平野沢 4	秋田県横手市山内平野沢字上 へ村及び中島	R1. 5. 21	31	
	地滑り	206-5		平野沢 5	秋田県横手市山内平野沢字中 島	R1. 5. 21	31	
	地滑り	206-6		平野沢 6	秋田県横手市山内平野沢字上 八村及び中島	R1. 5. 21	31	
	地滑り	208		松川	秋田県横手市山内大松川字不 動水上、錦沢、上松川及び松 川	R1. 5. 21	31	
	地滑り	209-1		小松川 1	秋田県横手市山内小松川字岩 瀬、古川、馬洗渚、鍋割天上 渚、女取、小松川、高頭及び 築立	R1. 5. 21	31	
	地滑り	209-2		小松川 2	秋田県横手市山内小松川字岩 瀬、女取及び小松川	R1. 5. 21	31	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
30	地滑り	210		李原	秋田県横手市大松川字下垂、 霜焼野、袖浦、六郎台及び錦 沢並びに同市山内小松川字山 鳥小沢、中田谷地、六郎台及 び沢口向	R1. 5. 21	31	
	地滑り	211		落合	秋田県横手市山内大松川字下 垂、不動水上、上台、上松 川、落合、松川及び松川水上	R1. 5. 21	31	
	地滑り	212-1		上坂部 1	秋田県横手市大森町坂部字水 上ノ沢、蕨台、佛坂及び餅田 沢	R1. 5. 21	31	
	地滑り	212-2		上坂部 2	秋田県横手市大森町坂部字水 上ノ沢、蕨台、佛坂、餅田沢 及び中田面	R1. 5. 21	31	
	地滑り	213-1		大平 1	秋田県横手市大森町八沢木字 熊ノ堂及び大平	R1. 5. 21	31	
	地滑り	213-2		大平 2	秋田県横手市大森町八沢木字 熊ノ堂及び大平	R1. 5. 21	31	
	地滑り	213-3		大平 3	秋田県横手市大森町八沢木字 大向野、大平及び十二ノ木	R1. 5. 21	31	
	地滑り	214		知恵ヶ沢	秋田県横手市大森町字菅生田 並びに同市猿田字東知恵ヶ沢 及び上知恵ヶ沢	R1. 5. 21	31	
	地滑り	215		大森	秋田県横手市大森町字西野、 佐渡、大森及び高口下水戸堤	R1. 5. 21	31	
	地滑り	2035- 0014		下中村 (農水省 所管)	秋田県横手市増田町狙半内字 水上、中村、兵部谷地、下爺 山、佐曽、沢川向、牡丹野、 天下森、七曲下及び夏虫沢	R1. 5. 21	31	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
30	地滑り	2035- 0016-1		上八沢木 1 (農水省所 管)	秋田県横手市大森町八沢木字 屋敷台及び南野	R1. 5. 21	31	
	地滑り	2035- 0016-2		上八沢木 2 (農水省所 管)	秋田県横手市大森町八沢木字 屋敷台、高杉、沢田、上八沢 木、南野、屋布下、中ノ又及 び仲間	R1. 5. 21	31	
	地滑り	2035- 0016-3		上八沢木 3 (農水省所 管)	秋田県横手市大森町八沢木字 高杉及び屋敷台	R1. 5. 21	31	
R1	急傾斜	I-883		戸波	秋田県横手市増田町戸波字関 根、羽場、下羽場、下村及び 門口	R2. 2. 18	64	○
	急傾斜	I-884		戸波 1 号	秋田県横手市増田町戸波字鳥 屋森及び羽場	R2. 2. 18	64	○
	急傾斜	I-887		吉野	秋田県横手市増田町吉野字愛 染、愛染下及び村ノ後	R2. 2. 18	64	○
	急傾斜	II-1338		亀田	秋田県横手市増田町亀田字亀 田及び前鳥山	R2. 2. 18	64	○
	急傾斜	II-1339		吉野 2 号	秋田県横手市増田町吉野字前 平、村ノ後、村ノ前、中嶋ノ 上及び大沢	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- I -019	菅の沢	秋田県横手市増田町吉野字菅 の沢、漆沢、上吉野、向野及 び村向並びに同市増田町湯野 沢字三栗	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- I -020	ウルシ沢	秋田県横手市増田町吉野字漆 沢	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- I -021	上吉野沢 1	秋田県横手市増田町吉野字漆 沢、菅ノ沢、上吉野、向野及 び村向並びに同市増田町湯野 沢字吉佐坂及び三栗	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- I -022	上吉野沢 2	秋田県横手市増田町吉野字漆 沢、上吉野及び村向	R2. 2. 18	64	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
R1	土石流		441- I -023	菅生沢	秋田県横手市増田町荻袋字千 把ヶ台、尖岩及び菅生	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- I -024	宇土ヶ沢	秋田県横手市増田町吉野字大 沢、上吉野、中嶋ノ上及び中 嶋	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- I -026	吉野沢 2	秋田県横手市増田町吉野字水 上沢、愛染、及び村ノ後	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- I -028	金堀沢	秋田県横手市増田町増田字真 人山下、平鹿向及び横落上並 びに同市増田町亀田字上掬	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- I -032	二寺沢	秋田県横手市増田町亀田字前 鳥山及び同市平鹿町醍醐字明 沢	R2. 2. 18	64	○
	土石流		441- II -017	杉沢	秋田県横手市増田町湯野沢字 吉佐坂及び三栗並びに同市増 田町吉野字菅ノ沢、漆沢、向 野及び村向	R2. 2. 18	64	○
	土石流		442- I -005	館沼沢	秋田県横手市平鹿町醍醐字城 廻及び馬鞍	R2. 2. 18	64	○
	土石流		442- I -006	四左衛門沢	秋田県横手市平鹿町醍醐字亀 井沢及び城廻	R2. 2. 18	64	○
	土石流		442- I -007	法累沢	秋田県横手市平鹿町醍醐字亀 井沢及び馬鞍	R2. 2. 18	64	○
R2	急傾斜	I -861		鶴巻町	横手市睦成字鶴巻	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	I -867		城南町 1 号	横手市城南町及び睦成字助市 沢	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	I -872		南町 2 号	横手市南町	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	I -875		回立	横手市大沢字回立	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	I -880		持田	横手市柳田字持田	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	I -881		寺内	横手市大屋寺内字寺内	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	I -882		寺内 1 号	横手市大屋寺内字寺内	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	I -1030		城南町 2 号	横手市城南町	R4. 2. 15	55	○

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
R2	急傾斜	I-1031		城南町 3 号	横手市城南町及び睦成字助市 沢	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	II-1335		南町 3 号	横手市南町及び神明町	R4. 2. 15	55	○
	急傾斜	II-人 162		白坂	横手市大屋寺内字漆原	R4. 2. 15	55	○
	土石流	I-0762	203-I-002	十七人沢	横手市大沢字大沢及び高寺	R4. 2. 15	55	○
	土石流	I-0763	203-I-003	ミノ合沢	横手市大沢字大沢及び高寺	R4. 2. 15	55	○
	土石流	I-0768	203-I-008	棚永沢	横手市睦成字城付	R4. 2. 15	55	○
	土石流	I-0771	203-I-011	安田沢	横手市安田字大台	R4. 2. 15	55	○
	土石流	I-0772	203-I-012	ビッキ沢	横手市安田字ブンナ沢	R4. 2. 15	55	○
	土石流	II-0577	203-II-007	元山沢 1 号	横手市前郷字元山及び元判場	R4. 2. 15	55	○
	土石流	II-0586	203-II-016	白坂沢 1 号	横手市大屋寺内字寺内及び寺 村	R4. 2. 15	55	○
	土石流	II-0587	203-II-017	白坂沢 2 号	横手市大屋新町字鬼嵐及び白 坂	R4. 2. 15	55	○
	土石流	III-0118	203-I-019	前郷沢(㊤元 山沢 2 号)	横手市前郷字元山	R4. 2. 15	55	○
R3	急傾斜	I-869		愛宕	横手市羽黒町、上内町、根岸 町、睦成字清水沢及び城付	R4. 7. 12	303	○
	土石流	I-0765	203-I-005	山の手沢(㊤ 上内町 1)	横手市上内町	R4. 7. 12	302	
	土石流	I-0766	203-I-006	小田の沢	横手市城南町及び睦成字助市 沢	R4. 7. 12	302	
	土石流	I-0773	203-III-009	沢口沢(㊤赤 坂 1)	横手市赤坂字沢口及び字仁坂	R4. 7. 12	302	
	土石流	I-0794	441-I-016	岩ノ目沢	横手市増田町狙半内字岩ノ目 及び八森下	R4. 7. 12	302	
	土石流	I-0811	442-I-001	堂ヶ沢川	横手市平鹿町醍醐字明沢、増 田町亀田字下タ町及び下タ町 南	R4. 7. 12	302	

第 1 1 節 危険箇所に関する資料

調査 年度	種別	箇所番号	土 石 流 箇所番号	区域名	区 域	告 示 年月日	告示 番号	特別警戒 区域指定
R3	土石流	I -0824	444- I -001	ハリ沢	横手市大森町八沢木字山ノ根	R4. 7. 12	302	
	土石流	I -0842	444- I -019	前田沢 2	横手市大森町八沢木字前田及 び字本木	R4. 7. 12	302	
	土石流	I -0844	444- I -021	北野沢 1	横手市大森町八沢木字北野及 び字本木	R4. 7. 12	302	
	土石流	II -0644	444-II -021	水上沢	横手市大森町八沢木字大日、 葛ヶ沢、高宮、寺沢及び初沢	R4. 7. 12	303	○
	小計			9 箇所				1 箇所
	合計			10 箇所				2 箇所
急傾斜	合計			102 箇所				101 箇所
土石 流	合計			321 箇所				208 箇所
地滑り	合計			52 箇所				
総計				475 箇所				309 箇所

第2 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険箇所表(県森林整備課所管)

(横手地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	金沢中野	小井戸ヶ沢	1.0	80	0	市道	
2	金沢中野	天井沢	1.0	20	0	国道	
3	金沢中野	長持山	4.0	50	0	国道	
4	杉沢	市の沢	1.0	11	0	市道	
5	杉沢	市の沢	1.0	8	0	林道	
6	杉沢	糠塚	2.0	3	0	市道	
7	睦成	一の坂	2.0	2	0	市道	
8	睦成	城付	2.0	1	0	市道	
9	睦成	城付	4.0	60	0	市道	
10	睦成	城付	4.0	100	1	県道	
11	睦成	大滝	2.0	0	0	市道	
12	睦成	沼山	17.0	7	0	市道	
13	大沢	真木	2.0	4	0	市道	
14	大沢	下片倉	13.0	17	1	国道	
15	大沢	矢櫃	11.0	8	1	国道	
16	大沢	回立	28.0	25	0	市道	
17	前郷	禿山	2.0	25	0	市道	
18	大屋寺内	漆原	11.0	20	0	市道	

(増田地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	亀田	男亀森	9.0	30	0	市道	
2	増田	真人山	39.0	50	0	国道	
3	吉野	大沢	17.0	40	0	国道	
4	吉野	漆沢	1.0	25	0	国道	
5	狙半内	小栗山	2.0	15	0	市道	
6	狙半内	鬼越	50.0	17	0	市道	
7	狙半内	上桑原	2.0	3	0	市道	
8	狙半内	熊平	1.0	20	0	市道	
9	狙半内	新処	1.0	2	0	林道	
10	狙半内	滝ノ下	11.0	14	0	林道	
11	狙半内	滝ノ下	10.0	14	0	林道	
12	狙半内	大畑	1.0	10	0	市道	
13	狙半内	鳥谷沢	2.0	0	0	県道	
14	狙半内	火石田	18.0	17	0	市道	
15	狙半内	山神沢	12.0	15	0	県道	
16	狙半内	夏虫山	3.0	17	0	県道	
17	狙半内	岩ノ目	9.0	7	0	県道	
18	荻袋	百合山	3.0	1	0	県道	
19	荻袋	川原毛山	19.0	1	0	市道	

(平鹿地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	醍醐	馬鞍	1.0	100	0	市道	

(雄物川地区)

番号	位	置	面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	大沢	鳥越	2.0	0	0	農道	
2	大沢	大槻沢	9.0	0	0	国道	
3	大沢	大槻沢	4.0	20	0	国道	
4	大沢	折橋沢	1.0	20	0	市道	
5	大沢	岩の沢	1.0	1	0	農道	
6	今宿	末館	1.0	1	0	県道	
7	矢神	堂の下	1.0	30	0	県道	
8	二井山	樋ヶ沢	2.0	0	0	県道	
9	二井山	東ノ沢	1.0	0	0	県道	
10	二井山	笹ノ沢	5.0	0	0	県道	
11	二井山	新宮	13.0	3	0	県道	
12	二井山	新宮	3.0	0	0	県道	
13	二井山	姥懐	7.0	0	0	市道	
14	二井山	姥懐	6.0	4	0	市道	

(大森地区)

番号	位	置	面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	上溝	石田	4.0	3	0	県道	
2	上溝	武道	1.0	10	0	市道	
3	上溝	花立	1.0	7	0	市道	
4	上溝	花立	2.0	8	0	市道	
5	上溝	武道	1.0	7	0	市道	
6	上溝	石田	1.0	16	0	県道	
7	上溝	船沢	1.0	2	0	市道	
8	上溝	吉ヶ沢	1.0	0	0	市道	
9	上溝	船沢	2.0	0	0	市道	
10	上溝	船沢	1.0	1	0	市道	
11	八沢木	白幡	1.0	7	0	市道	
12	八沢木	塚須沢	1.0	7	0	市道	
13	八沢木	山ノ根	1.0	5	0	県道	
14	八沢木	柴橋	1.0	8	0	市道	
15	八沢木	滝ノ上	1.0	3	0	市道	
16	八沢木	枕ヶ沢	1.0	2	0	市道	
17	八沢木	大館	1.0	2	0	市道	
18	八沢木	大館	1.0	3	0	市道	
19	八沢木	小山	1.0	4	0	市道	
20	八沢木	野堤	1.0	2	0	市道	
21	八沢木	地頭沢	1.0	2	0	市道	
22	八沢木	滝ノ上	1.0	8	0	市道	
23	八沢木	留長根	15.0	12	0	市道	
24	八沢木	大日	2.0	15	0	市道	
25	八沢木	木ノ根坂	1.0	0	0	市道	
26	八沢木	木ノ根坂	2.0	3	0	市道	
27	八沢木	堀戸	1.0	0	0	市道	
28	八沢木	坂ノ下	1.0	1	0	市道	
29	八沢木	沢口	3.0	5	0	市道	
30	八沢木	葛ヶ沢	1.0	3	0	市道	
31	八沢木	中房	1.0	40	0	県道	
32	上溝	観音寺	1.0	20	0	県道	
33	猿田	六盃沢	1.0	3	0	市道	
34	猿田	御嶽沢	4.0	6	0	農道	
35		高口下水戸堤	1.0	2	0	市道	

(大森地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
36		湯の沢	1.0	30	0	県道	
37	板井田	下小佐田	1.0	15	0	市道	
38	八沢木	大平	1.0	4	0	県道	
39	八沢木	本木	1.0	5	0	県道	
40	八沢木	中ノ又	1.0	5	0	市道	
41	八沢木	善知鳥蓋	1.0	10	0	市道	
42	八沢木	善知鳥蓋	3.0	9	0	市道	
43	八沢木	中ノ又	1.0	5	0	市道	
44	八沢木	仲間	1.0	0	0	市道	
45	八沢木	大木屋	1.0	4	0	県道	
46	八沢木	屋布台	6.0	5	0	県道	
47	八沢木	上八沢木	1.0	8	0	県道	
48	八沢木	屋布下	2.0	16	0	県道	
49	八沢木	前田	1.0	15	0	県道	
50	八沢木	繫	2.0	8	0	県道	
51	八沢木	大向野	2.0	4	0	県道	
52	八沢木	熊ノ堂	1.0	3	0	市道	
53	八沢木	本木	2.0	10	0	県道	
54	坂部	中山	1.0	14	0	県道	
55	坂部	上坂部	3.0	9	0	県道	
56	坂部	後ヶ沢	1.0	13	0	県道	

(山内地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	土渕	菅生	5.0	11	2	国道	
2	大松川	落合	9.0	3	1	国道	
3	大松川	落合	1.0	12	0	国道	
4	大松川	松川水上	6.0	17	0	市道	
5	大松川	木戸口	11.0	8	0	県道	
6	大松川	板通	6.0	0	0	県道	
7	大松川	文内山	4.0	0	0	県道	
8	大松川	小田屋敷	5.0	0	0	県道	
9	大松川	館ノ越	1.0	0	0	林道	
10	大松川	畑ヶ台	7.0	0	0	林道	
11	大松川	竹の子沢	2.0	0	0	県道	
12	大松川	袖浦	4.0	5	0	国道	
13	小松川	小松川	4.0	15	0	国道	
14	小松川	女取	10.0	7	1	国道	
15	小松川	岩ヘグリ	30.0	0	1	国道	
16	黒沢	蒲坂	42.0	30	1	国道	
17	黒沢	弥助畑口	4.0	0	1	市道	
18	黒沢	堂ノ上	13.0	6	0	市道	
19	黒沢	荒沢口	3.0	6	0	市道	
20	黒沢	瀬野ヶ台	3.0	6	0	国道	

(山内地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
21	黒沢	石田	3.0	0	0	国道	
22	黒沢	越上	17.0	0	1	国道	
23	小松川	堀切	22.0	12	1	市道	
24	土渕	内渕	6.0	2	1	林道	
25	平野沢	岩野目沢	28.0	10	0	市道	
26	筏	横沢	17.0	0	0	市道	
27	平野沢	相野々	9.0	150	0	県道	
28	筏	天狗沢	2.0	1	0	市道	
29	筏	山神	3.0	17	0	市道	
30	筏	下南郷	2.0	17	0	県道	
31	南郷	中南郷	8.0	25	0	市道	
32	南郷	塩貝	5.0	5	0	市道	
33	三又	貝沢台	3.0	16	0	市道	
34	南郷	赤平	25.0	5	0	県道	
35	南郷	丸志田	24.0	8	0	県道	
36	南郷	除キ	20.0	7	0	県道	
37	筏	植田野	4.0	20	0	県道	
38	筏	九合取	9.0	9	0	県道	
39	筏	大場沢	9.0	16	0	県道	
40	平野沢	上へ村	2.0	21	0	市道	
41	平野沢	田ノ沢	23.0	8	0	市道	
42	平野沢	武道	1.0	13	0	市道	
43	平野沢	小安沢	1.0	6	0	市道	
44	平野沢	小安沢	2.0	0	0	市道	
45	平野沢	下夕村	3.0	2	0	市道	
46	平野沢	蕨台	35.0	12	0	市道	
47	平野沢	南梅	8.0	0	0	市道	
48	平野沢	檜沢	8.0	12	0	市道	
49	平野沢	下三明岡	5.0	4	0	市道	
50	大沢	回立山	17.0	0	0	その他	

第3 崩壊土砂流出危険地区

東北森林管理局所管

地区番号	担当事務所	地 区 名	林班	面積(ha)	危険度区分	備考
203-1	増田	北ノ沢	1018	3.00	B	
203-2	増田	狙半内沢	1019	1.35	B	
203-3	増田	甲沢	1003	4.20	C	

(横手地区)(※以下全て民)

県森林整備課所管

番号	位 置	面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字 地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	金沢 糸烟台	1.80	15	0	市道	
2	金沢 寒長根	0.90	15	0	市道	
3	金沢 内板ヶ沢	5.88	40	0	国道	
4	金沢中野 岩瀬沢	0.30	15	0	国道	
5	金沢中野 天井沢	0.24	25	0	国道	
6	金沢中野 下袖ヶ沢	0.96	10	0	国道	
7	金沢中野 白石山	0.30	10	0	国道	
8	杉沢 市の沢	3.45	15	0	市道	
9	杉沢 市の沢	0.54	1	0	市道	
10	杉沢 内清水ヶ台	7.35	25	0	市道	
11	杉沢 内清水ヶ台	2.04	15	0	市道	
12	杉沢 鶴ヶ首	0.72	3	0	林道	
13	杉沢 鶴ヶ首	7.77	5	0	農道	
14	睦成 城付	1.68	150	1	市道	
15	睦成 城付	0.96	150	1	市道	
16	睦成 水上沢	0.30	30	2	市道	
17	睦成 城付	2.34	100	1	市道	
18	大沢 山下	0.30	0	0	農道	
19	大沢 沼山入口	1.08	15	1	市道	
20	大沢 赤平	2.25	15	1	市道	
21	大沢 回立山	0.81	0	0	市道	
22	大沢 下庭当田	0.72	6	2	市道	
23	前郷 禿山	0.12	1	0	市道	
24	前郷 水ヶ沢	2.52	0	0	林道	
25	安田 プンナ沢	0.36	60	0	国道	
26	安田 大屋沢	6.90	30	0	市道	

(増田地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	亀田	大鳥山	1.08	30	0	市道	
2	亀田	男亀森	0.30	15	1	市道	
3	亀田	女亀森	3.99	70	0	国道	
4	吉野	水上沢	2.04	30	0	国道	
5	吉野	大沢	1.68	13	0	国道	
6	吉野	漆沢	0.60	25	0	国道	
7	湯野沢	吉佐坂	0.42	0	0	国道	
8	湯野沢	菅ノ沢	0.42	0	0	国道	
9	湯野沢	六沢	2.85	40	0	国道	
10	狙半内	坊滝	0.90	7	0	市道	
11	狙半内	狐台	1.68	15	0	市道	
12	狙半内	荒治朗沢	1.32	0	0	市道	
13	狙半内	外畑	1.08	3	0	市道	
14	狙半内	段森	0.48	3	0	林道	
15	狙半内	大黒沢	5.76	11	0	林道	
16	狙半内	屋布沢	2.64	14	0	林道	
17	狙半内	潜木	2.16	3	0	市道	
18	狙半内	古家沢	4.50	40	0	市道	
19	狙半内	与三畑	4.83	30	0	市道	
20	狙半内	小岡台	2.04	20	0	市道	
21	狙半内	水上沢	1.08	12	0	市道	
22	狙半内	鳥谷沢	0.63	1	0	市道	
23	狙半内	大石沢	6.30	8	0	市道	
24	狙半内	山神沢	0.54	7	0	県道	
25	狙半内	白沢口	0.96	15	0	県道	
26	狙半内	夏虫沢	0.60	2	1	県道	
27	狙半内	夏虫沢	0.72	2	1	県道	
28	狙半内	味ヶ沢	1.80	5	0	県道	
29	狙半内	長瀬立山	0.99	0	0	県道	
30	狙半内	岩ノ目山	1.08	7	0	県道	
31	荻袋	大鍋ヶ沢	0.24	7	0	県道	
32	荻袋	大鍋ヶ沢	1.08	10	0	県道	
33	荻袋	菅生沢	1.35	15	0	市道	
34	荻袋	川原毛山	0.45	0	0	市道	
35	荻袋	神子沢	0.81	10	0	市道	
36	荻袋	内沢	1.08	15	0	市道	
37	戸波	堂ヶ沢	0.99	25	0	市道	

(平鹿地区)

番号	位 置	面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字 地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	醍醐 上亀井沢	0.30	10	0	市道	
2	醍醐 沢山	4.62	40	0	市道	
3	醍醐 上多茂桂林	4.62	40	0	市道	
4	醍醐 大沢鍋ヶ沢	0.90	35	0	市道	

(雄物川地区)

番号	位 置	面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字 地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	大沢 小滝沢	1.92	5	0	市道	
2	大沢 内稗作	0.45	2	0	林道	
3	大沢 外稗作	1.08	2	0	林道	
4	大沢 北の沢	4.65	2	0	国道	
5	大沢 大槻沢	0.81	2	0	国道	
6	大沢 大槻沢	0.36	2	0	国道	
7	大沢 木葉田沢	0.96	10	0	国道	
8	大沢 上法寺	0.63	5	0	市道	
9	大沢 上法寺	2.28	0	0	農道	
10	大沢 岩の沢	0.81	0	0	市道	
11	大沢 北野	0.45	5	0	市道	
12	今宿 小野田	0.90	2	0	県道	
13	矢神 七曲沢	0.99	30	0	県道	
14	二井山 西ノ沢	1.44	0	0	県道	
15	二井山 竹の子沢	0.54	0	0	県道	
16	二井山 水沢	3.36	4	0	県道	
17	二井山 新宮	0.72	0	0	県道	

(大森地区)

番号	位 置	面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字 地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	上溝 堂ヶ沢	1.62	17	0	市道	
2	上溝 堂田	0.18	4	0	県道	
3	上溝 下久保	0.63	12	0	県道	
4	上溝 釣瓶下	1.92	1	0	市道	
5	上溝 吉ヶ沢	2.40	1	0	市道	
6	上溝 山田	1.56	6	0	市道	
7	上溝 船沢	0.24	8	0	市道	
8	八沢木 寄木	3.15	10	0	県道	
9	八沢木 塚須沢	0.30	2	0	市道	
10	八沢木 山ノ根	0.54	5	0	県道	

(大森地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
11	八沢木	兀ノ下	0.54	6	0	県道	
12	八沢木	留長根	0.12	0	0	県道	
13	八沢木	柴橋	0.45	5	0	市道	
14	八沢木	枕ヶ沢	1.20	0	0	市道	
15	八沢木	大館	0.96	8	0	市道	
16	八沢木	大館	0.63	7	0	市道	
17	八沢木	小山	0.12	2	0	市道	
18	八沢木	神宮沢	0.06	0	0	農道	
19	八沢木	神宮沢	0.63	4	0	市道	
20	八沢木	木ノ根坂	0.18	3	0	市道	
21	八沢木	堀戸	0.45	0	0	市道	
22	八沢木	堀戸	0.45	0	0	市道	
23	八沢木	堀戸	0.27	0	0	市道	
24	八沢木	坂ノ下	0.54	1	0	市道	
25	八沢木	坂ノ下	0.45	7	0	市道	
26	八沢木	高宮	0.30	9	0	市道	
27	八沢木	田ノ沢	2.85	40	0	市道	
28	上溝	内小詰沢	0.54	10	0	県道	
29	上溝	小詰沢	0.45	17	0	市道	
30	猿田	水上沢	0.63	2	0	市道	
31	猿田	六森下り	1.32	4	0	市道	
32	猿田	鉢山弘川下り	1.08	1	0	市道	
33	袴形	西新井山沢	1.56	12	0	県道	
34	袴形	西石神沢	0.45	10	0	市道	
35	板井田	王台	1.20	25	0	市道	
36	板井田	大石ヶ沢	0.54	0	0	市道	
37	八沢木	鍵見沢	2.40	11	0	県道	
38	八沢木	相杉沢	1.17	6	0	県道	
39	八沢木	仲間	0.06	0	0	市道	
40	八沢木	真山	2.40	4	0	市道	
41	八沢木	善知鳥蓋	0.18	1	0	市道	
42	八沢木	中ノ又	0.45	6	0	市道	
43	八沢木	中ノ又	0.36	2	0	市道	
44	八沢木	稗田沢	2.55	1	0	市道	
45	八沢木	大木屋	1.20	4	0	県道	
46	八沢木	保呂羽山	1.68	3	0	県道	
47	八沢木	高杉	1.20	1	0	県道	
48	八沢木	沢田	0.54	10	0	県道	
49	八沢木	上八沢木	0.45	6	0	県道	
50	八沢木	前田	0.18	18	0	県道	
51	八沢木	前田	0.24	16	0	県道	
52	八沢木	北野	0.12	10	0	県道	
53	八沢木	北野	0.36	5	0	県道	
54	八沢木	繫	0.24	5	0	県道	
55	八沢木	宮脇	0.12	4	0	県道	
56	八沢木	熊ノ堂	2.70	4	0	市道	
57	八沢木	保呂羽山	0.84	0	0	市道	
58	坂部	中山	0.03	0	0	県道	
59	八沢木	若志田沢	2.85	14	0	県道	
60	坂部	外鍋倉	1.17	8	0	県道	

(山内地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
1	大沢	桑木沢	0.63	0	0	市道	
2	大沢	沼山山神沢	2.52	7	0	市道	
3	大沢	真木	0.06	3	0	市道	
4	大沢	真木	0.18	2	0	市道	
5	大沢	羽根山道	0.30	13	1	国道	
6	土渕	熊の沢	0.99	15	0	市道	
7	土渕	軽井沢	0.63	60	0	市道	
8	土渕	小目倉沢	0.18	10	1	国道	
9	大松川	松川水上	0.63	15	0	市道	
10	大松川	袖野沢	11.04	30	0	県道	
11	大松川	木戸口	0.36	0	0	県道	
12	大松川	田代	0.54	0	0	県道	
13	大松川	真木野沢	0.45	0	0	県道	
14	大松川	焼山	0.72	0	0	市道	
15	大松川	福万	0.63	0	0	県道	
16	大松川	赤水沢	16.80	0	0	県道	
17	大松川	大家	1.56	0	0	林道	
18	大松川	館ヶ沢	1.92	0	0	林道	
19	大松川	外山水上	1.68	0	0	県道	
20	大松川	形部沢	2.16	10	0	県道	
21	大松川	黒森沢山	8.64	0	0	県道	
22	大松川	桑沢	3.45	0	0	県道	
23	大松川	鍋越	0.54	0	0	県道	
24	大松川	雨池	0.63	0	0	県道	
25	大松川	竹の子沢	1.56	0	0	県道	
26	大松川	大倉沢	12.90	0	0	県道	
27	大松川	錦沢	0.99	10	0	県道	
28	小松川	三桝畑	15.60	2	0	国道	
29	小松川	ハサビ	7.14	2	0	国道	
30	小松川	小松川	0.30	20	0	国道	
31	小松川	高頭	0.45	0	1	国道	
32	小松川	オソクマ沢	3.30	0	1	国道	
33	小松川	上荒倉	0.27	0	1	国道	
34	黒沢	鍋ヶ沢	2.70	0	1	国道	
35	黒沢	下黒沢	0.90	11	1	市道	
36	黒沢	滝ノ上	1.68	0	1	市道	
37	黒沢	堂ノ上	1.17	6	0	市道	
38	黒沢	堂ノ上	19.50	8	0	市道	
39	黒沢	荒沢口	5.04	11	0	市道	
40	黒沢	瀬野ヶ台	2.16	1	0	国道	
41	黒沢	石田	0.54	0	0	国道	
42	黒沢	石田	16.80	0	1	国道	
43	黒沢	越上	0.72	0	1	国道	
44	小松川	引込沢	0.54	0	1		
45	小松川	赤平沢	2.16	0	1		
46	小松川	中田谷地	0.42	0	1	市道	
47	小松川	山鳥小沢	0.90	0	1		
48	大松川	高根子山	0.30	0	0	林道	

(山内地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
49	土渚	内渚	0.24	0	0	林道	
50	土渚	下内渚	0.24	0	0	林道	
51	平野沢	丈保沢	0.54	0	0	林道	
52	平野沢	古々美沢	0.54	0	0	林道	
53	平野沢	下岩野目沢	0.18	0	0	林道	
54	平野沢	上谷地	0.30	0	0	その他	
55	筏	天狗沢	0.36	0	0	市道	
56	筏	大穴	1.92	5	0	市道	
57	筏	滝ノ沢	1.92	6	0	市道	
58	南郷	雨池	0.54	7	0	市道	
59	南郷	雨池	0.63	7	0	市道	
60	南郷	下南郷	1.56	9	0	県道	
61	南郷	石ノ子沢	2.16	15	0	県道	
62	南郷	滝の又	3.24	13	0	市道	
63	南郷	城屋敷	3.75	0	0	林道	
64	南郷	中雄勝川	0.18	1	0	市道	
65	南郷	塩貝	0.18	1	0	市道	
66	南郷	茗荷坂	0.54	3	0	県道	
67	南郷	粕小瀬	0.30	3	0	県道	
68	南郷	二瀬	0.36	0	0	県道	
69	三又	堤沢	0.81	13	0	市道	
70	三又	野黒沢	0.90	15	0	市道	
71	三又	松沢	1.80	50	0	県道	
72	三又	甲	4.65	40	0	県道	
73	三又	桂沢	2.64	20	0	県道	
74	三又	平治郎沢	5.70	4	0	県道	
75	三又	桑ノ沢	4.35	4	0	県道	
76	三又	二瀬	0.30	0	0	県道	
77	南郷	檜葉沢	2.88	20	0	県道	
78	南郷	畑南郷	1.17	5	0	県道	
79	南郷	畑南郷	0.30	6	0	県道	
80	南郷	三ツ屋	0.36	16	1	県道	
81	南郷	赤渚沢	1.71	14	1	県道	
82	南郷	大弘川	1.98	15	0	県道	
83	南郷	大弘川	0.72	7	0	県道	
84	南郷	沢田	0.72	10	0	県道	
85	南郷	沢田	0.36	6	0	県道	
86	筏	植田野	0.81	3	0	県道	
87	筏	伯耆沢	0.90	3	0	県道	
88	筏	伯耆沢	0.36	8	0	県道	
89	筏	小野	0.81	7	0	県道	
90	筏	力石	1.08	2	0	県道	
91	平野沢	神成	0.36	4	0	県道	
92	平野沢	上八村	0.36	3	0	市道	
93	平野沢	上へ村	0.18	5	0	市道	
94	平野沢	妻夫沢	0.63	0	0	市道	
95	平野沢	湯ノ台	0.24	0	0	林道	
96	平野沢	横岩	0.18	0	0	林道	

(山内地区)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			摘 要
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道路	
97	平野沢	堀切沢	9.60	0	0	林道	
98	平野沢	株立	3.99	0	0	林道	
99	平野沢	鞍の上	1.08	4	0	市道	
100	平野沢	金山沢	19.20	22	0	市道	
101	平野沢	小安沢	0.24	8	0	市道	
102	平野沢	上蛇ヶ沢	1.62	22	0	林道	
103	平野沢	小安切目沢	0.42	7	0	市道	
104	平野沢	小安沢	0.30	6	0	市道	
105	平野沢	菅野沢	2.88	12	0	市道	
106	平野沢	脇野沢	1.32	0	0	市道	
107	平野沢	八丁木	0.63	0	0	市道	
108	平野沢	走附	0.81	0	0	市道	
109	平野沢	小山掛沢	0.81	0	0	市道	
110	平野沢	檜沢	0.18	3	0	市道	
111	平野沢	檜沢	0.18	7	0	市道	
112	平野沢	檜沢	0.18	1	0	市道	
113	平野沢	上三明岡	0.12	4	0	市道	
114	土渕	小貝	0.60	16	1	市道	
115	土渕	虫内	0.81	16	1	市道	
116	土渕	茂竹沢	0.60	22	3	国道	
117	土渕	石名坂	0.36	8	1	国道	

第4 なだれ危険箇所

(1) 雪崩危険箇所(県河川砂防課所管)

箇所番号	市区町村名	危険箇所名	大字小字等地名	人家戸数
711	横手市	杉沢	上台	5
712	横手市	睦成	城付	1
713	横手市	根岸町	根岸町	20
714	横手市	城南町	城南町	14
715	横手市	羽黒町	羽黒町	53
716	横手市	上内町	上内町	17
717	横手市	大沢2号	回立	24
718	横手市	大沢3号	回立	6
719	横手市	大屋新町	小松原	7
720	横手市	大屋寺内1号	漆原	13
721	横手市	戸波	戸波	5
722	横手市	熊ノ淵	熊ノ淵	5
723	横手市	吉野1号	吉野	17
724	横手市	吉野2号	吉野	2
725	横手市	川口(1)	狙半内	5
726	横手市	湯ノ沢	狙半内	8
727	横手市	中村2号	狙半内	5
728	横手市	中村1号	狙半内	6
729	横手市	上畑	狙半内	36
730	横手市	滝ノ下2号	狙半内	8
731	横手市	滝ノ下1号	狙半内	5
732	横手市	本木	八沢木	7
733	横手市	上坂部	坂部	4
734	横手市	中ノ又1号	八沢木	5
735	横手市	中ノ又2号	八沢木	5
736	横手市	船沢2号	上溝	3
737	横手市	剣花	十日町	5
738	横手市	堂田	上溝	8
739	横手市	松川	大松川	15
740	横手市	落合	大松川	8
741	横手市	鶴ヶ池	鶴ヶ池	
742	横手市	下三明岡	平野沢	11
743	横手市	桧沢	平野沢	7
744	横手市	李原	小松川	12
745	横手市	浦坂	黒沢	6
746	横手市	大平	南郷	7
747	横手市	上へ村1号	平野沢	26
748	横手市	上へ村2号	平野沢	12
749	横手市	田野沢	平野沢	4
750	横手市	吉谷地1号	平野沢	5
751	横手市	武道上々村	平野沢	5
752	横手市	武道上へ村1号	平野沢	11
753	横手市	武道上へ村2号	平野沢	9
754	横手市	寒沢口	南郷	5
755	横手市	貝沢	三ツ又	5
756	横手市	馬鞍1号	馬鞍	8
757	横手市	馬鞍2号	馬鞍	8
865	横手市	城南町1号	城南町	13
1472	横手市	回立1号	大沢	6
1473	横手市	回立2号	大沢	9
1474	横手市	檜沢	大屋寺内	5

箇所番号	市区町村名	危険箇所名	大字小字等地名	人家戸数
1475	横手市	祇園寺	金沢本町	
1476	横手市	城南町2号	城南町	5
1477	横手市	沼山1号	沼山	6
1478	横手市	仁坂	仁坂	
1479	横手市	川口(2)	狙半内	6
1480	横手市	上畑4号	狙半内	2
1481	横手市	上畑温泉	狙半内	
1482	横手市	真人山荘	真人	
1483	横手市	吉野3号	吉野	1
1484	横手市	鍋ヶ沢	狙半内	7
1485	横手市	中村(3)	狙半内	5
1486	横手市	中村(4)	狙半内	7
1487	横手市	中村(5)	狙半内	5
1488	横手市	上畑2号	狙半内	
1489	横手市	大慈寺	大森	
1490	横手市	沢ノ湯	大森	
1491	横手市	坂部(1)	坂部	1
1492	横手市	坂部(2)	坂部	5
1493	横手市	金井神	坂部	5
1494	横手市	小山	八沢木	3
1495	横手市	武道(2)	上溝	
1496	横手市	武道(1)	上溝	5
1497	横手市	軽井沢	土淵軽井沢	8
1498	横手市	大平1号	南郷	
1499	横手市	三又温泉	三ツ又	
1500	横手市	坂下	坂下	5

第5 農用地等湛水による洪水予防箇所

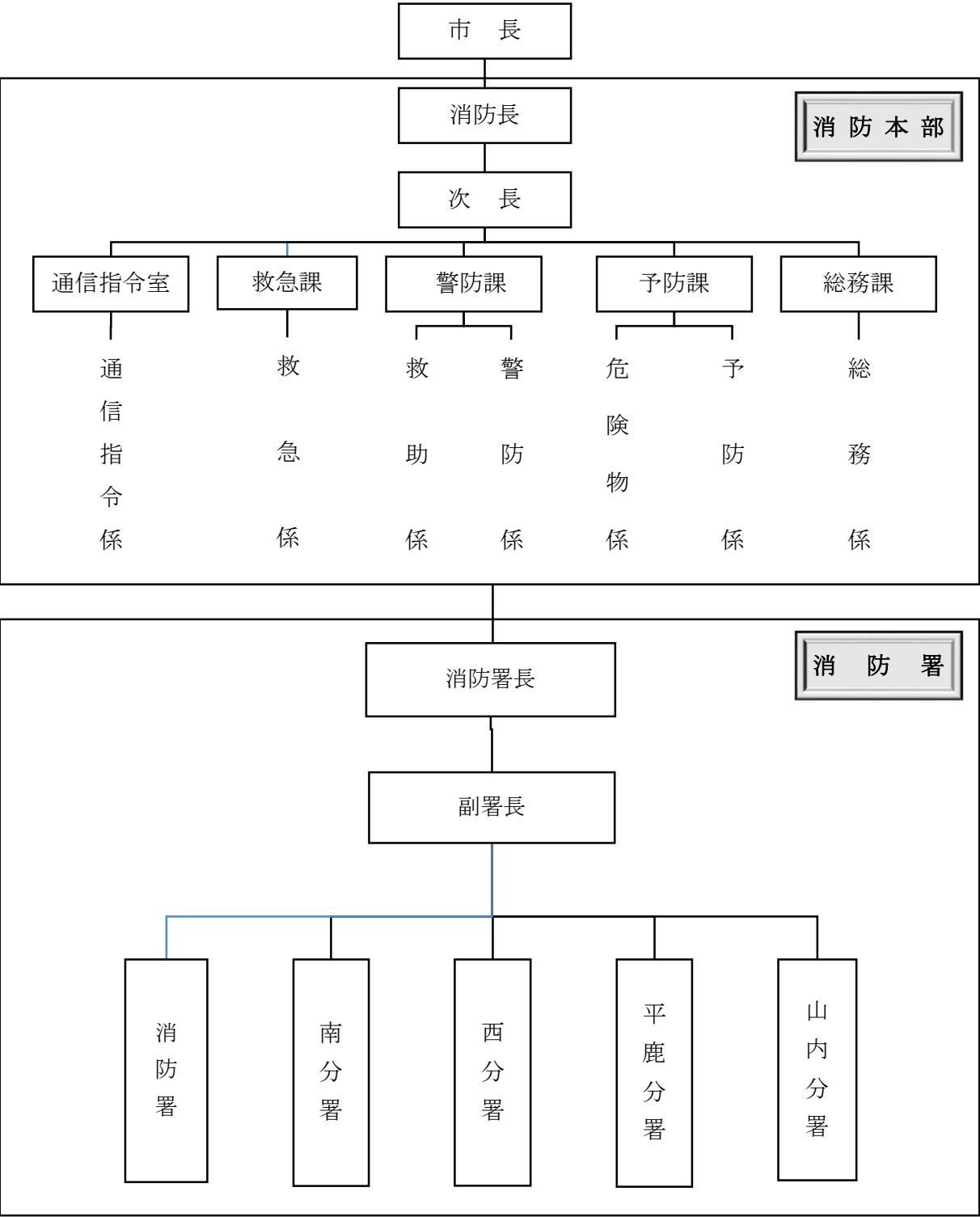
令和元年 9 月現在

番号	位 置	地区名	農用地の湛水状況		保全対象	
			農用地面積 (ha)	排水方法	人家(戸)	公共建物
1	横手市大雄	宮田	83	自然排水	44	集会所 2
2	横手市平鹿町上吉田	下郷	71	自然排水	50	集出荷施設 1、集会所 1
3	横手市清水町	清水町	62	自然排水	64	集会所 1
4	横手市平鹿町醍醐	金屋	44	自然排水	59	集会所 2
5	横手市外目	栄南部	53	自然排水	70	寺院 1、集会所 1
6	横手市赤坂、三本柳他	横手	339	自然排水	1,255	公民館 1、集会所 5
7	横手市平鹿町下吉田	平鹿高口	140	自然排水	114	集会所 2
8	横手市平鹿町上吉田、 中吉田、下吉田	田ノ植	216	自然排水	218	保育園 1、小学校 1、寺院 1、 集会所 5
9	横手市大屋新町、大屋 寺内	栄東部	150	自然排水	781	保育園 1、小学校 1、寺院 2、 集会所 8
10	横手市下境	境町西部	36	自然排水	114	寺院 1、集会所 4
11	横手市山内三又	三又南	23	自然排水	34	公民館 1
12	横手市平鹿町上吉田	朴田	34	自然排水	139	集会所 2
13	横手市平鹿町醍醐	醍醐荒処	10	自然排水	54	集会所 1
14	横手市平鹿町中吉田	平鹿蟹沢	37	自然排水	41	集会所 1
15	横手市杉沢	みたけ	7	自然排水	12	なし
16	横手市平鹿町下吉田	下吉田	42	自然排水	43	集会所 1
17	横手市平鹿町中吉田	中清水	31	自然排水	100	集会所 1
18	横手市平鹿町中吉田	下藤根	89	自然排水	166	集会所 2
19	横手市金沢、金沢本町	金沢	1	自然排水	3	なし
20	横手市大森町板井田	内小友東部	2	自然排水		横手市に住所のある人家はなし
21	横手市平鹿町浅舞、 樽見内、 横手市雄物川町会塚	浅舞北部	266	自然排水	144	保育園 1、寺院 1、公民館 2、 集会所 4、集出荷施設 1
22	横手市平鹿町下吉田、 横手市大雄	下福田	37	自然排水	25	集会所 1
23	横手市十文字町谷地 新田	中村	13	自然排水	73	公民館 1、集会所 1、集出荷施設 1
24	横手市大森町八沢木	塚須沢	10	自然排水	11	なし

第12節 消防に関する資料

第1 消防本部組織図

令和6年4月1日現在



第2 消防本部車両配置状況

車 両 配 置 状 況

令和6年4月1日現在

区 分 種 別	計	ポ ン プ 車	タ ン ク 車	梯 子 車	化 学 車	救 助 工 作 車	救 急 車	指 揮 指 令 車	査 察 車	広 報 車	資 器 材 搬 送 車	連 絡 車
消 防 本 部	7	1	1					2	1	1		1
消 防 署	8	1	1	1	1	1	2				1	
南 分 署	6	1	1				2			2		
西 分 署	6	1	1				2			2		
平 鹿 分 署	4	1	1				1			1		
山 内 分 署	3	1					1			1		
計	34	6	5	1	1	1	8	2	1	7	1	1

第3 消防団の規模及び水利施設

令和6年4月1日現在

★横手市消防団 定員 2,400人（条例第284号第2条）

地域別実員				横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	計
区分												
定員	団長	1		※団長については各地域に属さず、本部付けとする								1
	副団長	8	実員	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	分団長	59	各	11	7	6	8	8	8	6	5	59
	副分団長	56	地域	8	5	6	6	9	5	9	8	56
	部長	178	区分	28	8	20	40	9	36	18	19	178
	班長	380	ごと	55	29	77	105	35	39	20	20	380
	団員	1370		234	145	213	178	104	334	73	102	1,383
	計	2052		337	195	323	338	166	423	127	155	2,065
団員平均年齢				50.8	48.8	47.2	49.4	50.8	48.5	50.1	48.8	49.3
普通ポンプ自動車				0	0	0	1	1	2	0	0	4
小型動力ポンプ付き積載車				14	6	19	10	12	3	12	9	85
小型動力ポンプ				15	16	0	25	14	33	0	3	106
消火栓 (私設及び基準外含む)				348	107	326	227	139	180	179	68	1,574
防火水槽 (40t以上・私設含む)				274	102	68	94	96	120	50	52	856

第13節 危険物等に関する資料

第1 高圧ガス

(1) 一般高圧ガス第一種製造事業所

(令和6年11月1日現在)

製造所名	所在地	電話番号	ガスの種類
Orbray(オーブレイ)株式会社	外ノ目字上桜沢12-1	33-8055	窒素
日発精密工業 横手工場	安本字南御所野108-2	32-2020	窒素

(2) 高圧ガス第一種貯蔵所

貯蔵所名	所在地	電話番号	ガスの種類
秋田ふるさと村	赤坂字富ヶ沢62-64	33-8800	LPG
日発精密工業 横手工場	安本字南御所野108-2	32-2020	圧縮水素・圧縮窒素・メタン
太平熔材 横手営業所	柳田 12-17	32-1892	LPG・窒素・アルゴン・ヘリウム・二酸化炭素・フロン等・不活性ガスの混合ガス
第一開明 横手営業所	八幡字十二柳230	32-4858	LPG・窒素・アルゴン・ヘリウム・二酸化炭素・フロン・アセチレン等
羽後ガス	朝日が丘三丁目1-51	32-0727	LPG
睦特殊金属工業(株) 秋田工場	柳田1-1	38-8660	水素

第2 LP ガス

(1) LPG 第一種製造所

製 造 所 名	所 在 地	電話番号	ガスの種類
山二 横手充填所	安田字八王寺108-7	32-9190	LPG
アストモスガスセンター秋田横手営業所	安田字八王寺108-7	32-9194	LPG
タプロス横手充填所	外ノ目字三ツ塚山159-1	33-2855	LPG
全農エネルギー 県南 LP ガスセンター	睦成字七日市72-1	33-3598	LPG
丸三化成 秋田事業所	平鹿町醍醐字釜ノ川西228	25-4403	LPG
NX エネルギー東北(株) 横手営業所	十文字町佐賀会字石川原106	42-0058	LPG

(2) 特定供給設備

製 造 所 名	所 在 地	電話番号	ガスの種類
秋田ふるさと村	赤坂字富ヶ沢62-64	33-8800	LPG
トラスト雄物川店	雄物川町造山字社ノ前67-1	56-2340	LPG
スーパーモールラッキー	十文字町仁井田字東22-1	42-3996	LPG

第3 火薬類

(1) 製造所

名 称	所 在 地	電話番号
秋南火工佐藤煙火工場	平鹿町下鍋倉字上掬31	24－2782

(2) 火薬庫

名 称	所 在 地	電話番号
秋南火工佐藤煙火工場	平鹿町下鍋倉字上掬2、26	24－2782
ネクスコパトロール東北 横手事業所	柳田字大谷地26－11	35－6083
新田煙火	平鹿町醍醐字鱈田37	25－4585

第14節 公用負担に関する資料

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法等各種法令に規定されている。これら各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領手続き等については次のとおりである。

第1 市長等の公用負担

① 知事等の公用負担

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠条項
指定行政機関の長	救助を行うため特に必要があると認めるとき	救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配分・保管もしくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害救助法 第5条 第1項 第3項
指定地方行政機関の長	災害が発生した場合において、災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めたとき。	当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。		災害対策基本法 第78条 第82条
知事	救助を行うため特に必要があると認めるとき 内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるとき	病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害救助法 第9条 第1項 第2項
	当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めたとき。	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害対策基本法 第71条第1項 第82条

② 市長等の公用負担

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
市長 (警察署長)	災害の発生する恐れがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法 第59条
市長 (警察官) (自衛官)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。	他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は、土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法 第64条第1項 第82条
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。	現場の災害をうけた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの「工作物等」の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法 第64条第2項
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第29条第1項
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況とその他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第29条第2項
	消火もしくは延焼の防止又は人命の救助のため緊急の必要があるとき	消防法第29条第1項及び第2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地の使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。	消防法 第29条第3項
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、又は工作物その他障害物を処分することができる。	時価により、その損失を補償しなければならない。	水防法 第28条

第15節 食料品及び生活必需品の供給に関する資料

第1 秋田県防災備蓄品一覧

共同備蓄指定19品目			令和5年3月31日現在	
番号	品名	数量	単位	備考
1	アルファ化米	61,400	食	
	パン缶詰	60,000	食	
2	アルファ化米（粥）	23,400	食	
3	飲料水	147,454	L	
4	粉ミルク	46,746	グラム	
5	哺乳瓶	110	本	
6	毛布	32,500	枚	
7	石油ストーブ	380	台	対流型
8	非常用トイレ（便袋）	233,900	台	ベンクイック
9	トイレットペーパー	7,392	巻	
10	紙おむつ（大人用）	6,864	枚	
11	紙おむつ（子供用）	5,272	枚	
12	生理用品	12,470	枚	
13	自家発電機	165	台	
14	投光器	353	台	
15	コードリール	336	台	
16	燃料携行缶	495	個	
17	タオル	32,500	枚	
18	給水袋	4,200	個	
19	医薬品セット	166	個	
その他の品目				
番号	品名	数量	単位	備考
20	使い捨て哺乳瓶	550	本	
21	タオルケット	1,528	枚	
22	鍋	50	個	
23	やかん	110	個	
24	メリヤス	400	着	
25	肌着（紳士用）	2,560	組	上1、下2で1組
26	肌着（婦人用）	2,560	組	上1、下2で1組
27	肌着（子供用）	1,480	組	上1、下2で1組
28	避難生活用品セット	5,140	組	肌着、タオル、食器、歯磨きセット等
29	災害用敷マット	7,000	枚	900×1800×8mm
30	安全ろうそく	1,400	個	
31	長靴	280	足	黒ゴム長
32	防水シート（大）	1,000	枚	5.4×5.4メートル
33	防水シート（小）	1,000	枚	3.6×3.6メートル

第2 横手市防災備蓄品一覧

令和6年11月1日 現在

品目		単位	目標量		現有数(B)	不足等 (B) - (A)
			県全体	横手市(A)		
食料品等	主食	食	242,700	10,995	11,706	+711
	主食(お粥等)	食	46,800	2,121	2,500	+379
	飲料水	L	292,400	13,246	14,796	+1, 550
	粉ミルク	g	82,400	3,733	3,922	+189
	ほ乳瓶	本	220	10	35	+25
防寒用品	毛布	枚	65,000	2,945	3,206	+261
	石油ストーブ	台	660	30	87	+57
衛生用品	トイレ	回分	467,700	21,187	22,055	+868
	トイレット ペーパー	巻	14,700	666	862	+196
	紙おむつ (大人用)	枚	13,700	621	736	+115
	紙おむつ (子供用)	枚	9,800	444	688	+244
	生理用品	枚	24,400	1,106	1,376	+270
発電・照明機材	自家発電機	台	330	15	126	+111
	投光器	台	660	30	62	+32
	コードリール	台	660	30	84	+54
	燃料タンク	台	990	45	124	+79
その他	タオル	枚	65,000	2,945	4,590	+1,645
	給水タンク (給水袋)	台・枚	6,500	295	1, 000	+705
	医薬品セット	個	330	15	28	+13

第3 株式会社ヤマザワ(旧よねや商事株式会社)との食料品等の供給に関する協定

災害時における食料品等の供給に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と、よねや商事株式会社(南店、ハッピータウン店、 双葉店、浅舞店)(以下「乙」という。)とは、災害時における食料品等の供給に関する協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙と協力して、食料品等を迅速かつ円滑に被災者に供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な食料品等の供給を要請するものとする。

(協力の内容)

第3条 甲が乙に供給を要請する内容は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

1. 食料品
2. 日用品

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の引取)

第5条 物資の引渡しは、乙の指定する場所とし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

(価格及び費用の請求)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

- 2 乙は、甲に物資を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条第2項の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出のない限り継続するものとする。

この協定の証しとして、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 18 年 11 月 28 日

甲 横手市
横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

乙 よねや商事株式会社
代表取締役社長 佐々木 隆 一

第4 NPO 法人コメリ災害対策センターとの物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と NPO 法人 コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年12月1日

甲 横手市長 五十嵐忠悦

乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

第5 イオン東北株式会社(旧イオンスーパーセンター)との防災活動への協力に関する協定

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と、イオンスーパーセンター株式会社(以下「乙」という。)は、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。
- (2) 乙の店舗であるイオンスーパーセンター株式会社スーパーセンター横手南店(以下「横手南店」という。)の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

(要請手続き)

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の範囲)

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(物資等の費用負担)

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資等の運搬、引渡し)

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙の店舗である横手南店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務企画部総務課長、乙においては横手南店店長とする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成19年12月27日から平成20年12月26日までの1年間とする。但し、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。但し、乙が第1条(2)で掲げる店舗を閉店した場合、並びに、第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成19年12月27日

甲 秋田県横手市前郷字下三枚橋269番地
横手市
横手市長 五十嵐忠悦

乙 岩手県盛岡市菜園一丁目11-5
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役社長 岡崎双一

別表(第4条関係)

災害時に供給を要請する物資の主なもの

1. 食料品 米 パン カップ麺 乾麺 切り餅 バター 調製粉乳 缶詰 インスタントカレー 野菜 ペットボトル飲料 水	3. その他雑貨類等 卓上ガラステーブル ガスボンベ 固形燃料(炭) 保温用シート(多層構造) ブルーシート 懐中電灯(予備乾電池含む) ゴミ袋
2. 日用品 タオル ティッシュ ハブラシ トイレットペーパー 下着類 生理用品 紙オムツ ローソク マッチ その他	4. 資材等 スコップ ノコギリ バール ビニールロープ その他

第6 株式会社テラセキとの災害時における石油燃料の優先供給に関する協定

災害時における石油燃料の優先供給に関する協定

横手市(以下「甲」という。)と株式会社テラセキ(以下「乙」という。)は、横手市内に大規模な風水害、地震その他の災害(以下、「災害時」という。)が発生、又は発生するおそれがある場合における石油燃料の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲が管理する公用車の燃料、避難所等における発電機燃料や暖房用燃料、その他防災資機材等の燃料の確保及び供給に関する必要な事項を定めることにより、災害対応及び避難者の生活支援を円滑に実施することを目的とする。

(業務の内容)

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 公用車用燃料の確保及び供給業務
- (2) 暖房用燃料の確保及び供給業務
- (3) 防災資機材用燃料の確保及び供給業務
- (4) その他甲が必要と認める燃料の供給業務
- (5) 石油燃料の運搬業務

(業務の体制)

第3条 乙は、緊急時の連絡先担当者を定め甲に報告し、承認を受けるものとする。

- 2 乙は、あらかじめ災害時において提供できる燃料の一覧表を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(業務要請手続)

第4条 甲は、災害時において乙に燃料を調達する必要があるときは、別紙様式1により乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において、文書を乙に提出するものとする。

- (1) 燃料の種類及び数量
- (2) 納入場所又は供給車両番号
- (3) 納入日時
- (4) その他必要事項

(他団体等との協力)

第5条 乙は、甲が乙以外の団体と同一内容の協定を締結しようとするときは、その協定の相手方となろうとする団体と、事前に緊急時の協力体制及び連絡体制について協議するものとする。

(業務の報告)

第6条 乙は、第2条の規定に基づき業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載し、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、事後において、文書を甲に提出するものとする。

- (1) 供給年月日

- (2) 燃料の種類、数量及び価格
- (3) 供給施設名又は供給車両番号
- (4) 事業者名及び従事者の職・氏名
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 甲の要請により、乙から供給を受けた燃料の代金及び乙が運搬を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。ただし、特別な費用が掛かるときは、事前に甲、乙協議して定めるものとする。

(価格の決定)

第8条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における単価契約の単価とする。ただし、大幅な価格変動があった場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第10条 第4条の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより損害を受けた場合は、原則として乙の責任において補償するものとする。

- 2 従事した者が、当該業務従事中、第三者に損害を与えた場合も、原則として乙の責任において補償するものとする。

(報告)

第11条 乙は、乙に関する事業所の組織図及びその事業所の連絡先を、毎年1回書面により甲に報告するものとする。

(訓練等の実施)

第12条 乙は、1年に1回以上、情報伝達訓練を実施し、災害時の対応に備えるものとする。また、甲より要請があった場合は、市が行う総合防災訓練に参加するものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに、甲又は乙から解約の申出がない場合には、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議の上、この協定を解除できるものとする。また、協定の解除は、期間満了の日までの1カ月間でもできるものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 23 年 11 月 14 日

甲 横手市条里一丁目1番1号

横手市

横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

乙 横手市朝日が丘二丁目3番29号

株式会社 テラセキ

代表取締役社長 寺 田 創

第7 株式会社ウォーターネット秋田との災害時における飲料水の供給等に関する協定

災害時における飲料水の供給協力等に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と、株式会社 ウォーターネット秋田(以下「乙」という。)は、災害発生時等における飲料水の供給協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙が相互に協力して住民の生活安定を図るため、飲料水(以下「物資」という。)の供給等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

(要請手続き)

第3条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障をきたさないように、常に点検、改善に努めるものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資の費用負担)

第5条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙は一災害で12リットル入りボトル500本を甲に対し無償提供するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内の応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務企画部危機管理室長、乙においては株式会社 ウォーターネット秋田 営業部長とする。

(協 議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(細 目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの1年間とする。
但し、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。
但し、乙が営業を停止した場合、並びに、第1条に掲げる物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 秋田県横手市条里一丁目1番1号
横手市
横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

乙 秋田県横手市卸町2番2号
株式会社 ウォーターネット秋田
代表取締役社長 渡 部 尚 男

災害時における飲料水の供給協力等に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、災害時における飲料水の供給協力等に関する協定(以下「協定」という。)第11条に基づき、協定の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(要請手続き)

第2条 協定第3条に定める乙に対する要請文書は、飲料水供給要請書(別紙様式)による。

- 2 甲及び乙は、協力要請を円滑にするためそれぞれ連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、すみやかに相手方に通知するものとする。

(物資の確保)

第3条 乙は災害時に必要な飲料水の確保に努めるものとする。

(物資の納入、引き取り)

第4条 乙は甲が指定する場所(別表1)に飲料水を納入する場合、数量等を記載した納品書等を甲の指定する職員等に提出するものとする。

- 2 前項の納品書等を受領した職員等は、量等を確認し、飲料水を受け取るものとする。

(費用、請求、支払)

第5条 協定第5に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、飲料水の運搬・納入後、甲と乙が協議の上決定する。

- 2 費用の請求及び支払いに関する時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定する。

(別紙様式)

危 第 号
平成 年 月 日

株式会社 ウォーターネット秋田
代表取締役社長 渡部 尚男 様

横手市長 五十嵐 忠 悦

飲 料 水 供 給 要 請 書

災害時における飲料水の供給協力等に関する協定第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり飲料水の供給を要請いたします。

記

災 害 名 _____

納品場所 【地域局名】 地域局

【住 所】

担 当 者 【職 氏名】

【電話番号】

品 名	数 量	備 考
飲 料 水		

(別表1)

飲料水引渡し場所一覧

地 域	施設名	所 在 地 電話番号	受取人 (責任者)
横 手	横手地域局	〒013-0023 横手市条里一丁目8-2 0182-32-2701	地域課長 (又は係長)
増 田	増田地域局	〒019-0792 横手市増田町増田字 土肥館173 0182-45-5510	地域課長 (又は係長)
平 鹿	平鹿地域局	〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字 覚町後138 0182-24-1111	地域課長 (又は係長)
雄物川	雄物川地域局	〒013-0205 横手市雄物川町今宿字鳴田1 0182-22-2111	地域課長 (又は係長)
大 森	大森地域局	〒013-0514 横手市大森町字大中島268 0182-26-2111	地域課長 (又は係長)
十文字	十文字地域局	〒019-0529 横手市十文字町字海道下12-5 0182-42-5111	地域課長 (又は係長)
山 内	山内地域局	〒019-1108 横手市山内土渕字二瀬8-4 0182-53-2111	地域課長 (又は係長)
大 雄	大雄地域局	〒013-0461 横手市大雄字三村東18 0182-52-2111	地域課長 (又は係長)
本 庁	北庁舎	〒013-8601 横手市条里一丁目1-1 0182-35-2195	危機対策課長 (又は課員)

基本的には、上記一覧表の指定場所とするが、状況により災害本部等(危機管理室)で別途指示する場合もある。

第8 一般社団法人秋田県LPガス協会との液化石油ガス等の調達に関する協定

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

横手市(以下、「甲」という。)と一般社団法人秋田県LPガス協会(以下、「乙」という。)は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、横手市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

(手 続)

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行わないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

(1) 要請の理由

(2) 液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

(3) 調達を必要とする日時及び場所

(4) その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙は乙に加盟する会員から事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両を把握し、当該事前届出書を秋田県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

(費用負担)

第4条 乙又は乙に加盟する会員が液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用(甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。)は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格(運賃を含む。)とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(報 告)

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合

は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集、報告及び周知)

- 第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。
- 2 乙は甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。
 - 3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、横手市総務企画部危機管理課、乙においては、一般社団法人秋田県LPガス協会事務局とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 26 年 4 月 23 日

甲 横手市中央町8番2号
横手市長 高 橋 大

乙 秋田市山王三丁目1番7号
一般社団法人秋田県LPガス協会
会 長 木 村 繁

様式例(第3条関係)

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

平成 年 月 日

一般社団法人秋田県LPGガス協会長 様

横手市長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

実施日時	実施場所	要請品名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

平成 年 月 日

横手市長 様

一般社団法人秋田県L P ガス協会長

下記のとおり要請を受けた液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

(2) 調達を実施した日時及び場所

(3) 立会い確認者名

2 その他

第9 株式会社伊藤園との災害時における飲料の供給に関する協定

災害時における飲料の提供に関する協定書

横手市(以下「甲」という。)と株式会社伊藤園(以下「乙」という。)とは、災害時における飲料の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、横手市内において地震その他の大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要な飲料の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の設置した地域貢献型自販機(災害救援型)の機内在庫品の無償提供
- (2) 乙の営業拠点在庫飲料を甲の指定する納入場所への搬送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による協力の要請(以下「要請」という。)は、重要事項を記載した飲料提供要請書(第1号様式)をもって行うものとする。

- 2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。
- 3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書を提出するものとする。

(飲料の引渡し)

第4条 飲料の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が飲料を確認の上、乙から飲料の引渡しを受けるものとする。

- 2 飲料の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。
- 3 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

(報告)

第5条 乙は、要請に応じて飲料の提供を行ったときは、甲に対し、速やかに飲料提供実施報告書(第2号様式)を提出するものとする。

- 2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。
- 3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書を提出するものとする。

のとする。

(連絡責任)

第6条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が第2条第1項第2号及び第3号に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づく支援活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年4月23日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月23日

秋田県横手市中央町8番2号
甲
横手市長 高橋大

東京都渋谷区本町三丁目47番10号
乙
株式会社伊藤園
総務部長 川本正人

第10 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社との救援物資の供給に関する協定

横手市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、横手市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

（飲料の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「救援物資供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料の運搬及び引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認のうえ、飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金等について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（負傷等の補償）

第7条 第4条に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、横手市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について「調査票」(様式第3号)を提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 秋田県横手市中央町8番2号

横手市長 高橋 大

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷村 広和

様式第 1 号（第 3 条関係）

救 援 物 資 供 給 要 請 書

年 月 日

様

横手市長



災害時における救援物資の供給に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要 請 日 時	年 月 日 ()
2 納 入 希 望 日	年 月 日 ()
3 納 入 場 所	
4 飲 料 の 種 類 ・ 数 量	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

飲料受領書

様

飲料受領確認者
職氏名

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 飲料の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※記以下の受領場所、飲料の種類、規格、数量などは配送時にあらかじめ記載して

おくこと。受領確認者の押印は省略することができる。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

調査票

■ 基本事項

	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社		
	〒028-3621 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢1-279		
	谷 村 広 和		019-698-3220
	019-698-3111	E - m a i l	

■ 緊急連絡先

	沼 端 稔		横手・湯沢営業所長
	0182-25-3491		090-9038-9263

■ 事業所（活動拠点の所在地）

	みちのくコカ・コーラボトリング（株）横手・湯沢営業所		
	秋田県横手市平鹿町醍醐字当面町73		
位 置 図			
横手至 国道13号線 みちのくコカ・コーラ 横手・湯沢営業所 YDS 醍醐店様 十文字至			

第16節 給食、給水に関する資料

第1 給食施設(学校給食)

番号	施設名	電話番号	FAX番号	調理能力
1	横手学校給食センター	32-3200	33-7570	4,500食
2	平鹿学校給食センター	24-1442	24-3409	1,400食
3	雄物川学校給食センター	22-5385	22-5380	1,200食

第2 上水道施設一覧

○浄水場施設

令和5年3月末現在

地区名	主な浄水場	水源	主な 浄水方式	1日最 大給水 量 m ³ /日	1日平 均給水 量 m ³ /日	給水人 口 人
横手（大雄地 区を含む）	大沢浄水場	ダム水	急速濾過 塩素消毒	8,970	7,350	14,341
	大沢第二浄水 場	表流水	膜ろ過 塩素消毒	8,668	7,436	22,952
増田	中央浄水場	地下水	塩素消毒	1,748	1,121	4,374
	湯野沢浄水場	湧水	緩速濾過 塩素消毒	29	22	118
平鹿	醍醐浄水場	地下水	曝気 塩素消毒	1,842	1,205	2,203
	東部浄水場			873	693	2,028
	西部浄水場			478	281	819
雄物川	中央浄水場	地下水	曝気 塩素消毒	2,413	1,718	4,179
	西部浄水場			379	272	440
	東部浄水場			359	252	772
	大沢浄水場			377	263	518
大森	大森浄水場	伏流水 地下水	急速濾過 塩素消毒	2,299	1,945	4,765
	前田浄水場	ダム水		240	149	376
十文字	十文字浄水場	地下水	曝気 塩素消毒	1,694	1,396	4,949
	腕越浄水場		塩素消毒	1,024	605	986
	三重浄水場			878	606	1,365
	睦合浄水場		曝気 塩素消毒	452	342	1,240
山内	三内南浄水場	湧水	塩素消毒	1,240	851	2,248
	山内北部浄水 場			714	612	278
	三又浄水場			125	84	165
	黒沢浄水場			63	40	185
	上平野沢浄水 場			16	13	48

第3 給水資器及び貯水の現況

令和5年3月末現在

給水車（注1）						
	1m ³ 未満	2m ³ 未満 1m ³ 以上	4m ³ 未満 2m ³ 以上	6m ³ 未満 4m ³ 以上	6m ³ 以上	合計
台数(台)			1			1
容量(m ³)			3.0			3.0

注1)ここでの給水車とは、自走式の給水車をいいます。

給水タンク（注2）				
	0.5m ³ 未満	1m ³ 未満 0.5m ³ 以上	1m ³ 以上	合計
台数(台)	0	12	14	26
容量(m ³)	0.0	6.0	26.2	32.2

注2)ここでの給水タンクとは、需要者に運搬給水するためのタンクで、トラック等に積載して可搬式のものをいいます。

貯水槽・配水池の現況			
耐震性貯水槽(注3)		配水池(注4)	
基数(注4)	総貯水量 (トン)	池数(注4)	総貯水量 (トン)
0	0	85	29,931

注3) 災害発生時に飲料用として利用が可能な緊急貯水槽などの耐震性貯水槽の数と総貯水量

注4) 災害発生時に緊急遮断弁等により、飲料水が確保できる配水池の数と総貯水量

第17節 清掃等に関する資料

第1 ごみ・し尿処理施設一覧

(令和5年6月末現在)

(1) ごみ処理施設一覧

施設名	所在地	電話番号	処理能力
クリーンプラザよこて	柳田字中村126番地	23-6146	95t/24h

(2) し尿処理施設一覧

施設名	所在地	電話番号	処理能力
横手衛生センター	睦成字七間川原53-2	32-1974	122kl/日
雄物川衛生センター	雄物川町矢神字堂ノ下129	22-5346	55kl/日

第2 ごみ収集(直営・委託)の状況

(1) ごみ収集直営状況

直営 なし

(2) ごみ収集委託状況

横手市環境協議会との一括契約

第3 ごみ収集運搬許可業者一覧

(令和 6 年 4 月末現在)

業 者 名	所 在 地	電話番号
有限会社 横手クリーンセンター	横手市南町 20-12	33-7790
ヨコウン株式会社 ※1	横手市卸町 8-14	32-3667
株式会社 ミタケ	横手市下境字日向 121-1	33-4433
株式会社 岡本産業	横手市明永町 6-10	32-4172
株式会社 山本産業	横手市杉沢字中杉沢 592-5	32-3170
有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市 93-1	32-4171
有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根 81	33-4006
有限会社 太陽環境保全	横手市柳田字新藤 190-17	32-2033
あさひ運送	横手市南町 9-8	33-2590
富田商事	横手市駅南一丁目 4-3	33-7475
サトウクリーンセンター	横手市平鹿町浅舞字浅舞 39	24-1088
五十嵐建設株式会社	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川 12-2	24-1484
有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉 37	42-0575
株式会社 斎久	横手市十文字町十五野新田字増田道東 85-1	42-3686
中央サービス	横手市十文字町梨木字海道下 130	42-2437
有限会社 佐藤清掃	横手市増田町荻袋字荻袋 48	45-5057
合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島 308-2	26-3173
株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439	22-4191
有限会社 西部環境保全	横手市大雄字樋脇 80	52-3067
株式会社 アドバンス環境	横手市朝日が丘 3 丁目 4-6	23-6034
グリーンリサイクル株式会社 ※2	宮城県富谷市成田九丁目 3-5	022-351-5904
佐々木興業株式会社 ※3	大仙市字刈和野 175-1	0187-75-2626

※1 (ごみ・粗大ごみ) 及び(特定家庭用機器廃棄物)

※2 限定許可(木くず)のみ

※3 限定許可(特定家庭用機器廃棄物)のみ

第4 し尿処理運搬許可業者名および保有状況一覧

(令和6年4月現在)

単位:kl

業 者 名	所 在 地	電話番号	台 数	総積載量
有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市93-1	32-4171	8	26.30
有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根81	33-4006	5	18.50
有限会社 伊藤環境サービス	横手市十文字町腕越字石倉91-4	42-3707	2	6.40
有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉37	42-0575	9	33.20
株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑439	22-4191	4	12.90
合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島308-2	26-3173	2	7.40
株式会社 平鹿環境	横手市雄物川町沼館字高畑439	23-7789	2	6.85
醍醐衛生社	横手市平鹿町醍醐字大橋33-8	25-4451	3	9.50
山内清掃社	横手市山内土渕字軽井沢51-19	53-3148	1	3.00
		計	36	124.05

第18節 文教対策に関する資料

第1 国、県、市指定文化財・横手市の登録有形文化財

1. 国指定文化財

令和6年12月末現在

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	建第2095号	昭和55年1月26日	保呂羽山波宇志別神社神楽殿	ほろわさんはうしわけじん じゃかぐらでん	1棟	大森地区	大森町 八沢木字宮脇106番地	波宇志別神社
建造物	建第2653号	平成29年2月23日	旧松浦家住宅附 棟札・門及び塀	きゅうまつうらけじゅうたく つけたりむなふだ・もんお よびへい	3棟	増田地区	増田町増田字中町139	個人所有
建造物	建第2661号	平成29年2月23日	佐藤家住宅	さとうけじゅうたく	2棟	増田地区	増田町増田字七日町63	個人所有
絵画	絵第1619号	昭和43年4月25日	絹本着色不忍池図(小田野 直武筆)	けんぼんちやくしよくしの ばずのいけず(おだのな おたけひつ)	1幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵第1971号	平成11年6月7日	絹本着色唐太宗花鳥図(小 田野直武筆)	けんぼんちやくしよくとうた いそうかちようず(おだの なおたけひつ)	3幅対	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵第2001号	平成15年5月29日	絹本着色松に唐鳥図(佐竹 曙山筆)	けんぼんちやくしよくまつ にからとりず(さたけしよざ んひつ)	1幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	個人所有
工芸	工第2552号	平成6年6月28日	銅錫杖頭 (正元元年、信阿弥陀仏の刻 銘がある)	どうしゃくじょうとう(しょうげ んがんねん、しんあみだ ぶつのこくめいがある)	1柄	横手地区	神明町7番20号	神明社

無形民俗	第65号	昭和52年5月17日	保呂羽山の霜月神楽	ほろわさんのしもつきかぐら		大森地区	大森町 八沢木字木ノ根坂200番地	霜月神楽保存会
史跡		平成29年10月13日	大鳥井山遺跡附 陣館遺跡	おおとりいやまいせき つけたりじんだていせき		横手地区	新坂町・大鳥町、 金沢中野字根小屋	横手市ほか

2. 国選定文化財

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
		平成25年12月27日	横手市増田 伝統的建造物群保存地区	よこてしますだ でんとうてきけんぞうぶつ ぐんほぞんちく		増田地区	増田町増田字 中町、七日町	

3. 秋田県指定文化財

令和6年12月末現在

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	建造物15	昭和59年3月10日	旧日新館	きゅうにつしんかん	1棟	横手地区	城南町7番1号	個人所有
絵画	絵9	昭和32年4月4日	絹本著色芍薬花籠図 直武筆	けんぼんちやくしよくしゃくやくはなかごず なおたけひつ	1幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵17	昭和53年2月14日	小田野直武筆写生帖	おだのなおたけひつしゃせいちょう	1冊	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵19	昭和57年1月12日	鶴之図(沈南蘋筆)	つるのず(ちなんびんひつ)	2幅対	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵21	平成16年3月19日	紙本著色ファン・ロイエン筆 花鳥図模写 石川大浪・孟高合筆	しほんちやくしよくふあん・ろいえんひつかちようずもしゃ いしかわたいろう・もうこうがっぴつ	1幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵22	平成17年3月22日	平福穂庵筆 乳虎	ひらふくすいあんひつにゅうこ	1幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵23	平成20年3月21日	寺崎廣業筆 高山清秋	てらさきこうぎょうひつ こうざんせいしゅう	1双	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵24	平成20年3月21日	平福百穂筆 春山	ひらふくひやくすいひつはるのやま	1幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵25	平成23年3月22日	小田野直武筆 富嶽図	おだのなおたけひつ ぶがくず	1幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵33	令和4年3月29日	平福穂庵筆 録蔭清談	ひらふくすいあんひつりよくいんせいだん	1幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県
絵画	絵34	令和6年3月22日	寺崎廣業筆 瀟湘八景	てらさきこうぎょうひつしょうしょうはつけい	8幅	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
彫刻	彫18	昭和30年1月24日	木造薬師如来立像	もくぞうやくしによらいりゅうぞう	1軀	横手地区	本町1番4号	開華山観音寺
彫刻	彫19	昭和30年1月24日	懸仏(薬師十二神将鉄製鑄出)	かけぼとけ(やくしじゅうにしんしょうてつせいちゅうしゅつ)	1軀	横手地区	本町1番4号	開華山観音寺
彫刻	彫20	昭和30年1月24日	木造阿弥陀如来立像	もくぞうあみだによらいりゅうぞう	1軀	増田地区	増田町 増田字田町58番地	増田山満福寺
彫刻	彫22	昭和30年1月24日	金銅聖観音立像	こんどうしょうかんのりゅうぞう	1軀	横手地区	大屋新町字鬼嵐117番地	祝融山正伝寺
彫刻	彫27	昭和31年5月21日	神像	しんぞう	2軀	横手地区	大沢字上庭当田123番地	旭岡山神社
彫刻	彫30	昭和32年4月9日	木造十二神将	もくぞうじゅうにしんしょう	3軀	横手地区	本町1番4号	開華山観音寺
彫刻	彫31	昭和34年1月9日	木造多聞天立像	もくぞうたもんでんりゅうぞう	1軀	十文字地区	十文字町 植田字宮ノ前6番地	古四王神社
彫刻	彫41	昭和46年4月20日	木造阿弥陀如来坐像	もくぞうあみだによらいざぞう	1軀	横手地区	金沢本町字根小屋21番地	帰命山桂徳寺
工芸	工17	昭和30年1月24日	太刀 銘守次	たち めいもりつぐ	1口	横手地区	羽黒町10番20号	個人所有
工芸	工45	昭和40年2月23日	刀 無銘 伝直江志津	かたな むめい でんな おえしづ	1口	平鹿地区内	平鹿町 浅舞字浅舞378番地	個人所有
工芸	民芸4	昭和48年6月16日	焼山焼スズおよび碗	やけやまやきすずおよび わん	2個	横手市役所増田庁舎	増田町 増田字土肥館173番地	個人所有

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
工芸	工65	平成7年3月17日	波宇志別神社神楽殿神輿	はうしわけじんじゃかぐら でんみこし	1基	ほろわの里資料館	大森町 八沢木字宮脇74番地 ほろわの里資料館	波宇志別神社
書籍 典籍	書跡・古文書等7	昭和32年2月14日	写経(大般若波羅蜜多經)	しゃきょう(だいはんにゃ はらみたきょう)	478巻	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4 後三年合戦金沢資料館	宗教法人金沢八幡宮
書籍 典籍	書跡・古文書等18	昭和46年1月9日	雪村友梅、梅花帖詩	せつそんゆうばい、ばいか ちょうし	1幅	横手地区	蛇の崎町1番20号	個人所有
考古資料	考古2	昭和27年11月1日	古鏡蓋付陶製経壺	こきょうふたつきとうせい きょうつぼ	1個	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4 後三年合戦金沢資料館	宗教法人金沢八幡宮
考古資料	考古3	昭和27年11月1日	骨壺	こつつぼ	1個	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4 後三年合戦金沢資料館	宗教法人金沢八幡宮
考古資料	考古4	昭和27年11月1日	銅製経筒	どうせいきょうづつ	1個	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4 後三年合戦金沢資料館	宗教法人金沢八幡宮
考古資料	考古5	昭和28年3月10日	経甕	きょうがめ	1	大森地区	大森町 上溝字昼川9番地	個人所有
考古資料	考古14	昭和35年2月19日	玉類	たまるい	22個	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
考古資料	考古16	昭和37年2月5日	板碑	いたび	1基	増田地区	増田町 増田字土肥館141番地	横手市
歴史資料	歴13	平成16年3月19日	検地図絵及び下絵	けんちずえおよびしたえ	2巻	秋田県立博物館	秋田市金足嶋崎字後山52番 地 秋田県立博物館	市中山玄福寺
歴史資料	歴21	平成28年3月25日	白雲筆奥州街道 並羽州街道風景図	はくうんひつおうしゅうか いどうならびにうしゅうか いどうふうけいず	1帙2帖	秋田県立近代美術館	赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
無形民俗	無4	昭和39年11月17日	仁井田番楽	にいだばんがく		十文字地区	十文字町 仁井田字屋布西	仁井田番楽保存会
無形民俗	無19	昭和40年2月23日	八沢木獅子舞	やさわぎししまい		大森地区	大森町 八沢木字前田	八沢木獅子舞保存会
無形民俗	無民37	昭和63年8月19日	荒処の沼入り梵天行事	あらところのぬまいりぼん でんぎょうじ		平鹿地区	平鹿町 醍醐字荒処	荒処の沼入り梵天保存会
無形民俗	無民41	平成4年3月6日	金沢八幡宮掛け歌行事	かねざわはちまんぐうかけ うたぎょうじ		横手地区	金沢中野字安本館4番地	金澤八幡宮伝統掛唄保存会
無形民俗	無民47	平成10年3月16日	横手の送り盆行事	よこてのおくりぼんぎょうじ		横手地区	横手市各町内	横手送り盆まつり委員会
史跡	史跡32	昭和55年12月11日	吉田城跡	よしだじょうあと		平鹿地区	平鹿町 上吉田間内字吉田地内	吉祥山西法寺
天然記念物	天21	昭和43年3月19日	浅舞のケヤキ	あさまいのけやき	1本	平鹿地区	平鹿町 浅舞字浅舞219番地	社会福祉法人浅舞感恩講
天然記念物	天37	昭和63年3月15日	筏の大スギ	いかだのおおすぎ	1本	山内地区	山内 筏字植田表56番地	筏隊山神社
天然記念物	天41	平成10年3月20日	トミヨ及びイバラトミヨ生息地	とみよおよびいばらとみよ せいそくち		平鹿地区	平鹿町 浅舞字浅舞231番地の内(琵琶沼) 中吉田字上藤根19番地の内(天龍沼) 浅舞字道川北11番地の内(荒小屋沼)	横手市

4. 横手市指定文化財

令和6年12月末現在

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	005-有建1	昭和51年3月31日	波宇志別神社 仁王門	はうしわけじんじゃ にお うもん	1棟	大森地区	大森町 八沢木字中房104番地	波宇志別神社
建造物	006-有建2	昭和51年3月31日	釣瓶山八幡神社 本殿	つるべいさんはちまんじ んじゃ ほんでん	1棟	大森地区	大森町 上溝字釣瓶下1番地	個人所有
建造物	033-有建3	昭和56年4月1日	浅舞の御役屋門	あさまいのおやくやもん	1棟	平鹿地区	平鹿町 浅舞字浅舞219番地	社会福祉法人浅舞感 恩講
建造物	074-有建4	平成1年9月1日	十文字の旦那門	じゅうもんじのだんなもん	1棟	十文字地区	十文字町 鼎字能平喜15番地	個人所有
建造物	082-有建5	平成4年3月13日	貴船神社 本殿	きぶねじんじゃ ほんでん	1棟	横手地区	下境字荒田	貴船神社
建造物	130-有建6	平成15年2月17日	柏谷家住宅主屋・米蔵・蔵座 敷・店蔵	かしわやけじゅうたくしゅ おく・こめぐら・くらざしき・ みせぐら	4棟	横手地区	四日町3番14号	個人所有
建造物	134-有建7	平成18年4月1日	雄物川民家苑木戸五郎兵衛 村民家	おものがわみんかえんき どごろうべいむらみんか	4棟	雄物川地区	雄物川町 沼館字高畑315番地	横手市教育委員会
建造物	145-有建8	平成20年10月27日	八幡神社(三嶋) 本殿	はちまんじんじゃ(みし ま) ほんでん	1棟	平鹿地区	平鹿町 醍醐字宮西116番地1	宗教法人八幡神社
建造物	147-有建9	平成21年5月25日	旧石田理吉家 主屋及び座 敷蔵	きゅういしだりきちけ しゅ おくおよびざしきぐら	2棟	増田地区	増田町 増田字中町95	横手市

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	149-有建11	平成21年5月25日	増田感恩講事務所	ますだかんおんこうじむしよ	1棟	増田地区	増田町 増田字中町43番地2	財団法人 増田感恩講
建造物	150-有建12	平成22年7月28日	桐谷呉服店文庫蔵	きりやごふくてんぶんこぐら	1棟	増田地区	増田町増田字七日町149	個人所有
建造物	151-有建13	平成22年7月28日	石田源兵衛家座敷蔵	いしだげんべえけざしきぐら	1棟	増田地区	増田町増田字七日町128	個人所有
建造物	152-有建14	平成22年7月28日	堀田商店座敷蔵	ほったしょうてんざしきぐら	1棟	増田地区	増田町増田字七日町150	個人所有
建造物	153-有建15	平成22年7月28日	佐藤多三郎家座敷蔵	さとうようすけしょうてんうるしぐらしりゅかんきゅうこめぐらたさぶろうけざしきぐら	1棟	増田地区	増田町増田字七日町138-2	個人所有
絵画	034-有絵1	昭和56年4月1日	琴棋書画 佐野江洋筆 六曲屏風	きんきしよが さのこうようひつ ろっきょうぶびょうぶ	1双	平鹿地区	平鹿町 樽見内字砂子田37番地	個人所有
絵画	065-有絵2	昭和62年4月1日	当麻曼荼羅図	たいままだらず	1幅	山内地区	山内 黒沢字上黒沢74番地	個人所有
絵画	078-有絵3	平成2年4月25日	瑞祥群像図 加瀬谷東嶺筆 六曲屏風	ずいしょうぐんぞうず かせやとうれいひつ ろっきょくびょうぶ	1双	増田地区	増田町 増田字中町104番地	個人所有
絵画	078-有絵4	平成2年4月25日	宇治近郊図 加瀬谷東嶺筆 六曲屏風	うじきんこうず かせやとうれいひつ ろっきょくびょうぶ	1双	横手市役所増田庁舎	増田町 増田字土肥館173番地	横手市教育委員会
絵画	098-有絵5	平成6年4月15日	戸村義国画像 寺崎廣業筆	とむらよくにがぞう てらさきこうぎょうひつ	1幅	横手地区	羽黒町4番36号 横手南小学校	横手市教育委員会

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
絵画	128-有絵6	平成14年3月26日	雪景図 柴田南谷・楳溪・松谷筆	せつけいず しばたなんこく・ばいけい・しょうこくひつ	3幅	横手地区	大町7番9号 横手図書館	横手市教育委員会
彫刻	057-有彫2	昭和59年7月16日	宮田神社 阿弥陀如来坐像	みやたじんじゃ あみだによらいざどう	1躯	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	宮田神社
彫刻	064-有彫3	昭和60年5月20日	八幡神社 仁王像	はちまんじんじゃ におうどう	2躯	平鹿地区	平鹿町 醍醐字宮西118番地	八幡神社
彫刻	'097-有彫4	平成6年4月15日	正法寺 七面大天女立像	しょうぼうじ しちめんだいてんによりゅうどう	1躯	横手地区	大水戸町9番1号	仏眼山正法寺
彫刻	096-有彫5	平成6年4月15日	三井寺 聖観音立像	'さんいじ しょうかんのんりゅうどう	1躯	横手地区	'鍛冶町7番15号	'旭岡山三井寺
彫刻	106-有彫6	平成8年5月31日	観音寺 千手観世音立像	かんのんじ せんじゅかんのんぜおんりゅうどう	1躯	横手地区	本町1番4号	開華山観音寺
彫刻	136-有彫7	平成19年4月1日	九品寺 如意輪観音菩薩坐像	くほんじ によいりんかんのんぼさつざどう	1躯	横手地区	前郷一番町4番8号	横手山西光院九品寺
彫刻	137-有彫8	平成19年4月1日	天仙寺 如意輪観音菩薩坐像	てんせんじ によいりんかんのんぼさつざどう	1躯	横手地区	二葉町3番5号	金剛山天仙寺
彫刻	141-有彫9	平成20年2月22日	桂徳寺 宝冠阿弥陀如来坐像	けいとくじ ほうかんあみだによらいざどう	1躯	横手地区	金沢本町字根小屋21番地	帰命山桂徳寺
工芸	015-有工1	昭和51年9月21日	深井焼 徳利・中皿・花瓶	ふかいやき とつくり・なかざら・かびん	一括	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	八幡神社
工芸	016-有工2	昭和51年9月21日	深井焼 碗	ふかいやき わん	1合	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
工芸	039-有工3	昭和57年4月1日	中山焼	なかやまやき	9口	平鹿地区内	平鹿町 上吉田字福島79番地	個人所有
工芸	046-有工4	昭和58年4月14日	馬具 廣田家伝来	ばぐ ひろたけでんらい	一括	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
工芸	063-有工5	昭和60年5月20日	正藍浅舞絞り単衣着物	しょうあいあさまいしぼりひ とえきもの	2領	平鹿地区	平鹿町 浅舞字浅舞47番地	個人所有
工芸	072-有工6	平成1年4月1日	青銅製燈籠	せいどうせいとうろう	2基	山内地区	山内 土淵字軽井沢51番地51	個人所有
工芸	083-有工7	平成4年3月13日	駒山神社の鰐口	こまやまじんじゃのわにぐ ち	1口	横手地区	安田字堂山	駒山神社
工芸	093-有工8	平成5年1月27日	波宇志別神社神楽殿 神輿 (佐竹義厚下賜)	はうしわけじんじゃかぐら でん みこし(さたけよし ひろかし)	1基	大森地区	大森町 八沢木字宮脇106番地	波宇志別神社
工芸	109-有工9	平成9年3月26日	佐竹義重の甲冑	さたけよししげのかっちゅう	1領	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4 後三年合戦金沢資料館	宗教法人金沢八幡宮
工芸	124-有工10	平成13年3月2日	俱利伽羅不動之剣	くりからふどうのつるぎ	1口	平鹿地区	平鹿町 浅舞字上蔭沼127番地	浅舞八幡神社
工芸	132-有工11	平成15年12月4日	脇差 伝 小野寺氏由来	わきざし でん おのでら しゅらい	3口	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
工芸	135-有工12	平成19年4月1日	圓浄寺 金銅装笈	えんじょうじ こんどうそう おい	1背	横手地区	中央町6番14号	正壽山圓浄寺
書籍 典籍	079-有書1	平成2年4月25日	小栗山神社 写経 大般若 波羅密多經	こぐりやまじんじゃ しゃ きょう だいはんにやはら みたきょう	600巻	増田地区	増田町 狙半内字小栗山51番地	個人所有

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
書籍 典籍	110-有書2	平成9年3月26日	金沢八幡宮 写経(大正年間) 大般若波羅密多經	かねざわはちまんぐう しゃきょう(たいしょうねん かん) だいほんにやはら みたきょう	100巻	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4 後三年合戦金沢資料館	宗教法人金沢八幡宮
古文書	142-有古1	平成20年2月22日	田村郷日記	たむらごうにつき	35冊	大雄地区内	大雄 字上田村79番地	個人所有
考古資料	018-有考1	昭和54年5月23日	善福寺の板碑	ぜんぷくじのいたび	1基	平鹿地区	平鹿町 醍醐字寺ノ後9番地	報恩山善福寺
考古資料	019-有考2	昭和54年5月23日	香最寺の板碑	こうさいじのいたび	1基	平鹿地区	平鹿町 醍醐字明沢173番地	木翁山香最寺
考古資料	026-有考3	昭和55年2月5日	六盃沢の板碑	ろっぱいざわのいたび	1基	大森地区	大森町 猿田沢字六盃沢52番地	個人所有
考古資料	048-有考4	昭和58年4月14日	十三塚遺跡出土 弥生土器	じゅうさんづかいせきしゅ つど やよいどき	2点	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
考古資料	049-有考5	昭和58年4月14日	七ツ森経塚出土 岩偶類	ななつもりきょうづかしゅ つど がんぐうるい	14点	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
考古資料	050-有考6	昭和58年4月14日	七ツ森経塚出土 中世陶器	ななつもりきょうづかしゅ つど ちゅうせいとうき	1点	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
考古資料	073-有考7	平成1年4月1日	相野々遺跡出土 土偶	あいこのいせきしゅつど どぐう	1点	山内地区	山内 平野沢字相野々10番地	個人所有
考古資料	084-有考8	平成4年3月13日	永徳の古碑	えいとくのこひ	5基	横手地区	金沢中野字物見	横手市
考古資料	099-有考9	平成6年4月15日	妙晴寺の板碑	みょうせいじのいたび	3基	横手地区	大水戸町6番5号	光福山妙晴寺

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
考古資料	102-有考10	平成8年4月1日	大慈寺谷地の板碑 太刀瑕 ある石神	だいじじやちのいたび たちきずあるせきじん	1基	大雄地区	大雄 大慈寺谷地47番地1	個人所有
考古資料	103-有考11	平成8年4月1日	大慈寺谷地の板碑 光明真 言	だいじじやちのいたび こ うみょうしんごん	1基	大雄地区	大雄 大慈寺谷地47番地1	個人所有
考古資料	104-有考12	平成8年4月1日	八柏の板碑	やがしわのいたび	1基	大雄地区	大雄 字八柏49番地	八幡神社
考古資料	107-有考13	平成8年5月31日	八幡の板碑	やわたのいたび	1基	横手地区	八幡字八幡156番地1	個人所有
考古資料	111-有考14	平成9年3月26日	小吉山遺跡出土 線刻石製 品	こさちやまいせきしゅつど せんこくせきせいひん	63点	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
考古資料	133-有考15	平成17年4月22日	オホノ清水A遺跡出土 石棒	おほんしみずえーいせき しゅつど せきぼう	1点	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
考古資料	169-有考16	令和6年6月18日	金澤八幡宮伝世鉄製経筒他 一式	かねざわはちまんぐうでん せいてつせいきょうづつぼ かいっしき	一式	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4	宗教法人金澤八幡宮
歴史資料	041-有歴1	昭和57年5月15日	猩々の道標	しょうじょうのみちしるべ	1基	十字館	十文字町 字西上24番地1 十文字図書館	横手市教育委員会
歴史資料	042-有歴2	昭和57年5月15日	義民柴田伝之助の資料	ぎみんしばたでんのすけ のしりょう	一括	十文字地区	十文字町 上鍋倉字掬下中道添82番地	個人所有
歴史資料	047-有歴3	昭和58年4月14日	文芸誌 『樹陰』	ぶんげいし 『こかげ』	109冊	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
歴史資料	054-有歴4	昭和59年7月16日	八幡神社 船絵馬	はちまんじんじゃ ふなえ ま	1面	雄物川地区	雄物川町 深井字深井105番地 八幡神社	八幡神社
歴史資料	059-有歴5	昭和59年7月16日	沼館村絵図	ぬまだてむらえず	1幅	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
歴史資料	062-有歴6	昭和60年5月20日	蓑虫山人筆「琵琶沼絵図」	みのむしさんじんひつ 「びわぬまえず」	1幅	平鹿地区	平鹿町 浅舞字浅舞203番地	個人所有
歴史資料	085-有歴7	平成4年3月13日	戎谷南山筆「後三年合戦絵詞」	えびすやなんざんひつ 「ごさんねんかつせんえことば」	5巻	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4 後三年合戦金沢資料館	宗教法人金沢八幡宮
歴史資料	088-有歴8	平成4年3月23日	龍骨鏡	りゅうこつきょう	1個	横手市役所増田庁舎	増田町 増田字増田字土肥館173番地	横手市教育委員会
歴史資料	105-有歴9	平成8年4月1日	八柏村検地野帳	やがしわむらけんちや ちょう	1冊	大雄地区	大雄 字上田村79番地	個人所有
歴史資料	116-有歴10	平成11年1月20日	戎谷南山筆『雪の出羽路』写本	えびすやなんざんひつ 『ゆきのいでわじ』しゃほん	14巻	後三年合戦金沢資料館	金沢中野字根小屋102番地4 後三年合戦金沢資料館	横手市教育委員会
歴史資料	119-有歴11	平成11年6月22日	薄井村絵図	うすいむらえず	2幅	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
歴史資料	127-有歴12	平成13年6月28日	耕作成就祈所絵馬 伝 月山神社奉納	こうさくじょうじゅきどころえ ま でん がっさんじん じゃほうのう	1面	横手市役所増田庁舎	増田町 増田字増田字土肥館173番地	横手市教育委員会
歴史資料	129-有歴13	平成14年3月26日	五姓田芳柳筆 佐藤信淵、平田篤胤像	ごせだほうりゅうひつ さと うのぶひろ、ひらたあつた ねぞう	1幅	横手地区	羽黒町4番36号 横手南小学校	横手市教育委員会
歴史資料	143-有歴15	平成20年2月22日	田根森村適産調及び絵図	たねもりむらてきさんしら べおよびえず	適産調 4冊、 絵図2 枚	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
歴史資料	144-有歴16	平成20年2月22日	羽後交通横荘線鉄道資料	うごこうつうおうしょうせん てつどうしりょう	一括	雄物川郷土資料館平鹿農	雄物川町沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館 平鹿町浅舞字上蔭沼25番地 平鹿農村文化伝承館	横手市教育委員会
歴史資料	146-有歴17	平成20年10月27日	八幡神社(沼館) 古頭形兜	はちまんじんじゃ(ぬまだ て) こずなりかぶと	1頭	雄物川地区	雄物川町 沼館字沼館25番地	宗教法人八幡神社

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
歴史資料	158-有歴18	平成28年4月27日	横手筆	よこてふで	8枝	横手地域内	横手市城山町29番1号 展望台	横手市
歴史資料	166-有歴19	平成30年11月20日	沼館鏡図	ぬまだてかがみず	1幅	雄物川郷土資料館	雄物川町沼館字高畑366番地	横手市
歴史資料	167-有歴20	平成31年4月26日	長安寺 方便法身尊像	ちょうあんじ ほうべんぼっしんそんぞう	1幅	横手地域内	金沢本町字荒町35	宗教法人長安寺
歴史資料	168-有歴21	令和3年3月29日	横手城下全図	よこてじょうかぜんず	1幅	横手地域内	大町7番9号	横手市
芸能	017-芸能1	昭和53年8月21日	岡本新内	おかもとしんない		雄物川地区	雄物川町西野字後田表	雄物川町岡本新内保存会
工芸技術	044-工技1	昭和57年5月15日	十文字和紙	じゅうもんじわし		十文字地区	十文字町谷地新田字中村93番地	個人所有
工芸技術	045-工技2	昭和57年5月15日	仁井田菅笠	にいだすがさ		十文字地区	十文字町仁井田	仁井田菅笠生産協会
有形民俗	040-有民1	昭和57年4月1日	光明院 獅子頭	こうみょういん ししがしら	2口	平鹿地区	平鹿町醍醐字明沢26番地	個人所有
有形民俗	051-有民2	昭和58年4月14日	金峰神社の癒見面	きんぼうじんじゃのべしみめん	1面	雄物川地区	雄物川町大沢字上法寺137番地	金峰神社
有形民俗	089-有民3	平成4年3月23日	熊渕の機岳和尚木彫地藏尊	くまのふちのきがくおしょうもくちょうじぞうそん	1体	増田地区	増田町熊渕字飯館	熊渕集落
有形民俗	090-有民4	平成4年3月23日	萩袋の機岳和尚木彫地藏尊	おぎのふくろのきがくおしょうもくちょうじぞうそん	1体	増田地区	増田町萩袋字掬下	萩袋集落
有形民俗	091-有民5	平成4年3月23日	小栗山の機岳和尚木彫地藏尊	こぐりやまのきがくおしょうもくちょうじぞうそん	1体	増田地区	増田町狙半内字山崎	小栗山集落

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
有形民俗	092-有民6	平成4年3月23日	安養寺の機岳和尚延命地藏菩薩	あんようじのきがくおしょう えんめいじぞうぼさつ	1体	増田地区	増田町 荻袋字安養寺	安養寺集落
有形民俗	118-有民7	平成11年6月22日	享保雛(内裏雛)	きょうほびな(だいりびな)	1対	雄物川郷土資料館	雄物川町 沼館字高畑366番地 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会
有形民俗	125-有民8	平成13年3月2日	善福寺 三十三観音	ぜんぷくじ さんじゅうさん かんのん	33体	平鹿地区	平鹿町 醍醐字館ノ下33番地2,33番 地4	報恩山善福寺
無形民俗	004-無民1	昭和50年10月13日	二井山神楽	にいやまかぐら		雄物川地区	雄物川町 二井山字二井山73番地 二井山湯殿山神社	二井山神楽保存会
無形民俗	025-無民3	昭和54年5月23日	深間内神楽	ふかまうちかぐら		平鹿地区	平鹿町 上吉田字深間内	深間内神楽保存会
無形民俗	043-無民4	昭和57年5月15日	梨木水かぶり	なしのきみずかぶり		十文字地区	十文字町 梨木集落	愛宕会
無形民俗	070-無民5	昭和63年12月8日	沼館八幡の獅子舞	ぬまだてはちまんのししま い		雄物川地区	雄物川町 沼館字沼館25番地 沼館八幡神社	沼館八幡神社
無形民俗	071-無民6	平成1年3月14日	鍋倉囃子	なべくらばやし		平鹿地区	平鹿町 下鍋倉字鍋倉126番地	鍋倉囃子保存会
無形民俗	076-無民7	平成1年9月1日	今泉祇園囃子	いまいずみぎおんばやし		十文字地区	十文字町 睦合字川前	祇園講
無形民俗	080-無民8	平成2年4月25日	八木番楽	やぎばんがく		増田地区	増田地区	八木番楽保存会
無形民俗	081-無民9	平成2年4月25日	戸波神社の芸能	となみじんじゃのげいのう		増田地区	増田地区	戸波郷土芸能保存会
無形民俗	100-無民10	平成6年4月15日	金沢ささら舞	かねざわささらまい		横手地区	金沢地区	金沢ささら舞保存会
無形民俗	113-無民11	平成10年3月26日	百落鹿島流し	ひゃくおちかしまながし		横手地区	百万刈字落合	百落鹿島流し保存会

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
無形民俗	114-無民12	平成10年3月26日	下根田鹿島送り	しもこんだかしまおくり		横手地区	百万刈字下根田	下根田鹿島送り保存会
無形民俗	115-無民13	平成10年7月1日	藤巻の厄神立て	ふじまきのやくじんたて		大雄地区	大雄字 藤巻西53地先	藤巻財産管理会
無形民俗	117-無民14	平成11年1月20日	旭岡山神社の梵天	あさひおかやまじんじゃの ぼんでん		横手地区	横手地区	社団法人横手市観光協会
無形民俗	121-無民15	平成11年7月29日	三助稲荷神社の梵天	さんすけいなりじんじゃの ぼんでん		大森地区	大森町 袴田字影取	三助稲荷神社梵天保存会
無形民俗	122-無民16	平成12年2月3日	横手のかまくら	よこてのかまくら		横手地区	横手地区	社団法人横手市観光協会
無形民俗	138-無民17	平成19年4月1日	月山神社 神輿渡御行事	がっさんじんじゃ みこし とぎよぎようじ		増田地区	増田町内	月山神社
無形民俗	139-無民18	平成19年4月1日	増田の福嶋サイサイ	ますだのふくしまさいさい		増田地区	増田町内	福嶋サイサイ囃子保存会
無形民俗	164-無民19	平成30年4月24日	沼館八幡神社 神輿渡御行事	ぬまだてはちまんじん じゃ みこしとぎよぎようじ		雄物川地域内	雄物川町沼館字沼館25	宗教法人八幡神社
無形民俗	165-無民20	平成30年4月24日	浅舞八幡神社 神輿渡御及び山車巡行行事	あさまいはちまんじんじゃ みこしとぎよおよびだし じゅんこうぎようじ		平鹿地域内	平鹿町浅舞字蔭沼125	宗教法人八幡神社
史跡	007-史跡1	昭和51年3月31日	八沢木番所跡	やさわぎばんしょあと		大森地区	大森町 八沢木字前田	横手市
史跡	008-史跡2	昭和51年3月31日	板井田の左門塚	いたいだのさもんづか	1基	大森地区	大森町 板井田字岩の台	個人所有
史跡	009-史跡3	昭和51年3月31日	八沢木の百人塚	やさわぎのひやくにんづ か	1基	大森地区	大森町 八沢木字繫	個人所有
史跡	020-史跡4	昭和54年5月23日	大保中台遺跡	おおぼなかだい いせき		平鹿地区	平鹿町 醍醐字大保中台7番地1	横手市

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
史跡	021-史跡5	昭和54年5月23日	浅舞の古八幡跡	あさまいのふるはちまんあと		平鹿地区	平鹿町 浅舞字八幡小路321番地	個人所有
史跡	022-史跡6	昭和54年5月23日	浅舞の小野塚	あさまいのおのづか	1基	平鹿地区	平鹿町 浅舞字小野墳39番地	個人所有
史跡	023-史跡7	昭和54年5月23日	小野寺友光墓所	おののでらともみつぼしよ	1基	平鹿地区	平鹿町 浅舞字浅舞286番地	長雲山龍泉寺
史跡	030-史跡8	昭和55年2月5日	梨ノ木塚遺跡	なしのきづかいせき		増田地区	増田町 吉野字梨ノ木塚21～25番地	横手市
史跡	027-史跡9	昭和55年2月5日	亀田の久蔵碑	かめだのきゅうぞうひ	1基	増田地区	増田町 増田字真人山下	横手市
史跡	028-史跡10	昭和55年2月5日	黒坂兵右衛門碑	くろさかひょうえもんひ	1基	増田地区	増田町 熊渕字掬上	黒坂兵右衛門顕彰会
史跡	029-史跡11	昭和55年2月5日	月山碑(御鷹の碑)	がつさんひ(みたかのひ)	1基	増田地区	増田町 増田字月山11番地 月山神社	月山神社
史跡	035-史跡12	昭和57年1月14日	一覚・行正・喜覚の碑	いちがく・ぎょうしょう・きがく のひ		増田地区	増田町 亀田字柳原58番地	個人所有
史跡	055-史跡13	昭和59年7月16日	兵部ヶ沢遺跡	ひょうぶがさわいせき		雄物川地区	雄物川町 沼館字兵部ヶ沢42番地1地内	横手市/個人所有
史跡	056-史跡14	昭和59年7月16日	七ツ森経塚	ななつもりきょうづか	5基	雄物川地区	雄物川町大沢字北野47番地 8、47番地9、今宿字ハアカ坂 85番地1、86番地1、87番地1	横手市/個人所有
史跡	058-史跡15	昭和59年7月16日	薄井の方示碑	うすいのほうじひ	1基	雄物川地区	雄物川町 薄井字薄井72番地 八坂神社境内	八坂神社

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
史跡	066-史跡16	昭和63年12月8日	大沢口の領界碑	おおさわぐちのりようかいひ	1基	雄物川地区	雄物川町大沢字大台2番地	横手市
史跡	075-史跡17	平成1年9月1日	十文字の御帳塚	じゅうもんじのおちようづか		十文字地区	十文字町 鼎字高橋57番地	個人所有
史跡	086-史跡18	平成4年3月13日	大鳥井山十三塚	おおとりいやまじゅうさんづか	9基	横手地区	新坂町	横手市
史跡	087-史跡19	平成4年3月13日	小野寺泰道墓所	おのでらやすみちぼしよ	2基	横手地区	田中町3番14号	大儀山正平寺
史跡	094-史跡20	平成5年1月27日	坂部の境塚	さかべのさかいづか	1基	大森地区	大森町 坂部字若志田沢	横手市
史跡	095-史跡21	平成5年1月27日	波宇志別神社神楽殿 境内地	はうしわけじんじやくぐらでん けいだいち		大森地区	大森町 八沢木字宮脇106番地	波宇志別神社
史跡	108-史跡22	平成8年5月31日	岩瀬御台の墓所(付 七条袈裟)	いわせみだいのぼしよ(つけたり しちじょうけさ)	1基	横手地区	二葉町3番5号	金剛山天仙寺
史跡	112-史跡23	平成10年3月26日	横手城跡	よこてじょうあと		横手地区	城山町47番地	横手市/秋田神社
史跡	123-史跡24	平成12年2月23日	白木峠の五輪塔	しらきとうげのごりんとう	1基	山内地区	山内 小松川字上谷地14番地	個人所有
史跡	126-史跡25	平成13年6月28日	焼山焼窯跡	やけやまやきかまあと		増田地区	増田町 吉野字漆沢36番地1	個人所有
名勝	101-名勝1	平成7年3月16日	滝ノ沢	たきのさわ		横手地区	睦成字滝の沢地内	株式会社横手殖林社

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
天然記念物	002-天記2	昭和49年8月15日	大屋の梅	おおやのうめ	1本	横手地区	柳田字持田82番地	個人所有
天然記念物	003-天記3	昭和50年10月1日	旭岡山神社の七本杉	あさひおかやまじんじやの ななほんすぎ	3本	横手地区	大沢字上庭当田123番地	旭岡山神社
天然記念物	011-天記4	昭和51年3月31日	銀杏の木台の大イチョウ	いちょうのきだいのおおい ちょう	1本	大森地区	大森町 八沢木字屋敷台	雄物川町館合財産区/ 大雄館合財産区
天然記念物	012-天記5	昭和51年3月31日	十二ノ木のケヤキ	じゅうにのきのけやき	1本	大森地区	大森町 八沢木字十二ノ木	個人所有
天然記念物	013-天記6	昭和51年3月31日	岩清水の大杉	いわしみずのおおすぎ	1本	大森地区	大森町 上溝字岩清水	個人所有
天然記念物	024-天記7	昭和54年5月23日	白藤神社の姥杉	しらふじんじやのうばす ぎ	1本	平鹿地区	平鹿町 中吉田字上藤根23番地	個人所有
天然記念物	031-天記8	昭和55年2月5日	二本杉	にほんすぎ	1本	増田地区	増田町 増田字土肥館141番地	横手市
天然記念物	032-天記9	昭和55年2月5日	西百目木のイチョウ	にしどめきのいちょう	1本	大森地区	大森町 板井田字西百目木	個人所有
天然記念物	036-天記10	昭和57年1月14日	亀田のイチイ	かめだのいちい	1本	増田地区	増田町 亀田字上堰合54番地	個人所有
天然記念物	037-天記11	昭和57年1月14日	舟繋ぎのサイカチ	ふなつなぎのさいかち	1本	増田地区	増田町 増田字縫殿	縫殿自治会

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
天然記念物	038-天記12	昭和57年1月14日	増田のカヤ	ますだのかや	1本	増田地区	増田町 増田字本町7番地	個人所有
天然記念物	053-天記14	昭和58年7月1日	樽見内の鹿嶋梨	たるみないのかしまなし	1本	平鹿地区	平鹿町 樽見内字土田150番地	個人所有
天然記念物	060-天記15	昭和59年11月15日	藍婆神社の大杉	らんばじんじやのおおすぎ	2本	大森地区	大森町 上溝字下久保173番地	個人所有
天然記念物	061-天記16	昭和59年11月15日	白山神社の大杉	はくさんじんじやのおおすぎ	4本	大森地区	大森町 上溝字岩瀬52番地	白山神社
天然記念物	068-天記17	昭和63年12月8日	大沢のカスミザクラ	おおさわのかすみざくら	1本	雄物川地区	雄物川町 大沢字鍛冶台28番地	横手市
天然記念物	069-天記18	昭和63年12月8日	大沢のイタヤカエデ	おおさわのいたやかえで	1本	雄物川地区	雄物川町 大沢字坂ノ下39番地 (共同墓地内)	個人共有地
天然記念物	067-天記19	昭和63年12月8日	八幡野のブナ林	はちまんののぶなりん	15本	雄物川地区	雄物川町 谷地新田字八幡野30番地 八幡神社	個人所有
天然記念物	120-天記20	平成11年6月22日	造山の傘杉	つくりやまのからかさすぎ	1本	雄物川地区	雄物川町 造山字造山116番地	横手市
天然記念物	140-天記21	平成19年4月1日	大松川のトチノキ	おおまつかわのとちのき	1本	山内地区	山内 大松川字銭神9番地	個人所有
有形民俗	154-有民9	平成25年3月25日	金澤八幡宮 獅子頭	かねざわはちまんぐう ししがしら	2口	横手地区	横手市金沢字安本館4番地	金沢八幡宮
有形民俗	155-有民10	平成25年3月25日	金澤八幡宮 神楽面	かねざわはちまんぐう かぐらめん	6面	横手地区	横手市金沢字安本館4番地	金沢八幡宮

種別	指定番号	指定年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
有形民俗	155-有民10	平成25年3月25日	金澤八幡宮 神楽面	かねざわはちまんぐう かぐらめん	6面	横手地区	横手市金沢字安本館4番地	宗教法人 金沢八幡宮
建造物	156-有建16	平成25年7月22日	谷藤家住宅 主屋、座敷蔵及び味噌蔵	たにふじけじゅうたく しゅおく、ざしきぐらおよびみそぐら	3棟	増田地区	増田町増田字上町67	個人所有
建造物	157-有建17	平成27年1月28日	旧佐々虎呉服店蔵	きゅうささとらごふくてんみせぐら	1棟	増田地区	増田町増田字中町90番地	個人所有
建造物	159-有建18	平成28年4月27日	沼館八幡神社本殿	ぬまだてはちまんじんじゃほんでん	1棟	雄物川地区	雄物川町沼館字沼館25番地	宗教法人 八幡神社
有形民俗	160-有民11	平成29年1月24日	中山人形原型	なかやまにぎょうげんけい	10体	横手地区	横手市駅前町5番67号	樋渡人形店
建造物	161-有建19	平成29年4月24日	カトリック横手教会聖堂	かとりつくよこてきょうかいせいどう	1棟	横手地区	横手市寿町7-25	カトリック新潟教区
建造物	162-有建20	平成29年4月24日	山中家住宅 主屋及び座敷蔵	やまなかけじゅうたく おもやおよびざしきぐら	2棟	増田地区	増田町増田字中町105番地	個人所有
建造物	163-有建21	平成29年4月24日	旧守徳堂村田薬局店舗・主屋・座敷蔵及び味噌蔵	きゅうしゅとくどうむらた やつきよくてんぽ・おもや・ざしきぐらおよびみそぐら	4棟	増田地区	増田町増田字七日町141番地	個人所有

5. 国登録有形文化財

令和6年12月末現在

種別	登録番号	登録年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	05-0009	平成9年5月7日	鈴木家住宅主屋	すずきけじゅうたくしゅおく	1棟	横手地区	塚堀字塚堀114番地	個人所有
建造物	05-0013	平成9年6月12日	平源旅館本店	ひらげんりょかんほんてん	1棟	横手地区	大町6番24号	個人所有
建造物	05-0014	平成9年6月12日	平源旅館土蔵	ひらげんりょかんどぞう	1棟	横手地区	大町6番24号	個人所有
建造物	05-0041	平成11年2月17日	戸田家住宅	とだけけじゅうたく	1棟	横手地区	黒川字余目196番地	個人所有
建造物	05-0042	平成11年2月17日	伊藤八重郎家住宅	いとうはちじゅうろうけじゅうたく	1棟	横手地区	安本字安本71番地	個人所有
建造物	05-0043	平成11年2月17日	泉川家住宅	いずみかわけじゅうたく	1棟	横手地区	大水戸町5番8号	個人所有
建造物	05-0044	平成11年2月17日	遠藤家住宅主屋	えんどうけじゅうたくしゅおく	1棟	横手地区	上内町1番1号	個人所有
建造物	05-0045	平成11年2月17日	遠藤家住宅土蔵	えんどうけじゅうたくどぞう	1棟	横手地区	上内町1番1号	個人所有
建造物	05-0046	平成11年2月17日	木村屋商店本店	きむらやしゅうてんほんてん	1棟	横手地区	大町5番23号	個人所有

種別	登録番号	登録年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	05-0047	平成11年2月17日	斎太薬局本店店舗	さいたやつきよくほんてんてんぼ	1棟	横手地区	四日町2番13号	個人所有
建造物	05-0048	平成11年2月17日	斎太薬局本店調剤室・応接室	さいたやつきよくほんてんちょうざいしつ・おうせつしつ	1棟	横手地区	四日町2番13号	個人所有
建造物	05-0079	平成14年2月14日	日の丸醸造本社店舗	ひのまるじょうぞうほんしゃてんぼ	1棟	増田地区	増田町 増田字七日町114番地2	日の丸醸造株式会社
建造物	05-0080	平成14年2月14日	日の丸醸造本社南蔵	ひのまるじょうぞうほんしゃみなみくら	1棟	増田地区	増田町 増田字七日町114番地2	日の丸醸造株式会社
建造物	05-0081	平成14年2月14日	日の丸醸造本社中央蔵	ひのまるじょうぞうほんしゃちゅうおうくら	1棟	増田地区	増田町 増田字七日町114番地2	日の丸醸造株式会社
建造物	05-0082	平成14年2月14日	日の丸醸造本社麹蔵	ひのまるじょうぞうほんしゃこうじくら	1棟	増田地区	増田町 増田字七日町114番地2	日の丸醸造株式会社
建造物	05-0083	平成14年2月14日	日の丸醸造本社東前蔵	ひのまるじょうぞうほんしゃひがしまえくら	1棟	増田地区	増田町 増田字七日町114番地2	日の丸醸造株式会社
建造物	05-0084	平成14年2月14日	日の丸醸造本社東後蔵	ひのまるじょうぞうほんしゃひがしうしろくら	1棟	増田地区	増田町 増田字七日町114番地2	日の丸醸造株式会社
建造物	05-0085	平成14年2月14日	日の丸醸造本社西蔵	ひのまるじょうぞうほんしゃにしくら	1棟	増田地区	増田町 増田字七日町114番地2	日の丸醸造株式会社
建造物	05-0086	平成14年2月14日	勇駒酒造本社店舗	いさみごましゅぞうほんしゃてんぼ	1棟	増田地区	増田町 増田字中町64番地	合資会社羽場こうじ店
建造物	05-0087	平成14年2月14日	勇駒酒造本社東蔵	いさみごましゅぞうほんしゃひがしくら	1棟	増田地区	増田町 増田字中町64番地	合資会社羽場こうじ店

種別	登録	登録年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	05-0088	平成14年2月14日	勇駒酒造本社西蔵	いさみごましゅぞうほん しゃにしくら	1棟	増田地区	増田町 増田字中町64番地	合資会社羽場こうじ店
建造物	05-0089	平成14年2月14日	勇駒酒造本社南蔵	いさみごましゅぞうほん しゃみなみくら	1棟	増田地区	増田町 増田字中町64番地	合資会社羽場こうじ店
建造物	05-0118	平成17年2月9日	赤川家住宅蔵	あかがわけじゅうたくくら	1棟	大森地区	大森町 大森字大森176番地2	個人所有
建造物	05-0156	平成19年12月5日	佐藤養助商店漆蔵資料館土蔵	さとうようすけしよてんうる しぐらしりょうかんどぞう	1棟	増田地区	増田町 増田字本町5番地	有限会社佐藤養助商店
建造物	05-0157	平成21年4月28日	小西家住宅主屋	こにしけじゅうたくしゅおく	1棟	雄物川地区	雄物川町薄井字薄井94	個人所有
建造物	05-0159	平成21年4月28日	小西家住宅座敷蔵	こにしけじゅうたくざしきぐ ら	1棟	雄物川地区	雄物川町薄井字薄井94	個人所有
建造物	05-0158	平成21年4月28日	小西家住宅文庫蔵	こにしけじゅうたくぶんこぐ ら	1棟	雄物川地区	雄物川町薄井字薄井94	個人所有
建造物	05-0161	平成21年8月7日	佐々木家住宅主屋	ささきけじゅうたくしゅおく	1棟	増田地区	増田町増田字中町91	個人所有
建造物	05-0162	平成21年8月7日	旧佐々虎呉服店主屋及び座敷蔵	きゅうささとらごふくてん しゅおくおよびざしきぐら	1棟	増田地区	増田町増田字中町91	個人所有
建造物	05-0164	平成21年8月7日	旧佐々虎呉服店資材蔵	きゅうささとらごふくてんし ざいぐら	1棟	増田地区	増田町増田字中町91	個人所有
建造物	05-0165	平成21年8月7日	興文館東海林書店 店舗兼主屋及び座敷蔵	こうぶんかんしょうじしよて んてんぼけんしゅおくおよ びざしきぐら	1棟	増田地区	増田町増田字中町100	個人所有

種別	登録番号	登録年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	05-0166	平成21年8月7日	鈴木家住宅旧米蔵	すずきけじゅうたくきゅうこめぐら	1棟	増田地区	増田町増田字七日町130	個人所有
建造物	05-0167	平成21年8月7日	旧佐藤三十郎商店 店舗兼主屋及び座敷蔵	きゅうさとうさんじゅうろう しょうてんてんぼけんしゅ おくおよびざしきぐら	1棟	増田地区	増田町増田字七日町147	個人所有
建造物	05-0168	平成21年8月7日	石直商店店舗兼主屋	いしなおしょうてんてんぼ けんしゅおく	1棟	増田地区	増田町増田字七日町122	個人所有
建造物	05-0169	平成21年8月7日	石直商店文庫蔵	いしなおしょうてんぶんこ ぐら	1棟	増田地区	増田町増田字七日町122	個人所有
建造物	05-0170	平成21年11月2日	旧杏華堂石田医院座敷蔵	きゅうきょうかどういしだい いんざしきぐら	1棟	増田地区	秋田市東通仲町23-20	個人所有
建造物	05-0171	平成21年11月2日	旧長江八兵衛家味噌蔵	きゅうながえはちべえけみ そぐら	1棟	増田地区	増田町増田字中町66	個人所有
建造物	05-0172	平成21年11月2日	佐藤養助漆蔵資料館旧米蔵	さとうようすけうるしぐらし りょうかんきゅうこめぐら	1棟	増田地区	増田町増田字本町5他	有限会社佐藤養助商店
建造物	05-0173	平成21年11月2日	旧清水精肉店店舗兼主屋	きゅうしみずせいにくてん てんぼけんしゅおく	1棟	増田地区	増田町増田字本町76	個人所有
建造物	05-0176	平成22年9月10日	日の丸醸造本社文庫蔵	ひのまるじょうぞうほんしゃ ぶんこぐら	1棟	増田地区	横手市増田町増田字七日町119	日の丸醸造株式会社
建造物	05-0177	平成22年9月10日	山中吉助商店旧座敷蔵	やまなかきちすけしょうて んきゅうざしきぐら	1棟	増田地区	横手市増田町増田字中町104	個人所有
建造物	05-0178	平成22年9月10日	佐々平商店文庫蔵	ささへいしょうてんぶんこ ぐら	1棟	増田地区	横手市増田町増田字中町96	個人所有
建造物	05-0179	平成22年9月10日	旧栄助商店座敷蔵	きゅうえいすけしょうてんざ しきぐら	1棟	増田地区	横手市増田町増田字七日町154-2	個人所有

種別	登録番号	登録年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	05－0180	平成22年9月10日	高橋茶舗座敷蔵	たかはしさほきゅうざしきぐら	1棟	増田地区	横手市増田町増田字七日町151	個人所有
建造物	05－0181	平成22年9月10日	旧石宇商店座敷蔵	きゅういしゅうしょうてんざしきぐら	1棟	増田地区	横手市増田町増田字七日町140	個人所有
建造物	05－0182	平成22年9月10日	旧長江八兵衛商店座敷蔵	きゅうながえはちべえしょうてんざしきぐら	1棟	増田地区	横手市増田町増田字中町66	個人所有
建造物	05－0185	平成23年3月18日	浅舞酒造店舗	あさまいしゅぞうてんぼ	1棟	平鹿地区	平鹿町浅舞字浅舞388	(株) 浅舞酒造
建造物	05－0186	平成23年3月18日	浅舞酒造仕込み蔵・貯蔵蔵及び作業場	あさまいしゅぞうしこみぐら・ちょぞうぐらおよびさぎょうば	1棟	平鹿地区	平鹿町浅舞字浅舞388	(株) 浅舞酒造
建造物	05－0187	平成23年3月18日	浅舞酒造吟醸蔵及び配場	あさまいしゅぞうぎんじょうぐらおよびもとはば	1棟	平鹿地区	平鹿町浅舞字浅舞388	(株) 浅舞酒造
建造物	05－0218	平成30年11月2日	今野商店店蔵	いまのしょうてんみせぐら	1棟	大森地区	大森町字大森175番地	個人所有
建造物	05－0219	平成30年11月2日	今野商店土蔵	いまのしょうてんどぞう	1棟	大森地区	大森町字大森175番地	個人所有
建造物	05－0220	平成30年11月2日	東北聖書 バプテスト十文字教会	とうほくせいしょ ばぶてすとじょうもんじきょうかい	1棟	十文字地区	十文字町字栄町18番地1、19番地	宗教法人東北聖書バプテスト十文字教会
建造物	05－0230	令和3年2月4日	李子家住宅 主屋	きしけじゅうたく おもや	1棟	増田地区	増田町吉野字村ノ後58	個人
建造物	05－0231	令和3年2月4日	李子家住宅 内蔵	きしけじゅうたく うちぐら	1棟	増田地区	増田町吉野字村ノ後58	個人
建造物	05－0232	令和3年2月4日	李子家住宅 外蔵	きしけじゅうたく そとぐら	1棟	増田地区	増田町吉野字村ノ後58	個人

種別	登録番号	登録年月日	名称	よみ	員数	地区等	所在地	所有者
建造物	05-0234	令和3年2月4日	旧加藤茶舗店蔵	きゅうかとうしゃほみせぐら	1棟	十文字地区	十文字町字曙町7-3	十文字製麹合資会社
建造物	05-0240	令和6年3月6日	旧片野家住宅主屋	きゅうかとうちやほみせぐら	1棟	横手市羽黒町65	横手市	個人
建造物	05-0241	令和6年3月6日	旧片野家住宅煉瓦蔵	きゅうかたのけじゅうたくしゅおく	1棟	横手市羽黒町65	横手市	個人
建造物	05-0242	令和6年3月6日	旧片野家住宅中の蔵	きゅうかたのけじゅうたくれんがぐら	1棟	横手市羽黒町65	横手市	個人
建造物	05-0243	令和6年3月6日	旧片野家住宅味噌蔵	きゅうかたのけじゅうたくなかのくら	1棟	横手市羽黒町65	横手市	十文字製麹合資会社
建造物	05-0244	令和6年3月6日	旧片野家住宅表門及び堀	きゅうかたのけじゅうたくみそぐら	1棟	横手市羽黒町65	横手市	
建造物	05-0246	令和6年12月3日	旧観音寺鐘楼	きゅうかんのんじしょうろう	1棟	横手地域内	横手市本町168-1	横手市
建造物	05-0247	令和6年12月3日	正平寺経蔵	しょうへいじきょうぞう	1棟	横手地域内	横手市田中町58-2	正平寺
建造物	05-0248	令和6年12月3日	正平寺山門	しょうへいじさんもん	1棟	横手地域内	横手市田中町58-2	正平寺

第19節 過去における災害に関する資料

第1 横手市災害年表

年	地 区	区 分	記 事
明治29年	市全域	地 震	8月31日、午前5時6分頃美郷町震源とする震度6強の激震があり、死者18名、傷者111名、焼失建物1棟、全潰建物1,019棟、半潰建物690棟、1部破損6,707棟、道路124箇所、橋梁80箇所、堤防27箇所、山崩545箇所、田畑被害218ha
昭和2年	増 田	火 災	5月31日、縫殿村通覚寺より出火、折からの強風に煽られ18戸に延焼す。損害額約3万円
昭和3年	横 手	火 災	7月31日、水上より出火、住家12戸焼失、消防夫1名負傷、損害額17,425円
昭和6年	横 手	火 災	1月17日、秋田県立横手中学校(現県立横手高校)寄宿舎放火により焼失
昭和8年	十文字	火 災	梨木で7戸焼失
昭和11年	増 田	火 災	1月6日、上町より出火、5棟全焼す
昭和12年	平 鹿	火 災	5月11日、六日町新町より出火、9棟全焼
昭和13年	増 田	火 災	4月29日、樋場より出火、全半焼24棟、損害額17,500円
昭和14年	横 手	火 災	9月5日、隣村栄村火災に応援出動途中、同村赤谷地国道上で通行人を避けようとハンドルを切り誤り、杉並木にポンプ車が激突。常備消防部長と警防員2名が殉職
昭和15年	大 森	火 災	神成部落より出火、6戸全焼
昭和17年	増 田	火 災	5月20日、放火により本町から出火、18棟23世帯焼失
	平 鹿	火 災	6月2日、宿舘より出火、13棟全焼
昭和18年	横 手	火 災	3月27日、上飛瀬より出火、住家3棟、非住家2棟全焼、焼死者1名、損害額12,300円。この年残雪多くポンプ自動車の通行不能のため、ガソリンポンプ2台で消火
	大 森	水 害	8月12日、豪雨により横沢、極楽寺、船沢で橋脚が流失。横沢、極楽寺で道路決壊、上溝川左岸の護岸が流失
昭和19年	横 手	火 災	5月9日、横手沢にて山火事発生、15mの風にあおられ林野2ha焼失
昭和20年	横 手	空 襲	7月15日、米軍艦載機3機飛来し、横手国民学校(旧県立横手工業高校)付近に爆弾を投下、爆風により学校の窓ガラスや壁が落ちる被害をうけた
			8月5日、再度艦載機飛来し、爆弾を投下して横手駅、また通行中の列車に機銃掃射した。爆弾は駅前住家に命中、家は倒壊、家族6人死亡、負傷者2名が出ている

年	地 区	区 分	記 事
昭和20年	大 森	火 災	8月23日、本郷より出火。住家非住家62棟全半焼
昭和21年	平 鹿	火 災	5月 宿館より出火、3棟全焼
昭和22年	大 雄	水 害	7月23日大雨により雄物川が増水し、阿気村地区の雄物川堤防6ヶ所決壊、その他河川の橋梁10数ヶ所流失した。藤巻、六丁、山王、中島の低地一帯が水没、大森町まで一帯が水浸し
	雄物川	水 害	7月 雄物川大洪水で沼館橋流失
	横 手	水 害	7月23日、大雨により横手川が増水氾濫す。永久橋の中の西袂から中央へ30mが橋脚とともに流失、床上浸水500棟8月2日再度の大雨で中の橋西岸10m決壊、流失家屋1、床上浸水73棟、床下浸水398棟、堤防決壊
			9月14日～15日、キャサリン台風が豪雨をもたらし横手川の水位は7.7mに達す。本郷橋20m、碓大橋30m流失、床上浸水350棟、床下浸水1,057棟
	大 森	水 害	7月23日、8月2日、9月14～15日大雨や台風により川西で、橋脚9ヶ所流失、道路の決壊3ヶ所。
	十文字	水 害	7～9月にかけて、大雨と台風により皆瀬川が増水し、繰り返し洪水が起こり川沿いの地域を中心に大きな被害を受けた。睦合村で流失家屋11棟、倒壊家屋13棟、半壊以上8棟、半壊以下531棟、床上浸水306棟、床下浸水419棟。植田村志摩集落で7戸が当時人家がなかった高口に移住した。
	山 内	水 害	村内まれにみる水害
	増 田	火 災	12月30日、増田水力電気会社事務室より出火、同会社を焼き尽くす。損害額18,000円。
昭和23年	増 田	水 害	台風のため成瀬川橋、戸波橋が流される。
昭和24年	増 田	火 災	2月27日、雄平農村工場より出火、建物9棟361坪を焼失
	山 内	火 災	相野々下三明岡の大火(全焼22戸)
昭和25年	大 雄	火 災	12月31日、重福寺火災
	山 内	火 災	相野々駅前(中島)の大火(全焼11戸、15世帯)
昭和26年	大 森	火 災	4月9日、五日町より出火、46棟全半焼
	十文字	火 災	三重小学校全焼
昭和27年	横 手	水 害	7月15日からの3日間にわたる降雨で県内の大小河川は増水。道路、橋梁、護岸の被害大、根岸町護岸60mに被害、平和街道も7ヶ所寸断
昭和28年	大 森	火 災	3月大森町農協倉庫焼失

年	地 区	区 分	記 事
昭和28年	増 田	火 災	4月28日 専売公社たばこ収納場より出火、90坪焼失、損害額400万円
	大 森	火 災	5月18日、女郎出より出火、全焼住家14棟、非住家11棟、半焼3棟、損害額594万円
	横 手	火 災	11月24日、前郷字礼堂(現前郷二番町)より出火、住家5非住家1棟全焼、7棟半焼、負傷者5名、損害額602万円
昭和29年	大 森	火 災	矢走より出火、3棟焼失
	雄物川	火 災	二井山より出火、住家9、非住家5棟全焼
	大 森	火 災	8月11日、前田より出火、住家12棟、非住家8棟全焼、4名焼死、損害額1,102万円
昭和30年	大 雄	火 災	3月31日、根田谷地田根森劇場火災
	横 手	水 害	6月24日～26日、豪雨により横手川増水全市消防団員総出動、境大橋(木橋)、中の橋の一部流失、本郷橋、碓大橋流失、26日午前0時25分サイレンを吹鳴、付近住民は横手公園に避難、交通網はマヒ。行方不明1名、流失家屋4棟、床上浸水231棟、床下浸水654棟
	大 森	水 害	6月25日、豪雨により、横沢、熊の堂、鉢山、芝橋の橋が流失。大森橋、武道線の道路(330m)流失。鉢山堤、石高堤の溜池が決壊、床下浸水32戸
	大 雄	水 害	6月24日、大雨により雄物川増水及び氾濫、床下浸水54棟
	山 内	水 害	6月24～25日にかけての豪雨により、家屋の床下浸水8戸、行方不明者1名などを出した他、橋梁18ヶ所、道路37線路、農地等に多大の被害、被害額2,000万円以上
	平 鹿	火 災	11月4日、醍醐中学校火災1棟全焼
	横 手	火 災	1月3日、寺町店舗併用住宅より出火、同木造2階建を全焼。火元23歳女性、1歳男児焼死 9月7日、睦成字関根より出火、住家1非住家4棟全焼、住家2棟半焼。さらに300m離れた住家に飛火し、住家非住家各1棟全焼。損害額302万円
昭和32年	平 鹿	火 災	2月1日、蛭野小学校火災1棟全焼、損害額1,500万円
	横 手	火 災	5月17日、安田谷地岸より出火、私鉄機関庫1棟152坪全焼。蒸気機関車1、内燃機関車1、客車1、ラッセル車1などを焼失

年	地 区	区 分	記 事
昭和32年	横 手	火 災	6月4日、上飛瀬(現寿町)タイヤ修理工場より出火、火元工場1同住家1棟全焼、隣家運送業車庫を全焼、同住家1棟全焼、納豆製造販売工場の一部を焼失、火元男性左手に火傷、消防士1名が背部に火傷を負う、損害額289万円
	大 森	水 害	8月26日、豪雨により藤野の雄物川護岸決壊
	横 手	火 災	12月12日、金沢中野字長持より出火、火元住家非住家各1棟、隣家1棟全焼、さらに金沢南小学校(現市立金沢小学校)に燃え移り、普通教室2室及び音楽室の一部を焼く、損害額301万円
		風 害	12月13日、暴風雨により全壊家屋7棟、一部破損23棟、電柱倒壊22本等
昭和33年	大 森	火 災	4月23日、五日町より出火、4棟全半焼
		火 災	5月19日、木根坂より出火、全焼住家1非住家3棟、半焼1棟、尚この火災で古文書、国宝級の文化財焼失
		水 害	7月29日、豪雨により大納川、上溝川の堤防14ヶ所決壊(420m)水路の決壊(355m)橋梁流失2ヶ所
		水 害	9月18日、台風による雨で雄物川、上溝川の堤防決壊(200m)崖崩れ70m、橋の流失3ヶ所、床上浸水21戸、床下浸水42戸
昭和34年	大 森	水 害	7月6日、豪雨により堤防や護岸が決壊、道路も決壊(9500m)床上浸水4戸、床下浸水174戸
昭和35年	横 手	火 災	2月11日、睦成字千手沢より出火、住家1棟及び市有共同住宅(4世帯)を全焼、損害額281万円
	大 森	火 災	3月20日、坂部開より出火、全焼住家5棟、非住家3棟全焼
	平 鹿	火 災	2月3日、浅舞小学校火災1棟半焼、損害額2,000万円
昭和36年	横 手	火 災	2月22日、上真山より出火、全焼住家2非住家2棟部分焼1棟この年は10数年ぶりの大雪に加え、前日の雨で道路状態が最悪であり、各ポンプ車は迂回し現場に着くも水利の状態も悪く、ホースの延長に時間を要した。また一時国鉄の列車の運行を停止し消火にあたった。
			4月11日、上飛瀬(現寿町)より出火、住家4棟、非住家1棟全焼。避難の際2階から飛び降りた女性が脊椎骨折の重傷を負った。原因は放火の疑い。損害額997万円
		風 害	9月16日、台風18号により全壊家屋1棟、屋根の破損多数、杉立ち木の倒木46本。午後8時火災警報を発令す。

年	地 区	区 分	記 事
昭和37年	横 手	火 災	12月6日、前郷字外飛瀬(現前郷二番町)織物工場より出火、同工場811㎡、同住家、土蔵造り倉庫2棟全焼。当日は強風波浪注意報が発令中で、南東の風7mと強く、市内消防団員100人余り出動のほか、平鹿町、大森町、十文字町、大雄村、及び大曲市から消火応援があった。損害額2,883万円
昭和38年	横 手	火 災	3月3日、下根岸町市立横手北小学校第3校舎より出火、木造校舎2棟、平屋建体育館1棟延べ3,537㎡を焼失、消防団員400名余、平鹿郡内のポンプ車及び大曲、湯沢市の消防署からの消火応援があり、風下の民家、寺院への延焼が阻止できた。原因不審火として調査したが不明。損害額3,790万円
	大 雄	火 災	5月3日、上丁より出火、住家11、非住家7棟全焼
昭和40年	横 手	雪 害	1月24日、睦成字上真山で倉庫165㎡全壊、中型貨物車一部破損、負傷者1名右足骨折。
			3月5日、鍛冶町で木造平屋建倉庫181.5㎡全壊、車両の破損2、商品多数に被害
			3月5日、柳町(現中央町)映画館木造一部2階建ての客席部分122.4㎡、2階客席天井部分破損
			3月17日、大屋沢にて幅10m高さ30mの雪崩が発生、死者2名(46歳、16歳男性)負傷者2名
			3月13日～16日、自衛隊の出動を要請し、隊員110名、車両7台をもって道路の除雪を行った。
	大 雄	水 害	4月21日、雪どけ水のため、田根森地内の県道、村道3ヶ所が一時通行不能
	横 手	水 害	7月15日、14日からの降水量は105mmに達し横手川は増水、旭岡橋流失、中小河川は増水。川田橋、野中橋、中杉沢橋が流失、横手川付近住民は高地へ避難、公共施設農地道路堤防等に甚大な被害を受ける。浄水場の被害で飲料水の供給が途絶、湯沢市、増田町より応援を受ける。床上浸水1,150棟、床下浸水3,142棟。死者行方不明者なし(災害救助法適用)
	大 森	水 害	7月15日、豪雨により大納川、上溝山城堰流域の橋の流失5ヶ、山崩れ5、護岸決壊2、道路の決壊、路面の流失16ヶ所、床上浸水46、床下浸水64戸。横荘鉄道雄物川架橋の橋脚沈下。
	山 内	水 害	7月15日、豪雨により、橋梁の流失損壊15ヶ所の他、道路の決壊、農地等の流失埋没、建物の全半壊6、床上浸水20、床下浸水55戸の被害をだした。被害額13,445万円(村分)

年	地 区	区 分	記 事
昭和40年	横 手	火 災	12月4日、四日町上丁(現四日町6番)商店より出火、住家1非住家3棟全焼、非住家1棟半焼、部分焼住家2非住家1棟で延べ1,513㎡焼失。市の中心街であり店舗、住宅が密集しており、建物のほか動産5,277万円余りもの被害。
昭和41年	大 森	水 害	3月5日、融雪により床上浸水1戸、床下浸水35戸
			6月28日～29日、豪雨により橋脚の流失2ヶ所、床上浸水17戸、床下浸水51戸、一部破損14ヶ所。
昭和43年	大 森	火 災	4月27日、坂部小学校全焼
昭和44年	増 田	水 害	集中豪雨で戸波橋の一部が流される
昭和45年	増 田	地 震	東成瀬地震で、震度3を記録、被害総額約4,000万円
	増 田	火 災	4月25日、雄平酪農組合職員寮より出火、寮及び隣接板金会社倉庫を全焼
昭和46年	横 手	水 害	7月3日、断続的な降雨により横手川増水床上浸水5棟、床下浸水125棟
	大 森	水 害	7月3日、豪雨により床上浸水8戸、床下浸水74戸
昭和47年	山 内	水 害	2月2日～3日、集中豪雨により村内4河川が氾濫し、橋梁の流失2ヶ所の他、道路の決壊、農地の流失冠水、床下浸水13戸
	十文字	水 害	8月2～3日雷雨を伴う降雨により、各河川増水、下仁井田地区で床下浸水36棟
昭和48年	大 森	火 災	1月9日、袴形保育園より出火、保育園併用住宅1棟全焼、損害額776万円
昭和49年	全 域	雪 害	明治27年秋田气象台設置以来初めての豪雪となり1月11日市では豪雪非常事態を宣言、1月25日夜半から降り出した雪は、一晩に68cm、27日朝は積雪2.53mとなる。市民が一斉に屋根の雪を道路に降ろし始めた、柳町(現中央町)では2階から家へ出入りする状態、交通網は途絶、列車も全て止まった。県へ自衛隊の派遣を要請、28日205名、29日120名山形から85名が到着、搬入した重機を駆使し1週間を要す除雪が昼夜を通して実施された。 2月14日、15日、最高積雪2.4mを記録 積雪多く特に1月31日からは国鉄の他、横手大森線他バス路線が不通となり学生、通勤者等徒歩で通学通勤する状態が3日位続いた。 1月25日～27日、降雪量2.6m積雪量4m、小中学校は臨時休校。

年	地 区	区 分	記 事
昭和49年	横 手	火 災	8月30日、新坂町市立鳳中学校体育館より出火、体育館841㎡を焼失、原因不明、損害額2,124万円
	雄物川	火 災	12月19日、常野より出火、住家1棟全焼、焼死者1名
昭和50年	雄物川	火 災	2月18日、中島より出火、住宅1棟全焼、焼死者1名
	大 雄	水 害	8月6日、集中豪雨により、雄物川大上橋が大雄村側63.9m流失した。
	大 森	水 害	8月7日、豪雨により大納川氾濫、五日町、菅生田、昼川などで住宅の半壊1、非住家半壊3。床上浸水184戸、床下浸水169戸。横沢橋、極楽寺橋流失
	大 森	火 災	10月21日、剣花より出火、全焼住家1非住家1棟、非住家1棟部分焼、焼死者1名(火元男性55歳)
昭和51年	横 手	火 災	1月2日、寿町より出火、店舗併用住宅2棟全焼、部分焼1棟、死者2名(火元4歳男、3歳男)負傷者1名
		風 害	3月31日、強風により住家、非住家158棟に被害、車庫ビニールハウスにも被害、横手西中学校、金沢小学校のトタン屋根が剥がれる。新築工事中のビルの足場パイプが隣の風呂屋に倒れる。
	大 森	雪 害	3月31日、強風により全壊非住家9、半壊住家非住家18、一部破損185、公共施設15、その他3に被害。
	横 手	火 災	4月4日、田中町より出火、店舗併用住宅2住家4棟全焼、損害額3,949万円
	山 内	火 災	4月21日、黒沢より出火、木造一部2階建住家1棟全焼、死者1名、負傷者1名。損害額531万円
昭和52年	雄物川	火 災	1月14日、今宿より出火、住家1棟全焼、焼死者1名
	増 田	火 災	1月24日、増田字下川原より出火、仏壇工場1棟(1,400㎡)全焼、損害額1億640万円
昭和54年	十文字	風 害	3月31日、新築中の住宅全壊1、一部破損2、非住家全壊8、屋根の被害、住家非住家37
	大 雄	風 害	3月31日、未明より強風となり、住宅92、非住家91に被害、立木195本倒木、役場総合車庫が倒壊、車両5台が損壊した
	山 内	火 災	4月23日、大松川より出火、住家1棟非住家2棟全焼、負傷者1名、損害額1,373万円
	大 森	火 災	10月15日、八日町より出火、全焼住家4棟、部分焼住家3棟、損害額2,670万円

年	地 区	区 分	記 事
昭和55年	大 森	火 災	6月26日、文天鏡田レストランパークより出火、非住家1棟全焼損害額2,757万円
	増 田	火 災	12月23日、湯の沢より出火、作業所併用住家1棟全焼、損害額3,092万円
昭和56年	全 域	風 害	8月23日、台風15号による被害。横手平鹿で住家全壊1、一部破損15、非住家全壊4、半壊27、屋根の被害住家非住家40、土砂崩れ2ヶ所、堤防の決壊8ヶ所その他
	平 鹿	火 災	11月25日、秋南火工佐藤煙火工場爆発火災、2棟全壊3棟半壊、28棟ガラス等破損の被害、死者2名
昭和57年	横 手	火 災	5月15日、金沢中野、市立金沢中学校体育館用具室付近より出火し、木造2階建て校舎2,244㎡焼失。損害額5,142万円、出火原因不明、尚、この年5月に入ってから、放火と思われる火災が発生し、同中学校でも5月8日に不審火による出火があり学校、市教育委員会、警察などで警戒警備にあたっていた矢先であった。
	大 森	火 災	5月17日、上野花火工場秋田火工より出火、非住家4棟全焼、約90棟で外壁、窓ガラス等破損。負傷者2名、損害額509万円
昭和58年	雄物川	火 災	12月11日、二井山より出火、非住家1棟全焼、焼死者1名
昭和60年	十文字	雪 害	1月14日、十文字総合文化センターの屋根の雪が、隣接の十文字中学校体育館西側の用具置場の屋根に落下、中央部分10m倒壊す
	横 手	火 災	1月23日、神明町アパートより出火、同アパートを全焼、部分焼1、死者2名負傷者1名が出た
	増 田	火 災	2月4日、増田字七日町より出火、店舗併用住家1棟全焼、1棟部分焼、負傷者1名損害額3,265万円
	山 内	火 災	3月23日、大沢より出火、全焼木造一部2階建て住家1棟、半焼木造2階建て非住家1棟、死者1名。損害額1,094万円
	雄物川	火 災	6月21日、童子ヶ沢より出火、森林5アール焼失、焼死者1名
	横 手	水 害	8月6日、雷雨により各河川増水す。床上浸水9、床下浸水109 屋根の被害8、堤防の決壊1、崖崩れ3、道路の損壊2ヶ所
昭和61年	横 手	雪 害	2月14日、婦気大堤で、木造平屋建倉庫60㎡が雪の重みで倒壊
	雄物川	雪 害	2月14日、矢神地区で、農機具などの収納に使用していた格納庫130㎡が、雪の重みで倒壊
	大 森	火 災	3月8日、五日町傳福寺より出火、寺院併用住宅1棟全焼

年	地 区	区 分	記 事
昭和62年	横 手	風 害	3月25日、暴風により飛んできた戸が当たり61歳女性が負傷す。全壊非住家15、半壊6、一部破損111
	増 田	風 害	3月25日、増田高校特別棟の屋根が174㎡剥離
	平 鹿	風 害	3月25日、58歳男性が屋根より転落負傷す。蛭野小学校の体育館屋根111.5㎡、同校舎と体育館の渡り廊下の屋根33㎡が剥離
	横 手	水 害	8月16日～17日、豪雨により横手川が増水、舘地区、大沢地区、幸町の堤防決壊。栄地区の住宅横の土砂が流失
	増 田	水 害	8月16日～17日、床下浸水非住家2。地滑り2、道路の決壊3、河川の決壊13ヶ所
	平 鹿	水 害	8月16日～17日、床下浸水14棟
	雄物川	水 害	8月16日～17日、8月28日～29日にかけての2度の集中豪雨で雄物川堤防決壊等5億6千万円の被害
	大 森	水 害	8月16日～17日、床下浸水住家4、非住家9棟
	十文字	水 害	8月16日～17日、豪雨により床下浸水7棟
	山 内	水 害	8月16日～17日、豪雨により河川の決壊、橋梁道路、床下浸水11戸の被害
	十文字	水 害	8月29日、豪雨により床下浸水5棟
昭和63年	十文字	火 災	2月26日、十五野新田より出火、住家3棟、非住家1棟全焼、住家1棟部分焼
	横 手	火 災	8月11日、黒川字悪戸、寺院より出火、寺院併用庫裡1棟全焼、部分焼3棟、この火災で50kgガスボンベが爆発約40m吹き飛ぶ
	山 内	火 災	11月8日、筏より出火、木造2階建住家、木造2階建非住家各1棟全焼、死者1名、損害額2,511万円
平成1年	平 鹿	火 災	6月11日、樽見内耕新農場より出火、全焼非住家3棟、半焼非住家10棟(いずれも鶏舎)ニワトリ30,000羽、鶏卵3,000kg等、損害額4,124万円
	雄物川	火 災	7月22日、東里より出火、住宅1棟全焼、死者1名
平成2年	大 雄	火 災	2月4日、西中島より出火、木造2階建住家併用作業場全焼、焼死者1名(男性17歳)、負傷者1名(軽傷男性19歳)
	十文字	火 災	3月1日、谷地新田より出火、住家2棟、非住家3棟全焼、住家3棟、非住家1棟が部分焼

年	地 区	区 分	記 事
平成3年	横 手	台 風	9月28日台風19号により、煙突が変形修理のため屋根で作業をしていた64歳男性が転落負傷す。横手工業高校のトタン屋根1,000㎡剥がれる。南中学校、西中学校、栄小学校のトタン屋根が剥離す。非住家の全壊8棟被害が大きい。
	増 田	台 風	住家一部損壊3棟、非住家6棟に被害
	平 鹿	台 風	住家半壊6棟、一部破損129棟、非住家13棟に被害
	雄物川	台 風	住家半壊11棟、一部破損126棟、非住家218棟、文教施設16棟に被害
	大 森	台 風	住家一部破損99棟、非住家343棟、文教施設3棟に被害
	十文字	台 風	一部破損13棟、非住家37棟に被害
	山 内	台 風	全壊非住家2棟、三又小学校トタン屋根剥離
	大 雄	台 風	住家一部破損84棟、農業施設等に被害
平成5年	平 鹿	火 災	4月5日、伊勢堂より出火、住家3棟全半焼、死者1名、損害額5,584万円。原因放火
	横 手	火 災	10月4日、城西町の飲食店より出火、店舗併用住家1棟全焼、死者2名、負傷者1名
平成6年	平 鹿	火 災	4月19日、桑の木より出火、住家1棟全焼、死者3名、損害額1,447万円
	増 田	火 災	7月27日、縫殿より出火、工場併用住宅1棟全焼、消防士1名負傷、損害額9,871万円
平成7年	大 森	水 害	8月16日～17日集中豪雨により檜岡川、猿田川、上溝川が増水 土砂崩れ 5ヶ所 道路陥没 3ヶ所 道路通行止 4ヶ所 床上浸水 12棟 床下浸水 18棟 田畑冠水 110.5ha
平成8年	平 鹿	火 災	3月1日、阿弥陀田より出火、住家1棟全焼、非住家1棟部分焼、住家1棟ぼや、焼死者1名(女性1名) 原因 囲炉裏炬燵の不始末
平成9年	横 手	火 災	9月30日、蛇の崎町住宅密集地より出火、住家全焼3棟、部分焼2棟の488㎡焼失と非住家4棟ボヤ、一酸化中毒及び熱傷者2名、損害額5,785万円
平成10年	横 手	火 災	2月23日、赤坂より出火、住家1棟、非住家1棟全焼と住家2棟部分焼、損害額2,300万円

年	地 区	区 分	記 事
平成10年	横 手	水 害	7月28日、梅ノ木後外4町内が降り始めから短時間に64.5mmの局地的な大雨により、床上浸水4棟、床下浸水31棟、道路冠水4個所など市民生活に大きな影響を及ぼす
	山 内	火 災	10月14日、土淵より出火、全焼住家1棟、負傷者2名
平成11年	雄物川	火 災	1月31日、東里より出火、全焼住家併用豚舎1棟400㎡焼失。豚80頭、損害額2,260万円
		雪 害	3月3日、沼館で倉庫(土蔵造)の張出し部分217㎡が雪の重みで損壊し、車両6台全半壊
	増 田	風 害	3月22日、低気圧接近による強風のため住家、非住家5棟、屋根トタン剥離、杉、樅の木多数倒木し電線に被害あり。(最大瞬間風速28m増田分署観測)
	平 鹿	風 害	住家、非住家8棟屋根トタン剥離
	十文字	風 害	住家、非住家8棟の屋根、壁体トタン剥離、農業施設等に被害
	大 雄	風 害	屋根トタン修理中突風にあおられ転落受傷(重傷)1名
	山 内	火 災	4月22日、三又より出火、全焼1棟、非住家2棟390㎡焼失により死者1名
	十文字	水 害	4月27日佐賀会地内皆瀬川右岸河川敷(旧堤防)大雨に融雪が加わり幅20mにわたり崩落、木流し工法行う
	横 手	火 災	5月5日、赤坂より出火、全焼非住家2棟669㎡焼失
	雄物川	火 災	9月3日、東里より出火全焼住家1棟、住家併用作業場各1棟半焼の645㎡焼失、ぼや1棟
	平 鹿	火 災	9月14日、祭典用の曳き山車1台焼損、負傷者3名
平成12年	平 鹿	風 害	5月8日、竜巻により幅150m×長さ300m住家9棟、非住家12棟に被害
	全 域	風 害	12月19日、正午過ぎから突風による被害発生、1市4町1村の住家、非住家37棟の屋根のトタン剥離、瞬間最大風速西北西30.8m記録する。
平成13年	横 手	火 災	3月7日、幸町住家2棟419㎡全焼、類焼2棟損害額9,572万円
	雄物川	火 災	4月11日、住家1棟121㎡全焼、死者1名、損害額1,241万円

年	地 区	区 分	記 事
平成13年	増 田	火 災	4月27日、山林4ha杉立木280本焼失、防災ヘリコプター“なまはげ”出動する
	横 手 山 内	水 害	8月1日、集中豪雨により横手川が警戒水位に達し横手市では降りはじめから155mm、山内村で総雨量213.9mmを記録した。横手市と山内村では建物、農業、道路関係に大きな被害をもたらした。 被害額 横手市 1億6,800万円、 山内村 5億3,900万円
平成14年	横 手	火 災	1月7日石町住家1棟157㎡全焼、死者1名、損害額1,791万円
	増 田	火 災	2月25日、火石田住家1棟191㎡全焼、死者1名
	全 域	水 害	7月10日～11日、台風6号により全域で土砂災害が発生、雄物川町では雄物川の増水のため、スイカ、水稻など51.9haに被害
	横 手	水 害	8月1日～2日、集中豪雨により横手市内7箇所土砂災害が発生。市内30棟に床下浸水などの被害
			8月19日～20日、台風13号豪雨のため市内6箇所に土砂災害が発生。道路の冠水14箇所、市内根岸町、神明町、荒沼地区等で70棟100世帯が床下浸水等の被害を受ける。
	山 内	火 災	9月13日、三又地内製材所1棟477㎡全焼
	全 域	風 害	10月1日～2日、台風21号の強風被害が発生、立木倒木6、農業用施設倒壊、破損など69棟、りんごの倒木落果など被害177haに及ぶ
平成15年	大 森	火 災	10月7日、西野共同住宅97㎡部分焼、損害額1,888万円
	大 森	火 災	5月5日、川西住家1棟262㎡全焼、損害額2,583万円原因 ガスコンロの消し忘れ
	十文字	風 害	6月20日、台風6号から変わった低気圧の強風のため、農業用ハウスの被覆ビニール剥離、破損など25棟に被害が発生する
	山 内	火 災	8月17日、相野々店舗併用住宅2棟763㎡全焼する。損害額4,897万円、原因 お盆送り火の灰の不始末
	横 手	火 災	12月5日、朝日ヶ丘住家1棟149㎡全焼、死者1名
			12月11日、南町住家2棟219㎡全焼、損害額1,280万円
平成16年	横手市	火 災	2月14日、大町地内旅館1棟999㎡全焼、損害額11,388万円
	増 田 十文字 雄物川	水 害	7月17日～18日の集中豪雨のため、増田町道路の法面6ヶ所崩落、十文字町、雄物川町河川敷の農作物へ被害。 被害額9,042万円

年	地 区	区 分	記 事
平成16年	大 森	火 災	11月7日、八沢木地内縫製工場1棟531㎡全焼、傷者3名 損害額5,618万円
	増 田	火 災	12月9日、亀田地内住家1棟342㎡全焼、死者1名
平成17年	横 手	火 災	8月31日、赤坂地内住家173㎡半焼、損害額2,581万円
		火 災	9月20日、平和町地内住家1棟173㎡全焼、傷者3名、損害額1,687万円
		火 災	11月15日、金沢地内住家、全焼1棟、半焼1棟、部分焼5棟、ぼや2棟、延べ420㎡焼損、損害額1,515万円
平成18年	全 域	雪 害	17年12月中旬から本格的に雪が降り始め、1月下旬には最深積雪190cm(山内)を記録、市では1月6日雪害警戒部を設置した。 雪に起因した事故も多発し、人的事故は31人(内死者2名)、建物被害25棟及び農業施設28棟で、被害額1,986万円。
	十 文 字	火 災	1月6日上鍋倉地内アパート491㎡全焼。損害額3,885万円。原因たばこの不始末
	平 鹿	火 災	1月23日浅舞地内住家全焼1棟、部分焼1棟、419㎡焼失。損害額1,616万円。
	雄 物 川	火 災	5月5日上西野地内住家1棟293㎡全焼。損害額2,451万円
平成19年	平 鹿	火 災	2月10日浅舞地内店舗併用住家より出火、全焼4棟、部分焼1棟、延べ1,696㎡焼失。負傷者2名、損害額110,03万円。
	横 手	火 災	外ノ目地内住家1棟272㎡全焼。死者1名、損害額1,114万円。
	山 内	火 災	平野沢地内住家1名161㎡全焼。死者1名。
	山 内	火 災	5月23日山内土湊林野火災発生秋田県消防防災ヘリコプター「なまはげ」出動要請。焼失面積1ヘクタール、15年生杉立木1,967本焼損。
	平 鹿	火 災	醍醐地内住家1棟135㎡全焼。死者1名。
平成20年	全 域	雪 害	降積雪量は平年並みであったが19年11月中旬より雪による人的被害(除雪作業中の事故、雪道歩行中の転倒等)が多発し、20年3月上旬まで延べ42名が救急搬送される。(死亡2名、重傷9名、中等傷12名、軽傷19名)
	増 田	火 災	1月1日増田字関ノ口地内で住家1棟221㎡を全焼。損害額2,680万円。原因灯明の不始末。
	大 森	火 災	4月5日板井田地内で住家1棟半焼。死者1名。
	横 手	火 災	7月3日南町住家2棟全焼、4棟ぼや。焼損面積171㎡。損害額1,724万円。原因煙草火の不始末。

年	地 区	区 分	記 事
平成20年	横 手	火 災	8月2日清水町地内住家1棟全焼、2棟部分焼。焼損面積262㎡、1名負傷。損害額1,002万円。原因配線半断線による短絡の疑い。
	大 森	火 災	11月19日袴形地内住家1棟全焼、非住家1棟ぼや。焼損面積403㎡、負傷者1名、損害額1,190万円。原因いぶり大根火の不始末。
	横 手	火 災	12月13日横手町地内住家2棟全焼、部分焼2棟、非住家1棟半焼。焼損面積226㎡、負傷者1名、損害額1,331万円。原因反射式ストーブ取り扱い不良。
	横 手	火 災	12月28日平和町地内店舗併用住宅より出火、住家2棟全焼、非住家1棟ぼや。焼損面積219㎡、損害額2,587万円。原因放火。
平成21年	十 文 字	火 災	1月19日本町地内で店舗併用住宅より出火、住家1棟全焼、2棟部分焼、ぼや1棟。焼損面積324㎡、損害額31,244万円。
	横 手	火 災	2月8日朝日が丘地内住家1棟全焼。焼失面積168㎡、損害額2,496万円。
	大 森	火 災	4月30日板井田地内住家1棟全焼、1棟ぼや、非住家1棟全焼。焼損面積455㎡、損害額1,365万円。
平成22年	雄物川	火 災	4月23日谷地新田地内住家1棟全焼、1棟部分焼、1棟ぼや、非住家1棟ぼや。焼損面積158㎡。死者1名。
	雄物川	風水害	7月3日、雄物川地区で短時間局地的な大雨、突風により床下浸水65棟、突風被害2棟、法面崩壊6箇所、道路冠水6箇所、県道通行止め1箇所、停電1,400戸のほか、農地冠水などに被害が及ぶ。
	山 内	火 災	9月26日土渕地内住家1棟全焼。焼損面積184㎡、死者1名。原因放火自殺の疑い。
	平 鹿	火 災	樽見内地内豚舎1棟653㎡全焼。損害額1,067万円。
平成23年	全 域	雪 害	1月から2月上旬にかけ記録的な大雪となり、1月24日横手市雪害対策本部を設置。2月1日には山内分署観測で最深積雪228cmを観測する。雪害も多発し、除雪中の事故で68名(死亡6名、重傷19名、軽傷43名)、歩行中の転倒などで34名が救急搬送される。また、建物被害は住家一部破損71棟、非住家全壊29、半壊13、一部破損114棟、農業関係被害は36億7千万円以上に及んだ。
	全 域	地 震	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)。 3月11日14時46分三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生、東北太平洋側を中心に津波による甚大な被害が発生した。横手市で震度5弱を観測。管内ではこの地震による人的、物的被害はなかったものの、全域が停電となりライフラインに大きな影響が出た。また、3月11日から31日まで岩手県に13部隊延べ41名、4月13日から28日まで宮城県に4隊延べ10名の緊急消防援助隊を派遣した。
	全 域	地 震	4月7日東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の余震により震度5強を観測。翌日まで全域が停電となる。
	全 域	水 害	6月23日から24日にかけての大雨により山内地区の秋田自動車道法面崩落により住家1棟が全壊したのをはじめ、住家床下浸水8棟、非住家床下浸水7棟、崖崩れ8箇所の被害。

年	地 区	区 分	記 事
平成23年	横 手	火 災	7月5日秋田自動車道上り線48.6kp、普通貨物自動車1台焼損。損害額1,061万円。
	平 鹿	火 災	9月7日醍醐地内農作業小屋1棟207㎡全焼。損害額1,039万円。
	全 域	風 害	12月4日秋田県全域に暴風警報が発令され、強風により屋根トタンの剥離3棟、街路灯2本倒れる。
平成24年	全 域	雪 害	雪による人的被害では、除雪作業中の事故が35件（軽傷20名、重症15名）、歩行中の転倒等が25件であった。 建物被害では、住家一部破損が4棟、非住家全壊が8棟、半壊が3棟、その他倒壊が2件であった。
	雄物川	火 災	1月11日雄物川町薄井住家1棟200㎡全焼。怪我人3名、損害額444万円。
	平 鹿	火 災	3月3日平鹿町醍醐住家1棟219㎡、農作業小屋139㎡を全焼。死者1名、怪我人1名、損害額1,281万円。
	全 域	風 害	4月2日に発生した温帯低気圧が、3日15時には中心気圧が972hPaに下がり、爆弾低気圧となった。3日深夜から4日朝まで約10時間、平均風速15mの強風が吹き、消防本部観測データでは4日5時23分に36.7mの最大瞬間風速を記録する。横手市管内において人的被害なし。 約13,900戸で停電となり、建物被害791棟、農業施設被害826棟、農作物被害22,845㎡、公共施設被害146施設、指定文化財被害7件、その他被害240件の被害が生じた。 被害総額は933,729千円（概算）。
	平 鹿	火 災	4月24日平鹿町浅舞住家1棟194㎡、車庫15㎡全焼、車両1台、パイプ車庫半焼、損害額958万円。
	平 鹿	火 災	7月3日平鹿町浅舞金属加工製造工場1棟394㎡全焼。損害額3,944万円。
	横手、平鹿、雄物川、十文字、山内	水 害	7月5日から6日にかけての大雨により、住家床上浸水3棟、床下浸水65棟、非住家の浸水86棟、農作物は690haを超える冠水被害が発生する。24時間雨量では、7月の観測史上最大となる107.5ミリを記録する。
	増 田	火 災	10月25日増田町亀田地内で住家1棟、車庫1棟、物置2棟、計4棟全焼。怪我人2名。損害額671万円
	大 雄	火 災	11月22日大雄字三村地内で住家1棟半焼。焼損面積60㎡。損害額826万円。
平成25年	平 鹿	火 災	12月12日平鹿町浅舞地内で住家1棟100㎡全焼、部分焼1棟、半焼1棟、焼損面積219㎡。死者2名。
	全 域	雪 害	1月7日大雪対策連絡部設置、2月21日に雪害対策部に移行する。2月26日には山内分署観測で最深積雪225cmを観測する。雪害も多発し、除雪中の事故で35名（死亡3名、重傷15名、軽傷17名）、歩行中の転倒などで26名が救急搬送される。また、建物被害は非住家全壊4棟、非住家半壊9棟、一部破損3棟であった。

年	地 区	区 分	記 事
平成25年	全 域	風水害	4月6日から8日にかけての大雨及び強風により、雄物川河川公園が冠水し、平鹿町で屋根トタン剥離、山内村で電線切断の被害が発生する。
	十 文 字	火 災	5月22日十文字町越前地内、住家1棟152㎡、物置10㎡全焼、部分焼1棟22㎡、死者2名、損害額397万円。
	横 手	火 災	5月26日横手市上境地内、住家併用寺院の庫裡部分412㎡及び、物置40㎡1棟全焼。損害額5,332万円。
	大 雄	火 災	5月27日大雄地内、住家併用作業小屋1棟403㎡、車庫16㎡、物置小屋10㎡全焼。損害額1,210万円。
	平 鹿	風 害	8月20日、強風により平鹿町上吉田地内で住家1棟屋根トタン剥離、非住家2棟全壊、1棟半壊、4棟一部破損、ビニールハウス一部倒壊の被害が発生する。
	横 手	火 災	9月4日横手市前郷地内、遊技場1棟1,171㎡のうち、672㎡を焼損。損害額1,706万円。
平成26年	横 手	火 災	3月24日横手市柳田地内、住家1棟208㎡全焼、住家1棟30㎡、非住家外壁22㎡部分焼、エアコン室外機、エアコン配管カバー2本、網戸1枚焼損。損害額1,038万円。
	横 手	火 災	4月5日横手市杉目地内、住家173㎡全焼。損害額1,022万円。
	横 手	火 災	5月6日横手市下八丁地内、住家1棟317㎡全焼、普通自動車2台、廃車1台焼損。住家の外壁及び窓133㎡、55㎡部分焼。損害額4,278万円。
	横 手	火 災	6月28日横手市清川町地内、住家228㎡全焼、車庫外壁16㎡部分焼、住家25㎡、24㎡部分焼。怪我人1名。損害額903万円。
	横 手 大 森 平 鹿	風 害	12月17日から18日にかけて暴風雪により、看板割れ1件、電線より火花6件の被害が発生する。
平成27年	平 鹿	火 災	2月9日平鹿町下鍋倉地内、住家231.38㎡全焼、死者2名、損害額555万円。
	横 手	火 災	2月10日横手市睦成地内、住家併用農作業場455.36㎡全焼、怪我人1名、損害額2,243万円。
	横手、大 森、増田十 文字 雄物川	風 害	3月10日から11日にかけて暴風雪により、住家・非住家屋根トタン剥離7件、道路に飛散物2件、非住家シャッターの中柱破損1件、その他風害2件の被害が発生する。
	横 手	火 災	4月30日横手市金沢中野地内、住家248.31㎡・農作業小屋157.26㎡・物置小屋39.66㎡全焼、パイプ車庫の壁及び屋根53㎡・スピードスプレイヤー1台焼損、怪我人1名、損害額1,823万円。

年	地 区	区 分	記 事
平成27年	横 手 十文字	水 害	9月11日台風18号による大雨の影響で、浸水2件、道路冠水3件、その他冠水1件の被害が発生する。
	横 手	火 災	9月26日横手市横山町地内、下宿417.07㎡全焼、住家屋根36.41㎡・建具1.09㎡部分焼、電気メーター及び外部コンセント・変電所の機械・普通自動車5台・軽自動車2台焼損、怪我人1名、損害額6,837万円。
	横 手	風 害	10月2日午前10時頃、1時間瞬間最大風速18.5m、平均10.4mの強風が発生。住家屋根トタン剥離1件、道路への倒木2件の被害が発生する。
	全 域	風 害	10月8日から9日にかけて暴風により、住家・非住家屋根トタン剥離10件、倒木2件、その他風害4件の被害が発生する。
	増 田	火 災	10月15日増田町亀田地内、住家111㎡全焼、農機具格納庫外壁3㎡及び窓ガラス2枚(0.69㎡)・柿立木1本・杉立木1本・街路灯1灯焼損、怪我人1名、損害額120万円。
	十文字	火 災	12月2日十文字町睦合地内、住家215㎡・物置236㎡全焼、住家床面積25㎡・表面積50㎡焼損、軽乗用車運転席側フロント窓ガラス1枚破損、怪我人1名、損害額1,504万円。
平成28年	横 手	火 災	2月2日横手市金沢本町字本町地内、住家1棟全焼、物置小屋1棟部分焼、車庫1棟部分焼、住家1棟部分焼、空き家1棟部分焼、カーポート1基ぼや、住家1棟ぼや、負傷者1名、損害額715万円。
	雄物川	火 災	2月14日雄物川町南形字町屋敷地内、住家1棟全焼、パイプ車庫1基焼損、損害額554万円。
	横 手	火 災	2月20日横手市上八丁字天神町地内、きのこ栽培小屋2棟全焼、きのこ栽培小屋1棟部分焼、農業用ビニールハウス1棟焼損、損害額2,665万円。
	増 田	火 災	2月26日増田町増田字伊勢堂南地内、住家1棟全焼、住家2棟部分焼、損害額1,000万円。
	全 域	風 害	4月17日から18日にかけて発生した強風により、住家、非住家トタン剥離19件、倒木2件の被害が発生する。
	増 田	火 災	5月3日増田町増田字田町地内、住家1棟部分焼、死者1名、損害額93万円。
	横 手	火 災	6月11日横手市安田字ブンナ沢地内、住家1棟全焼、負傷者1名、損害額1,128万円。
	横 手	火 災	9月20日横手市赤坂字後野地内、住家1棟全焼、住家1棟部分焼、事務所1棟部分焼、スチールパイプ製車庫1基焼損、スチール製物置1台焼損、廃車1台焼損、普通自動車1台焼損、損害額317万円。

年	地 区	区 分	記 事
平成29年	増 田	火 災	1月11日増田町戸波字姥懐地内、農作業小屋1棟全焼、農機具格納庫1棟部分焼、自家用軽貨物自動車1台焼損、杉立木10本焼損、損害額1,629万円。
	雄物川	火 災	1月21日雄物川町今宿字西ノ在家地内、住家兼作業小屋1棟全焼、美容店併用住家1棟全焼、車庫兼倉庫1棟部分焼、住家1棟部分焼、農作業小屋1棟部分焼、死者1名、損害額889万円。
	大森	火 災	4月6日大森町上溝字松原地内、住家1棟全焼、住家3棟部分焼、作業場兼物置1棟部分焼、物置小屋1棟部分焼、負傷者2名、死者1名、損害額798万円。
	全 域	風 害	4月11日から13日にかけて発生した強風により、人的被害1件、住家、非住家トタン剥離9件の被害が発生する。
	全 域	風 害	4月17日から18日にかけて発生した強風により、住家、非住家トタン剥離8件の被害が発生する。
	横 手	火 災	5月4日横手市朝倉町地内、物置小屋兼車庫1棟全焼、長屋住家1棟半焼、事務所1棟部分焼、スチール製物置1台焼損、損害額2,223万円。
	山 内	火 災	7月6日横手市山内土渕字二瀬地内、店舗併用住家1棟全焼、住家2棟全焼、損害額5,070万円。
	全 域	水 害	7月22日夕方より大雨となり、横手市では1時間の降水量68.5mm、期間降水量316.5mmと観測史上最大の降雨を記録し、大森地区、横手地区を中心に多くの浸水、冠水被害が発生した。人的被害は軽傷者3名、避難所からの救急搬送者2名、救助人員21名。物的被害は住家半壊2棟、床上浸水210棟、床下浸水440棟、道路損壊34箇所、崖崩れ72箇所、孤立状況は94世帯、255名である。
	横 手	火 災	8月22日横手市南町地内、下宿1棟全焼、空き家2棟全焼、物置1棟全焼、学童施設1棟部分焼、軽自動車1台焼損、普通自動車1台焼損、自動販売機1台焼損、死者5名、負傷者10名、損害額1,671万円。
	横 手 山 内	風 害	9月20日上空約5,500メートルに氷点下21度前後の寒気を伴った低気圧に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が不安定となり、県南を中心に雷を伴った強い風雨に見舞われた。横手市では突風とみられる強風が発生し、倒木や住家の屋根が飛ばされるなどの被害が相次いだ。人的被害無し。住家一部破損13棟、非住家破損33棟、倒木被害18件。
	横 手	火 災	11月7日横手市八幡字石町地内、長屋住宅1棟全焼、住家2棟部分焼、死者1名、損害額108万円。

年	地 区	区 分	記 事
平成30年	全 域	水 害	3月1日から2日にかけて2つの低気圧がオホーツク海にとどまり、強い冬型の気圧配置となったことによる暴風及び暴風雪に見舞われ、車の立ち往生や住宅の屋根やトタンが飛ばされるなどの被害が相次いだ。気温も上昇し、積雪の多い地域で雪解けが急速に進み、道路冠水や家屋倒壊などの被害も発生した。住家一部破損7件、非住家被害9件(内公共施設1件)、道路冠水1件、車両立往生4件が発生した。
	増 田	火 災	4月13日増田町増田字七日町地内、店舗兼住宅1棟を部分焼、死者1名、負傷者1名、損害額89万円。
	大 森	火 災	4月22日大森町袴形字西神成地内、作業小屋兼物置1棟全焼、住宅1棟全焼、ごみ置場1棟全焼、車庫1棟の外壁部分焼、住宅1棟の外壁を部分焼、田圃の稲わらを焼損、光ファイバーケーブルを焼損、損害額1,855万円。
	平 鹿	火 災	4月30日平鹿町醍醐字下佐戸川地内、木屑ストックヤード1棟全焼、産業廃棄物処理場1棟の外壁を部分焼、その他収容物を焼損、損害額195万円。
	横 手	火 災	8月15日卸町地内、倉庫兼事務所兼作業場1棟を全焼、お堂1棟の屋根を部分焼、倉庫1棟の屋根を部分焼、軽貨物自動車1台を焼損、損害額3,316万円。
	全 域	風 害	9月4日から5日にかけて、台風第21号の接近、通過に伴って、非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。住家一部破損4件、非住家被害8件、公共施設被害1件、倒木による道路寸断3件が発生した。
	大 雄	火 災	10月4日大雄字田根森東地内、物置小屋1棟全焼、住宅1棟全焼、損害額243万円。
	全 域	風 害	10月7日大型で強い台風第25号は、速度を速めながら日本海を北東に進み、10月7日未明に本県に最接近し、市内は強風に見舞われた。住家一部破損4件、非住家被害2件が発生した。
	平 鹿	火 災	平鹿町下吉田字下福田地内、住宅兼車庫1棟全焼、損害額997万円。
平成31年	横 手	火 災	2月7日安田地内住家1棟全焼、負傷者1名。
	平 鹿	火 災	2月9日上吉田地内住家1棟全焼、普通自動車1台、軽自動車1台焼損。
	十文字	火 災	2月25日睦合地内住家1棟、住家2棟部分焼、お堂1棟焼損、負傷者1名、損害額742万円。
	横 手	火 災	3月25日杉目地内住家1棟、非住家1棟全焼、非住家1棟部分焼、パイプ車庫焼損、普通自動車1台焼損。被害額553万円。
	増 田	火 災	4月6日増田地内住家1棟全焼、防犯灯1基焼損、負傷者1名、損害額266万円。

年	地 区	区 分	記 事
令和元年	全 域	風 害	5月20日強風の影響でトタン剥離住家5棟、非住家9棟、倒木1件の被害が発生する。
	十文字	火 災	6月2日梨木地内住家1棟全焼、住家2棟、非住家2棟損害額650万円。
	全 域	風水害	8月10日雷雨の影響で住家トタン剥離4棟、住家床下浸水3棟、落雷による被害2件、道路冠水4件、倒木5件の被害が発生する。
	横 手	火 災	9月25日八幡地内住家1棟半焼、負傷者2名、損害額1,720万円。
	雄物川	火 災	11月5日造山地内住家1棟全焼、死者1名、損害額461万円。
	横 手	火 災	12月6日金沢本町地内住家4棟、非住家3棟全焼、住家3棟部分焼、住家1棟ぼや、損害額3,116万円。
令和2年	全 域	風害	3月20日強風の影響で住家一部破損4件、トタン剥離4件の被害が発生する。
	増田	火災	7月3日増田地内住家1等全焼、負傷者1名、損害額2,324万円。
	平鹿	火災	10月20下吉田地内住家1棟全焼、住家1棟部分焼、損害額1,390万円。
	平鹿	火災	11月6日醍醐地内住家1棟全焼、住家1棟部分焼、損害額1,258万円。
	大森	火災	12月12日板井田地内住家1棟全焼、住家1棟、非住家1棟部分焼、死者1名、負傷者1名、損害額484万円。
	雄物川	火災	12月15日西野地内住家1棟全焼、住家1棟、非住家1棟部分焼、損害額742万円。
令和3年	全域	雪害	1月4日、積雪が189cmに達し「横手市大雪災害対策本部」設置。 1月5日、積雪に伴い孤立住宅の発生及び倒壊危険が高まったため、「自衛隊の災害派遣」を秋田県知事に要請。1月6日から1月10日まで活動。 1月7日、当市を含む4市2町1村に「災害救助法」が適用、避難所開設・障害物除去等活動を1月31日まで実施。 2月5日、観測史上最大積雪203cmを観測。 ※被害状況 ①人的被害:死亡3名を含む79名 ②建物被害:住家全壊1棟、半壊1棟含む416棟 ③農業被害:農業用ハウス・作業小屋等併せて2,707棟等甚大な被害が発生。
	増田	火災	1月11日亀田地内住家1棟全焼、損害額840万円。
	平鹿	火災	1月17日浅舞地内非住家1棟半焼、損害額645万円。
	全域	風害	2月16、17日強風の影響で住家一部破損38棟、トタン剥離住家56当、倒木4県、負傷者1名の被害が発生する。
	大雄	火災	6月6日大雄地内住家1棟全焼、住家1棟部分焼、非住家1棟ぼや、損害額442万円。
	大森	火災	6月10日大森地内住家1棟全焼、非住家3棟全焼、住家1棟半焼、住家1棟部分焼、住家3棟部分焼、損害額8,547万円。
	全域	風水害	6月14日強風、大雨の影響で非住家全壊1棟、一部破損3棟、トタン剥離3棟の被害が発生する。
	増田	火災	11月17日亀田地内住家1棟全焼、住家1棟部分焼、住家2棟ぼや、損害額843万円。
	十文字	火災	12月3日越前地内住家1棟全焼、住家1棟部分焼、住家2棟ぼや、非住家4棟部分焼、非住家1棟ぼや、損害額733万円。

年	地 区	区 分	記 事
令和4年	大 雄	火 災	4月11日大雄地内住家1棟部分焼、非住家2棟全焼、傷者2名、損害額210万円。
	山 内	土 砂	8月13日三又地内において大雨による土砂崩れが発生。人的、建物被害無し。同日、土淵地内で私道脇の法面が崩れたことによる住家1件の孤立が発生。人的、建物被害は無し。
	全 域	風 害	9月6日強風の影響で住家屋根トタン剥離1件、非住家屋根トタン剥離3件、一部破損1件の被害が発生する。
	横 手	火 災	9月10日安本地内非住家(工場)1棟半焼、傷者1名、損害額1億4092万円。
	平 鹿	火 災	9月19日浅舞地内住家1棟、非住家2棟全焼、住家1棟、非住家1棟部分焼、住家1棟ぼや、損害額2,283万円。
	大 雄	火 災	11月30日大雄地内住家1棟全焼、損害額410万円。
	横 手	火 災	12月28日杉沢地内住家1棟全焼、住家1棟ぼや、傷者1名、損害額100万円。
令和5年	平 鹿	火 災	4月2日中吉田地内住家1棟全焼、非住家1棟全焼、非住家部分焼1棟、損害額367万円。
	雄物川	火 災	5月3日沼館地内住家3棟全焼、住家2棟部分焼、非住家1棟部分焼、非住家1棟ぼや、傷者1名、損害額1,514万円。
	平 鹿	火 災	5月22日浅舞地内住家1棟全焼、死者1名、傷者1名、損害額120万円。
	横 手	火 災	5月27日田中町地内非住家(飲食店)1棟半焼、傷者2名、損害額317万円。
	横手・増田	水 害	7月15日から7月16日にかけて秋田県を中心に記録的な大雨となる。土砂崩れ2件、道路冠水2件、倒木2件の被害が発生する。
	平 鹿	火 災	8月31日樽見内地内住家1棟全焼、非住家1棟半焼、非住家1棟部分焼、損害額335万円。
	平 鹿	火 災	9月24日浅舞地内非住家1棟全焼、損害額2万円。
	横 手	火 災	9月29日明永町地内住家1棟全焼、非住家1棟部分焼、傷者1名、損害額544万円。
	十文字	火 災	10月17日宝龍地内住家2棟全焼、死者1名、傷者1名、損害額318万円。
	雄物川	火災	12月25日谷地新田地内住家2棟全焼、住家3棟部分焼、非住家2棟部分焼、住家1棟ぼや、死者1名、傷者2名、損害額2,229万円。